

14. 2口-315



1200501168226

14.2口

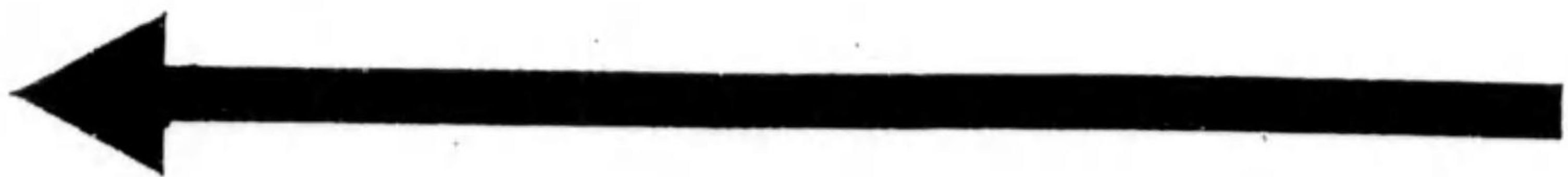
315

×
複写

問物代粧品年
△
立皿



始



ホルモン配合・栄養クリーム

クラブ ブ 美身 クリーム



品質・効果に益々優秀性を發揮せる

最高標準の栄養クリーム

専賣特許の綜合ホルモン及びビタミンを配合した最も進歩した科學的營養クリームです。皮膚からホルモンが吸収され細胞組織に活力と營養を與へ小じわ・肌アレを防ぐと共に、ニキビ・シミ・ソバカスを解消し常に健康な若肌を保ちます。

ホルモ配合

液乳ブラク

薬用

家庭常備の
皮膚衛生料



特殊植物の美肌成分と綜合ホルモンの効果で小じわや肌アレを防ぎ、脂や汚れをとり健康化粧を永持させると共に、手を美しくします。又ひげそり後に、お子様の肌に、その他皮膚衛生にかゝりません。

新形式の皮膚營養素

綜合ホルモンを強度に含有した新しい液狀クリームで、適度の脂肪性を有する新形式の皮膚營養素です。肌の美化に、化粧下に、ひげそり後に好適です。



新しい液狀クリーム

ドーフィンモルホブラク



昭和十七年

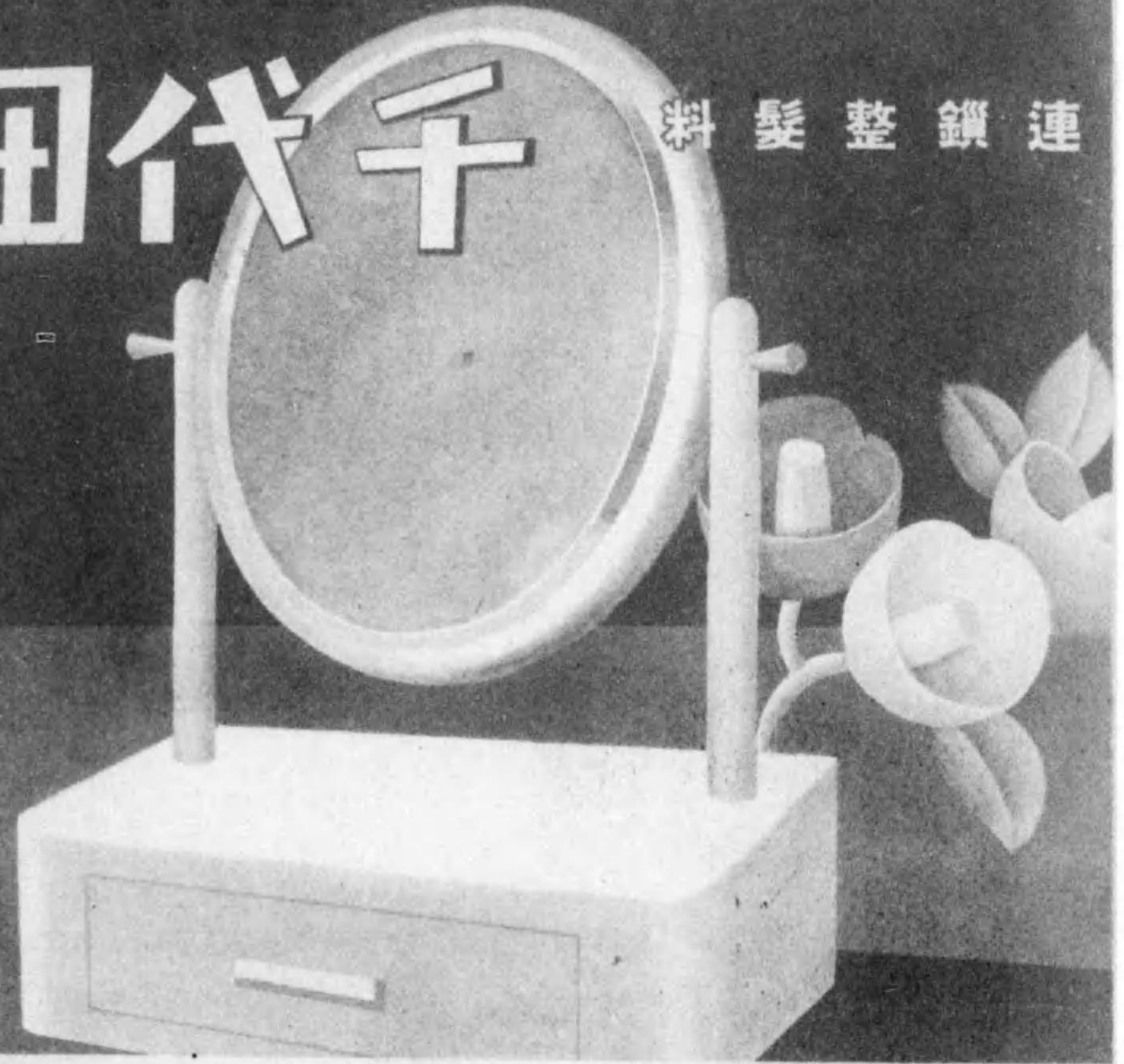
小間物化粧品鑑



發行所寄贈本

千代田

連鎖整髮料



千代田ボマド 4

千代田オネトツク 1

千代田椿ボマド 5

純椿千代田香油 2

千代田洋髮香油 3

本舖・株式會社 千代田山岸商店

東京豊島區池袋一ノ七六八・電話(86)三二二〇・七二四



緒言

小間物化粧品年鑑」がわが社によつて初めて刊行されたのは昭和九年の一月一日であつた。それまでの業界はかゝる集成的文獻を缺き、億數千萬圓の産額を有する業界にとつて、一の遺憾事とされてゐたところであるが、本年鑑の出づるに及んで、業界の渴望は初めて醫された感があつた。爾來、年々刊行をつづけ、本昭和十七年版は實にその九回目にあたるものである。

本年鑑の編纂に當つては、例年、並々ならぬ努力が傾注されて來たことは云ふまでもないが、昭和十七年版に於いては、周知の如く印刷用紙の統制が施行されてゐたことを記しておかねばならない。即ち凡ゆる出版物は、日本出版文化協會の統制下に服し、その査定割當を得て初めて刊行し得る組織となつた。従つて本年鑑を全業界に贈り得るに至つたのも、業界多年の傳統と我が社の實績が然らしめたところとは云へ、出版文化協會當局が示された業界に對する深い認識によるものであることは云ふまでもない。その理解なくしては本年鑑の編纂に

當つての努力も膏餅に歸したことであらう。何を措いても先づ業界とともに慶びたい所以である。

本年鑑の編輯體系は、大體前年度のそれに濫りに變更を加へることをせず、各部門に於いて多少の變更を加へたに過ぎない。

支那事變以來、經濟再編成の進捗するに伴ひ、わが業界は幾多の問題に逢着して來たのであるが、わが國未曾有の大戦争を開始せる此の年にあつては、決戦體制整備の急は一日の遅延を許さず、五十に餘る重要勅令の公布を見る實情であつた。従つてこれが爲に業界の蒙れる影響の深刻なるは、到底前年の比ではなかつた。

「統制經濟」と「物資統制」の二部門は、即ち此の見地から新たに擴充したものであつて、本年鑑の力點は此處に置かれたものと云つてもよからう。

「大陸業界」も亦本年鑑に於いて特別の努力を傾注した部門である。昭和十六年版以來、各種の統計的數字を掲げ得なくなつたことは全體を通じてのことであるが、從來の「海外業界」は、本年に至つて第三國貿易の杜絶に逢ひ、何等記録すべきものを見出し得なかつたのであ

14.2
315

る。これに代り、大陸の業界と南方圏の存在は、急速度を以つて業界の前面に擴大され、殊に大東亞戦争の起るに及び、全業界の注視は擧げて南方に注がれるに至つた。

五

本年鑑の「大陸業界」は、かゝる業界の要望に備へるには、些か資料に乏しい憾みもあるが、その點は今後の研鑽を期して補ひ度い。

從來の部門を繼承せる「業界一年史」「組合團體」「生産販賣」等の部門に於いても、その内容に於いて記録的なものゝあることを特に指摘したい。それは業界そのものゝ變貌によるものであり、大いなる轉換期に臨める業界の生息を傳へるものであるからである。

六

此の外「法規法令」欄は應接に遑なき法律の公布に對して、昭和十

六年版の體系を踏襲し、舊法令との重複を避けて索引を附することとした。

「薬業藥品」欄は薬業界の一年の動きを、唯單にその輪廓に於いて捉へたに過ぎない。然しながら簡にして要を盡し、薬業關係販賣業者の座右に資した。

本年鑑の編纂に際して、資料、材料の蒐集上、編纂上に助力、助言を與へられたる業界各商店初め、左記各方面の甚大なる援助に對して厚く感謝の意を表したい。

厚生省、商工省、大藏省、特許局、興亞院、警視廳、東京府商工課、府立商工獎勵館、東京市産業局、日本、東京及び全國商工會議所、實業組合聯合會、藥業關係組合、東京東亞輸出組合、全國各地業界組合、滿鮮支在留業界組合、日本電報通信社、全國藥業商報社

昭和十七年 小間物化粧品年鑑目次

緒言

大東亞戦争と業界の覺悟……………一

昭和十六年の概観

- ①化粧品廣告取締……………六
②東京組合の皇軍慰問……………九
③東京府の商工業調査……………九
④七七禁令特免品の延長……………一〇
⑤東京組合の記念事業……………一一
⑥花王の配給統制組合問題……………一三
⑦化粧品の朝鮮移入税撤廢……………一三
⑧商工省の第二回商業調査……………一四
⑨第二次公定價格の經過……………一四
⑩部外品工業協會の結成……………一六
⑪東京化工の部制設置……………一六
⑫化粧工聯の結成……………一九
⑬東日本卸商組聯合會の結成……………二〇
⑭荒物小賣商全國聯合會の結成……………二一
⑮石鹼配給機構整備問題……………二二
⑯工聯の化粧品質績調査……………二四
⑰商賈の工組分離問題……………二五

目次

統制經濟

臨時計畫經濟下の統制……………四六

物資統制

原材料統制の強化……………八六

- ①劃期的な物動計畫……………五〇
②計劃經濟體制の進行……………五一
③國家總動員法の強化……………五二
④産業團體令の發動……………五四
中小工業の再編成
①中小商業の整備……………五八
營業免許制……………六四
②中小工業の整備……………六五
石鹼工業整備要綱……………六六
③轉失業對策……………六七
半轉業……………七一
勞務動員の強化……………七三
物價政策の推移
議會の物價論議……………七五
綜合物價對策……………七七
物價の改組方針……………七七
九・一八廢止問題……………七九
物價對策の確立……………七九
應戰價格統制……………八一
價格統制令の改正……………八三
暴利行爲取締の強化……………八三
低物價政策と公價……………八四

七・七禁止令……………八九

業界の統制物資

①植物油脂……………九一

②パラフィン及び流パラ……………九三

③グリセリン……………九三

④ステアリン酸・脂肪酸……………九五

⑤アルコール……………九五

⑥亜鉛華……………九六

⑦小麦粉・澱粉……………九六

⑧アラビヤゴム・タラカントゴム……………九七

⑨硼砂・硼酸……………九七

⑩香料……………九八

⑪その他の化粧品原料……………九九

⑫ガラス……………九九

⑬コルク……………一〇〇

⑭合成樹脂……………一〇一

⑮セルロイド……………一〇三

⑯鐵 鋼……………一〇四

⑰非鐵金屬……………一〇六

生産販賣界の一年……………一〇八

小間物界の情勢……………一〇九

①服飾雑貨……………一一〇

②ゴム製品……………一一三

③袋物……………一二四

④造花その他……………一二六

⑤セルロイド……………一二七

⑥合成樹脂……………一二九

⑦商刷子……………一三〇

化粧品界概観……………一三三

①クリーム……………一三四

②香 油……………一三七

③香 水……………一三九

④白 粉……………一四〇

⑤化粧水……………一四〇

⑥石 鹼……………一四〇

配給機構の整備案……………一三三

公價改訂の陳情……………一三七

企業整備進捗……………一三七

⑦商 磨……………一四〇

⑧香 料……………一四三

業界工場一覧……………一四六

化粧品新公定價格……………一五九

商店一年史……………一六〇

業界宣傳

廣告宣傳の臨戰體制……………一八〇

①八・一停止令……………一八〇

②新聞廣告の問題……………一八一

③雜誌廣告の問題……………一八三

化粧品の新聞廣告……………一八四

十六年の新刊……………一八五

大陸業界

轉換貿易國策の推進……………一八八

①貿易統制令……………一八九

②貿易機構の整備……………一九一

③日本貿易振興會社……………一九一

④商品別買取會社……………一九二

⑤輸出組合……………一九三

⑥圓城輸出の統制……………一九四

⑦南方貿易の統制……………一九六

⑧貿易統制會……………一九六

⑨貿易國策の進行……………二〇〇

東亞共榮圈に於ける業界市場

滿洲……………二〇一

北 支……………二〇二

蒙 疆……………二一〇

中南支……………二一一

佛領印度支那……………二一五

泰 國……………二一七

滿洲業界案内……………二一九

組合團體

全國業界組合一年史……………二二三

生産販賣

大陸業界

組合團體

藥業藥品

寫眞グラフ

業界關係組合役員一覧

同業組合の部……………二四〇

商業組合の部……………二四八

工業組合の部……………二六八

その他の部……………二七三

業界關係全國同業組合一覧……………二七三

業界關係全國工業組合一覧……………二八一

業界關係全國商業組合一覧……………二九二

業界關係全國貿易組合一覧……………三〇三

全國業界諸團體一覧……………三〇五

業界機關紙一覧……………三〇三

海外統計……………三〇三

法規法令

從業者移動防止令……………三〇四

植物油脂及植物油脂原料種實

配給統制規則……………三〇六

用紙規格規則……………三〇八

石油配給統制規則改正……………三〇九

石油配給統制規則により石油副生物

指定……………三〇九

輸出品及輸出品原材料配給統制規則……………三一九

商工省所管重要物資現在高調査規則……………三四三

商工省所管重要物資現在高調査規則

による調査物資等……………三四三

國家總動員法中改正……………三五六

國民更生金庫法……………三五六

醫藥品及衛生材料生産配給統制規則……………三五五

國民更生金庫施行令……………三五五

生活必需品統制令……………三五七

生活必需品物資指定規則……………三五八

貿易統制令……………三五八

貿易統制令施行規則……………三六〇

硬化油等配給統制規則……………三六〇

硬化油等配給統制規則第一條の規定

に依る指定……………三六〇

小麦粉等製造配給統制規則……………三六三

暴利行為等取締規則中改正……………三六四

陸軍統制令に依り陸上運送事業者に對

し貨物運送の引受及順序に關する件……………三六五

重要産業團體令……………三六五

重要産業團體令施行規則……………三六九

配電統制令……………三七〇

會社所有株式評價臨時措置令……………三七六

株式價格統制令……………三七六

金屬類回收令……………三七七

回收物件及施設指定規則……………三七九

價格等統制令……………三八一

價格等統制令施行規則……………三八四

會社經理統制令中改正……………三八七

會社經理統制令施行規則中改正……………三八七

會社經理統制令施行規則中改正……………三九三

鐵製品製造制限規則……………三九七

鐵製品製造制限規則に依る物品指定……………三九七

奢侈品等製造販賣制限規則に依る制限

禁止物品指定中改正……………三九九

業界關係法規一覧……………三九五

業界關係法令索引……………三九八

藥業藥品

藥業界の諸問題

①統制醫藥品生産及び配給機構の整

備……………四〇〇

②衛生局の機構改變と地方廳の業務

課問題……………四〇三

③醫療制度改善問題と醫藥制度調査

會……………四〇三

④藥事奉公會の結成……………四〇四

⑤企業合同問題と藥業の特殊性……………四〇五

各府縣藥劑師會……………四〇七

東京大阪藥業團體役員一覧……………四〇八

藥業界の一年……………四一〇

全國藥業組合一覧……………四一〇

寫眞グラフ

東京小間物化粧品商報案内……………四一〇

小間物化粧品
年鑑廣告索引

(五十音順)

特 殊 面

レト化粧品 表紙 平尾賢平商店
クラ化粧品 表紙返し 中山太陽堂
ウテナ化粧品 裏返し 久保政吉商店
千代田整髪料 オフセット版 千代田山岸商店
丹頂チツク 同 金鶴香水會社

【あ】

小間物雜貨卸商 阿部錠商店 三
二葉チツク 葵香本店 六
マルマン化粧品所 油藤商店 一六〇
オリサナル化粧品 安藤井筒堂 四七
化粧品と石鹼 朝日堂株式會社 三三
【い】
イオス洗顔クリーム イオス研究所 九
いろは染 いろは染料工業所 九
オシドリ椿香油 井上太兵衛商店 一五
石鹼 容器 井上小四郎商店 一五
メヌマポマード 井田京榮堂 二二
忠勇ハブラシ 井阪支店 二二
化粧品問屋 井田兩國堂 二九

【う】

ウエスト化粧品 ウエスト化學研究所 二六
タンゴドーラン 宇野達之助會社 三二
ビヂュー化粧品 卯野商店 一六
【え】
イリザキヤツプ 入澤三郎商店 一五
帽子問屋 池田商店 一七
服裝雜貨卸 伊勢牛本店 一四
キスミール口紅 伊東化學研究所 二五
バビリアオ 伊東化學研究所 二五
クモ印整髪料 井筒屋商店 一八
みづつ養髮料 和泉商事株式會社 二八

【お】

オン養毛水 オン養毛水本舗 一四
香 小川商店 一四
墨染ボマード 小川潮華園 九
競馬化粧品 小倉商店 九
伊豆椿香油 大槻彩芳園 七
化粧品問屋 大山勇次郎商店 二二
化粧品雜貨卸商 大内重雄商店 一三
ローレル化粧品 太田榮治郎商店 二〇
シーズンバンド 太田春龍堂 二〇
セルロイド雜貨 荻村龜太郎商店 三〇
ボンジョー化粧品 岡本信太郎商店 一八
文房具卸 岡田福二郎商店 一八
ロダン化粧品 岡田化學研究所 一八

【か】

カガシ液體コールド カガシ化粧品本舗 四九
石鹼・油脂 花王石鹼長瀬會社 六七
化粧品問屋 花王石鹼長瀬會社 六七
ナリス化粧品 會陽化學研究所 二二
運動服ズボン問屋 川口善朗商店 八七
石鹼化粧品問屋 川野立志堂 一四
フレツクル本舗 河合パフ製造所 四
化粧品パフ 河合パフ製造所 三九
カネボウ化粧品 鐘紡化學研究所 二八
カネボウ代理店 鐘友會 二八
化粧品瓶 鐘屋商店 二六
ひしや 要彌三郎本店 一六
リビヤ化粧品 勝村卯三郎商店 三三

【き】

ヘチマコロン 近源商店 四九
糸針雜貨問屋 近利商店 一六七
ウヅマキ石鹼 近磯商店 一四二
化粧品問屋 協和會 二九
油脂石鹼製造 協同油脂株式會社 一四
牛乳石鹼 共進舎石鹼株式會社 一四
銀座堂黒砂糖クリーム 銀座堂化粧品本舗 七
【く】
クレミオイル クレミ商會 三三
クレオ化粧品 クレオ研究所 六二
モダンシャンプー 葛原工業所 一五
キンロー齒刷牙 桑畑直吉商店 一五

ア レ ミ ヲ ウ

日陽香・六大洲 楠本商店 三三
ミクログレン 啓芳堂 三
コゼット化粧品 啓芳堂 三
ゴサマーヘヤーネット 小林商店 一〇
ライオン 啓芳堂 一〇
香 啓芳堂 一〇
蘭月線 啓芳堂 一〇
荒物海草問屋 駒木銀三郎商店 九
【さ】
イギシクレンジー 三勇商店 一〇
スミール洗顔クリーム 三友會社 一〇
八重椿香油 三友會社 一〇
生活必需品配給 三友會社 一〇
化粧品問屋 佐々木商店 一〇
石鹼問屋 櫻井傳和商店 一〇
ミトモポマード 齊藤三友會社 一〇
化粧品雜貨 榮商事株式會社 一〇
【し】
資生堂化粧品 資生堂 一〇
香 鹽野化工株式會社 一〇
セルロイド掃帚 篠崎四郎商店 一〇
庄慶香油 清水英商店 一〇
メイドリン化粧品 粧和理化學工業所 一〇

ゴ コー 整髪料

アロハトニツク 昇英堂 三
【す】
スチルマン本舗 昭和製藥株式會社 二七
小間物材料問屋 須田商店 一七
アモンパバヤ 杉田商店 一七
小間物雜貨問屋 杉田貞治商店 一七
カネヨクレンジー 鈴木三陽堂 一七
化粧品問屋 鈴木義明商店 一七
ナルビー化粧品 鈴木福次郎商店 一七
【せ】
裁縫用具編棒雜貨 關口次郎商店 二二
石鹼製造 成和會社 二二
シヤベトニツク 生化學工業研究所 二二
化粧品問屋 芹田商店 二二
【そ】
香 曾田香料株式會社 二二
【た】
ダイナークリーム ダイナー本舗 三九
化粧品問屋 田中花玉堂 一八
ニード洗粉 田中善株式會社 一八
カツビー化粧品 田端豐香園 一八
國産香料 田村香料株式會社 一八
金鳥香・ヘルメル 大日本除蟲菊會社 三三
化粧品問屋 大東化學工業所 三三
アイアール化粧品 武孝商店 一九
ヨウモトニツク 高砂化學工業會社 一〇
高橋東洋堂 五〇
泰昌商事株式會社 三

セルロイド文具

敷島香 津川安正堂 三〇
文房具筆墨問屋 堤商商店 八六
化粧品問屋 塚田商店 一八
月の友五百番香水 月の友化粧園 一八
ツエキ洗粉 露木助藏商店 一八
齒刷牙 寺内喜榮堂 一七
【と】
ルビナクリーム 東寶健康科學研究所七七
トイホー洗顔クリーム 東寶化學研究所 四四
あせ知らず 徳田商店 一六
セルロイド雜貨 徳永保之助商店 一六
齒刷牙 鳥飼商店 一五
齒人必需品雜貨 飛川商店 一五
國産香料 豐玉化學工業所 一五
【な】
荒物問屋 中村茂八本店 九四
喫煙具雜貨 中村茂八本店 九四
菊牡丹蚊取線香 長岡驅蟲劑製造會社 三
【に】
ニツサン石鹼 日本油脂株式會社 二七
塗料製造用機械 日本藥業機械會社 一六
齒刷牙 西村常三郎商店 一六
【は】
レーア化粧品 ハリキン興業會社 二
ハリウッド化粧品 聖林美容室 一五

銀座ヨールム	長谷川製作所	小間物婦人用品卸	増新商店	君が代	山吉商店
香水	長谷川藤太郎商店	ミモサシヤンプー	増澤化粧品部	文房具卸商	山崎弘商店
硝子瓶	橋本硝子製作所	クロバークリーム	三浦商店	ビクトリヤ月経帶	山崎弘商店
カールドリアン	濱守利商店	セルロイド生地	三浦啓司商店	柳屋ボマード	大和護謨製作所
【ひ】	巴里	鹿の子りぼん卸商	三和以字壽商店	小柳髪洗粉	柳屋本店
ヒオネ特殊化粧品	美香園	化粧品原料	三宅	【ゆ】	友成堂
オカツプ乳状クリーム	美香園	本格つや出し香油	美津乃屋商店	【よ】	湯瀬産業合資会社
タマゴシヤンプー	美香園	メナミボマード	宮本商店	【ら】	代々木化学工業会社
【ふ】	東日本刷子共販會社	婦人服飾品雜貨	宮坂商店	【り】	米山清七商店
ぼたん園髪洗粉	東日本刷子共販會社	セルロイド製作	宮力商店	【わ】	吉田實石製株式会社
ランラン油粧品	東日本刷子共販會社	【む】	松	【ろ】	吉田實石製株式会社
【ほ】	藤井ぼたん園	【も】	村上幾太郎商店	【れ】	ライオン製薬会社
紋章洗顔クリーム	藤井ぼたん園	ベルボン化粧品	山田進歩會	【わ】	ライオン油脂會社
オパール石鹼	芳誠會	モンゴ洗粉	ヤマキ會	【わ】	ライオン美粧園
文具事務用品	細田忠聖商店	モロゾフ製業化粧品部	山田進歩會	【わ】	ベツリン香水
【ま】	細田忠聖商店	小間物袋物問屋	山田進歩會	【わ】	理研化粧品會社
ヒツサボマード	細田忠聖商店	婦人小間物問屋	山田進歩會	【わ】	レオン洗顔クリーム
マスタ化粧用品	丸善商事株式會社	天狗印メリヤス	山田進歩會	【わ】	レオン洗顔クリーム
丸善化粧用品	丸善商事株式會社	仁丹	山田進歩會	【わ】	ロイヤル化粧品
粉末インク装身具	丸善商事株式會社	荒物問屋	山田進歩會	【わ】	ロイヤル佐々木商店
ミツヲ石鹼	丸見屋商店	明色美顔化粧品	山田進歩會	【わ】	井上小四郎商店
小間物卸商	丸治商店	ブローチ	山田進歩會	【わ】	荻村龜太郎商店
化粧品問屋	丸共株式會社	小間物雜貨蓄形	山田進歩會	【わ】	竹中得四郎商店
化粧品問屋	丸共株式會社	【や】	山田進歩會	【わ】	三浦商店
ロイヤル化粧品	丸共株式會社	【や】	山田進歩會	【わ】	宮畑力商店

小間物・化粧品
營業別廣告索引

小間物ノ部

婦人小間物雜貨

阿部鏡商店	72
岩谷商會	135
要彌三郎本店	164
河合商店	96
近利商店	168
清水英商店	142
杉田真治商店	123
須田商店	87
關口次朗商店	113
飛川商店	67
濱守利商店	149
長谷川製作所	84
丸新東京店	148
丸治商店	150
万新商店	132
三浦啓司商店	164
宮本商店	1
宮本製作社	1
森本東京店	87
森本本店	86
ヤマキ商會	107
若松屋東京支店	98

服裝雜貨

伊藤齊商店	87
池田商店	87
川口善朗商店	87
森田商會	86
渡邊商店	87

セルロイド生地雜貨

井上小四郎商店	56
荻村龜太郎商店	120
竹中得四郎商店	56
三浦商店	145
宮畑力商店	56

齒刷牙子

井阪支店	166
大内重雄商店	163
桑畑直吉商店	56

小林商店	3
榮商事株式會社	115
粧和理化學工業所	73
寺内喜榮堂	117
鳥飼商店	25
德永保之助商店	165
中文商店	140
西村常三郎商店	56
東日本刷子共販會社	104
丸善商事株式會社	15
三葉商會	68
村上幾太郎商店	164
友成堂	38
資生堂	43

ゴム製品

岩谷商會	135
太田春龍堂	103
大和ゴム製作所	75

ヘヤーネット

入澤三郎商店	16
岩谷商會	135
ヤマキ商會	107

文房具紙工品

井上小四郎商店	56
岡田福二郎商店	56
堤商店	86
堀江藤一商店	56
山崎弘商店	56

替刃

丸善商事株式會社	15
丸見屋商店	13
米山清七商店	166
村上幾太郎商店	164

化粧品ノ部

石鹼

安藤井筒堂	47
王子石鹼株式會社	151
花王石鹼長瀬商會	6
協同油脂株式會社	154
共進舎石鹼株式會社	143
近磯商店	141
櫻井傳和商店	53
成和商會	163
日本油脂株式會社	27

岡本信太郎商店	148
銀座堂化粧品本舗	57
月の友化粧品園	45
東寶健康科學研究所	77
丸善商事株式會社	15
リーガル商會	153

洗 粉

杉田商店	35
生化工業研究所	100
田中善株式會社	48
美香園	34
モンココ洗粉本舗	10
湯瀬産業合資會社	60

シャンプー・髪洗粉

花王石鹼長瀬商會	7
葛原工業所	155
田中善株式會社	48
泰昌商事株式會社	93
露木助藏商店	95
美香園	34
藤井ぼたん園	159
増澤化粧品部	165
守屋商會	152
柳佐吉商店	99

天 瓜 粉

榮商事株式會社	115
粧和理化學工業所	73
徳田商店	146
リーガル商會	153

紅

伊東化學研究所	105
伊勢半本店	144
和泉商事株式會社	118
岡本信太郎商店	148
久保政吉商店	裏見返シ
鈴木福次郎商店	19
高橋東洋堂	50
三葉商會	68
米山清七商店	56
リーガル商會	153

香 料・原 料

聖林美容室	55
マスター本舗尚美堂	85
丸善商事株式會社	15
松本竹商店	78
桃谷順天館	110

頭 髮 料

葵香本店	66
井筒屋商店	9
井上太兵衛商店	156
井田京榮堂	82
和泉商事株式會社	118
ウエスト化學研究所	116
オン養毛水本舗	142
小倉商店	76
小川潮華園	98
大槻彩芳園	71
金鶴香水株式會社	オフセット面
クルミ商會	121
葛原工業所	155
啓芳堂	92
齋藤三友堂	157
三友商會	125
昇英堂	62
庄慶商店	8
昭和製藥株式會社	127
粧和理化學工業所	73
高橋東洋堂	50
泰昌商事株式會社	93
千代田山岸商店	オフセット面
月の友化粧品園	45
聖林美容室	55
濱守利商店	149
福田號商店	81
細田忠墨商店	139
丸善商事株式會社	15
丸見屋商店	12
松浦商店	88
松本竹商店	78
増澤化粧品部	165
美津乃屋商店	65
三宅堂	130
柳屋本店	109
山吉商店	120
リーガル商會	153

香 水

安藤井筒堂	47
井上太兵衛商店	156

庄慶商店	8
昭和製藥株式會社	127
粧和理化學工業所	73
杉田商店	35
鈴木福次郎商店	19
生化工業研究所	100
ダイナー本舗	39
高橋東洋堂	50
泰昌商事株式會社	93
東寶健康科學研究所	77
中山太陽堂	表見返シ
聖林美容室	55
平尾喜三郎商店	37
マスター本舗尚美堂	85
松本竹商店	78
丸見屋商店	13
モンココ洗粉本舗	10
守屋商會	152
ラモナー美粧園	118

洗 顔 ク リ ー ム

イオス研究所	79
河田商會	41
三 圭 社	26
東寶化學研究所	145
奉 仕 堂	133
三 宅 堂	130
モンココ洗粉本舗	10
レオン商會	14

白 粉

伊東化學研究所	105
宇野達之助商會	31
岡本信太郎商店	148
久保政吉商店	裏見返シ
鈴木福次郎商店	19
生化工業研究所	100
高橋東洋堂	50
月の友化粧品園	45
東寶健康科學研究所	77
聖林美容室	55
丸見屋商店	13

化 粧 水

岡本信太郎商店	148
近 源 商 店	5
久保政吉商店	裏見返シ
葛原工業所	155
杉田商店	35
泰昌商事株式會社	93
高橋東洋堂	50
中山太陽堂	表見返シ

芳 誠 舎	89
丸見屋商店	12
望月藤吉商店	63
吉田寶石輪株式會社	80
ライオン油脂株式會社	52

齒 磨

花王石鹼長瀬商會	7
小林商店	3
榮商事株式會社	115
資 生 堂	43
丸見屋商店	13
丸善商事株式會社	15
森下商店	108
守屋商會	152
友成堂	38
リーガル商會	153

一 般 化 粧 品

安藤井筒堂	47
油 藤 商 店	160
宇野達之助商會	31
卯野商店	166
太田榮治郎商店	20
岡田化學研究所	46
花王石鹼長瀬商會	7
河田商會	41
勝村卯三郎商店	123
鐘紡化學研究所	129
會陽化學研究所	112
三 盟 社	58
資 生 堂	43
ステルマン製藥會社	40
田端豐香園	136
大東化學工業所	101
ハリキン興業株式會社	11
巴 里 院	147
ビオネ特殊香粧品本舗	18
平尾贊平商店	裏表紙
モロゾフ製菓株式會社	137
理研化粧品株式會社	17
ローヤル化粧品佐々木商店	69

ク リ ー ム

伊東化學研究所	105
岡田化學研究所	46
カガン化粧品本舗	49
銀座堂化粧品本舗	57
クレオ研究所	61
久保政吉商店	裏見返シ
楠本商店	124
コゼット化粧品本舗	70



特種 コント ハン ト 時 附 服 装 受
 備案 ハック ト 計 髪 飾 身 飾
 特許 トク ト 品 品 品 品

宮本製作社

營業部

支店

宮本商店

新興婦人雜貨創作卸

荒物雜貨ノ部

線香・蚊取香

大日本除蟲菊會社.....22
 薰明堂.....33
 孔官堂.....24
 津川安正堂.....30
 長岡驅蟲劑製造會社.....32

荒物問屋

川野立志堂.....143
 駒木銀三郎商店.....97
 榮商事株式會社.....115
 三勇商店.....106
 中村茂八本店.....94
 森友商店.....144

クレンザー

三勇商店.....106
 榮商事株式會社.....115
 鈴木三陽堂.....74

靴クリーム

花王石鹼長瀬商會.....7
 吉田實石鹼株式會社.....80
 鳥飼商店.....25

藥品ノ部

發賣本舖

安藤井筒堂.....47
 近源商店.....4
 スチルマン製藥會社.....40
 丸見屋商店.....12
 ライオン製藥會社.....2

染料

いろは染料工業所.....59
 榮商事株式會社.....115
 松浦商店.....88

× × ×

永廣堂.....44
 小川商店.....134
 小川香料店.....134
 小川香料産業會社.....134
 小林健次郎商店.....102
 小林化學工業所.....102
 小林安太郎商店.....70
 佐々木商店.....64
 鹽野化工株式會社.....54
 篠崎四郎商店.....114
 曾田香料株式會社.....131
 田村香料株式會社.....147
 高砂化學工業會社.....90
 豐玉化學工業所.....36
 長谷川藤太郎商店.....126
 丸見屋商店.....13
 三和以宇壽商店.....91
 宮坂商店.....21
 代々木化學工業會社.....122
 ライオン油脂株式會社.....52

硝子瓶・材料

釜屋商店.....161
 日本藥業機械會社.....168
 橋本硝子製作所.....42
 山田進歩堂.....122

化粧品石鹼問屋

朝日堂株式會社.....23
 井田兩國堂.....119
 花生堂.....28
 大山勇次郎商店.....121
 大内重雄商店.....163
 川野立志堂.....143
 鐘友商會.....128
 櫻井傳和商店.....53
 田中花王堂.....158
 武孝商店.....119
 塚田商店.....138
 松浦嘉七商店.....164
 丸共株式會社.....124
 森本本店.....86
 脇田盛眞堂.....146
 芹田商店.....119
 鈴木義明商店.....119

營業別廣告索引

一一

一日二回の歯の清掃
ライオン歯磨



紫水晶色の
 耐子場に
 つた薬用
 ライオン
 商標
 ¥ .25

は極め短時間内に口内で
 除菌作用を有する
 細菌や歯垢を除去し
 歯の原形を保持する
 絶えず研究に依り、粒が細かい
 香気は温雅清涼にして日本人
 向け

果効なか確觸感と味香

適 用 症
 乳歯 乳母 幼乳 幼童 幼童 幼童
 歯 牙 痛 歯 痛 歯 痛 歯 痛
 歯 痛 歯 痛 歯 痛 歯 痛
 歯 痛 歯 痛 歯 痛 歯 痛
 歯 痛 歯 痛 歯 痛 歯 痛



日本人の...
 體質に適し體位向上を目的とする
強力栄養源

ビオゲン錠

ライオン歯磨本舗直系 東京蒲田 ライオン製薬株式会社



「ビタミン」で皮膚を保護す家庭の皮膚薬

「ビタミン」は創傷の治癒を早める」と云ふ學説を最も有効に適用した最新の理想的皮膚薬です。創傷面の殺菌保護、鎮静をなすと同時に含有せる強力なビタミンA Dは積極的に創傷部に栄養と活力を與へ迅速に治癒に導きます。

一家一罐の家庭保健薬



有含D・Aンミタビ

ムーターロコ

効用
きづに
うちみに
やけどに
しもやけに
あれどめに
あせもに
20セン

部品薬店商源近 社會式株 舗本 ヲコマチハ

簡素な生活
明るい素顔



健全で明朗な
粧ひは非常時
なれば猶更望
まじい・・・
奥ゆかしく淑や
かな日本婦人ら
しい正しい心の
美を映す粧ひを
いたしませう！

素肌美を活
かすVOITFA
洗顔・入浴後
お寝み前に
ヒゲソリ後に

店商源近 社會式株 京東 舗本

ビタミンBで空腹す家上野の支那胃薬

「ビタミンは創傷
の治癒を早める」
と云ふ學説を最も有効
に適用した最新の理想
的皮膚薬です。
創傷面の殺菌保護、鎮
静をなすと同時に含有
せる強力なビタミンA
Dは積極的に創傷部に
栄養と活力を與へ迅速
に治癒に導きます。

一家一罐
の家庭
保健薬



有含D・Aンミタビ

コロタロ

効用
きづに
うちみに
やけどに
しもやけに
あれどめに
あせもに
20セン
（停）

部品薬店商源近 社會式株 舗本



聖戰第六年を迎へるに當り
 愈々商品生産より必需品生
 産への體制を整備しつつ
 東亞の油脂資源を最高度に
 生かすべく、私どもは懸命
 の努力を續けてをります

花王石鹼

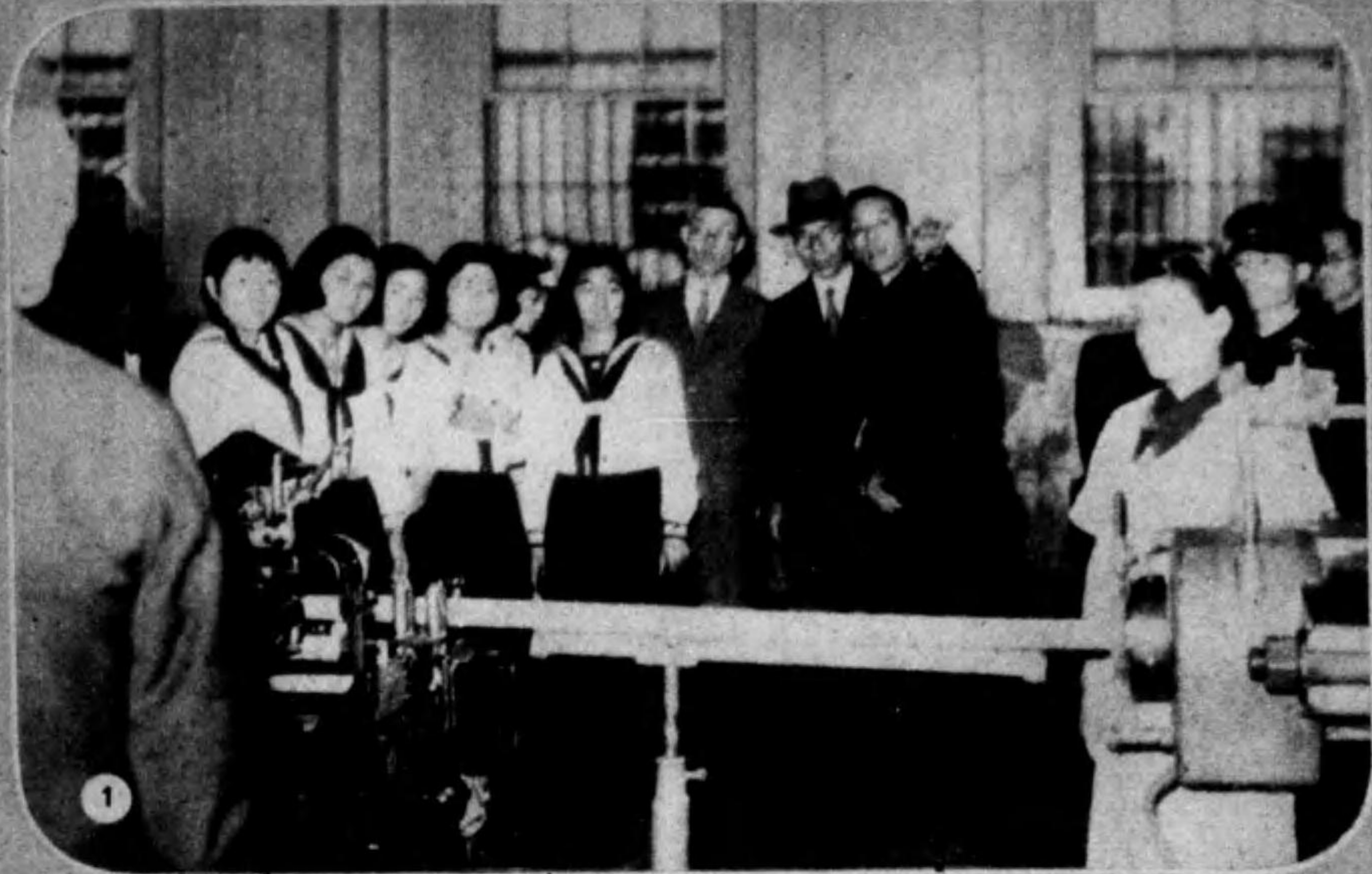
花王シャボン・花王洗剤
 花王洗濯用・花王洗剤
 花王リクム・花王リクム
 花王靴リクム・花王靴リクム
 ・油・工業部
 ・織・工業部
 ・機・工業部

品粧化ルーノピ

日本製鋼所
 日本製鋼所
 日本製鋼所

店商慶庄 社會式株 舖本

目丁一戸龜區東城市京東・店 本
 ○二一町田市臺仙・店 支
 目丁一十西條十南市幌札・所張出



1



2

●● 照宮成子内親王殿下
 には、六月十一日女子學習院
 の御學友と御共に花王石鹼香
 煙工場に御成り遊ばされ、そ
 の製造工程を御見學になつ
 た。同社初め業界はその光榮
 に感激し職域奉公の一念を新
 たにした。
 ● 東京組合慣例の精勤従
 業員表彰式は一月十三日、日
 本橋俱樂部に開催、三十年四
 名、二十年三十六名、十年百
 八十八名の榮えある人々に勤
 績表彰状を授與した。

榮光
 に
 輝く



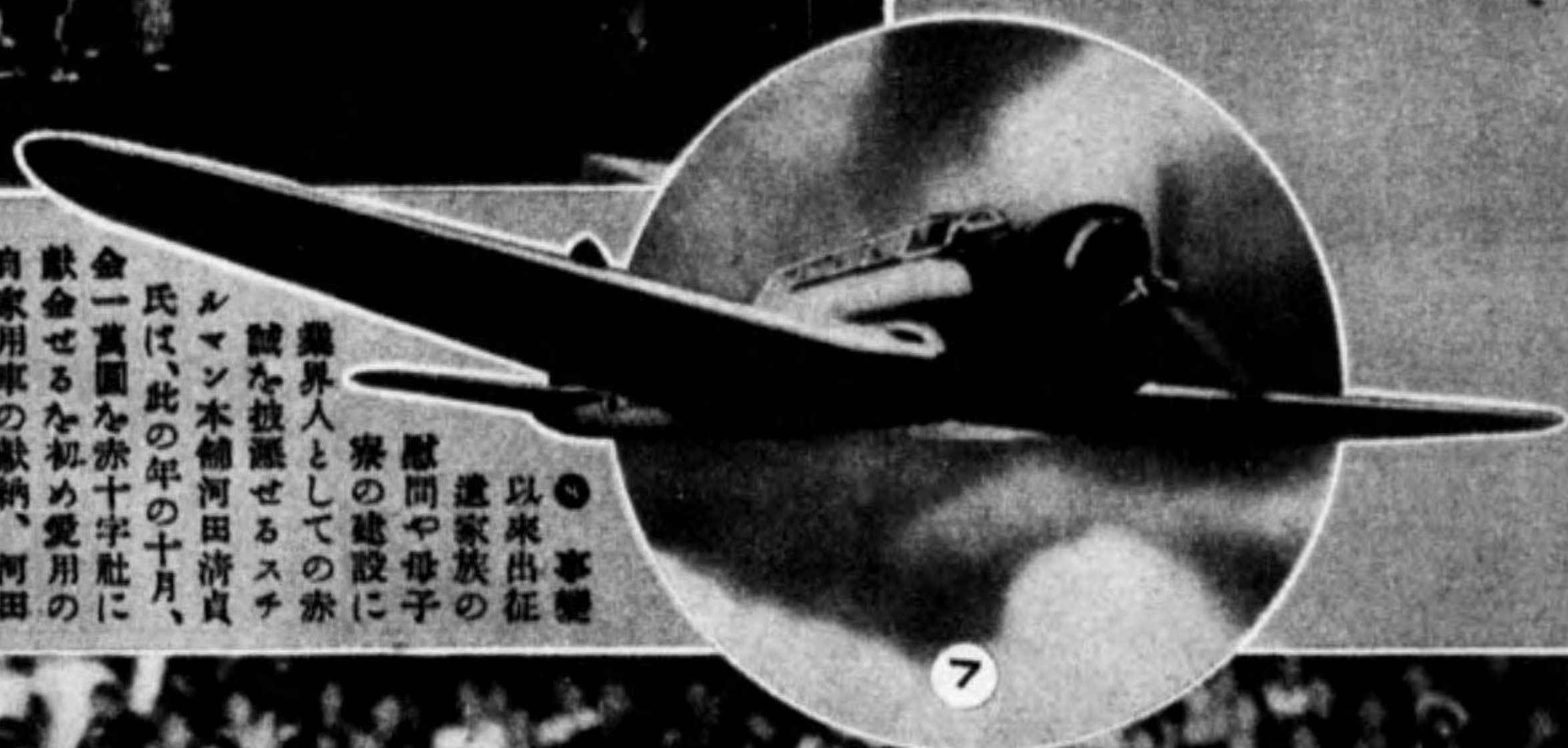
3

誠の後銃

●銃後業界の献金熱は潮が上にも昂揚されたが、日本油断では第二回目の献納として第二日本油断を海軍に捧げた。その命名式は三月二十一日羽田飛行場に於いて舉行され、新造の艦上攻撃機は海軍の愛撫を待つかの如く雄々しい羽撃きを見せた。



8



7

●事變以来出征遺家族の慰問や母子寮の建設に業界人としての赤誠を披瀝せるスチルマン本舖河田清貞氏は、此の年の十月、金一萬圓を赤十字社に献金せるを初め愛用の自家用車の献納、河田母子寮の建設を完成し又義度か地方業界人を招き協力會議を招集する等納まざる熱意を示した。寫眞は母子寮に於ける記念撮影。



6



1



3



2

業界の出征勇士を現地に橋ふべき東京同業組合の慰問袋贈呈は前後二回に亘つて行はれたが、此の年も第三次の計畫を遂行、陸に海に身命を賭して働く勇士に故國の暖さと潤ひを捧げた。寫眞は忙殺されるその發送。●銃後の熱援に應へるかの如く化粧品界から三和以字蔭商店の市川儀八軍曹小間物界から水野善治商店の今井長八郎伍長の兩君は、生存者勳功行賞によりそれ／＼金勳章を授けられた。●市川君●今井君。



4



5

九日十二月七に下の催主合組業同京東は會の謝意をさき盡るぐ捧に兵將還歸・身出合組和、しに共をび歌に藝演に演講てい招を名餘十九百三士勇の等れわ、行舉に館會入軍の設和は●。長組林小と將少山高の演講るけ於に上壇は●眞寫。だん園を車の愛晩るた々瀟氣。弟子員合組の百五千ため埋を堂に共と士勇還歸の身出界業は●席の會宴なかや

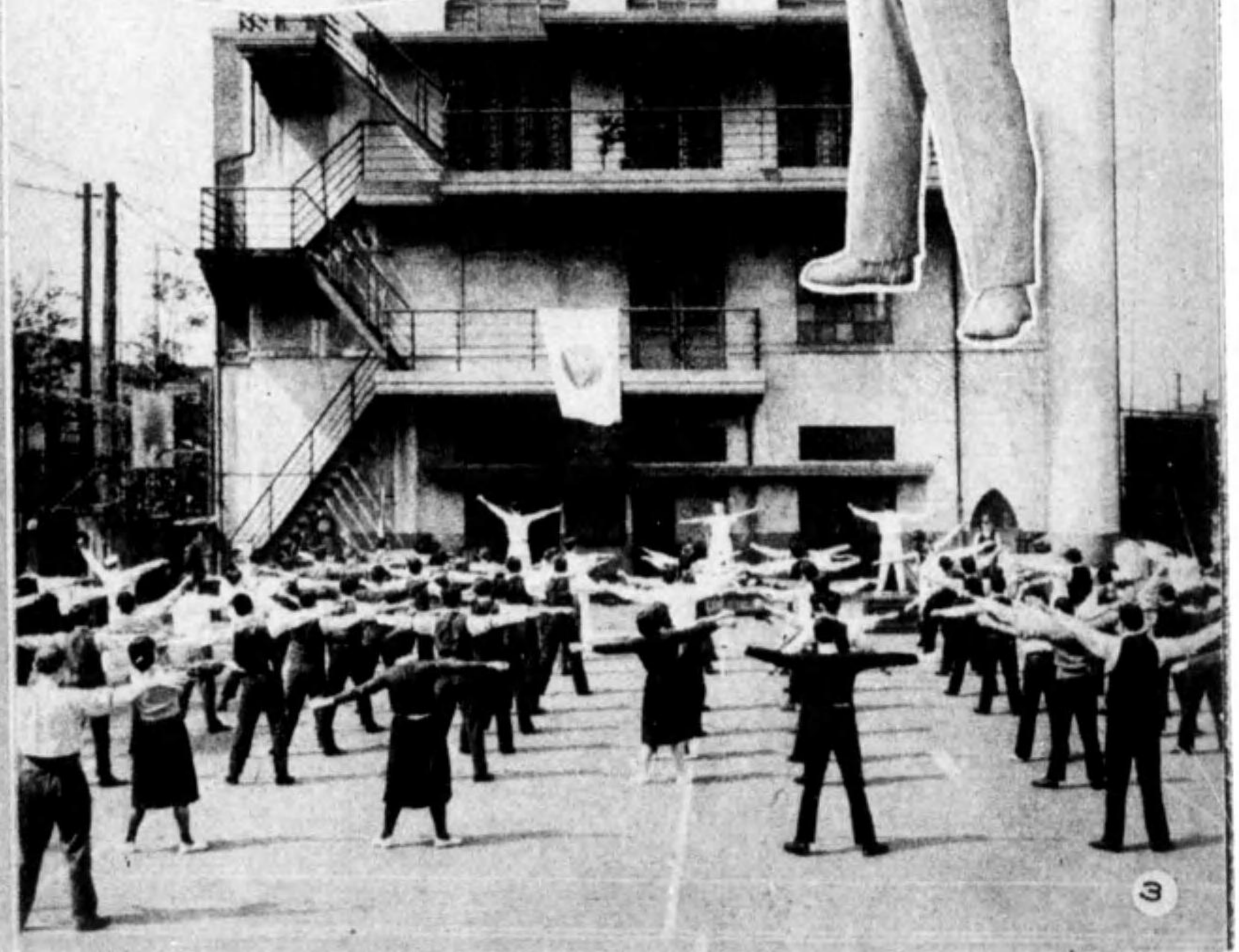
若人と錬成



1



2



3

● 國家の要請に基き業界青年男女はその肉體と精神の錬磨に努力を傾けた。● は演劇研究に精進する伊東胡蝶團の研究會。● は三月開催された組合主催の大禮記念學術講習會に初めて採入れた民衆體操を指導した田端豐吉氏。● は同じく日本橋高女の校庭で双肌抜いで指導を受けた組合の青年子弟。



4

● 山に鍛へよ野に學べとばかり業界の健歩熱はいよ／＼昂まり、手藝裁縫組合と縫針組合の従業員達は、初夏の一日多摩御陵参拜、高尾山登山の敬神健歩會を催し、その山上に至つて聲高らかに組合萬歳を唱和した。



5

● サフラン本舗では吉田店主の熱心な指導によつて毎朝感恩の神の前で「安全頌」の朗讀を爲し、終つて一同ラヂオ體操を行ひ、晩の行事として盛夏酷暑を通じて一日として欠けることがなかつた。



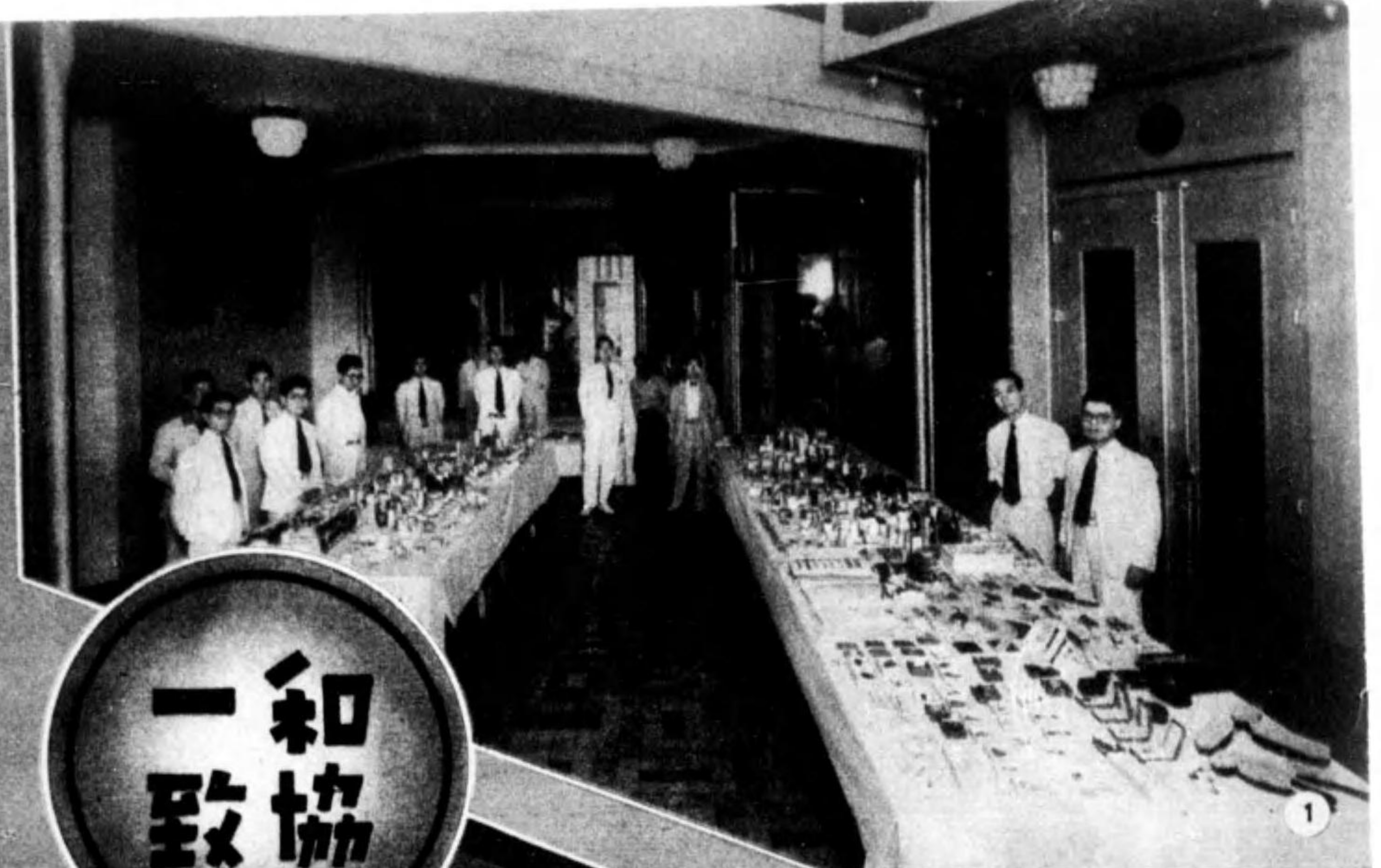
6

● 花玉青年學校もいよ／＼本格的軍事教練を開始、石鹼報國に一日の勤勞を終つた少年従業員達は、同じ工場内の學校で中堅國民としての錬成に餘念なく、一朝お召に與ければ水漬く屍の決意を以つて修業を重ねた。

● 一方ライオン油脂工場的美邦實踐女學校では、オカッパの少女従業員がこれ又一日の作業を終へて家事、裁縫、料理に、婦徳の修練を勵み、働き且つ學ぶ理想をそのまゝ實踐に移した。



7



① 業界の有力本舗の協力によって創立された日本石鹼化粧品合同輸出會社は、東亞共榮圏内の處女市場を目標として南進業界の先端を切り二月馬場社

④ 配給新國策への協力を示し同業一致の力を以て離隔に處せんが爲め東京石鹼化粧品卸商會組合主催の下に、關



② 員をフィリッピンに派し、マニラ市初め數ヶ所に於いて見本展示會を開き、十月には佛印ハノイへ同様に進出を企て、日本化粧品品の眞價を問ふた。寫眞はマニラのクリスタル・アーケードに於ける展示會々場。
 ● 新體制業界の建設を願望して躍起した業界の青年有志は、實業同志會の名の下に鐵石のスクラムを組み、當時の大政翼賛會青年部副部長留岡清男氏の指導を仰いで商業新體制の確立に挺身、輝かしい巨歩を踏み出した。寫眞は上野額松亭に於ける留岡氏を圍んでの集り。



4

③ 卸商組合の大團結に次いで、化粧品工業組合を結ぶ日本化粧品工業組合聯合會は東京、大阪、神戸、和歌山の四組合参加のもとに五月十三日創立。多量の原料界を纏んで、東も西も業者一體となつてこれを克服せんとする意氣に燃え、業界の劃期的機構を確立した。
 ● 化粧品三割の増税ノ戦時稅制の意義を拘んでわが業界は進んでこれに順應したが、その轉機技術の問題起るや六大都市化粧品組合は、十一月十六日臨時總會を招集、事前工作大いに努めて有終の結果を實し、大いに同業一致の機軸を發揮した。



5

ヶ原以東を以て地區とする東日本石鹼化粧品卸商會聯合會を結成、五月二日上野精製軒に於いてその結成式を挙げ、配給部門の新陣容は完全に備へる終へ、卸業者の新使命とその負荷に應へん覺悟を新にした。



大東亞戰爭と業界の覚悟

一瞬にして米の主力要隊を眞珠灣頭に屠り、一舉にして米の策源地を南太平洋に衝く。神速果敢、皇軍の進むところ攻めて取らざるはなく、討つて撃碎せざるはない。昭和十六年十二月八日の黎明を期してその火蓋を切れる今次の大東亞戦争は將に曠古の大戦争にして、雄渾壯烈なる日本民族の決意を宇内に宣明せるものと云へよう。

大東亞共榮圈確立の大理想は、八紘一宇の大精神にもとづくものにして、その期するところは、言ふまでもなく東亞諸民族の共存共榮にある。然るに米英諸勢力の東漸百有餘年、東亞に於ける各國の領土を掠め、東亞民族の大半をしてその膝下に隷屬せしむるに至り、東亞自存の經營はこれが爲に阻斷されて、理想の顯現は遂に永くこれを望むことを得ざらしめたのみならず、その壓力に屈して鞭撻擄取に甘んずるの状態に置かるゝこと久しかつた。

かゝる時、わが日本民族起たずして東亞の盟主は、これを何れの國に求むるを得やう。即ち大陸に於いては新興滿洲國並に中國新政權と善隣の盟を固め、更らにタイ國と友邦の約を結び、佛印また皇軍庇護の下に共榮前進の歩武を描へるに至る。今や、英と雖も離るに足らず、米と雖もその鼻息を窺ふに値せず、斷乎として正義の前進あるのみと言はざるを得ない。思へば支那事變五年の隱忍は忍ぶべからざるを忍び、耐ゆべからざるに耐え來れる臥薪嘗膽の五年であつた。然るに共榮圈確立の大理想は炳として瞭らかなるにも拘らず、執拗なる米英の敵性は、經濟壓迫の鐵環下に日本の方途を妨ぐることに甚しく、事變の處理すらも容易ならざるを思はしめた。就中最近の一年、日米交渉の推移に憤激の度を深め來れるわれ／＼國民は、西南太平洋作戦の疾風迅雷の展開によつて、低迷せる一切の暗雲を拂ひ、豁然として前途に大きな光明を見出すに至つた。即ち十二月八日、われ等國民の拜し奉つた宣戰の大詔こそは、われ等一億をして奮然躍起、峻嶮多難の路を踏み越えて總ては一大光明に達すべきの覺悟をお悟しになつたものであつて、東亞の全天地、自存自營の陽光を望む日もまた近きにあることを啓示せ給ふたものである。一億總進軍の喇叭は、今ぞ鬨と高らかに鳴り響いてゐるではないか。

驟つてわが業界の一年を顧みれば、將に堅忍持久の一年であつたことは、此の一冊の年鑑に盛り切れない程盛つてあるところの記録が總てこれを雄辯に物語つてゐる。しかして來るべき年に於いてもその隱忍は續けられるであらう。然し、行く手に煌耀たる輝きを望んでの堅忍持久である。長期戦即長期建設の覺悟は、既にわが業界人の眉宇にも深く刻まれてゐる。ましてや業界が要求するところの諸々の資源に富み、二千萬人の市場を擁する南方圏を望見しては、腕を撫して爲すあるを期せざるの業界人はあるまい。銃後業界の躍起を促すこと今日ほど切なるはない。

商業習異贊

●公益優先の理念に徹し皇國日本の商業者たらむとする意氣に燃ゆる東京同業組合員一千三百餘名は、菊花薫る十一月十一日兩國公會堂に於いて東京小間物化粧品商業報國會の結成式を挙げ、實踐五ヶ條を信條として鐵の精進を誓つた。その輝やける門出はわが業界の前途に一大指標を明示するものがあつた。

●就任後一ヶ年、その機會に恵れなかつた東京組合日南田理事は、五月商報部員とともに關西業界を訪問、新大阪ホテルに於いて新任挨拶を兼ねた懇談會を開催。中山太一氏初め大阪業界の有力者一堂に會し意義深きものがあつた。



昭和十六年の概観

大政翼賛の新構想を抱いて輕井澤の山莊から、自動車を驅つて帝都に入った近衛公により組織された第二次近衛内閣は、昭和十五年八月一日、基本國策要綱を發表しそれに基づいて經濟新體制が具體的に規定されることになった。

經濟新體制とは要するに私益に對する公益の優先を中心とし、資本と經營の分離、利潤の抑制、指導者原理の確立等を規定するものと見られ、中小企業に對してはその維持存続が困難であるから、これを積極的に轉廢業せしめる方針を取り、それを容易ならしめる手段として國民職業指導所、國民勤勞訓練所、國民更生金庫等を設立することが同年十月二十二日の閣議で決定され、かくて我が中小工業は、こゝに積極的な整理統合時代を迎へんとしたのであつた。然しながら俄然この新體制の行き方に対する反對意見が擡頭した。即ち、現状の急激なる變革は生産力を低下せしめ、高度國防國家の建設と相反する結果を招來すると云ふのであつた。この意見は實際

に生産を指導し經營を掌つてゐる人々の間より起きたものだけに壓力に富み、十二月初めの臨時閣議に於いて正式に決定された經濟新體制要綱の中小企業對策は、最初の積極的整理統合方針から軟化して「中小工業は維持育成す。但しその維持困難なる場合に於いては自主的に整理統合せしめ、且つその圓滑なる轉移を助成す」と云ふことになった。

この方針は第七十六議會に於いても、明瞭に表はれてをり、二月四日の衆議院總動員法改正法律委員會に於いて小林商工大臣は「中小企業の維持育成の具體的方針如何」と云ふ質問に對して左の如く答へてゐる。

小さい工場は大工場の下請又は専用工場に振向けて行きたい。その指導方法は種々の機關を動員する。小賣商とかその他の間屋等中小商業は一律には行かぬが、潰さずいふ政府の氣持の徹底があれば、圓滑に行くのではないかと思ふ。小賣商の如きは大體内職と考へてゐるものも多いのが現在そ

れほどの方面の失業問題を憂慮して居ない。更に商業者の轉廢業に就いて椎名總務局長は、

配給業者の轉廢業の場合、組合をしてその自治によつて轉廢適格者を探し、次いで業者の共同精神によつてこれを扶助し、次で三段には國民更生金庫を利用せしめんとしてゐる。

と述べてゐる。なほ物價問題に關する問答では、衆議院の豫算總會に於いて一議員が「政府の低物價政策堅持もいゝが、物價にはもつと弾力性をもたせ、以て生産擴充を行ふ可きである」と質問したのに對して小林商工大臣は、大要次のやうに答辯してをる。即ち

物價は釘付けにしてゐるといふ風に世間がよく誤解されるが、物價は少しも釘付けにしてをらない。生産を殖すためには出来るだけ他に害のないやうな方法をとつて物價は絶えず更生しつつある。世間ではやゝもすれば政府は何時まで低物價政策を堅持して生産擴充に伴はないやうな結果を來してゐるといふ疑義があるが、この點を明らかにして置きたい。

と事情によれば物の價格の變動を認めても

宜しいやうなことを仄めかした。維持育成と云へ、釘付け否認と云へ、新體制の強行に脅え切つてゐた中小企業者に取つては、大きな救ひの聲の如くに聞えたから、さしにも急激に進むかと思はれた經濟界の革新も、この後は何となく足踏み氣分に停滯して、はかばかしき成果を見ざるうちに陽春は過ぎた。然しながら、支那事變と云ふ巨大な消耗戰を續けながら、一方には東亞共榮圏の確立と云ふ大使命達成のため高度國防國家の完成を急がねばならぬ我が國としては、生産力の動員が先づ直接軍需品生産工業向けられてゐたことは當然で鐵砲、彈藥、戰車、飛行機等の製造のために金屬工業、機械工業、化學工業、石油工業等はフル・スピードで廻轉しなければならなかつた。その反面に於いて民需品製造工業は昭和十二年九月「輸出入品等に關する臨時措置に關する法律」の公布實施により鐵鋼、非鐵金屬類の配給が削減乃至停止され、

次いで石炭の配給統制が行はれ、ゴム皮革等の配給も統制され、中小企業者、特に平和産業關係品製造業者は、原料難に呻吟しなければならぬことになり初めたのであつた。けれども幸ひなことに、國內民需品の多くは製造禁止に遭つたが、代用品工業が奨勵さ

れたまたストツクが相當あつて値段さへ厭はなければ原料は入るし而もその製品が飛ぶやうに賣れると、も、重要資材購入のために、輸出産業が迂迴的軍需工業の役目を擔つて綿絲布、人絹絲布、生絲、玩具、護謨製品、陶磁器、罐瓶詰等の第三國輸出が國策として奨勵されてゐた時代はまだ平和産業にも賑が有り、軍需景氣を謳歌することが出来た。

然るに第二次歐洲戰爭が本格的戰闘段階に入つて地中海方面の航行が極めて困難となり、鹽化加里、燐礦石、原料鹽等の輸入が著るしく阻害されたばかりでなく、歐洲、阿弗利加方面への輸出が不能に陥り、かくて我が産業界は原料不足と輸出難で困惑せしめられたのである。そこへ九月末に到り日獨伊三國同盟の締結が發表せらるゝや、英米との對立が激化してそれが經濟的壓迫の強化となつて現はれ、米國は層鐵を初めとし機械類、銅、鉛その他の對日禁輸を決定し、印度は對日鉄鐵輸出の禁止を行ひ、更に海外貿易の壓迫策として英領諸地は本邦船に對し薪炭、糧食、用水等の供給を拒絶するに至つた。かくて輸出の不振、輸入原材料の減少により輸出産業のみならず一般中小企業も極度の原料難に追ひ込まれ、政府の維持育成方針により觀念上

では明るい希望が持ち得たとしても、實際の營業は段々苦境に迫り込まれて來た。その後昭和十六年四月商工大臣の更迭を見、今までの足踏み状態から強力なる前進を開始するところが暗示された。

即ち内外情勢の緊迫化はいよゝ經濟政策に關する官民の完全なる提携と各省間の對立一掃を要請しつゝあるに拘らず、從來の實情は必ずしもこの點に就いて完全とはなし難く、ともすれば政策の停滯感ならびに前途に對する見透し難が痛感されたが、小林商相に代はる豊田商相の出現によつて戰時經濟政策の一元的強力遂行の可能性が濃厚になつた。かやうな情勢の進展に伴ひ、取扱商品の減少、價格の抑制等から、原材料難に喘ぐ中小工業者と同じく一般商業者に關しても官民を通じ轉廢業の不可避性だけは感じてゐたものゝ、左に擧げる諸原因によつていま一步と云ふところで逡巡してゐたのが、六七月頃までの實相である。

一、今後の民需用物資、勞働力のさらに逼迫すべきは當然としても、その限度に對して確たる見透しがつかぬため、その減少の度合いにかんよつては、かならずしも轉廢しないですむのではないかとの希望的觀

測も行はれ、先に轉業したものが轉業せずに残つたものより非常に不利なる立場に立ちばしないかとの不安感の存したこと。

一、轉業対策の内、その資産評價委員会、國民更生金庫などの措置が確實に講ぜられてゐるが、具體的なる業者自身の轉業先については、確たる指示が行はれ難く、職業指導所のごときは、單に自由労働市場を對象とする個人紹介にすぎず、過剩労働の計畫的な配分機構の確立をみてゐなかつたこと。

一、合同後の企業體の收支が、工業者の場合のごとくに具體的明確に算出豫定し得ず、合同完了後においては従前に比し利益、能率が向上するかどうかについて多大の疑問をもつて臨んでゐること。

而して業界の場合にあつては、他の業種に比して恵まれた環境にあつた關係上、全業界的な轉業問題が云々された例はなく、一部卸業者の企業合同及び石鹼配給機構整備問題が種々の意味で關心を集めた程度であつた。

然るに六月下旬、獨ソの間に戦端が開始せらるゝや、事態は一路急迫の度を昂め、第三

次近衛内閣の出現とともに總動員法を全面的に發動して臨戰態勢へと突入したのである。これは獨ソの交戦によつてわが對歐貿易が遮断され、加ふるに英米蘭の資産凍結令により貿易は相手方の管理下に置かれることになつた結果、わが物動計畫に於ける第三國依存の道が塞がつて國民は忍び得るあらゆる犠牲を拂つても、自主的物動計畫確立に邁進せねばならなくなつたからである。

そして先づ第一に産業界の再編成を目指す重要産業團體に關する勅令案要綱が、八月初めの第十六回總動員審議會に於いて可決、九月一日より實施となつた。この産業團體令の狙ひとするところは

一、官僚統制でも自治統制でもないいはゆる指導經濟ともいふべきものを實行するための官民協力機關たらしめる

二、當該産業の綜合的運営機關として有機的統制機能果す

三、指導者原理に基づいて最も敏速に國家目的を貫徹する

以上の三項に要約される。なほこの團體令の線に沿ひ、商業組合、工業組合、同業組合も當然その性格が變更さるべきことが豫想され、それは來議會に於いて具體化するものと

考へられてゐる。次いで八月十一日開催の第十七回國家總動員審議會では株式價格の統制に關する勅令案、會社所有株式評價の臨時措置に關する勅令案、價格等統制令中改正に關する勅令案、海運統制令中改正に關する勅令案等の各要綱が可決された。就中價格等統制令の改正に於いては九・一八の有効期間が當分の間延長され、その範圍も擴大されて新聞、雜誌、折込廣告料等を含む各種の料金が八月十一日の線に於いて釘付けと云ふことになつた。かゝる間にも高度國防國家完成のためには重要資材及び勞務を出来るだけ多くその方へ廻さねばならず、北は北滿から南は泰の國境までも延びてゐる戦線への補給の上に、豫想される新しき事態に對する備へをも整へなければならぬので、ここに勞務の大動員を行ふべき必要に迫られてゐるが、如何にせん餘剩人員は商業部門を除いては他に求めることが不可能であるため、經濟の面と併せて勞務の面からも、配給機構の再編成が重大問題として取上げられることになつたのである。その動向を決するものは九月十一日の第十九回總動員審議會でその要綱が決定した勞務の調整に關する勅令、國民徵用令及び國民職業能力申告令中改正に關する勅令、重要事業場の

勞務管理の監督に關する勅令、國民勸勞報國隊に關する勅令等である。これより先政府は八月二十日より三日間にわたり、全國經濟部長會議を開催して昭和十五年十二月の生活必需品配給機構整備要綱に基づき急速に小賣商の整備統合案を樹て、これを政府に提出すべきことを命じたのであつた。かくて時局の要請は好むと好まざるとに拘はらず各種企業の整理を強制的に至り、中小商工業者に取つて劃期的な歴史的轉換を意味する舞臺の幕は切つて落された。

一方物資の方面に於いては、國家總動員法第八條の發動により金屬類回收に關する勅令による回收物件及び施設が指定され、日常生活の利便に供して來たあらゆる鋼及び鐵を賣材とする製品は國家目的のために供出することになつたが、これと併行して銑鐵鑄物の製造制限に關する件及び鋼製品製造制限令として從來二本建て通つて來た鐵製品禁止規則が、一本の鐵製品製造制限規則に改められ、九月二十二日公布、同二十五日より實施となつた。但し既製品の販賣は十二月二十五日まで認められたけれども、これによつて業界關係品は殆ど鐵との絶縁を宣告されたに等しい運命に陥つたのである。

なほ國際情勢が日に日に緊迫の度を加へつある折柄左近司商相は九月八日中央放送局のマイクを通じて商工行政に關する重要問題を取上げて所信を披瀝し全國國民に呼びかけた。戰時通商政策、東亞共榮圈に於ける資源開發、物價對策、中小商工業再編成問題等がその内容であつたが、就中小企業再編成に關しては斷乎たる決意を表明して今後に於ける業者の覺悟を促すところがあつた。その要旨は左の如くであるが、これによつても中小商工業者の轉向はいかに重大なる要請を含んでゐるかが十分に觀取される。

從來わが國の經濟界に占めてゐる中小商工業の地位は、その數において極めて多く、従つて國內的にも、また對外貿易上からも重要な役割を演じた。しかるに國際通商は今や殆ど制約せられ、國內物資の不足はますます窮屈になり、一方國防資材生産資源開發といふことがいよいよ緊密の度を加へ、これがため輕工業、加工工業の方面を縮小して、戰時重要資材の生産に大量の物と人となを注ぎ込まねばならぬ情勢に迫られてゐる。この新段階に當面してすでに中小商工業は相當程度に行き詰りつつあるのであつて、今後の國際時局の進展を豫想す

るならば、速かにその善後處置を講じなければならぬ。中小商工業の數は未だに多い。それだけにこのまゝに捨て置くことは、その犠牲が餘りに甚大である。私は就任以來注意深く識者の意見に耳を傾け情勢の進展に思ひを廻らしました結果、中小企業の整理再編成といふことが最も重要でありかつ急務の問題であるといふことを知つたのである。この際従らに難きを避けて、易きにつくといふやうな姑息なやり方は却つて中小企業を過まり、非常時國策に不忠實であることを痛感し、再編成は是非考慮せねばならぬと思つてゐる。

右の方針は日を送つて着々具體化の歩を進り、業界關係では石鹼工業の企業整備要綱が眞先に出て、十一月一杯を期して整備を完了すべしと云ふ指示を受け、劃期的な業界革新が進行中である。なほ地方中央を通じて各種業界再編成の噂が飛び、好むと好まざるに拘らず時勢の流れには抗すべくもなく、かうした難問が降りかかつて來るのは時の問題と觀念するかに見え、旺盛な購買力に乗じて相當うまい營業を續けながら、原材料難による商品簿並びに臨戰態勢下の嵐に遭つて中小商工業界は次第にその落着きを失ひ出した。

業界の諸問題

昭和十六年の業界は、大體六月二十二日の獨り闘戦を境として二つの面に分けることが出来る。即ち前半に於いては迫り来る原料資材難及び各種統制令に備へて業界の力を合法化するため、部門別に團體を整備して團結の威力により當局との間に折衝を開始し、業界の生命線確保に努め努力を續けて来た。然るに後半に入るや内外情勢の緊迫は、否應なしにわが國を臨戦態勢に迫込み、總動員法の全面的發動によつて物資勞務の兩部門にわたる強力なる統制が、業界にも犄々と押寄せて企業の整備統合並びにそれに伴ふ轉廢業問題が、漸く現實の問題となつて登場し初めたのである。

當局の化粧 品廣告取締

警視廳では昭和十五年九月二十四日改正廳令「化粧品營業取締規則」を公布して、藥品廣告とともに化粧品方面の廣告の取締強化に乗り出して来たが、これに對して當該業者側では、日本廣告主協會幹旋の下に帝都藥粧廣告肅正聯盟を結成して改正令の趣旨の徹底に協力を惜しまなかつた。要綱の内容は、新藥、新製劑、賣藥、賣藥部外品、化粧品の五部に分れてゐるが、この中で業界に關係の深いもの

は部外品及び化粧品の二項である。越えて昭和十六年一月二十八日東京組合では、組合事務所に於いて賣藥部外品及び化粧品類の廣告肅正に關する官民懇談會を開催し、警視廳衛生部衛生課井上保健係長を招聘して當局の取締方針に關する説明を請ひ、廣告肅正の實に邁進することになつた。當局の主眼は、賣藥部外品には部外品としての廣告の範圍があり、化粧品には化粧品としての範圍があるに拘らず、營利本位の立場から兩者を混同して化粧品と賣藥部外品の域を明かにせず、消費者を眩惑せしめるやうな誇大文字を取締らうとするところにある。井上係長の説明要旨を

掲げれば如左

化粧品廣告の取締

化粧品は白粉・クリーム・石鹼・ボマー等人體の美容衛生に直接關係ある物品にして、而も藥品、賣藥並同部外品に該當しないものを謂ふのであります。従つて人體の美容衛生に直接關係ある物品であり、且ても、他の法令により取締を受けるものは、茲に謂ふ化粧品ではないのであります。

今度化粧品營業取締規則が改正され新に廣告取締條項が加へられましたが、これが改正の趣旨は従來化粧品の廣告は新藥、新製劑並賣藥、同部外品に比し割合に寛大なる取締を爲し來つた爲め、一部の業者中には化粧品の廣告に對しては何等の制限もなきが如く錯覺を起し、虚偽誇大なる廣告宣傳を爲し、識者の聲を蒙り受けてゐる。依つて此の際化粧品廣告の淨化肅正を期する爲め特に規則を改正したのであります。

化粧品取締規則の化粧品は藥品、賣藥及同部外品に非ざるものであります。然るに販賣目的は化粧品であり乍ら新藥新製劑の届出を爲し居るもの、又は賣藥部外品として免許を受けたるもの、或ひは進んで賣藥發賣の免許を得たるものがあります。新藥

な化粧品に對する廣告取締は新藥新製劑の届出を爲したるものは新藥新製劑としての廣告のみを許され、化粧品としての大衆的廣告宣傳は出来得ないこととなり、賣藥及賣藥部外品たる化粧品に關しては免許を受けたる效能の範圍に於てのみ廣告宣傳を爲し得るのであります。即ち取締の方面より斯る化粧品は化粧品に非ずして各法規に依り規正せられたる新藥新製劑、賣藥又は賣藥部外品として觀察し、發賣者の目的が化粧品でありまして化粧品の効用の宣傳廣告を爲さしめない方針であります。故に化粧品として公衆に販賣せんとするものは勢ひ其の届出を廢止若は廢業するより他に方法はないのであります。次に最近に於ける化粧品廣告中違反として取締を爲したる事項を掲記することと致します。尤もこれはこの文句の使用せられた周圍の状況、前後の關係、其の他と不可分の關係にあるので一概には云へないのであります。一應の參考になると思ひます。

誇大廣告の例

- 1、お肌の深部にたつぷり榮養がしみこんで
- 2、お肌の衰へを見る見る解消し

- 3、若さがお顔にパツと輝き出る
- 4、絶対に化粧崩れのせぬ〇〇〇
- 5、つけた時そのまゝの新鮮さが一日永持する
- 6、時間がたつ程一層美しくする
- 7、新強力化粧水
- 8、強力滲透性美粧作用
- 9、優秀無比の美養成分を皮膚にあたへお顔が見違へる程美しくなる
- 10、豊富な榮養であなたのお肌は澁刺と蘇る
- 11、まづ二十日の試み(大見出)まづ二十日の御試用をお奨め致しますそして二十日経つてからお友達にお會ひ下さい、貴女のお肌に〇〇が如何に效果をもたらしたか友の言葉が〇〇に代つて語つて下さい
- 12、普通クリームの二三倍の御徳用
- 13、一品で五つの作用
- 14、自殺を救ふ〇〇〇
- 15、〇〇〇〇は若返料です
- 16、殺菌作用
- 17、世界的發明〇〇〇〇
- 18、白粉が始つて以來の發明です
- 19、汗に絶対にハゲない新發明の〇〇〇

20、高速度の効果

- 21、日本にタツタ一の〇〇〇
- 22、〇〇國特許の専門榮養藥〇〇〇應用
- 23、世界唯一の〇〇料と〇〇〇化學研究所激賞
- 24、〇〇スター〇〇〇〇嬢の考案せる
- 25、純粹〇〇製(内容の純粹ならざるに)
- 26、榮養劑〇〇〇配合(榮養劑の配合なきに拘らず)
- 27、名士婦人其他有名人談の形式で本人の寫眞を添付し其の推奨文を掲げて居るもの
- 28、「ビタミン」「ホルモン」の效能を記載し恰も其の化粧品に多量の「ビタミン」「ホルモン」が含有して居るかの如く思はしむるもの
- 29、其の他藥品、賣藥的(疾病の治療)賣藥部外品の(疾病の豫防)效能を記載するもの

賣藥部外品廣告の取締

賣藥部外品の範圍は賣藥部外品取締規則第一條に規定されてありますが、實際問題として現在免許されて居る部外品の多くは疾病の豫防を目的としたるものと、滋養強壯を目的としたるものとの二者に大別出來

るのであります。

一、賣薬の項で説明したる如く發賣の目的が疾病の治療にあるものは醫藥品であり、疾病の豫防を目的としたるものは賣薬部外品に該當するものであります。然し實質上豫防薬は多く一面治病的效能を有して居り、實質上豫防薬と治療薬とが判然區別が出来ない關係上、豫防薬たる賣薬部外品に治病的效能を附して廣告するものが少くないのであります。然し乍ら賣薬部外品は賣薬と同様其の内容並に效能は國家がこれを公認したるものでありますから、免許以外の效能を附し得ないことは賣薬と同様であります。又多數の業者中には其の實質的區別の困難なるを奇貨として、賣薬又は新薬若は新製劑たるべきものを殊更に請賣の資格制限なき賣薬部外品として免許を受け、其の販賣に當つては豫ての計畫により賣薬部外品の範圍を逸脱して治療的即ち賣薬其の他醫藥品の效能の記載を爲し、以つて賣行の擴大を企圖して居るものがあります。これは無免許賣薬として取締を嚴にして居るのであります。

は醫藥品との區別が困難である爲に治病的效能に言及したり、或ひは食料品に滋養強壯等賣薬部外品の效能を附して販賣する傾向が尠くないのであります。取締上前者を無免許賣薬とし後者を無免許賣薬部外品として措置してゐるのであります。次に最近違反として取締りました實例を參考迄に掲記致します。

(一) 某 滋養糖

- 1、腺病質、貧血症疾患、妊婦過度の疲労、幼児青年の強壯劑として適效あり
- 2、乳兒の下痢、消化不良を豫防し治療に著效あり

(二) 某 胚芽

- 1、精力増進、脚氣を豫防し、虚弱性腺病質の御子様の補血
- 2、妊娠を助け造血の素、胃腸を整へ、慢性便秘の快い便通
- 3、産前産後の疲労回復、老衰倦怠、食慾不振の回復

二、賣薬部外品の免許を得たる滋養強壯劑なるも其の範圍を越脱して賣薬に該當する

廣告を爲したるもの

(一) 〇〇〇〇錠

- 1、一般に強壯補血養養劑を必要とする如き如何なる場合にも應ず、即ち感冒肺炎、チアス、マラリヤ、麻疹等の急性熱性疾患の回復期腺病及結核其の他の消耗性諸疾患、吐血、咯血、外傷、外科的手術後及産褥其の他一般貧血、衰弱、神經衰弱、沈鬱、精神過勞、不快感、脱力感等に服用すれば效果絶大なり

適應性 尙僕病、食慾不振、消化不良、貧血症

- 三、免許を得たる殺蟲劑にして虚偽誇大の廣告を爲したるもの

(一) 某 驅蟲劑

- 1、南京蟲は自殺する
- 2、本當に南京蟲は自殺します一家心中致します
- 3、南京蟲自殺薬です絶滅薬です此の薬は南京蟲が減少するのみでなく絶滅するのです少くも二ヶ年は再發せぬ事は私の實驗濟です
- 4、これは警察署で實驗濟です。

東京組合の 皇軍慰問

聖戰四年目の昭和十五年暮、東京小間物化粧品卸商同業組合は大連の戦線に戦ひつづけてゐる業界出身勇士のために全組合を擧つての感謝を送らうと云ふ第三次慰問計畫を樹て十一月十二日の定例役員會に於いて満場一致の決議により、その方針を決定するとともに小林組長の指名により

- 荻村龜太郎君 久保 政吉君
- 安藤福太郎君 芹田 林藏君
- 鈴木 新吉君

以上を特別準備委員に擧げてその具體化を急いだ。一方組合よりは全組合員の赤誠に訴へて慰問資金の醸出を要請したところ、僅か二週日の間に二千圓を突破するに至つたが、その後も相次いで申込みが續き十二月十九日のメ切りに於いて義金は實に三千二十八圓五十錢に達したのでこれを以て慰問品の調製費に當て、材料に就いても種々吟味の上、年内に五百餘個の慰問袋が完成した。

なほ今回は特に組長よりの慰問状及び勇士の家族或ひは勤務先の主人又は同僚等よりの

慰問状も同封されてゐたから、慰問の効果は前回に倍するものと期待を持たれてゐた。そして一切の準備完了とともに翌十六年二月一日を期して前線各地に向けて發送を終つたが、内地の陸軍病院にあつて療養中の勇士に對しては金一封の見舞金を呈してその勞を稿らひ、又戦歿英靈に對しては舊主家を通じて弔意を表し厚くその靈を慰めた。

東京府の商 工業調査

高度國防國家の建設を目標にその達成に向つて總力を傾けつつある國內情勢に鑑み、東京府では國策遂行の推進線から逸脱し勝ちの觀がある商工業者を庇護する對策を確立するため、昭和十五年十二月中旬を期して府下の同業組合、商業組合、貿易組合及び工業組合を動員、大掛りな東京府商工實情調査を實施した。

その内容は組合を單位として見た場合に於ける一、組合の現況二、時局の影響事情三、組合に於いて攻究中の時局對策四、轉業に關する事項等であつて言はば組合を主體として見たる業界の鳥瞰圖の作成であつたが、この

調査に次いで商店、會社、工場等を單位とする業態調査が行はれた。それは商店及び工場に及ぼせる時局の影響並びに經營の實情と商店又は工場従業員に關する素質技能、又は轉業施策の確立に必要な資料を提供せしむるこれがその目的であつた。調査事項を列記すれば如左。

- 1、商店業態調査
- イ、名稱及び業主又は代表者の氏名、營業所在地、電話番号
- ロ、企業の組織、本支店の別、開業の年月
- ハ、業態及び取扱品目(主要及び兼業品目)
- ニ、加入せる組合の名稱
- ホ、従業員數(昭和十二年六月三十日、昭和十三年六月三十日、昭和十四年六月三十日、昭和十五年十一月三十日現在家族従業員と雇傭人別、男女の別、過不足員數)
- ヘ、設備(店舗—自家、借家の別、賣場面積、倉庫—棟數、坪數、トラツク、オート三輪、五輪以上倉庫、原動機、電話)
- ト、賣上高(昭和十三年中、昭和十四年中、昭和十五年一月一日より十月三十一日迄)
- チ、時局の影響事情(經營の概況…營業

成績——營業繼續中、休業中、優良可不良の別——利潤及び経費の増減割合、經濟統制の影響順位)

リ、業主及従業者に関する事項(氏名業主との関係、擔當事務、男女の別、年齢、當該業務に従事せる経験年数、労働に堪へるや否やの身體健康の状況、特殊技能、最終學歷、前職、轉業希望の有無及びその希望先、休廢業又は失業と生活維持との関係、扶養家族数)

ヌ、企業合同に對する意圖
ル、業主が他の職業に従事してゐるや否や(事變前よりか事變後か、兼職の種類)
ナ、従業者にして事變後轉業せる者の事情(有無、轉業先別員数、轉業後の状況別員数)

2、工場業態調査
商店業態調査に於ける調査の事項と異なる點を摘記する
イ、従業者を家族従業員、職工、その他に分つ
ロ、設備省略
ハ、従業者に關しては三十人以上の工場は集計表を作成せしめて列記に代へること
ニ、賣上高と代へるに生産額とする(製造

り、なほ殘存する商品の處置に就いて憂慮されてをったところ十月三日、商工省は特免の許可を得たものにして賣れ残つて居る物に限り、物資活用の見地からもう一年販賣延長を認めることにその方針を決定して、各地方長官にその旨通牒した。

東京組合の記念事業

昨昭和十五年は紀元二千六百年の意義深い年であり、また昭和十六年は東京小間物化粧品卸商同業組合創立五十周年の記念すべき年に當るので、組合として記念事業を設定す可しと云ふ議が昨秋十一月十二日の定例役員會に議題となつたところ、満場一致を以て可決となつたので特別委員を擧げてその計畫を一任することになり、小林組長の指名により

- 板倉安兵衛 田中吉兵衛
 - 中山 豊三 長 瀬 富 郎
 - 桑 原 啓 造 安 藤 福 太 郎
 - 宮 本 庄 七 三 輪 善 兵 衛
 - 森 本 善 七 鈴 木 新 吉
- 以上十名を計畫委員に選び、十五年十二月十日その第一回委員會を開催してこれが研究

高、加工賃及び修理料に分つ) 尙物資の別により追加調査票を加ふることにし中小工業時局懇談會と連絡の上組合の整理統合、資材配給、企業改善の對策決定に必要な事項を盛る。

七七禁令特 免品の延長

七・七禁令に觸れる商品の特別販賣許可申請のうち、製造元及び問屋の手持品に關する受付けは小賣店のものより遅れて昭和十五年十一月一日より開始されたが、東京組合では早速その旨を組合員に傳達して東京府との間の斡旋に乗出し、同二十一日取敢へず「製造許可を受けたる物品」に就いてのみ販賣許可を申請したところ、即日申請通り認可となり、二十六日六十名の申請者に對して特免證紙百一萬三千八百二十六枚を配布した。

その後殘餘の物に就いても同様特免許可を申請したが、それ等に對しては十二月五日附を以て全品目を許可する旨の指令が下つた。そこで組合では百九萬二千七百七十二枚の證紙を組合員五十三名に配布したのであるが、右總數の中でその半ばの六十二萬枚は化粧品

の容器及び口金に關する販賣許可であつた。證紙の使用心得に就いて當局は左の諸點を強調業者の理解協力を求めた。

- 一、本許可は昭和十六年十月六日限りであるからそれ以後は販賣出来ない。但し製造許可の證明書がある分はその後も販賣出来る。
- 二、證紙を貼付した物品は之れを次の段階の業者が販賣する場合更に許可を受ける必要はなく、全國的に自由に販賣が出来る。
- 三、證紙は一品毎に貼布すること。
- 四、他の物品に流用するが如きことのないやう注意のこと。
- 四、許可品を販賣した時はその數量を別紙様式により月末現在に依り一と月毎に取纏め、東京府知事及び所轄警察署長に報告すること
- 五、前各項に違反した場合は許可を取消されることがある。

組合では右の指示條項に則り、販賣高及び在庫數量の申告に就いては嚴正なる態度を持し毎月組合員よりの通告を取纏めてはこれを當局に提出することを怠らなかつた。その後特免期間の昭和十六年十月六日も間近に迫

を進め、漸く成案を得るに至つたので、同十二日の役員會に於いて一應の中間報告をなし大體その承認を得るに至つた。

- 計畫委員の方針は左の如きものである、
- 一、紀元二千六百年奉祝記念、組合創立五十周年記念の兩事業は、別々に計畫することなく双方の意義を取入れたる單一の記念事業となすこと
- 一、資材不足の折柄、建築的の施設は見合すこと
- 一、溢りに記念事業の名に提はるゝことなく、廣くその實行性を考慮して行ひ易く、且つ維持し易き施設たるべきこと

以上によつて計畫を練つた結果、業界文獻を保存すべき圖書館、商品陳列所、研究所、青年道場等をはじめとして數案が候補に上つたが、容易に實行し得ざるものはこれを削除し結局左の三案が最後に残つた。

- 一、業界青年の修養指導施設
 - 二、業界五十年史編纂
 - 三、業界相談所の設置
- このうち第一の業界青年指導に關する施設は、新體制下に於ける業界の推進隊ともなる青年の指導訓練でこれは刻下の急務たるのみならず、次代の擔當者たる青年の錬成は、何

れの時代に於いても必要とするところであるが、業界には未だその施設がなく、齊しく遺憾とされてをった點である。依つてこれが爲には、その具體的方法として

- 一、業界青年團の結成
- 一、業界新人の自治的訓練
- 一、組合啓進會の再組織による青年の精神修養、心身鍛鍊、健康増進、健全娛樂の推奨施設

等をその要目とする施設を行ひ、確たる指導精神の下に組織ある業界青年の育成を行はむとするものであつた。第二の業界五十年史は去る昭和十年、商報創刊四十周年に際してその記念事業の一つに選んだものであるが、資料の蒐集に着手したのみで未だその緒に就かざるため、これを組合の事業に移さうとするものである。第三案に就いてはなほ研究の餘地があるので今後さらに検討を加へることになつたものである。その後業界青年施設を具體化するにすれば差當り如何なる部面を取上げる可きかに就いて廣く業界の輿論に聞くため、十六年三月三日組合事務所役員會の店舖より青年級の従業員を召集を請ひ、事務所側では日南田理事以下係員が出席して隔意なき意見の交換を行つて懇談をとげ、なほ一層

案を練ることを約して散會した。一方、五十年史編纂の件は既に資料も一部分用意してあるので、仕事のかゝりが早く、十六年八月より資料の整理を開始した。

花王配給統制組合問題

花王石鹼本舗長瀬商會では業界の新情勢に對處するため、自ら提唱して「花王石鹼齒磨化粧品配給統制組合」を全國各府縣別に結成する計畫を樹て、一月二十三日には東京、同二十五日には大阪と順次結成式を擧げて中國、四國に及ぼうとするや、その組織目的並びに組合の性格が業界の注意を喚起するに至り、業界への事前工作がなかく、計畫が實施されたことに就いて各方面の波瀾を喚び、その内容を知らした業界は事の意外に驚いてそれが對策を審議するため、東京組合では一月二十九日化粧品部會を開いて協議を行ひ、小林組長の指名により安藤福太郎、板倉安兵衛、中山豊三、松本昇の四氏を委員に擧げてその處理方法を一任した。一方大阪組合に於いても同日役員會を開催して協議の結果、問題を本舗聯合會に移すことに決定し東西それ

〆〆獨自の立場に於いて解決案を見出すことに努力することになった。ところがこの情勢を見て事態の深刻化を憂慮した東京小林、大阪中山の兩組長は二月九日、帝國ホテルに於いて花王本舗の長瀬社長を交へ、各々個人の資格に於いて隔意なき意見の交換を行った結果、時局の重大性に鑑み、至純至高なる業界愛を基調として戮力協心、職域奉公の實を擧げようとして云ふことに意見の一致を見、同日左の如き聲明書が發表せられ、所謂花王問題は一切解消して目出度く解決を見るに至つた。聲明書全文如左。

生産統制組合、配給統制組合等の如きその適否は全業界の隆替に關し、全業者に至大なる影響を及ぼす可きを以てこれ等公益事業に對しては、總て個々獨自の計畫によらず業者共存共榮の理想信念に立脚し、協同協調協力の指導精神により虚心坦懐、その公正なる解決に善處す可きことに三者完全に見解の一致を見たり。隨つて今回業界の問題となりたる配給統制組合設立計畫は、東京大阪兩同業組合並びに多數生産業者との連絡を缺き、却つて全業界の平和と健全なる進展を阻害するの虞れ少からざるを以て慎重考慮の結果、これが中止を希望しそ

の目的達成の爲三者協力することに決定せり。仍つて茲にこれを聲明し業界各位の御支援を冀ふ。
昭和十六年二月二十日

小林富次郎
長瀬富郎
中山太一

化粧品朝鮮移入税撤廢

一月六日附京城日報に東京支社よりの通信として「移入税の廢止に伴ひ物品税、飲料税等を従來朝鮮税關に於いて徴收の方法を廢し内鮮を一元化する」と云ふ物品税徴收の方法を改正するが如き意味の記事があつた。そこでこれを見附けた朝鮮化粧品代理店組合では、直ちに事の眞偽の調査を東京組合に依頼して來たのである。よつて組合では大藏省主税局の脇坂事務官を訪ひ、そのニュースが奈邊より出たものであるかを問ひ訊したところ、脇坂事務官は

四月一日より實施の豫定でさう云ふことが問題になりつつある。しかしこれは朝鮮との連絡が大切であつて、實際上の取扱ひ

が何うなるか判らない。多分朝鮮の制令に改正がありそれに應じて業者の希望によつては、こちらで物品税を徴收して移出することを認めるやうな形が考へられるが、方針の確定次第お知らせしよう。

と云ふ言葉であつた。ところがこの用意は果して事實となつて現れて來た。即ち朝鮮總督府は三月三十一日を限度として移入税を撤廢することになり、これを機會に内鮮經濟交通障礙除去の一方法として相互の手数を省くために、税率が内鮮同率の物品にして内地に於いて課税済みのものには朝鮮では課税しないと云ふ扱ひをすることにしよう。

大正十二年制令第六號

朝鮮と内地、臺灣、樺太又は南洋群島との間に於ける船舶及び貨物の出入に關する件第五條を次の如く改正し四月一日より實施した。

第五條 左に掲ぐる物品の移入は開港又は朝鮮總督の指定する港に由り之を爲すべし但し海難その他已むを得ざる事故あるときは此の限りに在らず
一、朝鮮に於いて内國税を課すべき物品にして朝鮮總督の指定するもの
二、朝鮮出港税令に依りその移入を條件

として出港税の免除を得たる物品
三、内地、臺灣又は樺太に於いて内國税の免除若くは拂戻又は交付金の交付を受ける爲税關の移入免除を受けむとする物品

以上の改正に於いて業界の注意しなければならぬのは主として一の項で、これは前には「朝鮮に於いて内國税を課すべき物品」となつてゐたものである。改正令によつて總督が指定した物品は

- 一、内地より移入する酒精にして原容量百分中純酒精（攝氏十五度の時に於いて〇・七九四七の比重を有する酒精）の容量九十以上のもの及び臺灣又は樺太より移入する酒類
- 二、砂糖、糖蜜及び糖米
- 三、揮發油

等とある。これに應じて大藏省では従來朝鮮に移出する場合免税の取扱ひをしてゐた物品の種類を若干變更して、その新しき取扱方針を四月一日全國の稅務監督局宛通達したが、その中には業界に關する左の事項があつた。

- 一、左記物品は内地、臺灣又は樺太に於いて課税済なる場合は、朝鮮に於いて課税せ

ざるを以て原則として免税の申請を爲さしめざること

③燐寸

④第二種の物品（特殊用途及び第二種の物品の製造の用に供するものを除く）

これによつて燐寸及び第二種の物品即ち化粧品を朝鮮に移出する場合は、原則として今は免税の取扱ひをせず内地に於いて物品税の課税を受けしめて後それを移出させると言ふことになつたわけである。従つて化粧品を朝鮮に移出する際はこの新制度によつて指定港の通關手續を経ることを要せず、又内地の出荷主へ移入證明書を添附する手数も要らないことになり、手續が非常に簡易化された。

商工省第二回商業調査

商工省では資源調査法に基く商業調査規則（昭和十四年九月八日商工省令第四十八號）により昭和十五年春全國の卸業者に對して第一回の調査をなしたが、今年はその第二回目を行ふため調査用紙を二月上旬區役所經濟課より各業者に配付された。今年度の調査は事變處理、東亞共榮團の確立、三國同盟締結約

としての立場などからわが國が難局に直面してゐるだけに、商業部門の戦時體制整備に必要な正確且つ精密なる総合的の資料を得るの目的であつた。調査締切の期日は二月末日であつたが、その概要は左の如き内容を含んであつた。

一 商業調査の趣旨

商業調査はこれを要約して云へば、統計的大量觀察に依つて物資の配給状況及び我が國商業者の經營状況を詳にしやうとするものであつて、調査の結果は商業資本の大きさ、配給実績より見たる配給力或ひは商業資本の収益状況等を種々の角度から分析して我が國商業の經濟力を明かにし、これに基いて物資配給機構を調整し運用する爲の産業政策上の資料とする許りでなく、國家總動員計畫の設定遂行上の資料として役立つものである。

二 調査の対象

商業調査の対象は卸賣を業とするものである。即ち商業調査規則の第一條には「卸賣を業とする者は營業所毎に毎年別記様式に依る調査票三通に該當事項を調査記入し、翌年二月末日に其の營業所所在地の市町村長にこれを提出すべし」と規定されて

居り、調査の対象が卸賣業者（卸小賣を含む）に限られたのは卸賣業者は物資配給の根幹的部分を占むるものであり、従つて配給統制價格規正等の直接の対象となるのであるから、其の經營状況を調査することが差當り最も必要であると認められた爲である。

三 報告義務者

此の調査の報告義務者は前にも述べたやうに卸賣を業とするものである。茲に卸賣業者といふのは一定の營業所を有し、自己の名を以つて國內に於いて物品の仕入販賣を爲す者にして、當該物品の消費者に對し直接販賣しない者を謂ふ。要するに右の定義に當てばまる營業所の業主が所謂報告義務者となる譯である。従つて單に賣買の媒介をするに過ぎない賣買仲立業者物品以外のもを賣買する者、生産業者、清算取引業者、輸出入のみを業とする者、生産問屋定まつた營業所を有しないもの、直接消費者に販賣するものは調査から除外される。

四 調査の秘密保持

此の調査は可なり業務上の秘密に關する事項が多いので、それ等の秘密は嚴守することになつて居り、それは商業調査規則中

に「調査票は統計上の目的以外に之を使用することを不得」との明文を設けて保障してあり、固より此の調査は税金には全然關係がない。兎も角法令によつて調査報告の義務が負はされて居り、報告した個々の事實は絶対に他へ漏らさず、又、報告を怠つたり、虚偽の報告をすると重く處罰されることになつて居る。

五 調査事項

商業調査で調べる事項は次の十六項目である。

- 1、營業所名
 - 2、電話番号
 - 3、營業所所在地
 - 4、本支店別
 - 5、企業組織
 - 6、卸賣元
 - 7、兼業關係
 - 8、業主
 - 9、營業資產總額
 - 10、營業負債總額
 - 11、従業員數
 - 12、營業收入額
 - 13、仕入價額
 - 14、營業費總額
 - 15、手持品價額
 - 16、商品別仕入商品卸賣額
- 本年より調査票の提出先は區役所經濟課と云ふことになつた。

第二次公定價格の經過

業界の宿題として昭和十五年より十六年に

持越された問題中、一般業者から甚大の關心を寄せられてゐたものに化粧品の第二次公定價格問題がある。抑も第二次の公定資料が主任事務官たる泉坂事務官に手交されたのは、十五年十月七日のことである。これは當局の指令の下にその指示條件に準據して査定を施した最後のもの約二千八十點であつた。

然るにそれが受理されたまゝ、何等の指示も與へられないので、最初その通過を信じて疑はなかつた業界としても漸く一抹の不安を感じるに至り、専門委員並びに東西組合の事務當局は再々兼坂事務官を訪問して成行の偵察に努めたのであるが、事務官の意圖は明瞭を缺くのみでその方針を一向に掴み得ず、焦慮を重ねてゐるうちに、物價局では容量による規格案を作成してゐるとの情報があり、事務官もその意図があることを言明されるに至つたので、東西の専門委員としては、その立場上規格案の不可なる所以を力説して追加分だけは第一次公定の方式に隨はれたく、その後には於いて徐ろに規格案を考慮せられたいと進言したのであるが、事務官の容るゝところとはならなかつた。殊に石鹼の公定價格が十五年九月十錢一本建に決定してからと言ふものはその態度に一層硬化の兆があり、官民双方

の意見は全く對立の形であつた。ところが二月に入るや機會を得て東京側の板倉、中山、廣田の三委員は久し振りに兼坂事務官と會見、やゝ意志の疎通を見ることが出来た。その際に得た印象を基にして東西専門委員の聯合協議會を開催、今後の對策を練つた結果、東西に於いて調査資料をまとめ、成案を得次第持寄つて再度の協議をしようと思ふことになつたのが、十五年の暮も押詰つた頃の話である。

それから十二月二十九日、即ち御用納めの翌日東京組合事務所に兼坂事務官の御足勞を願つて板倉、中山、廣田の三委員及び東京日南田理事、大阪石川理事がこれを圍んで長時間にわたり懇談を試み意見を交換したが、その際事務官の洩らした意圖は、新に容量規格の設定によつて一切の化粧品をそれに當てはめしむる可しと云ふにあつた。これに對して専門委員側としては、當局主張の如く第一次の當時と今日に於ける情勢の變化は認むるも、その爲に第一次の公定價格までをも御破算とするの理由なきのみならず折角平靜を保ちつつある業界に再び波瀾を湧起せしむる處れもあり、且つ新規格の適用になれば價格の變動は到底免かれ難きところであるから、そ

の爲に蒙る市場への影響に就いても憂慮せられる點があるが、それ等の諸關係を如何にす可きやとの意見を披瀝したのであつた。これに對しては事務官より格別の指示もなく、かくして規格案作成は動かし難き形勢となつて來たので専門委員は連日會合して對策を練つたのである。かかる情勢に對してその成行を憂慮せる大阪業界では一月中旬以來有志本舗が相寄つて協議中であつたが、このまゝの状態に在りては再日を重ねることは業者の營業に支障を來す虞れありと斷じて、速かに第二次公定申請品の歸趨を明かにすべく、第二次公定價格促進會を結成し、東京に於けるその後の情勢を聴取するため代表者五名が名古屋の近藤誠宏氏を加へて二月二日東京、東京側専門委員三氏と懇談を遂げた。一行は大阪製油中川徳藏氏、二葉香粧品島野光三郎氏、中忠整髮料熊谷秀夫氏、ヨット化粧品朝日儀一郎氏、森生化粧品森生吉平氏、キンシ化粧品近藤誠宏氏にして、廣田専門委員より昨秋以來第二次公定價格の設定を繞り専門委員として當局と折衝せる經過を報告、その當初に於いては兼坂事務官の指示に従ひ、第二次の申請書類を纏めたるにも拘らず、その後の情勢の變化に伴ひ、別途の公定方式に出でんとする

當局の意向を示されるに及び、専門委員として折衝を重ねること數次、大乗的見地から業界をして混亂に導くが如き公定の方式をきき専ら理想案の作成に専念してある旨を報告した。これに對して大阪側代表は種々質問を發し板倉、中山兩委員よりも説明を加へたので第二次公定の經過に通じなかつた一行もここに釋然としてその事情を氷解して今後の努力を依頼する結果となつた。然るにその後の問題は一進一退を繰返して容易に進展せず、六月に至るや内外情勢の緊迫から各種産業の企業統合が本格化しこれに伴つて硝子瓶の計畫生産及び規格の單純化と云ふやうな問題が起つて来たため、當局は先づその方から解決して化粧品公定に及ばうとするが如き意向を抱くに至つたのである。業界としてもこの期に及んでは規格公定の避け可からざる所以を深く認識して、容觀的情勢がなくなる上は、一日も速かに第一次二次の區別なき公定が決定して懸案の解決せられることを望む氣運が漲つてゐた。

部外品工業協會の結成

警視廳管下に於いて賣薬部外品の發賣免許を有する業者は、原料に使用する醫藥品並びに工業藥品等の配給を受くべき業者團體の結成に就いて協議中であつたが、その機到來して三月八日銀座交詢社に於いて發起人會を開催、東京府賣薬部外品工業協會の成立を見た右に關與せる發起人は

- △伊東化學研究所 △井田京榮堂 △花玉石鹼
- 長瀬商會 △太陽製藥株式會社 △高橋東洋堂
- △大日本油脂株式會社 △中山太陽堂 △久保
- 政吉商店 △丸見屋商店 △日本石鹼化粧品合
- 同輸出會社 △尙美堂 △安藤井筒堂 △三壽製
- 藥株式會社 △資生堂 △資生堂製藥株式會社
- △平尾贊平商店 △スチルマン製藥株式會社
- △西村製藥所 △精香社

以上にしてその事業としては

- 一、原料材料の共同購入及びその配給
- 二、同業者間に於ける營業上の統制及び經營の合理化
- 三、營業に關する調査研究
- 四、その他本會の目的達成に必要な事項

新設協會の役員は左の諸氏である。

理事長 中山 豊 三
 常務理事 廣田 嘉一
 理事 板倉 安兵衛

東京化工の部制設置

三大都市の製油業者の團體即ち東京の親油會、大阪の油和會並びに名古屋の盟油會では二月二十三、二十四の二日間宜り、蒲郡に於いて合同懇談會を開き、東京親油會の月番幹事山梨政平氏を座長に推して業界刻下の情勢に關して詳細なる報告に併せて意見の開陳を行ひ、物資統制の強化に伴ひ政府の油料政策がいよいよ確立に向ひつつある情勢に鑑み、それに即應して資材獲得の方策を得るには全國に於ける同業の團結を圖り、その協同體によりて既設工業組合の機能を發揮せしむるの外はないと云ふことにその結論が到達し

同	河田 清貞
同	長瀬 富郎
同	松本 昇
同	安藤 金平
同	三輪 善兵衛
同	伊東 榮
同	高橋 三四郎
同	久保 政吉
主 事	日南 田慶富

て満場一致を以つて左の如き申合せを行つた。

一、工業組合強化

- ①東京、大阪及び和歌山に於ける既設化粧品工業組合の聯合會結成を促進すること
- ②設立申請中なる京都、名古屋、愛媛その他各地に於ける工業組合は、極力その進行を期し聯合會への参加を速かならしめること

二、全國團體結成

- ①全國に於ける同業の代表的の聯絡協調機關として製油製造業者を打つて一丸とする團體の結成を急ぐこと
- ②結成基本條件

名稱 全國製油工業協議會(假稱)
 地域 全國一團
 資格 製油製造業者但しその專業兼業たるを問はず加入し得ること

以上の決議によつて刺戟を受けた東京製油業界の親油會並びに東京製油製造卸組合の有志は、三月三日東京同業組合小林組長の斡旋により、組合事務所を遷移して東京化粧品工業組合の代表者も立會ひ、懇談の結果製油業界の大同團結を目指し今後の情勢に即應して協力一致の歩調をとらうと云ふことに意見が

一致した。

更に話は進んで大同團結の實を擧げるには業界内團體の統合を圖るに如くはなしとなり、先づ東京製油製造卸組合を東京化粧品工業組合に合併しようとする計畫が具體化の歩みを取り始めた。これがため東京製油製造卸組合では三月十二日久松町の松本俱樂部に於いて臨時總會を開催、一、組合業務並にこれに關聯する重要事項決定の件を附議、本組合、親油會並びに化粧品工業組合の三者が、二月以來數次の會合を重ねて今後事業を圓滑に運ぶには如何なる方法に依るべきかを協議せるその結果を中心し審議の末、これは飽くまで業界を統一して業者の親睦と共存共榮を圖る可しと云ふ結論に到達し、大勢上組合を擧げて工業組合に加入するを可とするに案議が決定した。なほその際は製油組合の特殊事情に鑑み、工業組合側に何等かの條件を提示してその承認を求めようとする事になった。

一方、化粧品工業組合側に於いても、多數のアウトサイダーがあることは原料獲得上種々の障礙を生ずる慮れがあり、農林省の指示さへあることなので製油製造組合との合流に關してはその實現に努めて来たのであるが、

三月二十二日の理事會に於いていよいよ製油組合をその傘下に收めることに最後の方針を決定、次いで二十四日製油側の首腦部と意見して意見の交換を行ひ、ここに全く合流案の成立を見て、製油組合は組合を擧げて化粧品工業組合に加入することになったわけであるが、その人数は總數六十二名のうち十八名は前から工業組合員であつたから残りの四十四名が新規に加入したのである。而してこれ等製油業者の要望が動機となつて工業組合に部制設置の問題が起り、その研究を進める一方東京府當局の諒解を得て定款を一部改正の上部に關する規程を設定して、これが正式決定のための臨時總會を四月一日組合事務所にて開催

- ①部に關する規程承認の件
- ②統制委員會規程承認及び統制委員選任の件

その他を可決した。これによつて工業組合内に齒磨部、クリーム部、製油部、洗粉シャンプー部、化粧品部が設けられ、又統制委員には左の諸氏が選任された。

統制委員
 理事より互選せられたるもの五名
 板倉 安兵衛 中山 豊 三

安藤金平	三輪善兵衛	副委員長	三輪善兵衛	同	村上珍藏
井田友平	守屋商會	委員	丸善商事	同	酒井幸吉
組合員中より選挙せられたるもの七名		同		同	井上太兵衛
小林喜一	田端豊吉	同		同	東野芳三郎
森本嘉作	長瀬富郎	委員長	板倉安兵衛	洗粉シャンプルー部	長瀬富郎
瀧澤直治郎	大鹿永一	副委員長	天野源七	同	藤井庄右衛門
吉田俊藏		委員	阪本一郎	同	モンゴ洗粉
學識経験あるものにして組合員外より選任せるもの三名		同	中谷辰藏	同	高橋三四郎
堀内利器(高砂化学工業社長)		同	松本昇	同	三輪善兵衛
伊與田光男(資生堂技師長)		同	生化学工業	同	藤村一誠堂
池部秀人(ウテナ本舗技師長)		同	武子金太郎	同	河田清貞
續いて四月九日の理事會に於いて左の如く組合員の部屬を決定した。		同	ナイナ	同	
齒磨部七名、クリム部一〇六名、髪油部一二四名、洗粉シャンプルー部三三名、化粧品部一〇七名		同	牛山清人	化粧品部	安藤金平
かくて同十八日午後二時より、最初の部會聯合會を開いて各部委員の選挙に入り、詮衡委員を擧げて詮衡の結果ここに左の顔觸れが決定して東京化粧品工業組合の新體制は確立した。		同	レオン商會	同	小柳朱一
		同	石田佐一	同	吉田俊藏
		同	久保政吉	同	中山豊三
		同		同	伊東榮
		同		同	ロイヤル化粧品
		同		同	中村信陽堂
		同		同	ハリキン興業
		同		同	徳田唯泰
		同		同	岡本信太郎
		同		同	坂倉信雄
		同		同	かやうにして最初は髪油業者の大同團結か

ら出發した運動が、外部情勢の變化に遭つてその模様を換へ、歸するところは化粧品工業組合の強化並びに新機構の設定に落着いたが、この運動は次に來る日本化粧品工業組合聯合會の結成にも關聯を有するものである。

日本化粧品工聯の結成

營業用原料資材の統制強化から、個人としてはその入手が殆ど不可能の域に達するやに見えて來たので、化粧品工業組合を一丸とする日本化粧品工業組合聯合會を結成す可しと云ふ聲が、漸次業界内部に昂まりつゝある折に、同様趣旨の態勢が商工省よりもあつたのでいよいよ急速にその實現を圖らねばならぬことになり、東京化粧品工業組合では三月八日の定例理事會に於いて聯合會結成に就いての協議をなし、安藤金平、板倉安兵衛、中山豊三及び廣田事務理事の四名を小林理事長より結成準備委員に指名するとともに大阪化粧品工業組合に對して當局の意嚮並びに東京工組の方針を傳達してその同意を求め、同月二十日大阪側西村副組長、塚本好三氏及び石川理事の上京を迎へて工聯結成に關する協議を

とけ、更に二十二日細目にわたつての打合せを行つた結果、東西兩工業組合に於いてそれ／＼正規の準備を進めることに意見が一致した。當時化粧品工業組合としては東京、大阪兵庫の外に和歌山に油業者を主體とする工組があり、名古屋、京都、愛媛の各府縣に於いても工組結成の準備中であつたから、先行きはこれ等組合も加盟するものと豫想されてゐたが、差當つては東京、大阪、兵庫及び和歌山を加へた既設四組合によつて聯合會結成の件が取上げられることになつたわけである。ここに於いて東京工組では四月一日の臨時總會で聯合會加盟の件を決議、大阪側委員とも協議の上七日商工省振興部土地事務官を訪問して聯合會結成に就いての内諾を得るとともに種々の指令を受け準備は本格的の軌道に乗つて來た。

かくして、こゝに一ヶ月が過ぎ準備完了するやその創立委員會が五月十三日日本橋俱樂部に於いて開催された。當日參集の委員は
東京組合理事長 小林富次郎
同 副理事長 中山豊三
大阪組合理事長 塚本好三
同 副理事長 西村新八郎
兵庫組合理事長 酒井幸雄

以上の六氏にしてこれに東京日南田、大阪石川の兩理事が加はり、商工省よりも振興部工務課の竹内事務官を初め同山口、化学局有機課多田技手、東京府經濟部工務課藤井屬の四氏が臨席、小林委員總代の挨拶に次いで日南田理事より今日に至るまでの詳細なる経過報告があつて小林總代を議長に議事に入つた。そして

- 一、定款制定の件
 - 二、事業計畫決定の件
 - 三、役員選任の件
 - 四、聯合會の負擔に歸すべき創立費及びその償却方法承認の件
 - 五、事務所位置決定の件
 - 六、所屬組合よりの出資口數承認並びに拂込期日決定の件
 - 七、取引銀行指定の件
 - 八、認可申請に關し字句の訂正を創立委員總代に委任の件
- 等を附議、係官の指示によつて一部を修正した以外には殆ど原案通り可決となり、議事終了後竹内事務官より力強い訓辭があつた。その要領は如左。
工業組合の目的にも今では修正が加へら

れて物資の需給調整に主眼が置かれるやうになり、工業組合も國策の一部を擔當することになった。従つて工業組合の使命は出發當時より今の方が重大である。斯様な時代に當つて工業組合がその責任を完全に果たすためには組合員が一致團結して一つの目的に向つて邁進しなければならぬ。

新體制とか經濟新體制とか言はれるが要は心であつて形式ではない。化粧品工業組合聯合會の運営に際してもこの覺悟は必要である。即ち全國の化粧品製造に従事する業者が一つの組織に纏り、化粧品製造工業を通じて職域奉公、匠道實踐の完遂に力強い一歩を踏み出されたい。

なほ、當日決定した聯合會の役員顔觸れは次の通りである。

- 理事長 板倉安兵衛 東京
- 理事 中山豊三 同
- 同 松本昇 同
- 同 塚本好三 大阪
- 同 西村新八郎 同
- 同 酒井幸雄 兵庫
- 同 安藤金平 東京
- 同 井田友平 同
- 主事 日南田慶富 東京

同 石川静三郎 大阪

かくして暫定的ながら事務所を東京化粧品工業組合内に置き、先づグリセリン、蓖麻子油等の配給から事業を開始するとともに各種原材料の使用実績及び化粧品製造高実績を次々と調査して業界の全貌把握に強力な發足を開始した。

東日本卸商組合聯合會

業界の情勢から見た卸業者の立場に就いて研究中であつた東京石鹼化粧品卸商組合は、三月七日組合事務所にて大阪石鹼卸商組合の代表と懇談の結果、組合の強化、業者の大同團結が今日に於いて執るべき最も緊要なる手段であると言ふ結論に到達し、先づ手始めに關ヶ原以北を地域とする東日本石鹼化粧品卸商組合聯合會の結成を急ぐ可しと云ふことになり、地域内の組合に對して照會狀を發し、調査資料を蒐集中であつたが、四月二日東京卸商組合はその結成準備委員會を開催して田中、桑原正副理事長、千本木田中金、岸田、塚田、三勇の各常務理事及び日南田事務理事等が參集の上、關ヶ原以東に

於ける各縣の商業組合並びに同業組合に検討を加へ、總數三十二組合中卸業者を主として組織せる團體を加入資格ある者と認め、小賣組合及び卸業者を含むも小賣業者が多數を占める組合に對しては加入を勸奨せざることに方針を取極め、各地の候補團體に宛てて左の如き招請狀を發した。

拜啓 貴組合愈々御隆昌之段奉賀上候、陳者刻下の業界情勢は政府當局に於ける物價政策の強化並に計畫生産の擴大に伴ひ、日を逐うて益々複雑多難を加ふるのみに有之、殊に最近商工省に於いてその計畫を進めつゝありと傳へらるゝ石鹼の配給統制にしてその實現を見るに至らば、配給機構の一大變革を招來するに至る可く、洵に業界に於ける重大問題に有之、今にして是が對策を講ずるとともに之に即應するの體制を整備するに非ざれば、當に配給機關たるの使命を遂行するに難きのみならず、激烈なる今後の情勢變化に對應するの機會を失ふに至るやも測り難く、憂慮に堪へざる次第に有之候。然るに全國に於ける配給業者の間には未だ何等の聯絡機關無之、隨つて業界の意嚮を統一するは勿論、統制ある一致の行動に出づるが如きは、到底期し

難き處に有之、團結を有せざるが爲に蒙れる處の不利不便は從來の事實に徴するまでもなく、夙に御承知の通りに有之候、就いては此際全國同業打つて一丸となり配給機關としての體制を強化するとともにその再編成による新機構を以て職域奉公に邁進するの必要を痛感致し候處、事を迅速に運び且つその結束を容易ならしむる爲には先づ全國を二分して東西に分ち、西は大阪に委託するの便なるを思ひ、東西協議の上、關ヶ原以東を以て東日本石鹼化粧品卸商組合聯合會の結成區域と定め、豫て是れが計畫を相進め居候處準備漸く相整ひ、各地組合より御提出の資料を基礎として詮衡の結果、加盟資格ある組合約十六團體を得たる次第に御座候、就いてはこれ等各組合の參加御協力の下にその結成を了へ、一日も速かに目的の遂行に邁進致度存間右趣旨御贊同の上御參加相願度、別紙規約案、加盟候補團體一覽、申込書等々相添へ御懇請申上候條何分の御回示に預り候はゞ本懐の至りに奉存候、右得貴意申候、 敬具

然るところ資格組合の殆ど全部が聯合會に加盟の希望を申出でて來たので準備完了を待つて五月二日上野精養軒に於いて創立委員會

を開いた。

當日は北は北海道から、南は愛知縣に互る東日本の各地卸業者團體からそれ／＼委員が參列してその數二十餘名に達しこれに地元東京組合の全役員を加へて五十餘名が出席。東京同業組合小林組長を來賓に迎へて東京日南田事務理事司會の下に開會を宣し、委員長たる田中東京組合理事長の挨拶の後日南田事務理事が今日に至るまでの経過を報告して特に聯合會結成の動機及びその性格を闡明し、當面の問題である石鹼配給機構の整備案にまで及んだ。それより田中委員長を議長として議事に入らるや

- 一、東日本石鹼化粧品卸商組合聯合會規約決定の件
- 二、役員選舉の件
- 三、創立費償却に關する件
- 四、今後の業務方針並びに昭和十六年度經費豫算決定の件

等の上程して慎重審議の結果、それぞれ可決の後宣言及び決議を發表し、續いて各地代表の挨拶に移るや新瀉小黒喜三郎、高岡野村岩太郎、岐阜和田樺、郡馬清塚佐太郎、北海道壽原英太郎の諸氏交々登壇して同業團結、卸業者の權益擁護及び配給業者の使命達成に

關して聯合會に期待するところ多き旨を述べた。決定せる聯合會役員顔觸れ及び加盟組合名如左。

- 理事長 田中吉兵衛 東京
- 副理事長 桑原啓造 同
- 同 壽原英太郎 北海道
- 同 加藤寛次郎 中部
- 同 千本木彌八郎 東京
- 同 田中金太郎 同
- 同 霜田七郎 關東
- 同 笠間文悟 同
- 同 大總一郎 北海道
- 同 岡部服太郎 中部
- 同 熊谷長八郎 東北
- 同 野村吉六郎 北陸
- 同 成田松太郎 北陸
- 同 小黒喜三郎 北陸
- 同 日南田慶富 東京
- 同 佐藤伊三郎 神奈川
- 同 山田能央 同
- 同 塚田要三 東京
- 同 中村茂八 同
- 同 三勇商店 同
- 同 清塚佐太郎 群馬
- 同 染谷清四郎 埼玉

- 同 石原豊 吉松本
- 同 野村岩太郎 高岡
- 同 永井録吉 愛知
- 同 原顯 則同
- 同 河合喜三郎 同
- 同 和田 悍 岐阜
- 同 島田 商事 石川
- 同 竹内餘所松 同
- 同 齋藤忠三郎 高崎
- 同 橋本文平 北海道
- 同 川崎 又吉 新潟
- 同 西原三平 茨城
- 同 顧 問 小林富次郎
- 埼玉縣化粧品卸商業組合▽松本荒物化粧品
- 雜貨卸商業組合▽高岡化粧品小間物卸商業
- 組合▽富山化粧品小間物雜貨卸商業組合▽
- 愛知縣化粧品卸商業組合▽静岡縣化粧品雜
- 貨卸商業組合▽岐阜縣化粧品卸商業組合▽
- 神奈川縣化粧品卸商業組合▽東京石鹼化粧
- 品卸商業組合▽群馬縣小間物化粧品卸商組
- 合▽石川縣石鹼化粧品小間物卸商組合▽栃
- 木縣小間物化粧品卸商組合▽高崎小間物化
- 粧品石鹼雜貨卸商組合▽新潟化粧品小間物
- 雜貨卸商組合▽東京荒物問屋組合▽北海道
- 化粧品卸賣聯盟▽石川縣荒物卸商組合▽岩

手縣化粧品石鹼商卸商組合▽新潟縣化粧
品小間物卸商業組合▽茨城縣化粧品卸商業
組合

宣 言

配給部門の體制整備並びに是れが機能の
高度活用は、戦時下に於ける物資流通の圓
滑に適正を期するの根本にして、政府の低
物價政策に順應協力し國民の消費規正に寄
與する所以の道なりと信ず。然るにわが業
界に於ける卸賣機構は今尙依然として舊態
格守の域を出ず、業者の職域精神は又、
必ずしも新體制下に於ける商業理念に徹せ
りとは斷ず可からざるものがあるが如し。今
や急迫せる時局の激潮は明日を測る可から
ざるの情勢下にあり、即ち事變處理の急速
を要するの秋、われ等業者は急遽その職域
を固め、東日本に於ける卸賣團體を打つて
一丸となし、これをその中核體として生産
配給兩面に於ける聯絡協調の機關たらし
め、公正なる配給國策の樹立に貢獻すると
ともに、その新使命による業界新秩序の建
設に全力を捧げ、以て職域奉公の一路に邁
進せむことを期す

決 議

一、東日本に於ける卸賣業者は速かにその

地域的團結を固め、府縣單位の配給機關
設置に努力す可し。

一、東日本に於ける卸賣業者は配給の圓滑
消費の適正を期する爲、過去の實績を尊
重し企業の合理化に努力す可し。

一、東日本に於ける卸賣業者は公定價格の
全面的完成を期する爲、その促進に協力
す可し。

一、東日本に於ける卸賣業者は中央に於け
る協定價格を基準として全國をしてこれ
に倣はしむる如く協力す可し。

一、東日本に於ける卸賣業者は西日本同業
者との聯絡を密にし、全國的聯合會の結
成に協力邁進す可し。

右決議す

昭和十六年五月二日

東日本石鹼化粧品卸商組合聯合會

荒物小賣商
全國聯合會

全國の荒物雜貨小賣商業組合並びに同組合
の地域別聯合會を以て組織する全國荒物雜貨
小賣組合聯合會の結成に就いては春以來關係
者の來往活潑を極め、結成準備會、細目協議

會が相次いで開かれたが遂ひに六月二日黒
雅叙園に於いてその創立委員會が開催され
た。當日は東京、大阪、京都、名古屋、横濱
神戸の各市代表四十八名出席。來賓として商
工省より増岡日用品課長、相澤事務官、化粧
品組合日南田理事等出席し、松宮東京聯合會
理事長議長席に着いて議事を進め、宣言文、
決議文の朗讀後東京聯合會理事長松宮久兵衛
氏を理事長に推すことに決定、來賓の祝辭の
後聖壽萬歳を奉唱して目出度く會を終り、全
國的團結の體制を整へることが出来た。

石鹼配給機
構整備問題

商工省では石鹼偏在の弊が甚しいのに鑑
み、今春以來その配給機構整備計畫を進め、
化學局が主となり關係各方面に諮問して種々
の調査を行ひ資料を蒐集中であつた。これに
對して東京石鹼化粧品卸商業組合では問題を
重視し、關係業者が數次に互つて協議を凝ら
す傍ら、代表が永田化學局長、相村有機課長
等を訪問して當局の意圖打診に努めることを
怠らなかつたが、當局の答へは目下調査中に
して格別の腹案があるわけではないと云ふ程

度であつた。然し準備は相當進行してをるも
の如く石鹼化粧品卸商組の代表者を招致し
て配給方面の見解を徴したる事實があつたの
で、業者側でも日本石鹼工聯が中心となつて
業界案の作成を急いでゐたが、四月十六日日
本石鹼工聯理事長、東京小林組長、大阪
中山組長の三氏が發起人となつて日本橋俱樂部
部に於いて東西業者の石鹼配給機構整備に關
する懇談會を開催、有力業者三十餘名が出席
して保々誠次郎氏を議長にそれぞれの立場か
ら意見の開陳があつたが、その際現れた見解
には、

①石鹼の偏在は機構の不備よりも寧ろ價格
及び運賃問題に起因するところが多いから
それを先に取上ぐべし

②機構整備問題に就いては製造業者販賣業
者ともにそれぞれの特長事情があるから先
づ二つに分れて議を練り、然る後に合同研
究に入るべし

③配給問題は當然販賣業者が主體となるべ
き性質のものであるから販賣業者が主とな
つて案を練り製造業者はこれに助力する態
度に出づべし

等の諸説があつた。しかし「現在の機構は
どこまでも尊重してその基礎の上に新機構を

打建てる」と云ふ根本方針に對しては滿場贊
意を表し結局多數の意見に従ひ、小委員を設
けて基礎案の審議に當らしむることになり、
證衡の結果左の諸氏に委員を委嘱して懇談會
を終つた。

製造業者側 春元石鹼、日本油脂、竹井俊
郎、大日本油脂、朝鮮窒素、共進會、協同
油脂、養生堂

販賣業者側 越智太兵衛、館野榮吉、田中
吉兵衛、桑原啓造、木村富藏、清水信三、
廣田嘉一、森友徳兵衛

而してその第一回委員會は四月十七日東京
同業組合事務所講堂に於いて開かれ、全委員
出席して大日本油脂山崎高晴氏を議長に討議
に入つたが、問題が廣汎且つ複雑なる性質を
帯びてをるに拘らず委員のこれに對する研究
が十分ならざる憾みあるため、この日の委員
會では一、配給の圓滑化二、品質の維持向上三
必要最低數量の確保四、消費指導五、現存機
構の尊重等の理念問題に止め、各委員の私案
を四月二十五日まで石鹼工聯に提出してそ
の出揃ふのを待つて第二回の委員會を開催す
ることを約して散會した。

次いでその第二回委員會が五月七日東京組
合事務所開かれ山崎氏が議長席に着いて審

議を進め、本日は委員より提出の私案を綜合的に取纏めた左記條項、即ち

- 一、化粧、洗濯、工業用の三種を別個の取扱組織とすべきや否や
- 二、構成メンバーを製造業者のみとするか或ひは配給業者を併せ加へるか
- 三、形態は収買會社とするか或ひは又協議會制にするか

を中心に見て聞はしたが、「製造業者のみの収買會社案」と「製販兩者混合の協議會案」とが對立して一致點を見出すことが出来ず、決裁を山崎議長に一任することになつて委員會を終つた。それ以來この重大責務を快諾した山崎高晴氏は各方面の意向を參酌して公正妥當なる機構整備案の作成に没頭、その草案の成るを待つて委員の手許に送附し、その批判に委ねるとともに、六月二十六日第三回委員會を日本橋俱樂部に召集してその案を仔細に検討したる後引續き第二回懇談會に臨む手順であつたが、統制會社制を採り機構を化粧洗濯の二本建にし一定量の實績以上の製造配給兩面の業者を株主として認めようとする山崎氏の案は委員會の容るるところとならなかつた。

ここに於いて三ヶ月にわたる東西業者の苦心も形式上は何等得るところがないやうな結果となり、第二回懇談會では主として今後この會を存續して問題の研究を續行すべきか否かに議論が集中されたが、當日の議長中山豐三氏の裁量によつて會社案と協議會案との二陣營に分け、兩派よりそれぞれ三四名の委員を選任して理想案を作成せしめ、その兩案を業者側の意見として商工省當局に提出し、最後の斷は當局の決裁に委ねよう云ふことになつた。そこで指名を受けた委員即ち會社案作成日本油脂、養生堂、ライオン油脂、清水信三、日本窒素、協議會案作成花王石鹼、丸見屋、全販購聯、森友徳兵衛、協同油脂の諸氏は七月十二日第一回打合せ會議を開き、二十五日を期限としてそれぞれの案を完成することを申合せたが、期日前に早くも兩案の作成が完了したので、七月二十五日中山豐三、松本昇、長瀬鐵男の三氏は懇談會を代表して商工省に出頭、振興部川崎事務官に一件書類を手交してその何れを採るかに就いては當局の意向に一任したのであつた。〔案の詳細は生産販賣欄・石鹼の部を参照〕

工聯の化粧 品實績調査

日本化粧品工業聯合會では成立後日なほ淺きに拘らず各種原材料の配給統制がいよいよ軌道に乗らんとする六月下旬、割當の基準とすべき資料を整備する必要に迫られ、東京、大阪、兵庫、和歌山の傘下組合を通じて昭和十三年度より同十五年度に至る化粧品實績及び「同年度内に於ける化粧品の商品別調査」に就いて決定的の調査を行ふことになり、各組合より所屬組合員に對して、調査表を配布し、七月十五日を期限としてその提出を求めた。この調査の特色は申告數字に物品税に對する稅務署長の證明書を添附せしめることと、これによりあくまで調査の確實を期したのであつた。その動機は化粧品業界にグリセリンが配給されることになつた六月の初め、商工省は業界に正確なる實績調査がないとの理由を以て暫定的ながらグリセリン統制會社をしてその配給に當らしめることにしたので、工聯としての機能に萬全を期する上かと前述の如き調査をすることになつたものである。かくて期日までに大體出揃つた申告書の

山を前にして工聯事務當局はその集計並びに査閲に馬力をかけ、村田簿記學校の女生徒十餘名の出張應援を得て暑熱と闘ひつつ連日の努力を續け、八月十二日書類の整理を了へてその結果を理事會に懸け承認を得、同十五日グリセリンの割當基準となるべき調査報告書を商工省化學局及びグリセリン統制會社に提出した。

齒磨の工組 分離問題

齒磨を化粧品工業組合より分離せしめて獨立の齒磨工業組合を結成せんとする機運は、商工省當局の進退により去る三月頃から具體化し、東京化粧品工業組合の四月の定例理事會には第六號議案齒磨分離に關する件として議題に上つたのであつたが、ことが重大なるため慎重なる研究を要すと云ふ理由で一先づ留保のまゝ七月に入つた。

ところが商工省當局では齒磨用グリセリンの配給に當り七月よりは専門の工業組合を通ずるに非れば割當てせざる如き意圖を洩したので、業者は非常に狼狽恐慌の態を示すに至つた。よつて日本齒磨工業協會では東京初め

大阪、兵庫の各化粧品工業組合に向つて定款中より齒磨を削除されたしとの要情を出した。これに對して東京化粧品工業組合では七月四日及び七日の兩度にわたつて臨時理事會を開き、齒磨の分離問題に就き研究を重ねたがなほその方向を決する前に商工省當局の眞意を確かめる必要を認め、七月五日板倉安兵衛、安藤金平、井田友平、小林喜一、長瀬富郎の各部委員長が相携へて化學局有機課に藤田技師を訪ひ事情を聴取したが、同八日には吉田俊蔵、小柳朱一、中谷辰蔵、森本嘉作の各役員が同じく商工省に藤田技師を訪問して確めた結果、大體當局も齒磨分離の意圖があり、且つ化粧品産業界に占むる位置或ひはその生産額より見ても齒磨分離の結果工業組合の弱體化を將來するが如き懸念なしとする當局の意圖も判明したのではゞ分離を認めようとする雲行に變つて來た。

そもそも化粧品工業組合が齒磨分離に就いてかくも慎重を期する所以のものは、化粧品工組成立以來未だ時日も淺い際に於いて、然もその有力なる一分野である齒磨が離脱すると云ふことは化粧品工組それ自身を弱體化せしめるのではないかと云ふ懸念が濃厚に業界を支配してをたためたためであるが、その後化學

局有機課長課長より

當局としてその後研究の結果種々なる觀點より齒磨の分離獨立を是なりと認むることの方針を一決した。但し今後化粧品工業組合より或る種の商品が分離獨立するやうなことは絶対に認めない。と云ふ確乎たる當局の方針を明示されたので、ここに工組弱體化の憂ひが解消して安堵の色を呈し問題は俄かに好轉して解決に向つたのである。即ち東京化粧品工業組合では八月九日の定例理事會に於いて齒磨分離に關する件を可決し、越えて二十八日臨時總會を開催の上齒磨削除に伴ふ定款變更の件を可決しここに於いて齒磨工業組合結成の前提が成立し、その後は齒磨工業協會の手によつていよいよ獨立の工業組合の準備が開始された。なほ大阪化粧品工業組合は東京組合と同一歩調を取ることにその方針が決定してゐたので、東京の例に倣ひ、齒磨工組の出現に協力を惜まなかつた。兵庫縣工業組合も十月四日臨時總會を開催して定款の改正を行ひ、齒磨削除を可決する筈であつた。

業界歸還將 兵感謝の會

支那事變勃發以來大陸の戦野を馳驅して赫々の武功を樹て、業界に復歸しては職域奉公の一念に徹しつつある業界の歸還勇士は、事變四周年の今日までに數百名の多數に上つてゐるので、東京組合ではその勞苦に酬いんがため役員會の決議により七月二十五日夜、九段の軍人會館にこれらの勇士を招待して歸還將兵感謝の會を開催した。その席に參集した勇士は實に三百九十二名の多數にしてこれに役員並びに一般組合員も參加して總勢一千一百名を突破する盛況であつた。定刻日南田理事司會の下に開會、國歌齊唱、宮城道雄、皇軍將士の武運長久祈願も一入敬虔に國民儀禮を終るや小林組長壇上に立つて式辭を朗讀、歸還勇士の勞苦を稿らひ、これに對して歸還兵總代高橋東洋堂取締役陸軍中尉高橋實氏辭を述べて烈々たる氣魄とその決意を披瀝するところがあつた。次いで陸軍少將高山輝義氏の訓話に移り、激變する國際情勢下にある皇國の立場を闡明不退轉の決意を促して滿場の奮起を要すると、ところあり、滿堂に感銘を與へて一先づ式を終了、晚餐をともしたる後第二部の餘興に入り浪曲、萬才、落語、歌謡曲講談等の娯樂を滿喫して酷暑を忘れる歡びの夕を送つた。

化粧品壇規 格制定問題

硝子壇の生産が工業鹽の輸入減、ソーダ灰その他主要資材の缺乏及び燃料等の不足により事變以來漸次逼迫を告ぐるに至つたが、今年に入りその度が急激に亢進して來たので、商工省に於いてはこれが計畫生産を実施すべくその調査を進めることになり、先づ日本硝子工業組合聯合會に働きかけたので同工聯では三月十五日大阪に於いて計畫生産専門委員會を開催した結果、品種による分科會を設けることに研究方法を決定した。そのうち化粧品瓶に關しては石田鐵次郎氏を委員長に永島寅吉、名取定重の兩氏を委員とする委員會を組織し、同委員會から東京化粧品工業組合に對して協方方並びに調査資料の提供を要請して來た。そこで四月一日に硝子工聯の委員と東京化粧品工聯の硝子瓶研究委員が會見して最初の協議をなした。その際硝子工聯では次

の五ヶ條を提示して工組側の協力を求めた。即ち

- 一、大阪、東京以外の地方の組合の有無並びにこれとの連繫關係
 - 二、硝子瓶を使用する化粧品種別明細並びにこれに對する意見
 - 三、硝子瓶品種（生地及び色別）並びにこれが取捨選擇に關する意見
 - 四、形状口附等の決定に關する意見
 - 五、消費實績の品種別統計（最近一二年）
- 右に對して東京工組側委員は慎重審議の後現下の情勢よりして業界の自肅は已むを得ずと認め、その方策として壇形品種の整理統合を行ひ、これによつてその單純化を圖り以て國策に順應しようと云ふことになつた。

その後東京、大阪の兩組合ではそれ／＼調査を開始して化粧品瓶の昭和十四、十五年兩年度に於ける使用數量及び品種を三割減じた場合の數量に就いて報告を求め、一方四月二十三日には硝子工聯側委員と再度の懇談會を開き、硝子工聯化粧品瓶部委員長石田鐵次郎氏より硝子製品計畫生産の現狀に就いて説明を聴取したる後意見の交換を爲し、化粧品業者としては化粧品瓶の單純化に併せて三割方の自肅によつて計畫生産に順應する旨を傳へ、

硝子工聯でもその方針に沿つて商工省との折衝に當ることを約した。

ところがその後にして、硝子工聯専門委員は硝子工業界に於ける周圍の情勢より見て品種の單純化及び三割減では到底押切れないので、それを離れて化粧品の内容と瓶の目方を基準にした規格の設定に着手し、これによつて生産數量の緩和に努力することになつた。そして五月二十七日東京、大阪の化粧品瓶専門委員は大要左の如き規格基準を決定して商工省當局の内諾を得た。

この規格は透明生地（廣口、細口）、玉生地（細口）アラバスター生地（細口）のもの、二十瓦入の化粧品に對しては十匁の瓶、三十瓦入のものは十三匁の瓶を使用、以下二百瓦入のもの五十五匁瓶使用まで十二段階を設けてあり、玉生地、アラバスター生地の廣口ものは二十瓦入のもの十四匁瓶、三十瓦入のもの十七匁瓶を使用、以下同様にして二百瓦のものに至るまで十二の段階を設けたものである。

また壇の形状に關しては鑿型の關係から二萬五千個以上の注文に對しては規格の範圍内ならば自由に之を變へ得るやうになつてゐた。

それから二ヶ月後の七月二十六日東京化粧品工組硝子瓶研究委員會は、硝子工聯との第三回目の聯合協議會を開催、硝子工聯側作成の化粧品規格單純化案を檢討の結果、大體それに賛意を表したのであつた。その内容は別表の示す通りであるが、なほ青竹、乳白もの等の高級品はその製造が難しくなることが豫想せられ、一定數量以上の注文に對しては内容量目に變化がなければ注文者の希望する型が認められる點は前の通りであつた。この瓶の規格はその最高販賣價格と關聯があり、延いては今後決定する化粧品の新しい最高販賣價格とも脈を引いてゐるので業界としてもその成行には多大の關心を持つてゐるのである。

化粧品規格單純化案
東京化粧品工組意見

品名	壇の容量
クリーム・ク	三十瓦、五十瓦、七十瓦
クリーム白粉	百二十瓦の四種
ボーマード	三十瓦、五十瓦、七十瓦の三種
香油類	三十瓦、五十瓦、七十瓦の三種
ヘアトニック	五十瓦、百瓦、百五十瓦

暴利行爲取 締規則改正

事變の長期化に伴ひ物資の需給關係が窮屈化して、商取引の實情に買占め賣惜みが激増し、又抱合せ販賣及び保險に加入することを條件として物品を販賣する所謂負擔付販賣などが横行して物資の偏在を招來するとともに配給の公平を害し價格統制を紊すなど種々の弊害が起つて來たので、商工農林兩省ではそれ等不徳行爲の根絶を期すため暴利行爲等取締規則の改正を行ひ、七月十日附を以てそれを公布、同十五日より實施した。この改正は大正七年暴利取締令公布以來第六回目の改正であつてこれにより取引の明朗化を計る一方

價格統制の完璧を期したものである。

昨年六月にあつた第五次改正ではあらゆる物品に就いてこの規則が適用されることになり、(四) (五) (六) の表示を強制してからこのかた物價統制上に非常な威力を加へて來たのであつたが、今次の改正は一層その統制力に完全性を増したものであると言へる。改正の要旨は次の通りである。

- 一、從來暴利の目的がある場合にのみ買占、賣惜を取締つて居たが、今回は廣く營利の目的があるか業務に關するものなる以上、原則として物品の買占、賣惜を禁止した。ただし主務大臣または地方長官の指示ある場合、その他正當な事由ある場合にのみこれを例外的に認める。
- 二、抱合販賣および負擔附販賣については從來取締法令がなかつたが、今回新たに原則としてこれを禁止し、前項の例外と同様の場合にのみこれを認めることとした。
- 三、從來不當の報酬をうる悪質プロローカ一の取締は物品のプロローカ一のみに限定されてゐたが、今回は不動産の賣買斡旋にも擴大し、これを取締ることとした。
- 四、從來價格および(七)等の表示義務除外の

権限を、地方長官にのみ認めめてゐたのを改め、主務大臣においてもまたなし得るものとしたこと。

同時にこれが趣旨の徹底を計るべく今後の運用方針等につき商工、農林、内務の三次官連名、左の如き通牒が十日付で各地方長官宛に通達された。

- 特に注意すべきことは、抱合販賣等が許される正當の事由ある場合とはいかなる場合を指さすかといふことである。これは諸般の事情を參照し、社會の通念に照して慎重に決すべき問題であるが、大體次のことき場合が考へられる。
 - 一、主務大臣や地方長官に準ずる行政官廳たとへば内務大臣、大藏大臣、地方專賣局長等の指示のあつた場合。
 - 二、行政官廳の指導にもとづく切符制施行の物品について、切符を提示しない者、または不正の切符を提示する者に對して販賣を拒絶する場合。
 - 三、不足物資を公平に配給するために、一日あるひは一人の販賣數量を限定する場合。
- なほ行政官廳の指示のあつた場合にはそのことを明かにするため、店頭などにその

旨を揭示せしめ、また(三)のごとき場合において、個人で判断せずあらかじめ行政官廳の指導をうけ組合等で統一に行ふか直接に行政官廳の指示をうけるやうにせしめる。

また組合せ物、詰合せ物についても、從來長い間、例へば事變前から慣習として賣られてゐたものは(組合せ文房具のごときもの)一應正當の事由あるものと認められるが、近頃むやみに出てきた全く關係のない物品を詰合せた物のやうなものは、正當な事由あるものとは認めない。長年慣行として賣られて居た詰合せ物等についても物資の活用と配給の公平を期する見地から今後漸次廢止せしめる。

以上買占、賣惜み、抱合販賣、負擔附販賣に關する規定は、小賣業者は勿論生産者、卸賣業者その他物品の取引を業とするすべての者に適用があり、不動産の不當周旋料取締の規定は周旋業者に限らず一般人にも適用される。以上の改正規則に違反した場合には三ヶ月以下の懲役又は百圓以下の罰金に處せられる規定である。

さてこの規則によつて業界品の結合せなどは如何なる取扱を受けるか、これが業界の最

も知らんと欲したところであるが、右に就いて東京府經濟部福富物價統制課長は左の如き見解を示して業界の疑問を解いて呉れた。

今度の取締りは社會的通念に基づいてやるのであるから難しい。化粧品詰合せのやうに事變前から商習慣として扱はれてゐたものは認める方針である。しかし利潤の多いものと少いものを組合せたり、ストックを捌く目的の作爲があるやうなものには認めない。社會の通念に依ると云ふことは實際上難しく、個々の場合で取締の心が違つて來る。かやうな不安を避けるには必ず行政官廳の指示を受けてそれからやるやうにして貰ひたい。

四大都市小間物聯合會

小間物業者を全國的に打つて一九とする機關を設置しようと云ふ要望は、價格問題が重大化するに伴ひその統制を圖る意味に於て、徐々に具體化の方向を取り、先づ四大都市の組合をつなぐ連絡機關として四大都市小間物雜貨卸商組合聯合會の結成を急ぐことになり、各組合代表の數次に互る折衝の結果、八

月八日その創立委員會が東京組合事務所に於いて開催された。當日の出席委員は

- 東京 天野源七、小山平藏、飛川源吉、鈴木新吉、野村耕一(森本代理)、木村金三
 - 京都 今西彌三郎、宮川芳太郎、宇野原常郎
 - 大阪 岡田徳太郎、鳥井清吉、門田信喜
 - 名古屋 伊藤賢祐(森本代理)、加藤憲史
- 以上の十四氏にして先づ天野氏より挨拶あり、次に門田委員今日までの経過を報告、續いて議長の選任となるや、満場一致天野源七氏を推して議事に入り、名稱決定の件では聯盟とするか聯合會とするかに就いては種々意見の交換があつたが、結局四大都市小間物雜貨卸商組合聯合會として任意團體の形式をとることに決定。次の二、規約決定の件の要項は第二條の「本會は東京、大阪、京都、名古屋の四大都市に於ける小間物雜貨卸商業組合を以て組織し本邦小間物業の改良發達を期し、諸般の國策に協力する爲各組合の連絡協調を圖るを以て目的とす」とあるに盡きてゐる。なほ役員を選任に就いては會長、副會長會計及び理事を左の通り選任し、評議員は東京五名、京都、大阪、名古屋各三名と云ふことになり各單位組合に於いてその顔觸れを決

定した。

- ▽會長 天野源七▽副會長 今西彌三郎、鳥井清吉、森本善七▽副會長兼會計 小山平藏▽常任理事 日南田慶富、和泉田原之▽理事 加藤憲史、笹江幸知、門田信喜▽評議員(東京) 天野源七、小山平藏、飛川源吉、鈴木新吉、森本善七(大阪) 鳥井清吉、大島清二郎、大谷伊太郎(京都) 今西彌三郎、宇野原常郎、宮川芳太郎(名古屋) 森本善七、山田治助、桑山喜重郎

八・一一禁 止令の公布

政府は昭和十四年十月總動員法にもとづいて價格統制令を公布し有効期間を一ケ年と定めて、物の値段を同年九月十八日現在に釘付けして低物價政策の維持に努力して來たが、昭和十五年に於いて更にその期限を一年延長して、十六年度に入つた。そしてその期限である十月十九日が近づくに従ひ、商工省物價局が如何なる處置に出るかに就いては、物價全般に關係するところなので多大の注目を以て見られてゐたところ、五月二十九日に開かれた全國經濟部長會議に於いて收物

價局長官が

九・一八停止価格は本年十月をもつて廢止する。公定価格はさらに廣くし速やかに決定する。

この意圖を闡明したと云ふことが傳へられるや、低物價政策の根本に關する問題であるだけに各方面に與へた反響は頗る大きく、企畫院などは低物價政策を堅持しつつ綜合物價政策の確立に向つて邁進せんとしてゐた出端であつたので、寧ろ反對意見を掲げてその影響を重視する態度を取つた。實際停止價格で賣られてゐるものはその公定價格決定以前に停止令が廢止となれば、販賣禁止の取扱を受けるか或ひは又成行に任せて價格を變更するかの何れかを選ばねばならず、ために停止品を有する向きは可成りその動向に迷ふ氣配があつた。これに對して收長官は六月二日の價格形成中央委員會一般部會及各専門部會部長の連絡會議の席上この問題に關する真相を述べて世の誤解を解いた。即ち

價格等統制令の關係條項は、昨年の總動員審議會席上で言明せる通り、その有效期限たる十月十九日になれば當然廢止されることになるわけである。しかし政府全體の正式なる方針としてこれを自然消滅の形で

廢止するか、あるひは場合により勅令の有効期限をさらに再延長することも起るかといつた具體的な問題についてはまだ決まるまでにいたつてゐない、と。

これにより價格等統制令は未だ廢止になりさうもない目安がつき、動搖も鎮まつたのであるが、この解決は八月十一日の第十七回國家總動員審議會に於いて價格等統制令中改正に關する勅令案が決定したことによつて明かにされた。即ち政府はこの改正により九・一八停止令の有效期間を當分延長するとともに停止の範圍を擴大して各種の料金等にも適用することにした。その指定を受けた料金の種類は左の如きものでそれ等は何れも昭和十六年八月十一日の線を以つて釘付けされることになつたのである。

船舶、自動車、自轉車、荷馬車、農器具、ラジオ、時計、度量衡器、靴修繕料、各種荷役、人夫供給請負、包装荷造請負の請負料、増設及び接續電話の設備料並に維持料、船舶に施設する無線通信機器の裝置料、不動産の賣買及び貨物の周旋料、大工左官、疊職、建具職、屋根葺、植木職、アリキ屋、ペンキ屋、嵩職、井戸掘、石工、鋸工、木挽職の手間賃、以上小規模獨立し

てゐるもの、旅館、下宿の宿泊料、新聞雜誌、折込の廣告料、劇場、映畫館、娛樂場の入場料、家政婦派出所、クローニング代

〔法規法令の項參照〕
なほ右改正の趣旨は左の左近司商相談話によつて十分窺ひ知ることが出来る。

價格等統制令は一昨年十月、國家總動員法第十九條の規定に基き制定したもので、その對象は價格、運送賃、保管料、保險料、貨賃料、加工賃の六種に限定して居るが、之等の外にも請負料、修繕料、手間賃等現在統制外となつて居るものがあり、これ等統制外の各種料金の騰貴は近時特に甚だしきものがあり、これを放置するときは物價統制上支障を來す虞があるので政府は曩に議會の協賛を得て本令の根據法たる國家總動員法第十九條の改正を行ひ從來の價格等の外に更に修繕料其他の財産的給付に就ても適當なる統制を爲し得ることとした。その要點は修繕料、請負料等につき一定期日（八月十一日）でストップして、漸次從來の協定、公定制度を活用して行くこととしストップするに適應せるもの、例へば木土建築の請負料その他のものについては別に

新な協定制度を設け、又は從來の公定制度に依り公定して行くと云ふ仕組である。九・一八價格停止規定延長に付ては昨年來價格等の公定を爲し來つたが、商品の種類、範圍は頗る廣汎であつて重要商品の大部分に公定價格を設定するには未だ相當の期間を要するの實情である。従つてこの價格停止の規定が廢止されることになると相當範圍に互る公定價格未設定の物資に就て價格の騰貴の傾向を招き、その結果不足勝ちの資材がその方へ流れる虞も生じ、又同時に一般國民に對し低物價政策を放棄することはないかとの心理的影響を與へることにもなり政府の物價政策遂行上種々なる障礙を與へる。従つて政府は此際有效期間を當分の間延長することとした。

錠力罐の規格設定問題

硝子罐の統制に引續き商工省では錠力罐の統制に乗出し、八月二十六日化粧品部門に關する官民協議會を兜町東棟ビルの日本錠力製品工業組合聯合會に於いて開催した。當日商工省よりは物價局の安孫子事務官が

列席、業界からは代表として東京側板倉安兵衛、中山豐三、山崎麻吉並びに石鹼容器工組勝野磯吉、大阪側西村新八郎の諸氏及び東京組合日南田、大阪組合石川の兩理事が出席して化粧品及び齒磨の錠力製容器に關し種々懇談の結果齒磨用の罐に就いては同二十八日開催の賣薬部外部品の審議に移し、化粧品容器の錠力罐としては頬紅、チツクの押金等の規格を設定しようと思ふことになつた。

なほこの懇談會はその後連日開催され三十日にはいよ／＼難の部門に入つたが、この中には化粧品容器の瓶蓋もあるので業界よりは中山、板倉の兩氏及び石鹼容器の勝野氏等が出席して商工省の安孫子事務官と懇談の結果瓶蓋は硝子工聯の規格案が提出されてゐる際であるから、それに準じて決定すると云ふことに意見が一致した。越えて九月十三日東京錠力製品工業組合では日比谷松本樓に於いて錠力製品規格懇談會を開き、罐製造業者側代表及び需要者團體代表五十餘名を招いて、去月來日本錠力製品工業組合聯合會を中心として協議中であつた錠力罐の假決定規格案を議題に種々協議懇談を重ね、商工省との最後の折衝に於いて十分意を盡すことになつた。その案によれば業界關係の齒磨罐は賣薬部外部品

の部に於いて一應規格が認められたけれども頬紅、口紅の罐及びチツクの尻金等は留保になつてをり、口金は雜罐及び特殊罐の部として一號より三一號までの三十一種が認められてゐた。

ところが、九月二十二日公布、同二十五日より實施の鐵製品製造制限規則によつて「化粧品又は齒磨用品の容器（蓋を含む）」が製造禁止品目として擧げられてゐるため化粧品容器の瓶蓋はその製造が禁止となり、齒磨用罐に就いても同様の禁止が行はれようとしてゐる。

しかしこれに對してはなほ幾多の疑問があるので業界では主張すべきは主張して當局との折衝を行つた。

物品税増徴の問題起る

大藏省では六月以來の内外經濟情勢に鑑みて増税斷行を決定し、銳意具體案を作成中であること云ふことが八月中旬の日刊各新聞に發表され、業界の神経を著るしく刺戟した。その記事によれば今次増税の目標は専ら浮動購買力の吸收にあり、消費税系統を中心とする

間接税の全面的増徴によつて初年度一億数千萬圓、平年度最低三億圓の増税を企圖してゐると云ふ説であつた。浮動購買力の吸収を目的とする増税であるからには所得税、臨時利得税を中心とする増税の増徴と消費税系統を中心とする間接税の増徴が考へられるが、今次増税に於いては實施時期に關する技術的關係等から大體間接税増徴を主とし、大蔵省とすれば十月からでも實施したい意向を持つてゐると云ふのがその内容であつた。かくして間接税の全面的増徴となれば國民生活の最低限度確保、不急消費抑止等の見地から奢侈的消費に重課されることは當然で遊興飲食税、入場税、酒税等の大幅引上げは不可避であると思はれた。なほ當時に於いては消費抑制を必要とする面は可なり廣範圍にわたつてゐたので、その増税は當然大衆課税の傾向を有するものと豫想され、物品税の如きも増税は必至と見て業界では来るべきものを待構へるやうな態勢を示してをり、その時期がいつになるかに就いて種々疑惑を廻らしてをつたところ、遂にこの噂は單なる噂に留まつて、年内にはその實現を見さうもなかつた。但し政府の方向が奈邊にあるかはこれによつて十分知ることが出来たので來春四月の年

度代りには必ず増税があるものとその覺悟を年内から決めてをつたのである。

化粧品特賣 中止の警告

石川、富山、福井三縣下に於ける卸業者を以て結成する北陸化粧品小間物雜貨卸商組合聯合會が六月二十三日越前蘆原温泉に於いて總會を開催せる際の議題として、端なくも取上げられたのが特賣問題であつた。この反時局的な行爲に對しては出席者何れも口を極めて非難排撃し、自由主義時代の業界の弊風が一部にはなほその跡を絶たざることを痛感せしめたのであるが、この問題は單に北陸地方のみに留らず全業界の面目にも關するの各方面の關心を刺戟してをつた折柄一部業者間の舊體依然たる景品特賣發表に事態を憂慮した日本化粧品工業組合聯合會では、かゝる販賣方針の不謹慎さを放任するときは、統制原料の配給上にも悪影響の及ぼすべき場合あるを慮り、理事會の決議を以て八月下旬所屬組合に對して左の如き通達を發し不健全なる景品特賣の絶滅を期すべく、東西業者の自肅を要望した。

業者中には今尙各種の景品特賣その他之に類似せる販賣政策を採られ候ものも有之候ことは、急迫せる現下の重大情勢下に於いて不謹慎至極と申すの外なく、殊にかか一部業者の行爲が資材配給當局を刺戟し今後の配給指令上にも不測の影響を及ぼすことも相成らば、一般業界の蒙る迷惑は頗る大にして誠に寒心に堪へざる次第に有之候、各組合に於かれ候てはこの際嚴に各組合員を戒飭して今後不健全なる販賣方法を實行せらるるが如き行爲の絶無を期せらるるやう御取計被下度聯合會理事會の決議を以て特に御配慮願上候

産業團體令 と商工組合

八月初め開催の第十六回國家總動員審議會に於いてその要綱が決定し九月一日より實施の重要産業團體令と中小商工業者との關聯に就いては、これを當該産業部門の統制會に加入せしめるため

- 一、現在の商組、工組を單位として統制會の會員とする
- 二、商組、工組のない業種に就いては統制

組合を設立せしめてこれを單位とする 右の二つの場合が豫定されてをり、前者の工組、商組を單位として統制會に加入せしめる場合は現行組合法の改正が必要なので、商工省では來議會にその改正法案を提出すべく準備に着手した。組合法改正の要點並びに問題となる諸點は左の如くであると見られてゐる。

一、組合の性格轉換 現在の商組、工組は組合員の共同利益(同業者利益)擁護の機關であり、その性格のため組合の意思決定は多數決主義を基調とする總會中心に行はれてゐるが、これを所屬統制會の會長の指導意思を受け、統制會の下部機構として當該業界全體の統制運営に協力する新しい性格を有する團體に轉換、組合の意思決定も會長の指導者原理を基調とするものに改める 一、全國聯合會の存在 全國各地區とする現在の工組、商組聯合會は統制會の設立によつて大部分その機能を喪失するものと豫想されるが、生活必需品その他主として商業部門にあつては、卸元賣、小賣と並の數段階に分れてゐる關係上、これを統制會の一構成メンバーとして存続せしめる方が有利なものもあるので、この種のものを存続

價值についてはなほ検討の餘地がある。

一、事業範圍の明確化 現在の組合は統制のためにする共同購入販賣、作業等の統制事業のほか共同設備の利用等も併せて行つてゐるが、後者の如き經濟事業は統制會の事業と切離して組合員たる個々の業者の生産性の昂揚、經營の改善合理化のために獨立して營ましめる必要もあるのでこの點も考究の餘地がある。

一、中央會の存在 現在の商組、工組中央會はいづれも組合に對する指導研究機關であり、經濟的統制事業は行つてゐないの

で、たとへ全國的存在ではあつても統制會組織の横に附隨せしめておくことも差支へないので、商工省としては大體中央會の存続を認めなき意向である。この團體令を適用する重要産業の業種は關令を以て定めることになつてゐるが、豫想されるところは商工省の鑛業、工業、貿易業、農林省關係の食料品工業、通信省の造船業、鐵道省の陸上運送業、厚生省關係の醫藥製造業等で、その中でも商工省關係で差當り考慮されてゐるのは鐵鋼、石炭、化學製品、貿易の各部門である。以上によつて見ると業界には直ちにこの影響はないやうであるが、化粧

品は工業組合中央會が昨年發表した案では、化粧工業部門に擧げられてゐる關係から、化學製品統制會と云ふやうなものが設立される曉は、資材關係からこれと關係を生じて來るのではないかと思はれる。又石鹼等が油脂化學工業統制會といふやうなものに所屬することも豫想されるが、ともかくかゝる統制會、統制組合の性格と云ふものが現存組合の運営に大きな影響を及ぼして來ることは、組合法の改正を待つまでもなく當然豫想される

商組の制裁 規定制定

臨戰態勢下に於ける商業組合が帯びてゐる公共機關としての重大使命に鑑み、東京府商業組合研究會並びに商業組合中央會東京府支部では、東京府並びに警視廳と十分なる打合せの上その積極的支持を得て九月初め都下の全商業組合に對し、左の如き内容の制裁規定を設けてそれを定款中に挿入するとともに、轉失業對策委員會を設置すべきことを指令した。

一、經濟統制違反に依り起訴せられたる組

合員に對し當該組合は一時(判決確定まで)違反物資の配給を減配又は停止しその者役員なるときは辭任せしむること
ロ、イに依り有罪判決(罰金刑以上、執行猶豫を含む)確定したる組合員は除名をすること

これは配給統制機關として商業組合がその使命を完ふする上に於いて成文化した一つの強力な楔を打ち込み、それによつて大いにその責任を自覺せしめるものであつた。なほ轉失業對策委員會の設置は迫り来る配給機構の整備統合に備へて、その目的を業者の共助によつて圓滿に推進せしめるための用意と受取らねばならない。この指示に接した東京同業組合傘下の小間物雜貨卸商業組合、石鹼化粧品卸商業組合、手藝裁縫用品卸商業組合、縫針卸商業組合、刷子卸商業組合等は、九月五日五組合合同の首脳部會議を開催の上、具體的事項に就いて打合せをなし、九月中にそれら臨時總會を召集して定款の變更を行ひ、商業組合が國策遂行の協力機關たる資格に一つの光彩を附加した。

朝鮮産化粧品の最高價

規格制の化粧品最高販賣價格が内地に於いて未だ決定を見ないのに先立ち、朝鮮總督府では八月二十九日附告示第千三百六十號を以つて朝鮮産化粧品の最高販賣價格を指定した。それによると昭和十五年十一月四日内地産化粧品の最高價格と同時に發表した銘柄による價格指示を廢して、種類別に製品の規格を設け、それに對する各段階の最高販賣價格を決定したものである。一例を挙げればベニシングクリーム大一級品内容量六〇瓦のもの規格は

- グリセリン 四〇%以上
- ステアリン 二〇%以上
- ラノリン 五%以上
- 蒸溜水及びその他の添加物三五%以下
- となり、その販賣價格が生産一打六圓十五錢、卸一打七圓五錢、小賣一個七十五錢と指示されてゐる。その種類はクリーム類、白粉類、化粧水類、頭髮用香水類、香水類(小賣最高二圓三十錢)、頭髮用養毛劑類の六種に分れ、それぞれベニシングクリームの場合に於

けるが如き規格が定められてある。その中には現に内地に於いて統制を受け入手至難の原料が多數擧げられてゐるのが目に着く。
又、この發表中にある規格に該當する製品は、その容器に就いても朝鮮化粧品製造業組合指定の容器を使用することになつてをり、内容規格とともに同組合の検査證書を貼付したものでないものは告示價格の一割以下といふことになつてゐるが、十一月三十日まで従前通りの價格で賣ることを許される。最後に「本表價格は朝鮮に於いて製造したる化粧品に適用す」と云ふ一項目があるので、これは文字通り朝鮮の業者によつて製造される化粧品に適用され、朝鮮に於いて販賣される内地産の化粧品には適用されないものと解釋されるが、内容規格の制定と云ふことは間近に迫つてゐる内地の規格制最高價格にも影響するところがあるのではないかと憂慮し、東京業界ではその點に就いて對策を協議の結果、専門委員に善處方を依頼する旨の決議をなした。何分にもベニシングクリーム一級品の規格にグリセリン四〇%以上などと規定されたのは、月額僅かに四圓か五圓の割當を受け、それを全國何百と云ふ業者に配給してゐる當時の實情に照して到底實現の見込みがな

く、今後の規格はどこまでも原料の乏しいものを考慮した上の戦時規格でなければならぬと云ふのが、業者の唯一の願望であつた。

金屬回收と鐵製品禁止

高度國防態勢を確立するため、政府は重要物資の自給確保に就いて各種の施策を實施して來たが、四月一日より實施の官廳公共團體の鐵鋼製品特別回收工作、及び六月七月にわたつて全國的に實施された工場事業場の休眠金屬類清掃運動と併行して、九月に入るやその運動を徹底強化することになり、工場、事業場は勿論一般家庭にも及んで鐵鋼製品の回收を實施する方針を取り、金屬類回收に關する勅令を九月一日より實施し、それに基づく物件及び施設を指定して、指定施設中の回收物件の譲渡その他の處分並びに移動を禁止した。その概要は左の通りである。

- 一、鐵を主たる材料とするものは看板、階段、傘立、喫煙用具など四十二種
- 一、鋼を主たる材料とするものは押板、置物、壁張板など四十六種
- 一、指定施設に於ける回收物件は鐵三十一

種、銅三十種となつてをり、指定施設は工場店舗など十九種である。

この中には各種組合に交へて同業組合も指定施設となつてをるので、組合事務所の鐵鋼製品も大部分回收されることになる。次に前記回收令と關聯せしめて商工省は九月二十二日鐵製品製造制限規則を公布同二十五日より實施した。即ち鐵製品に就いては鋼製品製造制限規則(昭和十三年七月八日公布同八月十五日施行)及び鐵鑄物製造制限規則(昭和十三年四月二十五日公布同五月十五日施行)により煙草セット、シガレットケース、コンバクト、石鹼箱、化粧箱、鏡臺等の業界關係品を含めた二百品種ほどの鐵製品の製造を禁止して來たが、この二規則が統合されて二十二日に一本建の鐵製品製造制限規則が公布され二十五日より實施されたと云ふ順序になる。そして先に發表の鐵製品特別回收の指定品目でありながら、未だ製造制限になつてゐなかつたものがこの中で全部禁制品と云ふことになつて、鐵の消費規正が徹底的に斷行されたわけである。うち業界關係の指定物品を摘記すれば次の如くである。

- ▽安全剃刀のホルダー及容器▽インク壺インクスタンド▽繪具容器及繪具皿▽帶留及

- 帶挾▽鏡及鏡臺▽カード立及カード差金具▽カフスボタン▽髪飾品▽蚊遣器(蚊遣線香臺を含む)▽カラー止及カラーボタン▽喫煙用具▽霧吹器(香水吹、金具を含む)▽鎖(工鑛業用漁業用、又は船舶用のものを除く)▽靴篋▽頭飾▽化粧品又は磨磨用品の容器(蓋を含む)▽コルセット用金具▽コンバクト▽シガレットケース▽燭臺▽狀差▽寫眞器用三脚及雲臺▽寫眞立スライドフラスナー▽石鹼入▽袖丸み型板▽煙草セット▽茶濾▽調味料容器▽貯金箱▽圓畫用水筒及油壺▽灰皿及同臺▽齒ブラシ入▽パレット▽ハンドバッグ金具▽バンド及バンド用金具尾錠▽アローチ▽燗寸容器▽指輪▽ライター▽

左に掲ぐる物品又は其の部分品を製造する専用機械器具
▽香水▽石鹼▽ブラシ及刷毛
以上を含む三百五十種の指定品目は規則の定めるところにより二十五日からその製造は禁止されたが、既製品の販賣は十二月二十五日まで認められ、なほ仕掛品に就いては指定の日より一週間以内地方長官に届出れば製造を繼續してもよいことになつてゐた。而して十二月二十五日以後になつても賣れ残つて

るものなるかと云ふことが懸念され
たが、これは物資活用の趣旨から七・七禁令
の場合に於けると同様に特免の制度が布かれ
ると云ふのが確かなる筋の意見であつた。な
らば鋼製品製造制限規則や銃銃物製造制限規
則によつて、昭和十三年當時から製造禁止と
なり、その販賣を抑へられてゐたものは、新
規則に繰入れられても九月二十五日で製造販
賣ともに禁止とされてゐた。但し七・七禁令
の特免品は、一部を除き一ヶ年の販賣期間延
長が認められたことは次の通りである。

〔規則の詳細は法規法令の項参照〕

七七禁止令

特免の延長

昭和十五年七月六日公布、翌日より實施
の七・七禁止令は贅澤品の製造販賣の禁止を
命令したもので、いはば有階級のインフレ
によつて膨脹した生活に向けられた痛棒であ
つたのであるが、實際に打撃を受けた中心は
中小生産者及び中小商業者であつた。而して
この特異性に鑑み當局に於いてはその後例外
措置を認め、實質上の緩和を施すため特免の
制度を施さざるを得なかつたのであつた。か

くて販賣延長の期限である十月六日が迫る
や、その後の處置に就いて當局がどんな出方
をするか注目されてをたところ、右在庫品
は未だかなりの數量を存してをり、物資活用
上考慮すべきものがあるの、商工省は不急
不用その他代替品による製作可能な銃銃、
鋼、銅の各種製品——これら在庫品の回収は
別途考慮の上六日限り販賣を禁止する——を
除き販賣猶豫期間を更に一ヶ年（明年十月六日ま
で）延長することになり九月二十六日附小島
商工次官名を以て、各地方長官宛通牒を發し
た。右通牒の骨子は如左。

一、禁制在庫品に付第七項及び第九項の場合
を除き昭和十七年十月六日迄一ヶ年間の販賣
猶豫期間を延長すること。

一、右の販賣許可を爲すは物資の活用を圖る
とともに將來の閑製作を不可能ならしむる
やう措置するを趣旨とする。これは前回の通
牒と同様なるを以て、今回販賣猶豫期間を
延長して許可を爲すべき物品は現在すでに
販賣を許可されその旨の證紙又は證印を押
捺せられたるもの限り、現在迄に許可さ
れてゐない物品に對する新規の許可は之を
爲さざること。

一、鐵製品製造制限規則に依り新に指定され

たる製造禁止物品（従前の銃銃物の製造
制限に關する件並びに鋼製品の製造制限に
關する件に依り指定せられたる物品以外の
もの）の本年十二月二十五日現在の在庫品
處理に關しては別途通牒をなす。

東條内閣と

轉廢業問題

十月十六日近衛第三次内閣は、國策遂行の
方途に關し遂に意見の一致を見ること能はざ
るに立ち至りたりと云ふ理由を掲げて突如總
辭職を決行した。これに代つて後繼内閣組織
の命運を拜したのは近衛内閣の陸軍大臣東條
英機將軍であつたが、その組閣は頗る順調に
進捗して、同十八日新任式を終り、先づ實踐
を信條とする東條内閣は迫り来る國際危機を
背景に、臨戰態勢のわが日本を背負つて雄々
しい第一歩を踏み出した。しかもこの内閣に
商工大臣として登場したのは革新官僚の元締
と自他ともに許す岸信介氏であつたから、臨
戰線上に感ひ勝ちの商工行政もこれを機會に
軌道に乗つた發端たる前進を開始するものと
期待された。

その方向はこれを大別すれば大體左の諸方

面に分けることが出来る。

一、統制會組織 重要産業團體の關令指定が
遅延したため停頓状態に陥つてゐた統制會
組織は、すでに開議の申合せにより各省開
の権限調整が行はれた結果、近く開令指定
がある豫定で鐵、石炭、非鐵金屬、機械等
の各部門に急速に統制會組織化が進められ
るであらう。

一、企業整理統合の促進 重點主義の強化に
ともなひ、優秀企業への資金、資材努力の
集中、劣等企業の整理は一段と急速に進め
られることは必然であり、國防經濟の總括
的視點よりする企業の整理統合に對して法
的基礎がととのへられることとならう。

一、重要物資の貯蔵管理 重要物資の回収は
鐵鋼にとゞまらず、さらにその他の物資に
もおよびされるであらう。民間在庫物資に
關しては物資統制令を漸次發動して必要物
資の國家管理を行ひ、さらに中核的機關と
して重要物資管理營團の如きものを設立せ
んとしてゐる。

一、遊休未動設備の活用 各重要産業におけ
る遊休設備、未動設備を積極的に活用する
ことは刻下の急務であり、設備利用營團を
設立して設備を吸収し優秀企業に活用せし

め、同時に企業の金融的救済を行はんとし
てゐる。

一、生産資金の供給 一部の重要地下資源に
おけるが如く、國家的には増産を要求され
ながら、採算困難に陥つてゐる各種企業に
對しては、財團を設立して資材、努力、資
金の積極的供給を行つて赤字を補填し生産
を振興せしめる。また生産資金の枯渇に悩
んでゐる重要企業に對しては急速に資金供
給の途を講ずる。

一、中小商工業の整理 中小商工業の制限を
行ふとともに資材活用、勞務動員の觀點よ
り積極的に中小商工業の整理をすゝめる
が、觀念的な整理方針はとらず現實に即し
て行はれる。

一、商工省機構の改編 前内閣によつて考究
されてきた行政機構改革案と平行して商工
省機構の再編は焦眉の問題であり、第三國
貿易の杜絶にとりな貿易局の編成替へ、
特許局物價局の機構に對する再検討、物資
および重要産業關係局課の擴充、總務局の
擴充、企業性の強化など根本的にメスを加
へて應戰的機構を整備することが必要とさ
れ、統制會組織の運営もかかる商工省機構
の再編と並行しなければその實をあげ得な

いものときれ新商相の施策に期待される。

以上の各部門にわたつて急激なる展開運動
があるものと豫想されたが、果せるかな重要
産業團體令第二條の規定により同令を適用す
べき重要産業として、十月二十八日鐵鋼、石
炭、原動機、電氣機器、精密機器、車輛、自
動車、セメント、鑛産物、非鐵金屬、貿易、
造船等七業種十二部門が指定を受けた。しか
し業界にも關係あるものとして注目されてゐ
た化學部門及び油脂、ゴム、皮革等の各種工
業は第二次以下に廻されることになつた。次
に九月以來問題になつてゐた石鹼工業の企業
整備は整備委員の任命、殘存工場を選定と着
々その工作が進捗し、又硝子工業、陶磁器工
業等にも對しても計畫生産を遂行するための企
業の再編成が強制されるに至り、從來の組織
の上に立つてゐる業界向きの各種容器に對し
ては甚だ面白からぬ風向きとなりつつあるこ
とを否定出来なかつた。かうした形勢を察知
した東京同業組合では、これより先ずして九
月十二日の役員會に於いて轉廢業者對策に關
する問題を議し、對策委員を擧げて本格的研
究に入るべき陣容を構成したのであつた。

轉廢業問題は臨戰態勢下に於ける焦眉の重
大問題であり、國策として實施途上にある大

計畫によるところの問題でもある。即ち農村からの勢力はもはやその限度に達しかけてゐるので、この上は商業者或ひは工業者中よりその勢力を供出して高度國防國家完成に不可欠な軍需工業及び生糧方面へ振向けると又一つには原料資材の重點配給を行ふの必要上中小商工業者の整理統合が目前に迫つてゐるために續々平和産業關係者の轉廢業を見る可き形勢に置かれてゐるのである。しかし物には順序があるので小間物化粧品業等に就いては種々説をなす者はあつても、正式にこれを整備合同の對象として取上げる意志は商工當局に於いても未だなかつたのである。

同業組合廢止説の擡頭

十月三十一日の各日刊新聞紙は堂々と同業組合廢止説を掲げ、關係中小商工業者に甚大な衝撃を與へた。廢止の理由としてあげてゐるところは、
一、事變以來同業組合は減少の一途を辿り現在では全國に千百餘組合を残すに過ぎず、それも一部を除いては活動停止の状態にある。

二、同業組合の加入者は商工業組合と二重加入の形になつてゐり、統制組合が設立されて各商工業組合がその下部組織として活用され、ば同業組合の存在は障礙になる。
以上の二點であつて、必要とあれば通常議會を待たず隨時解散命令を出す云ふのがその要旨であつた。そこで東京組合では直ちにこの真相を訊すべく商工省振興部に川崎立太事務官を訪問、その意見を打診せるところ、事務官は問題のいきさつを次の如く語つた。

化粧品界に新團體誕生

來議會に提出する豫定のもとに商業組合法及び工業組合法の改正に就いては目下研究中であるが、それに關聯しては同業組合かどうかと云ふことは將來は知らず今日までのところは問題になつてゐない。
また東京實業組合聯合會長中野金次郎氏もこの問題に就いては種々奔走して商工省振興部長、商工次官、同總務局長に面談して新聞記事の出所を探求することに努力したが、十一月四日加盟組合代表者二百餘名を實聯講堂に招集して左に關する報告會を開催した。その報告内容も大體前記川崎事務官の意見と同様で「商工省としては何等同業組合の廢止に就いては腹を決めてゐるわけがなく、ただ省内

東條内閣の出現とともに産業界再編成の進行が活潑に展開されつつある折柄、化粧品業界にもそれに備へる意味に於いて十一月初めの二つの新團體が誕生した。
その一は東京化粧品工業組合變油部委員によつて企畫された團體で、工組の外部にあつて變油業者共通の問題に當るべき新團體結成の準備工作として十一月二日市川一直接に於いて開かれた東京頭變油製造業者懇談會の席上、この問題は急速に具體化して東京頭變油製造業協會の設立を見るに至り、會則その他をその場に於いて決定し、同四日の發起人會の結果左の役員の就任を見た。
〔會長〕井田友平〔副會長〕山梨政平〔同〕

帝都の商業報國會結成

森本嘉作〔常任理事〕朝井清輔、井上太兵衛、齋藤恭三、酒井幸吉、瀧澤直治郎、東野芳三郎、外池五郎三郎、村上珍蔵、山岸徳治郎、田原徳次郎〔理事〕齋藤友彌、小倉林吉、宮木可文、石井安治郎、横山永司、大森藤太郎、伊藤春治、前田邦、山木角太郎、樋口佛彌、庄慶商店、星徳蔵、根津龍男、中村謙彦、大塚嵩、石川二郎、久道三千蔵、清水倉吉、山本恒三郎、森庄助。
その二は化粧品本舖工業會、東京變油製造組合及び興業會の三團體聯合の三工報國會の出現である。即ち右三團體では臨戰態勢下に於ける業界の動きに備へてその聯合體を結成すべく準備中であつたが、十一月四日組合事務所に於いて新團體三工報國會の結成式を舉行した。この團體は會長制を採らず參加三團體の會長の合議制によつてその運行に當るもので會員總數二百餘名に上る製造本舖の新團體である。

東京同業組合では商業組合中央會東京府支部並びに警視廳當局の徳意に基づき、高度國

防國家完成の前提たる經濟新體制確立に協力すべく、傘下の各種團體を糾合して東京小間物化粧品商業報國會を結成することになり、十月十一日の組合役員會に於いてその議決定するや、準備委員として小林富次郎、田中吉兵衛、桑原啓造、長瀬商會、塚田商店、万新商店、高橋東洋堂の諸役員をあげ、規約その他の審議を急いで十一月十一日兩國公會堂に於いてその結成式を舉行した。當日は組合員七百餘名出席、商業報國會東京府本部、警視廳、久松警察署、東京實業組合聯合會等より來賓の參列があり、小林組長を議長に推して綱領及び實踐五ヶ條を朗唱、滞りなく式次を終つて東京業界の翼賛體制は輝しくも巨歩を踏み出した。役員及び會則如左。
〔會長〕小林富次郎〔副會長〕田中吉兵衛
〔同〕安藤福太郎〔同〕天野源七〔幹事長〕板倉安兵衛〔幹事〕井上小四郎、井田友平、池田藤兵衛、飛川源吉、鳥飼光三、吉田俊蔵、塚田要三、長瀬富郎、中山豊三、中谷辰蔵、村上幾太郎、桑原啓造、松本昇、小林喜一、小山平蔵、小柳朱一、三輪善兵衛、森本善七、森本嘉作、關口次郎

合商業報國會と稱し事務所を東京市日本橋區馬喰町三ノ三東京小間物化粧品卸商同業組合内に置く
第二條 本會は商業報國會東京府本部に加盟し其の指令に基き商業報國運動の實踐徹底化を圖るを以て目的とす
第三條 本會は其の目的達成のため左の事業を行ふ
一、配給機構の整備促進 一、公益優先理念の昂揚徹底 一、轉業の自主的解決 一、消費者團體との連繫 一、統制遵守の徹底 一、新生活運動の實踐 一、商業青年の指導 一、其他商業報國運動の實踐
上必要な各種事業
第四條 本會は東京市地區に於いて小間物化粧品卸商業に従事する者を以て組織す
第五條 本會の年次總會は毎年五月を開く
第六條 本會に左の役員を置く
一、會長一名 副會長三名
一、幹事長一名 幹事二十名
第七條 會長及び副會長は總會に於いて會員中より推戴し其の他の役員は會長之を指名す、但し會長は東京府本部長の承認を経るものとす、役員任期は一ヶ年とす、但し再任を妨げず

第八條 會長は本會務を統裁し本會を代表す、副會長は會長を補佐し會長事故あるときは會長の指令により本會務を代理す、幹事は會長の命を受け本會務を處理す、幹事は會長、幹事長の命を受け當該部門を分擔處理す

第九條 本會に顧問及び參與若干名を置き重要なる事項を諮問す、顧問及び參與は本會長これを囑託す

第十條 本會に専門委員を置く、専門委員は幹事と連繫し當該専門事項の審議實踐に當るものとす、専門委員は本會長これを委囑す

第十一條 本會に推進隊を置く、推進隊員は幹事と連繫し當該専門事項の審議に當るものとす、推進隊員は本會長これを指名す

第十二條 本會に左の部を置く
一、總務部 一、指導部 一、企劃部
一、厚生部 一、青年部

第十三條 總務部は商業報國會東京府本部、所屬分會並官廳關係諸團體との連絡、文書豫算人事經理に關する事項を分掌す、指導部は商業報國會の組織並に其の指導統制、指導者養成、配給機構の整備、企業合同統制遵守に關する事項を分掌す、企劃部は企

劃調査並に情報宣傳に關する事項を分掌す、厚生部は職業轉換、體育保健、生活指導、共済等の事項を分掌す、青年部は商業青年の組織訓練に關する事項を分掌す
第十四條 各部に部長を置く部長は幹事を以てこれに充つ

第十五條 本會に職員若干名を置くことを得十六條 會議を分ちて年次總會、顧問參與會幹事會、専門委員會、推進隊協議會とす、總會は全會員（又は所屬分會の代表者）を以て、顧問參與會は顧問參與を以て、幹事會は幹事を以て、専門委員會は専門委員を以て、推進隊協議會は推進隊員を以て組織す、會長必要ありと認めたるときは臨時總會を開催することを得

第十七條 年次總會に於いて承認すべき事項左の如し
一、會則の變更
二、會費收支豫算並に經費收支決算
三、其他會長に於いて必要と認めたる事項

第十八條 會議は會長これを招集し會長又は其の指名したる者議長となる

第十九條 本會の事業及び會計年度は商業報國會東京府本部の規定に據る

第二十條 本會の會則並に諸規定は幹事會の決議を経て會長これを定め東京府本部長の承認を経るものとす
第二十一條 本會に分會を置く、分會は警察管區毎に本會々員を以て組織す、分會の規程は別に之を定む

第二十二條 本會は所屬の商業報國會員より左の規準により會費を徴收す、會員一名當り月額二十錢

化粧品税の 大増徴實現

帝國議會を通じて政府の確固たる時局擔當の決意を披瀝し、併せて國民の理解と協力とを要請すべく、東條内閣は十一月十五日より五日間にわたり臨時議會を召集することに決定、この機會に於いて豫て大藏省が立案中であつた浮動購買力の吸収を主眼とする増徴を斷行することになつた。その内容は間接税を中心とし平年度六・七億圓の増徴を目指すものでその實施期日は十二月一日からと發表された。然して業界に直接關係ある物品税に就いては

物品税 一、第一種及び第二種の物品税に

付ては課税物品の擴張及び課税最低限の引下げを行ふとともに、奢侈的性質特に濃厚なる物品に付ては税率を百分の五十（現行百分の二十）その他の物品に付ては百分の二十（現行百分の十）に引上げ、新に課税する物品の大部分については百分の十の税率を以て課税すること

二、第三種の物品中飾等の税率を二割程度増徴するとともに、新にサツカリンに對し課税すること

以上によつて従來二割の税金を課せられてゐた第二種甲類化粧品品の税率は一割三割の引上げを見てここに五割の税率となることになり、また第一種乙類に屬する身邊用細貨類、化粧用具、喫煙用具は現行の一割からその倍の二割に引上げられることになつた。

なほ追加品目として第一種乙類に花輪及び花束類が入り、第二種乙類に薫物及び練香類（一定價格以上のもの）、新設の第二種丙類に齒磨（粉齒磨を除く）が編入される豫定であると發表された。

増徴は時局柄已むを得ないにしてもこれを値段に織込む場合にその方法時期を誤るに於いては業界の生命を脅かす重大問題に發展するであらうと成行を重視した業界では、増税

案發表と同時に東京大阪の兩組合が先づ起ち、それぞれ對策委員を設けて會同協議の結果、ともかく現在の公定價格、協定價格、停止價格に増徴分の三割を加へ、これを新稅實施と同時に消費省に轉嫁することを認めて貰ひたいと云ふことを商工、大藏兩當局に陳情して、昭和十五年度の増徴の場合に於けるが如き混亂を未然に防止する策に出で、臨時議會開催直前の十四日東京組合事務所に於いてこれが協議會を開催して陳情書の起草に着手、越えて十六日六大都市化粧品組合聯合會の臨時總會を開催して業界の態度を決定するとともに陳情書を關係各方面に提出した。

かくて業界に於いては増税額の轉嫁方法に就いてその適正を期する點に主力を置き、成行を觀望中のところ、十八日の衆議院増稅案委員會に於いて石黒物價局長官は増稅部分の金額轉嫁につき左の通り説明した。

一、小賣公定價格のあるものは増税または増徴部分を加算する。
一、製造課税の場合には製造業者の販賣價格に増稅部分を加算する。
一、九・一八停止價格のあるものは増稅部分を加算する。
一、協定價格は九・一八停止價格の中に包

含されるわけで同様な措置を講ずる。
以上によつてその方針は明示されたが、果せるかな閉會後の二十四日、従來の公定價格は増稅分の三割を加算したものに改められて告示となり、増稅施行の十二月一日より新公定を實施してよいことになつた。なほ協定價格品、停止價格品に對しても同様の措置が取られ、その取扱ひは二十九日の官報によつて告示となつた。それによつて化粧品の五割、洗粉、シャンプーの二割、齒磨（粉齒磨を除く）の一割等その税率は異なるけれども、今次の増稅分はおしなべて消費者に轉嫁され、政府の企圖する浮動購買力の吸収目的に沿ふことになつた。なほストツク税に就いては現行の「價格三千圓を越ゆるもの」が「價格二千圓以上のもの」に改められた。従つて二千圓以上持つてゐる場合はその根本から増稅分だけの割合を以て課税されることになつたわけである。即ち一般公定化粧品品の二千圓以上に對しては百分の三十、洗粉シャンプーの二千圓以上に對しては百分の十、齒磨（粉を除く）の二千圓以上に對しては百分の十と云ふ具合にしてその結果得たる額がストツク所持者の税金になることになつた。

（生煎販賣の項參照）

化粧品税の経過

十一月十五日より五日間の臨時議會に於いて物品税の大増徴案が成立して十二

月一日より化粧品五割、小間物關係二割、齒磨(粉を除く)一割の増税が實施され、業界はここに事變以來五回にわたつて税制の改革を経験しそのたびごとに時局の重大性を反映して負擔はますます重くなつて來た。いま左にその経過概要を辿つて見ることにしよう。

北支事件特別税 物品税の初めは今時事變勃發直後の昭和十二年八月十二日より實施になつた北支事件特別税法で、この中に業界關係品としては小間物界に於ける

- 一、貴石若は半貴石又はこれを用ひたる製品
 - 二、眞珠又は眞珠を用ひたる製品
 - 三、貴金屬製品又は貴金屬を用ひたる製品
 - 四、藍甲製品
 - 五、珊瑚製品
- 等があり、以上は何れも物品特別税の第一種品として價格三圓以上のものには小賣業者の販賣價格に對して二割の税金が課された
- この時の物品特別税の分け方は、第一種、第二種の二つで、第一種は小賣業者が納め、第二種は製造業者が製造場より移出する時に納める規定で税率はともに二割であつた。
- 最初の化粧品税** とところが翌年の昭和十三

年に入ると、早くも一月七日の各新聞は政府の増税計畫と併せて物品特別税の範圍擴充を傳へ、その中には化粧品、化粧石鹼も入つてゐると報道したものである。

その後一月三十日になつて支那事變特別税法による物品税の全貌が發表され、それは殆どその通り兩院を通過して十三年の四月一日から實施となつたのであるが、それによれば物品税は第一種、第二種、第三種の三種類に分れ、第一種は小賣業者がこれを納め、第二種及び第三種は製造業者が納めることになつてゐた。なほ第一種、第二種は、それぞれ甲類、乙類と分れて甲類は税率が一割五分、乙類は一割であつた。そしてこの税金を課せられた業界品は

第一種甲類に前年の物品特別税の課税物品がそのまゝ残り、同乙類に身邊用細貨類として指環、腕環、耳飾、頸飾、ペンダント、

櫛、笄簪、頭髮用ピン、ハットピン、ネクタイピン、襟止、帶止、バックル、鎖、カフス釦、根付及びメダル、ハンドバッグ、手提袋、財布、名刺入

等が入り、又化粧用具として化粧用刷子、コンパクト、香水噴及び白粉入その他の化粧品の容器、化粧具匣及びその他の化粧用具セットが挙げられ、又喫煙用具も課税対象の物品となつて小間物關係の非常に多くの品目が一個又は一組三圓或ひは五圓が免税點となつてその價格を超す物には、全部一割の税金がついた。

以上第一種に就いてであるが、第二種乙類になるとこゝに化粧品が現はれ、香水、香紙、香袋、白粉、紅、化粧蠟、クリーム、化粧下、化粧水、化粧粉、頭髮用の香水、油及び煉油、整髮料、シャンプー、染毛料、養毛料、洗粉、美爪料、脱毛料、脂取料

等は昭和十三年四月一日から製造業者の庫出價格に對して一割の税金が課せられることになつた。これが化粧品税のそもその發端であつた、これと同時に製造場以外の場所にあるもの、或ひは問屋及び小賣店の手持品に對しては前に挙げた各種の化粧品を合計して

その價格が三千圓以上あつた場合に、その超過部分に對して矢張り一割の税金がかつた。いはゆるストツク税である。

増徴と品目擴大 然るに翌十四年になると政府は再度物品税の増徴並びに課税品目の擴大を計畫して①第二種乙類に屬する化粧品の税率引上げ、即ち甲類組替へによる五分引上げの一分課税②化粧石鹼及び齒磨(紙製袋入粉齒磨を除く)への新規課税が、その中に含まれてゐることが判明した。ところが化粧石鹼や齒磨のやうな國民の保健衛生必需品に對して課税するのは、大衆生活を脅かす不合理的な措置であると云ふ議論が衆議院を支配して、化粧石鹼及び齒磨は削除と決定遂ひに課税を免れたが、化粧品の五分引上げによる甲類編入は成立した。但し洗粉とシャンプーは用途が石鹼と同質であると云ふので石鹼齒磨と同じ項目に繰入れられてゐた關係上石鹼齒磨に課税せずと決定した後もそのまゝそこに殘されて税率は一割に據置となつた。なほストツク税の措置に就いては洗粉、シャンプーを除いて三千圓を超す部分に對しては増徴五分だけの税金が課せられた。

む税制改革案の大綱が發表されたが、それによると①化粧石鹼並びに齒磨及び水齒磨の新規課税②化粧品率の五分引上等の項目があり物品税問題は三度び業界をゆるがした。この時もその案が上程となるや衆議院の大問題となり、結局石鹼及び齒磨に對する課税は前年通り取止めと決定して、化粧品の五分増徴による税率二割の課税及び洗粉、シャンプーの一割措置が結果として残つた。

ストツクに對する取扱ひはこの度も前同様に三千圓を超すものに對して増徴率だけの税金がかつた。

幅んだ轉嫁問題 最後に付加へて置きたいのは、増徴額の轉嫁問題で、間接税の性質上これは消費者の負擔すべきものであるから税額をそのまゝ商品の賣値に加へて差支へないのであるが、さうなると政府の堅持する低物價政策に觸れることになり増徴分をどうするかと云ふことは昭和十四年にも又昭和十五年に於いても全業界の問題となつた。そしてこの適正なる解決方法を見出すことが動機となつて現在の化粧品公定價格が設定されるに至つたと云ふやうな事情がある。昭和十六年春の議會には増徴問題がなく大體以上の経過を経て現在化粧品は二割の税金を課されてゐる。

化粧品税の大増徴

化粧品税の増徴は夏以來豫測されてゐたところであるが十月十八日近衛第三次内閣に代つて出現した東條内閣は、同三十一日の閣議に於いて間接税の大増徴等を決定、翌十一月一日情報局よりそれを發表して十五日より開會の臨時議會にそれを提出することになつた。

その案によれば物品税第一種第二種を通じて甲類五割、乙類二割、丙類(新設)一割となるが如く傳へられ化粧品は實に五割の税金を負担せねばならぬことになつたのであつた。

對策委員決る 業界はこれに對して戦時税制政策の意義重大なるを痛感し、三割の大増徴にも充分協力の態度を示しつゝあつたが税額の轉嫁如何とその時期並に技術に關しては大いに關心を寄せ、一步を誤まれるなら

ば業界の浮沈にも關する問題となるので、此の點に考慮を加へた東京組合では十日化粧品部役員會を開催して日南田理事より情報提供の上議題に供したる結果、専門委員三氏を加へて

板倉安兵衛 中山 豊三 松本 昇
阪本 一郎 田中吉兵衛 桑原 啓造
東野芳三郎 廣田 嘉一

以上の八氏を増税問題對策委員に選び、同十三日これが第一回委員會を開催して問題の處理に乗出し、業界としての方針は税額の即時轉嫁を當局に要請することとし同日午後田中、板倉、中山及び廣田の四委員は打揃つて商工省を訪ひ、物價局の増岡日用品課長及び兼坂事務官に面接して業界の希望を具申し、當局の善處方を要望した。

大阪代表上京 一方、大阪組合に於いても増税問題に對し委員を選任
西村新八郎 中森嘉重郎 岡 信彦
石川静三郎

の四氏は相携へて上京、十四日、東京小林組長初め東京側委員八氏に日南田理事を加へて合同協議會を開き、東京側より前日商工省を訪問せる結果を報告して今後の對策を協議この際業界は現行の公定價格、協定價格、停

止價格を基礎にし、その上増徴額だけを加算した額を以つて新しき價格とし、それを増税實施と同時に取引價格と爲すことを容認せられたいと運動を起して、これが目的達成のため飽まで協力することを申合せ、直ちに文案起草にかゝると同時に、大阪側委員も同日商工省に赴き物價局に係官を訪ふて業界の要望を傳へるところがあつた。

陳情書を決定 翌十五日はいよゝ臨時議會開かれ、此の日は小林組長を除く東西委員による第二回協議會を開き、西村氏より前日商工省訪問の結果を報告、それにより前日決定の方針を以つて運動を展開することに定め陳情の文案を検討、一般化粧品、洗粉シャンプー、齒磨とも製造、卸、小賣の各段階に増徴額或は新課税額を加算したる額を以つて認め何れの商品についても新價格として認められたしの趣旨を盛り、萬一措置を誤まられたる際は業界の混亂惹起は必至なる旨を文案に單めてこれを可決、陳情書の送先を選定して一應の準備を整へた。

聯合會開く 翌十六日には豫て招集された通り六大都市化粧品組合聯合會の總會を開き
▽東京 小林富次郎 田中吉兵衛 板倉安兵衛

安藤 金平 中山 豊三 廣田 嘉一
日南田慶富
▽横濱 霜田 七郎

▽名古屋 加藤寛次郎 河合喜三郎 加藤 博
緒川頑太郎

▽大阪 中森嘉重郎 岡 信彦 羽矢 茂雄
石川静三郎

▽神戸 竹本 梅吉 美馬 貞藏 伊藤久一郎

以上十九氏參集のもとに増税對策の件を議題に提供、日南田、石川の兩聯合會主事より東西協議會の經過を報告、參集代表より種々意見の開陳あつて後、東西協議會に於いて可決されたる陳情書の全文を朗讀してこれを語りたる結果、滿場異議なく承認可決となり、東西兩組合長、聯合會長、化粧品工務理事、東日本石鹼化粧品卸商組聯合會理事長、全國藥粧商組聯合會理事長、以上五氏の連名を以つて即日左の陳情書を發送、大藏、商工兩省各係官、衆議院増税委員、各代議士等に宛て業界の要望を傳へて議會の動向を注目するこ

となつた。

物品税改正に伴ふ齒磨化粧品の増税額轉嫁方法に關する陳情書

政府御當局に於かせられては、臨戰態勢下に於ける國際情勢の緊迫化に鑑み、重大國策の完遂に一路邁進せられむとするの御見地より、間接税の増徴を断行せられ候は、鑛石の決意を非常時財政上に反映せしめらるるものとして一億國民の絶對に支持協力を惜まざる處に有之候

就ては該増税案中には齒磨に對する新税及び化粧品に對する高率の物品税増徴を企劃され居り候處、是れが實施の曉に於いては新税、増税額ともに即時消費者に轉嫁せらるべきは、消費税たるの本質に鑑み當然の次第とは存じ候へ共、萬一課税技術の關係上、轉嫁の圓滑を缺くか或ひは其の間時日を要するが如き事有之候ては、其の増税額の高率にして負擔の過重なるため業界の蒙る打撃は實に深刻にして製造、販賣、小賣の各段階に於ける多數業者をして炭炭の窮地に陥らしむるの外無之當業界の重大問題として洵に憂慮に堪へざる次第に有之候條、左に事情を具して御清鑑相仰ぎ度此段陳情候也

理由

一、化粧品に課せられつつある物品税は、第二種甲類に屬し製造家の庫出税なり、故にこれが高率の増税は實施と同時に金額を需要者に轉嫁せられざるに於いては業者は到底其の負擔に堪へ能はざる實情にあり

二、然るに現在の齒磨、化粧品市場價格には、公定價格、協定價格、停止價格、の三種類が並行的に存在し居れり

三、依つて増税實施と同時に急速にその全額を轉嫁する方法としては、課税實施と同時に公定、協定、停止價格の何れたるを問はず、製造業者販賣價格、卸賣業者販賣價格、小賣價格の三段階を通じて何れも新規の増税額をその儘加算し得ることとせられむことを希望す

即ち一般化粧品に對する庫出税は現在の百分の二十が百分の五十となるものなれば
一、洗粉
$$\left[\frac{\text{公定價格}}{\text{協定價格}} \times 120 + 20 \right] = \left[\frac{\text{協定價格}}{\text{協定價格}} \times 120 + 20 \right]$$

洗粉シャンプーに對する庫出税は現在の百分の十が百分の二十となるものなれば
洗粉シャンプー

$$\left[\frac{\text{公定價格}}{\text{協定價格}} \times 110 + 10 \right] = \left[\frac{\text{協定價格}}{\text{協定價格}} \times 110 + 10 \right]$$

齒磨(粉を除く)は現在無税のものが百分の十課税せらるゝものなれば
齒磨(等、齒磨を等へ)

とすることが最も簡明且妥當なる方法なり。其の理由は一般化粧品にありては現在の價格は各種類ともに百分の二十の税額を包含し居り、洗粉シャンプーにありては同じく百分の十の税額を包含し、煉齒磨、半煉、水齒磨は現在價格は税額を含まざる正味値段にして今回新たに其の百分の十を課税せらるゝものなればなり。

昭和十六年十一月十五日

東京小間物化粧品卸商同業組合

組長 小林富次郎

大阪化粧品同業組合

組長 中山 太一

六大都市化粧品組合聯合會

會長 小林富次郎

日本化粧品工業組合聯合會

理事長 板倉安兵衛

東日本石鹼化粧品
卸商組合聯合會

理事長 田中吉兵衛
理事 吉田 達 次
全國業莊商業組合聯合會

増税案の上程 更らに翌十七日には第三回東西協議會を開いて情報交換し、専門委員諸氏は議會方面にも運動を展開した。

此の日衆議院に於いては物品税の増徴を含む「酒税等の増徴等に關する法律案」を日程第一として他の法律案とともに一括上程、第一讀會を経て櫻井兵五郎氏を委員長とする三十六名の増税委員に附託となり、翌十八日委員會開催の結果これを承認し、十九日の貴衆兩院の本會議を無修正通過して、二十一日附官報を以つて裁可公布を見るに至つた。

要望達せらるる その改正物品税法によれば増徴額等凡て月初め情報局より發表されたるところと同様第一種第二種とも甲類百分の五十、乙類百分の二十、丙類に齒磨が登場して百分の十を課せられることとなり、ストツク税は二千圓以上のものといふことになつた。業界はこれに對する商工省物價局の措置を注視せるところ、同月二十四日附の官報を以つて別項の如く化粧品品の公定價格の改訂を

發表し、十二月一日よりの實施に備へて迅速なる措置に出でた。

これによれば新聞紙が傳へた厘位の切捨ては原則として行はれてゐず、業界の要望せる税額轉嫁は或る程度そのまま容認されており業界の望むところは物品に關する限り満足すべき結果に接することが出来た。

一方、物品に對しても石黒物價局長官は十八日の衆議院増税委員會に於いて同様に轉嫁を認める趣旨の答辯を爲し物價局當局に於いてもこれが處置に就いて協議を重ね、昨年増徴された五分をも此の際同時に轉嫁を認められるもの如く、従つて現在の價額に對して百十五分の百五十を乗じたものを以つて新價品と認められることであつたが二十九日附の官報に商工農林告示第六號としてその旨が明示された。

これを以つてすれば一時懸念された停止、協定化粧品は、業界の陳情の趣旨よりは有利な結果を招來される譯で、今回の増税を通じて政府のとれる措置は一貫したものが觀取され業界の實情に即せる増税の實施を見ることゝなつた譯である。

新値段算定法

右の決定に基づいて新値段の算定方法を概説すれば如左。

- ①公定價格品の場合
 - 一、小賣課税の第一種物品にして現行小賣業者販賣價格に物品税の加算してあるものに就ては、甲類の場合には十二分の十を乗じて得たる額、乙類にあつては十一分の十を乗じて得たる額を小賣業者販賣價格となし、これに新規の物品税に相當する金額を加算して消費者に販賣する。
 - 二、製造課税の第二種物品中化粧品にあつては現行の製造業者販賣價格に十二分の十五を乗じて得たる額を以つて新製造業者販賣價格及び小賣業者販賣價格となし、現行販賣價格に對する税率十二分の二と、新税率十二分の五の差即ち十二分の三の現行製造業者販賣價格に乘じて得たる額を、それぞれ現行の卸價格、小賣價格に加算して新規の卸業者販賣價格及び小賣業者販賣價格とする。
 - 三、新課税物品の齒磨にあつては現行の製造業者販賣價格に十分の十一を乗じて得たる額を新製造業者販賣價格となし、卸業者及び小賣業者販賣價格に就いては

現行の製造業者販賣價格に十分の一を乘じて得たる額を、それぞれ現行の卸價格及び小賣價格に加へて新しい卸業者販賣價格及び小賣業者販賣價格をつくる。

②協定停止價格品の場合

化粧品品の協定品、停止品にあつては昭和十五年の増徴分五分がそのまゝ製造業者負擔として價格に轉嫁されずに残つてゐるので、今回はこの分をも含めて現行の製造業者價格に百十五分の百五十を乗じて得たる額を以て新しい製造業者價格となし、卸及び小賣の價格に就ては、製造業者價格に百十五分の三十五を乗じて得たる額をそれぞれ卸及び小賣の價格に加へる。

なほ洗粉シャンプーの場合には現在の製造業者價格に十一分の十二を乗じて得たる額を以つて新製造業者價格となし、卸及び小賣價格に就いては製造業者價格に十一分の一を乗じて得たる額を、それぞれ現行の卸價格及び小賣價格に加へる。

③七七禁令の限界價格品

七七禁令の限界價格品は税込みの値段を以つて表示されてゐるが、今度の物品税の引上げによつてこれが税抜き値段に書き改められ、その上新税率による税額を加

算したものを以て實際の販賣價格とする。しかしこれは第一種の小賣課税品に就いてで、第二種の製造課税品は税込みのまゝ増徴分だけ上る。

改正物品税法

第四條 物品税法中左の通改正す

- 第一條 第二項第二種に左の如く加ふ
 - 二十六 薰物及線香類
 - 三十九 齒磨
- 第二條 物品税の税率左の如し
 - 第一種
 - 甲類 物品の價格百分の五十
 - 乙類 物品の價格百分の二十
 - 丙類 物品の價格百分の十
 - 第二種
 - 甲類 物品の價格百分の五十
 - 乙類 物品の價格百分の二十
 - 丙類 物品の價格百分の十

第六條中「又は嗜好飲料」を「嗜好飲料、薰物及線香類、齒磨又は調味料」に改む附則

第一條 本法は昭和十六年十二月一日より之を施行す但し第六條の規定施行の期日は勅令を以て之を定む

第八條 改正後の物品税法第一條に掲ぐる第二種の物品又は飽、葡萄酒、麥芽糖若はサツカリンの製造者又は販賣者が本法施行の際製造場又は保税地域以外の場所に於て左の各號の一に該當する物品を所持する場合に於ては其の場所を以て製造場、其の所持者を以て製造者と看做し之に物品税を課す此の場合に於ては本法施行の日に於て其の物品を製造場より移出したるものと看做し命令の定むる所に依り其の物品税を徵收す但し従前の規定により物品税を課せられたる物品に付ては其の課せられたる税額に相當する金額を控除したる金額を以て其の税額とす

一 改正後の物品税法第一條に掲ぐる第二種の物品にして同條各號に掲ぐる品名毎に價格二千圓以上のもの

前項の製造者又は販賣者は同項第一號の物品に付ては其の品名毎に數量、價格及貯藏の場所(餘額省略)を本法施行後一月以内に政府に申告すべし

〔法律第八十八號酒税等の増徴等に關する法律による〕

統制經濟

臨戰計畫經濟下の統制

この統制經濟論において主な対象とするものは、昭和十五年十一月より同十六年十月に至る戦時計畫經濟下の統制の諸様相である。即ち直接間接に業界の上へ蔽ひかゝつてくる統制の重力、業界をもその一環とする計畫經濟の運行、その一般的形態と業界との交互關係——それらの相を記述するとともに、業界の主要構成員をなす中小商業者一般の問題を記し、業界の對策への資料に供しようとした。いまこれに先立つてこの間の計畫經濟の歩行を一瞥して見よう。

昭和十五年九月樞軸三國同盟の成立を機とする國內新體制への要望に對し、その結論ともいふべき「經濟新體制確立要綱」が年末の閣議において決定。その高度國防國家建設に向ふ我が國の計畫經濟の方針大綱は、十六年前半期においてその推進力に幾多の曲折を重ねつつ、おもむろにその實施が進められて来た。然るにその後半期の初頭、獨ソ開戦によ

る國際情勢の轉換とともに、國內の諸對策は一階層戰態勢へと突入し、これを契機として始めて本格的軌道にひき戻されたかの感が深い。十五年七月第二次近衛内閣の誕生前後からその秋にかけて、掛聲高く革新力を盛り上げて来た當時に較べ、十六年後半期の内外情勢は更に進展し急迫を告げてゐるだけに、その諸對策の實施には一層深刻な相貌を具へ

置された。價格政策においても低物價政策の是非が論ぜられ、大勢は改訂論に傾いて綜合物價對策へと移行しつゝあつた。計畫經濟の中樞となるべき産業團體は既に鐵鋼統制會の設立を見ながらこの勅令の決定が遅延を重ねてゐた。全體的に十五年夏から秋への急進的革新力の反動が瀰漫してゐたのである。

十六年六月末、獨ソの開戦、七月二日事變發生以來第五回目の御前會議が開催され、最高國策の決定を見た。これは會議終了後の松岡外相談に「廣く眼を世界全般にわたつて注ぎ、諸列強一つ一つの動向と、諸列強の間の關係等を絶えず注視しつゝ、極めて細心なる用意と、自ら頼むる準備と固き決意覺悟とをもつて、嚴重に事の推移を見守る考へてある」と述べられた如く、事態を冷静に注視する方針が明かにされたものである。次いで第三次近衛内閣の誕生とともに國際情勢に對處する總動員態勢はいよゝ強化せられ、半年來の懸案は次々に促進されて行つた。既に情勢は計畫經濟の強化遂行を遂行することを許さなくなつたのである。産業團體令をはじめ國家總動員法に基く重要勅令が次々に發動され、臨戰計畫經濟の骨格が樹立されて行つた。八月には十六年度第二、四半期以後の劃

て来たのである。米國の對日資産凍結の影響は外國依存を絶對許さぬ事態となり、變轉極らない國際情勢は長期の豫測を不可能にせしめ、東亞共榮圈内の自給自足を圖るべき物資動員計畫においてさへ、三ヶ月以上の立案は不可能であるといはれる。衝擊はいつ、どの業界に波及し、計畫經濟進行途上の現實の前には、何時無慈悲なる裁斷が下されぬとも測り難くなつて来た。

革新政治力の起伏は、同時に經濟政策の上へ平行して現はれて来た。第七十六議會終了後、大政黨餐會の改組問題小林商相、星野企畫院總裁の退場と、小倉國務相、豐田商相、鈴木企畫院總裁の登場とが、政治の表面に浮き上つて来たが、その背景をなす十五年末から十六年春へかけての經濟政策の基調をなすもの——それは十五年夏の外交轉換以來の生産力低下を打開する必要があるために、統制萬能主義に對する反省が加へられ、これが經濟再編成への革新力の後退となつて現はれたものである。即ち生産増強を第一義とする漸進的再編成へと轉換を辿つたのである。この段階において、中小商業業者の對策は、漠然たる過渡的維持育成論によつて、無方針のまま放

期的物動計畫が設定され、大規模な勞務動員計畫、これに對應した中小商業に對する飛躍的な整備統制計畫、資材重點主義の徹底強化等が擧げられた。急迫せる情勢は遂になま殺しの維持育成論を放棄することを餘議なくせしめ、中小商業の企業合同、轉失業問題は決定的な方針を以つて再び前面に現はれて来たのである。物價政策の動搖もまた「低物價と生産増強との調整に關する件」、「米價對策に關する件」、「鐵鋼價格に關する件」なる物價審議會の三つの大綱決定によつて、やうやくピリオドを打たれた。資材の統制は消費制限より規正にまで、更に回收令の實施にまで徹底強化された。貿易の部面においては樞軸同盟以來、外貨獲得の意義は喪失されつゝあつたが、獨ソ開戦による歐洲との交通遮斷、對日資金の凍結等の國際關係の急迫は第三次國貿易杜絶のやむなきに至り、貿易業の整理統合もまた焦眉の急に迫つた。

かゝる一般的情勢の下において、わが業界の事情はどう支配されて来たか。その特殊事情の故に、情勢の反映が少しづつ遅れるといふことは、生産面よりも流通面においてその經濟的主流が存すること、不急産業として統制の放置されて来たこと等々にその主因があ

るのであらうが、そのために情勢への立後れとなり、急激な打撃なしとは保し難い。既に業界の製造部面には原材料の逼迫が日増に加はりつゝあり、この事情は近代工業化された石鹼の部面において常に先行されてゐる。製造、卸、小賣の各部面に互る企業の整備は、勞務への大量動員と呼應して急速に迫りつゝある。十月七日左近司商相は西下の車中において、中小企業對策について次のやうな注目すべき談話を發表してゐる。

限りある資材、勞力、資金等をもつて生産力の擴充、軍備の充實、國民生活の安定を圖るには、何よりも先づ國家經濟力の最大効率の發揮を第一の重點とせねばならぬ。それには従來の實績主義だとか、總花主義だとかの考へ方を一掃して、能率主義、重點主義といふか、すべて現有設備、材料の合理的活用を圖らねばならぬ。(中略)生産性昂揚を第一とする經濟總力戰體制の整備は、必然に中小商業の合理的整理統合を必要とする。中小商業には中小商業自體の使命があり、その或部分は大企業を中心として再編成し、或部分は中小企業だけで組織化し得るものもあるわけであるが、何れも生産能率の増強と配給の合理化、圓滑化を目標として、急速に合理的再編成を進め、餘剩勞力、餘剩資金は出来る

だけ緊要部面へ動員するやうに努力してゐる。

十月中旬突如として行はれた内閣の變迭により、少壯岸商相の登場となつたが、その就任早々左の如き決意を述べてゐる。

いまの商工省としてさしあたり解決せねばならぬ當面の國務としては、統制會問題、明年度豫算編成問題、あるひは中小商工業對策、貿易、物價問題等があらう。貿易問題は東亞共榮圈貿易確立にむかつて邁進するのみであり、物價政策はいかなる内外情勢に達着しようとも既定の低物價政策をそのまゝ堅持してゆくことには絶対方針に變りはない。すべて具體的政策は右の如くいづれも従來行はれ來つたところの基本線の上に、たゞそれを強力に推進せしめてゆく以外、この際何ら新たな方策の存しよう筈はないのである。云々。

これを要するに業界品が戦時國民生活必需品としての高き誇りと自信を持すると、最低必要數量の生産と、これに要する最低數量の勞力の確保といふ一線に業界を維持せしめるためには、原材料の確保とともに統制資材以外の原材料へと打開を講ずる積極策、同時に生産配給の兩部面において企業整備により生産力、勞力の能率を増進せしめる消極策、この二つの途は避け得ざるところと

なつて來たのである。

劃期的な物動計畫

昭和十五年九月、日獨伊三國同盟締結以來、計畫經濟の強化とともに、原材料の逼迫は更に加重され、その十一月に改訂された昭和十五年第四四半期物動計畫、十六年度物動について、時の岸商工次官は次のやうな説明をした。

十五年度改訂物動にしろ、十六年度物動にしろ、民需の相當程度の削減は避け得ないのであるから、この點を明確に政府は勿論、民間もよく把握して、明年は勿論十七年度をもよく見透して、その施策の樹立と實施に萬全を期さればならぬと思ふ。

と述べ中小工業の轉業問題に及んだのであつたが、次いで東亞共榮圈を目標とする昭和十六年度物動計畫は、六月獨ソ開戦を契機とする國際情勢の緊迫に對處して、更に自足經濟確立への路に邁進することとなり、昭和十六年度第二四半期以降の物動改訂を餘儀なくされ、民需物資への統制は愈々強化されることとなつたのである。八月二十二日の定例閣議において決定後、發表せられた鈴木企畫院

總裁談は次の通りである。

政府はさきに昭和十六年第一・四半期物資動員實施計畫を策定したが、その後の激變した國際情勢に對應し、戦時體制を整備するため必要なる萬端の考慮檢討を遂げ、ここに昭和十六年度第二・四半期以降物資動員計畫の設定を了し本日の閣議においてこれが決定を見るに至つた。今次計畫は支那事變の完遂と國際新情勢に對處する戦時體制の急速なる完成を意圖し、左記の諸點に重點を置きそれを策定した。

- 一、軍備の急速なる増強
- 二、重要物資の東亞共榮圈内における自給體制の確立、特に鐵鋼、石炭の生産確保
- 三、國民生活必需品の最低限度の確保
- 四、物資動員計畫と海上輸送計畫との嚴密なる吻合

昭和十六年度における物資の需給については第三國よりの輸入困難なる事態の發生することを豫期し、従來より種々の對策を實施して來たので、本物資動員計畫遂行上支障を生ずる患ひはないが、右本年度物動計畫の重點に鑑み、官需、一般民需等に就ては相當の節減壓縮を加へた。従つて生産の能率化、消費の合理化、配給機構の整備など、各般の施設により重點主義の下に、最少の資材で最大の効果をあげるやう努力すると同時に、資源の回收及び消費の規正を強化し、もつて物動計畫の圓滑なる實施

に努めなければならぬ。

これを要するに物資動員計畫の實施は、一に強力なる戦時意識と、これに基く官民の協力とに俟つのであるが、國民は眞に時局に處する不屈の決意を固め、政府と一體となつて國運隆昌の基礎を確立することに邁進せられんことを切望してやまない。

この物動計畫遂行上あげられた四つの方策は如何なる方法によつて實現されてゆくであらうか。その中主なる施策について考慮されるところは、

一 重要物資の東亞共榮圈内における自給體制の確立について、特に生産力擴充の基本物資たる鐵鋼、石炭の生産確保が強調されてゐるが、共榮圈内の鐵鋼石炭の埋藏資源は、滿洲國を始めとして、北支那、海南島、佛印を通じて無盡蔵といはれ、更に原鉛、亞鉛、燐灰石、螢石、タイグエン、ボーキサイト、麻、棉花、米など。非鐵金屬類から纖維原料、化學原料に至るまで豊富な原料國として英米の壘を摩し、これらの工業化の一日も早からんことが待望されてゐる。従つて共榮圈内に於ける自給自足の完成は、かゝつて今後の急速なる開發、工業化にあるといへよう。九月一日より實施された重要産業團體令によつて、鐵鋼、金屬、石炭、石油、機械、化

學等に統制會を組織し、所謂指導者原理の採用によつて、高率企業へ原材料・資金・勞力・技術・輸送を重點的に配分し、それら高率企業の總力發揮により、生産増強を徹底的に行ふ。これに必要な補助助成政策及び措置などが考慮される。

二 國民生活必需品の最低限度の確保については、戦後國民生活安定の上にも極めて重要視されるので、八月二日物價對策審議會において決定された低物價方針の堅持（（後出）物價を参照）とともに、營業免許制の實施、企業合同の適正妥當なる促進等により、眠り口錢の廢止、配給機構の徹底的再編成が行はれる。生産面においては同時に不急不用品、奢侈品等の製造販賣禁止を勵行して、極めて單純な規格化に規正の上、大量生産による生産確保が行はれる。

三 これと平行して消費の合理化についても強化勵行される。これは配給機構の整備と同時に、隣組制の強化によつて隣保共助による戦時意識の昂揚に努めるとともに、重要物資に對する代用品使用獎勵の徹底化、資源回收の遂行等、全面的な協力による應戰重要物資の全き活用が講ぜられる。

四 物資動員計畫と輸送計畫との緊密性に

ついては今更喋々するまでもなく、既に陸上に海上に運送の不急不用品がストツプされ、優先順位が物資の重要性に應じて決定されてゐるが、更に共榮圈アウタルキー完成のために、船腹、船員、造船が國家管理下におかれ、その中樞機關として特殊法人の設立が豫定され、更に海運、陸運統制令などの戦時法令は既に改正強化されてゐる。

計畫經濟體の進行

昭和十五年度末發表された「經濟新體制確立要綱」は、それに先立つて發表された幾多の經濟新體制に關する民間案の總決算として、戦時下日本の計畫經濟の方向を規正したものであり、その後の計畫經濟の具體化は、數度のジグザグを経たといふものゝ、大體この方針に基いて動いて來たといふことが出来る。

その要綱は、①基本方針、②企業體制、③經濟團體の三部から成つてをり、その中②の

企業體制については、まづ會社經理統制令によつて企業體の經理方面から利潤の適正をはかり、生産費の切下げを意圖したものであるが、更に八月には「製造工業原價計算要綱」を發表、計畫經濟運行の基礎資料たるべき統一原價計算制度の實施に備へることとなつた。また企業體制の第四項に挙げられた中小企業については、之を維持育成す、但し其の維持困難なる場合においては自主的に整理統合せしめ、且つその圓滑なる轉移を助成す」とあるが、その維持育成は歐洲戦局の進展とともに困難となり、十六年度後半期以降急速に整理統合が實現されることとなつた。

③の經濟團體についてはその發表當時、産業團體法と假稱する法律によつて、特殊法人組織の經濟團體を設立させ、これによつて戦時下の産業の自治統制を實施する政府の意圖であり、第七十六議會に提出が豫定されてゐた。然るにこの議會においては「翼賛議會」の實を上げるため、政府は風當りの強さうな議案はなるべく提出を見合せることとなり、産業團體法もその一つとなつた。その代り、國家總動員法第十八條の改正により、これに基く勅令の發動によつてその精神が生かされることとなつた。戦時總動員體制確立の骨格

國家總動員法の強化

國家總動員法は昭和十三年五月施行以來、これに基いて發動された勅令は改正前において既に五十餘件、十六年三月改正法が施行されてから九月末までに、新たに發動された勅令八件、改正勅令七件を數へ、國防國家總動員體制の建設上の基本法としての重大なる使命を果してゐる。三月の改正の理由は、國際情勢の急迫化に對處する國內體制の改編に基くものであることはいふまでもないが、その二十數條に亘る改正條文の主流とする要點は次の通りである。

- 一、勞務統制の範圍の擴大(第五條、第六條、第八條)
- 二、統制物資の範圍の擴大(第八條)

- 三、物資、設備、無體財産權の收用權を政府以前の者にも認める途を拓いたこと(第十條、第十三條)
- 四、事業統制に關する規定の整備強化(第六條、第十條、第十三條、第十七條、第十八條、第十九條)
- 五、資金統制に關する規定の強化(第十條)
- 六、物價統制に關する規定の強化(第九條)
- 七、經濟統制違反に對する罰則の強化(第十一條、第十二條、第十三條、第十四條、第十五條、第十六條、第十七條、第十八條)

まづ勞務統制については、これまで賃金その他の勞働條件について命令を爲し得るだけであつたのを、一般會社の従業員にまで範圍を擴げ、「勞働條件」を「從業條件」に改め必要に應じ會社以外の個人商店の從業者の給與などにも統制を行ひ得ることとなつた。また總動員業務に對する協力を命じ得る總動員業務の範圍が、これまでは國又は地方公共團體の行ふ業務に限られてゐたが、これを廣く「政府の指定する者」にまで擴大した。これによつて廣く戦時下の重要な業務に對して國民の參加協力を確保出来ることとなつたのである。

物資の需給調整については、これまで第八條に規定されたやうに「總動員物資」に限られてゐたが、これを非總動員物資にも及ぼすため、單に「物資」と改めた。従つてこれま

で「輸出入品等臨時措置に關する法律」によつて行はれて來た多くの規則は、この條文に基いて發動することが出来るやうになつたわけ、この改正後四月には「生活必需品物資統制令」が發動されたが、更に「物資統制令」の發動によつて一般物資別の統制規則がこれを基本にして實施されることになる。

次に物資、設備、無體財産權の收用權、使用權であるが、それはこれまでは政府にのみ認められ、民間事業者には許されなかつたのを、この改正によつて直接總動員業務を行ふ者に對してもこの權利を與へ得ることとなつた。即ち、總動員物資の使用收用權・土地家屋等の工作物の管理使用若は收用權・鑛業權砂鑛權及水の使用權・特許發明及實用新案の實施權等の權利についてそれが行はれる。

資金の統制についての改正は、金融機關に對する資金の運用に關する命令の外に、「債務の引受若は債務の保證」に關する命令をなし得ることになつた點がそれである。これによつて「銀行等資金運用令」の改正が七月十六日より實施され、右の命令が包含されることとなつた。

物價統制の規定は第十九條で、それまではその統制の對象が「價格、運送賃、保管料、

保險料、賃貸料、又は加工賃」に限定して列擧されてゐたが、更にその完璧を期するため、物價統制上必要あればどんな形態のものにも及ぼすことが出来るやう、一般的に「修繕料その他の財産の給付」と追加して、請負賃、手間賃、手数料、周旋料、廣告料、サービス料等をも包含し得るやうになつた。この改正によつて九月「價格統制令」の改正がまづ實施されたが、更に「海運統制令」の改正が行はれ、船舶及び輸送等についての上記の要素にも統制が加へられることとなつたのである。

罰則の強化は、特に經濟違反について處罰が重くなつた。即ち第八條の物資統制に對する違反、第十九條の價格統制に對する違反はこれまでは「三年以下の懲役又は五千圓以下の罰金」であつたのが、一躍「十年以下の懲役又は五萬圓以下の罰金」を課せられることになつたのである。またそれらの統制違反に基く不正利益の沒收追徴については、別に刑法中改正法律によつて行ひ得る途が拓かれた。

最後に事業統制に關する規定の整備強化はこの改正において最も限目となるものであり第十八條に基いて「重要産業團體令」が發動

され、また第十六條の二に基いて「配電統制令」が發動されたのである。追加された第十六條の二は事業設備又は事業附帶の諸權利についてその處分、出資、使用又は移動に關し必要に應じて命令を爲し得るもの、第十六條の三は事業の開始、委託、共同經營、讓渡、廢止、休止又は法人の目的變更、合併解散に至る廣汎多岐に亘る企業自體の統制上の根據が規定されたものである。後者に基いて營業免許制の法令なども發動し得ることとなつたのである。第十七條及第十八條の改正は事業主の間の統制協定の締結及統制團體の結成に關する改正であつて、政府が經濟新體制確立要綱において意圖したやうな産業の自主統制の要請に副はんとするものである。即ち統制協定を命令する對象が、總動員業務事業主間に限られてゐたのを、廣く平和産業にも及ぼし、その維持、更生、改編等の時局の要請に應ずるやうにした點と、また事業を統制する主體としてこれまでは組合の形態だけが結成を認められてゐたのを、廣く各種の團體を認め、經營事業は勿論一般文化團體にまでこれを適用するやうに擴大した點とである。これによつて統制令、統制組合等の産業團體の設立命令が出来るやうになり、その強制設立、

これへの強制加入、團體の統制力の強化等が基本的な規定されたわけである。第十八條の二、第十八條の三の追加は、上述の改正規定の運用上の圓滑を期する補足的規定である。

産業團體令の發動

計畫經濟運營の中核體となる産業團體の法制化は、種々の論議と政治的曲折とを辿つた末、やうやく八月二十九日、國家總動員法第十八條に基く勅令「重要産業團體令」としてまた九月一日には閣令によつてその施行規則が公布されるに至つた。

先づ勅令の冒頭において「本令を適用すべき産業の種類は閣令を以て之を定む」と規定してあるが、大體發令當時豫想されたところは次のやうなものであつた。

- 商工省關係——鑛業、工業、貿易業
- この中差當り考慮されてゐるのは鐵鋼、石炭、化學製品、貿易等である。
- 農林省關係——食品工業さし當り對象となるのは製粉業である。
- 逓信省關係——造船業
- 鐵道省關係——陸上運送業
- 厚生省關係——醫藥製造業

次いで「本令に依る團體は統制會及び統制組合とす」と規定し、こゝに政府が指定する

産業の種類に従ひ、統制會と統制組合との二種類の新團體が設立されるといふ大綱がまづ明かにされてゐる。

統制會なり統制組合なりの基本精神或ひは目標は何か。それは既述して来たところ「經濟新體制確立要綱」の精神に外ならない。つまり要綱に基いた産業組織の單位體となる産業團體の組織法として本令が作られたものだからである。

従つて統制會の性格も、これまでのカルテルやコンツェルン等の經濟團體と異り、國家全體の利益を擁護することを第一とする、所謂「公益優先」を建前としてゐる。即ち國民經濟の總力を最も有効に發揮せしむる爲、當該産業の綜合的統制運營を圖り、且當該産業に關する國策の立案及び遂行に協力することを目的とす。

と明瞭に規定されてゐるのである。更に統制會の重要任務の一つとして、美濃部金畫院總務部第一課長は次の點を強調してゐる。

統制會の重要な任務の一は、當該産業の整備確立である。從來のわが國の産業はその後進性ならびに工業原料資源の貧困の結果として、消費財工業、なかんづく纖維工業その他の雜品工業を中心とする構成を有し、しかも英米その他の第三國に依存す

る國際的融通性に基礎をおく商業主義的な性格を有するものとして發達して来たものであることは、大方の熟知せらるゝところである。しかるに現下内外の情勢はその好むと好まざるとに拘らず、重工業を中心とする産業の構成を、しかして自給自足を目的とする生産主義的な性格を有する經濟的體制を確立し、もつて經濟の自主性、自立性を確保せざるべからざるに立ち至つてゐる。従つてわが國産業は、當然の歸結として、その再編成が要請せられつゝある。しかも英米を中心とする經濟壓迫の包圍陣の中に立ち、自らの力のみを頼りとして、この未曾有の難局に對處せざるべからざる状態にある。従つて限られたる資材、勞力、資金等の綜合力を最も有効に活用し、もつてその最高能率を發揮するの急務なる、今日より甚しきはない。この再編成の遂行と、綜合國力の最高度の發揮こそ、統制會の最も重要な任務でなければならぬのである。

と述べ、計畫經濟における新しき産業合理化の意義を強調してゐる。

次に統制會並びに統制會の下部組織たる統制組合の組織について規定されてをり、原則として統制會は各産業の種類別に——例へば鐵鋼、石炭、化學工業、貿易、或ひは油脂などといふ風に設けられ、統制組合は原則とし

て府縣或ひは府縣ブロック單位に設立されることとなつてゐる。その機構として、會員、役員、總會の三者について規定されてゐるが、こゝで最も統制會が新しい性格を發揮してゐるのは「會長」についてである。會長は銓衡委員會が銓衡し、主務大臣の認可を俟つて決定するものであり、従つて會長に對しては、これまでの各種の組合等が會議制によつて運營されてゐたのに對し、指導者原理によつて統制會を統率し得るやう、統制會の唯一の代表者として、次の如き強力な權限を與へられてゐるのである。

- 一、副會長、理事長、理事、評議員の任免權（第十四條）
- 二、統制會の意志決定（第二十九條）
即ち衆議統裁の方法が採られることにならる。
- 三、統制會所屬の會社、團體等の役員の解任（當該産業の統制運營上支障を生ずる場合、合は主務大臣の認可により行ひ得る）

従つて會長には名實ともに業界の第一人者たる人物が選ばねばならぬのであり、かかる權限によつて強力に、迅速に統制會の運營が實現されることにならう。

現存の組合——工業組合、商業組合等は元來業者の共同利益を擁護する施設をすることがその主な目的とされてゐたのであるが、事

變以來統制經濟の進むにつれ、物資の統制、價格の統制等々の統制事業が次第に増加し、これが組合に課せられた重大役割となつて来たのである。この新しい機能のために組合の設立はますます多きを加へ、またこれへの加入は急激に増大してゐるのであるが、一方においてこの二つの機能のために組合内の矛盾と混亂が惹き起されてゐるともいへるのである。當局では最初「産業團體法」の提出に際してはこの二つの機能を分離して、統制事業のみを行ふ統制組合と、本來の中小業者の利益を擁護する施設組合とし、統制組合を産業團體の統制會の下部組織とするともに、施設組合は別に「共同施設組合法」によつて制定される筈になつてゐた。それはいづれも議會への提出が停止されたが、勅令による「重要産業團體令」においても、統制會の下部組織として統制組合の設立が規定されることとなつた。

そしてこの統制組合には過渡的に既存の工業組合、商業組合等を當て、よくことが考へられるのであるが、果してどういふ關聯を保つてゆき、どういふ風にその機能が變つてゆくであらうか。これについて美濃部洋次氏は次のやうに述べてゐる。

統制會の會員たるべきものは主務大臣の指定によることになつてゐるが、生産、配給を通じ一元的に統制することを目的とせざるをもつて、當該産業につき生産業者および配給業者を網羅することはもちろん、その範圍はでき得る限り廣範圍となすこととし、必要に應じ原料配給業者、製品の生産業者等關係業者を網羅せしめることを考慮してゐる。

しかして規模大なる業者については、個人加入を認め、中小企業についてはこれを地域的に統合し統制組合に組織し、團體としてこれを加入せしむることとしてゐる。それと同時に差當つては從來の工業組合、商業組合等も會員資格を認むる豫定である。

しかし工業組合、商業組合等は、協同の力による利益擁護をその使命とするもので當然に多數決主義による自由主義的團體であるので、國家の總力を國家目的に集中動員することをその目的とする統制會の加盟會員たらしむるためには、これが改革が當然に考慮せらるべきことはいふを俟たない。

たゞ現在においても統制會が設立せられたる場合においては、現在存する全國的工業組合乃至全國的聯合會等は、當然これに吸収せらるべきであり、これが解散せらる

べきはもろんである。なほ統制會のその性質上、これが會員たるべき資格を有する個人企業乃至團體は、その設立と同時に當然これが會員たるべきものであり、従来同業組合等が強制加入であるよりも、さらにこの意味において強度の統制團體であるといへよう。

この統制會の組織が業界にはどう響いて来るかといふに、これは直ちに直接影響して来るとは考へられぬ。しかしたゞ十五年秋に工業組合中央會が發表した經濟團體整備要綱案において、化學工業部門につき化粧品、香料

中小商工業の再編成

わが國の經濟を計畫經濟へ再編成する上に最も大きな問題の一つは、中小商工業者の整備と、その對策を如何にするかといふことである。中小商工業者がわが國産業の上に占める特殊事情のために、既に一應整備の段階にまで到達してゐたのであるが、それが今事變以來の戦時計畫經濟によつて拍車をかけられるに至つたことは周知のとほりである。十五年秋大政翼賛會の發會前後よりこの中小商工業者への對策は最も緊喫なる問題として採り

が維化學工業部門に、石鹼が油脂工業部門にそれ／＼包含されてゐる關係から見ても、化學工業統制會が設立されれば資材關係からそれと關係を生じて来るであらうし、油脂工業統制會には石鹼業が當然包含されて来ると思はれる。それと同時に、上述のやうに統制會なり、統制組合なりの性格といふものが、現在の業界の諸組合を運営してゆく上に種々の影響を及ぼしてくることは當然豫想されるところである。

上げられて来たにも拘らず、その十二月には「經濟新體制確立要綱」において

中小企業はこれを維持育成す、但しその維持困難なる場合においては、自主的に整理統合せしめ、かつその圓滑なる轉移を助成す

とただ漠たる方針が定められたに過ぎなかつた。中小企業の對策自身が複雑困難な問題でこれに對する施策の立案が不可能であつたのと、一時轉業といへば滿洲移民を強いた如

つとめるやう努力してもらひたい。この氣持によつてこそ至難なる再編成問題も圓滿に解決されるのである。

また十月八日商工省振興部では轉業關係商工省専門委員懇談會を開催、左の如き根本問題について委員會の希望意見を聴取したが、これらはなほ今後に残された問題として注目に値する。

一、中小企業對策の重點について

現在中小企業の整理統合は不可避の情勢にあるが、たゞ忘却してならぬことは事變終熄後の情勢をどう見て指導するかといふ點である。

一、中小企業の特長發揮について

將來中小企業を存続し得るものと然らざるものと明確に區別し、しかも存続の價値あるものに對しては根本的な調査が必要である。

一、中小企業再編成について

再編成の結果、勢ひ獨占的な傾向を助長し、競争者のないため品質、技術の低下を招来する危険があるが、かゝることは嚴重に注意しなければならぬ。

一、轉廢業者の指導について

最近における傾向として一から十まで政府に依頼してゐるが、かゝる傾向は嚴に排除して業者自體の自力更生を圖らしむるこ

とが先決であり、それに對し政府は指導する建前をとらねばならない。

大政翼賛會では第六調査委員會に於いて、中小企業に關する事項の調査審議を進めてゐるが、九月八日「中小企業及び配給組織緊急對策要綱」並びに「中小企業更生委員會設立參考案」を發表、政府施策の參考として上申した。

中小企業及び配給組織緊急對策要綱

一、それ／＼の營業部門に設置された強制加入権を有する同業團體の代表者、學識經驗者及關係官廳の關係官を以て中央及地方更生委員會を組織し、これをして整理統合の計畫の樹立とその執行に當らせ、監督官廳はこの委員會の活動に必要な権能と利便を供與すべきである。

一、更生委員はそれ／＼の營業部門に對する物資の今後における配給計畫分量と經營の適限規模とを考慮して、既存の企業中整理統合を要する割合とその立地に關する方針を決定すべきである。

一、營業免許制施行に先立ち即時新規開業もしくは取扱商品の擴張を一時禁止する措置を講ずることが絶対に必要である。一、整理と併行して適限規模實現のために或る程度の企業合同を必要とする場合には、なるべく既存の個人又は會社企業に

き、極端な中小企業對策に對する反動もあつて、この重要問題は更に進捗せず、種々の一般の方針の決定のみで、その實施については重要産業團體の整備の歩調と平行して、やゝ中だるみの感があつたのである。然るに十六年六月獨ソ開戦以後の國內情勢の緊迫と、急速な歩調を以つて對策の實施が促進されることゝなつた。各種企業に應ずる政府の指針に基き中小工業の整備合同は着々實現を見、中小商業の小賣、卸商の勞務動員への吸収による整理統合の具體的目標が確立され、その實施も緒に著き始めたといふのが十六年秋の情勢であるといへやう。これにつき左近司商相は十月七日西下車中談において次のやうに述べてゐる。

中小商業者の整理統合問題は先般の當局の態度にもつき、九月末日までに各地方廳よりの整理具體案が提出されいよいよ本格的な實行期に入つた。不幸にして整理統合を餘儀なくされる業者にたいしては、まことに同情にたへないが、これらの人々も統後國民の一人一人が應召と同じ氣持で、この經濟總力戦に欣然協力するの氣持をもつて勇躍して新しき職場に轉じてもらひたく、また同業者團體なども應召者にたいすると同じ氣持をもつて共同援助に

依る過剩經營の合併または過剩企業の新規會社企業、たとへば有限會社企業への合同の形態を帯びさせる方針を採るべきである。

一、整理に依つて轉廢業者べき營業に對する補償ならびにその従業員に對する手當として支給すべき額は更生委員會が決定し監督官廳の認可を経た基準に従ふべきである。

一、轉廢業者に對する補償並にその従業員に對する手當に充當すべき資金の捻出は整理後残存すべきすべての企業の共助の方法に依るべきである。猶政府は件の資金の全額を殘存企業に負擔させずに、その一半を公定價格又は協定價格引上の形態で一般消費者に轉嫁することを考慮すべきである。

一、中小商業者中加工設備が附隨するのを常とするやうな營業部門にあつては、政府は件の加工設備中の過剩部分の買上、轉用遊休保持もしくは廢棄に必要な措置を講ずべきである。

一、貿易關係の商業者にして、對外經濟關係の急變により、自ら處分し得ない商品の手持を有するに至つた者に對しては、政府はその滞貨の買上、保持もしくは處分に必要な措置を講ずべきである。一、中小商業者の整理統合によつて百貨店、消費組合、購買組合等の地位は相對

的には却つて強化される、従つて之等の大規模小賣業者は中小業者整理による犠牲を避けて負擔すべきである。仍つて政府は大規模小賣業者に對する禁止若くは制限を強化し、その同業團體への強制加入、食堂の經營と生鮮食品並に燃料の販賣の禁止、商品券の發行の利益全體を相殺するに足る程度の特別賣上税の賦課等を斷行すべきである。

中小業者の整理再組織の具體的方針

一、下請工業者の再組織に當つては政府は從來の取引關係と作業技術等を考慮して、出来るだけ特定の大工場に結合することが必要である。但し同じく下請工場でも獨立存続を認めることを適當とするものについては特殊な組織方法を採用すべきものであることはいふまでもない。更生委員會は親工場と下請工業者との間に作業分野と原料の割當に關する協定を行はせると同時に、一つの親工場の多數の下請業者が結合される場合には下請業者をして必要に応じて作業別若くは地域別に受註組合を結成させ、之をして加工資料、技術指導その他の提携協働の條件について親工場と協定させることが望ましい、さらに政府はこの際親工場をして、下請工業者が註文品を納入する毎にその納品の數量または加工資料に比例し

た適當な率の奨励金を受註組合に交付する制度を確立することが望ましい。

一、内需および輸出の纖維ならびに雜貨の生産部門における中小工場の遊休設備を中心として、政府は速かに關係同業團體に過剩設備の處理に必要な措置を講ぜしむべきである、またこれらの部門における中小企業が本來家族労働力とそれらの地方の特殊性を基礎として成立してゐるものである以上、いはゆる適限經營の實現に必要な規模を超えた企業合同を政府が強調することは必ずしも策を得たものではない、政府はこの際進んでこれが遊休設備保持ならびに計畫生産の優秀經營への集中の必要上已むを得ない處置であり、隨つて戦後適當な時期に、企業關係者の要望に應じて、原状に復する意向を有することを率直に告示することが望ましい、加之いはゆる企業合同を事實上強制する場合にも、その企業結合體の枠の中において引續き個別經營者の實質的な存続を確保する必要がある。

一、過剩設備の遊休保持のためには、上に舉げた企業結合體の枠の中における共助の方式よりも、むしろ關係統制會、統制組合若くはこれに準ずべき同業團體の枠の中において殘績企業または稼働設備から何らかの基準に基づいて徵收する分擔

金によつて處理することが一層適當である。よつて政府は徒らに凡ゆる業種業態に形式的な企業合同を強要するよりも、寧ろこの同業團體に依る共助の方式を採用することを考慮すべきである。

一、輕工業特に纖維並に雜貨工業の領域における家内工業の再組織は、從來取引關係のあつた問屋とともに、單一の家内工業組合ともいふべきものを結成させ個々の組合員に代つて組合自體に營業免許と原料配給權とを賦與する方針を採るのをもつて適當とする。

中小商業の整備

中小商業對策は、十五年末商工省振興部より地方長官に通達された次官通牒「生活必需品配給機構整備要綱」(昭和十六年度)と次に掲げる「配給機構整備要綱」とが、それら一般の方針として中小商業者の再編成實施上重要な役割を有してゐる。前者は生活必需品の小賣業者の整備を主眼としてゐるに對し、後者は卸をも含めた一般商業者の整備に當てはめた方針である。

配給機構整備要綱

昭和十五年十二月二十三日
商工省 振興部

配給機構の整備に當りては計畫經濟の適正圓滑なる實施に即應せる配給機構を確立することを目的とし、その實施に際しては關係各種業者それらの有する經濟的社會的機能に極力發揮せしむるを肝要とす。而してその際配給擔當者就中商業者の經營合理化と配給能力の向上を圖ると共に、公益優先、職域奉公を根本理念とする新商人道

を實踐せしむる爲、特別の考慮を拂ふの要ありとす。なほ配給統制等に關聯し物資毎に屢次その實施を圖り來りたるもの渺からず。既にこれに依りその整備を行ひあるものについてはそれらの具體的計畫に依るべきの外、整備實施に關する具體的措置は物資の種類、性質等に依り差異あるべきは勿論にして、今後と雖も具體的整備計畫は少くも重要物資別に樹立する必要がある、配給機構全般を通ずれば概ね次の如き方向に於て整備せらるべきものとす。

第一 一般方針

一、配給機構の整備に當りては既存商業者の經營單位の擴充と商業組織の整備を圖り、整備せられたる商業機關をして配給業務を擔當せしむるを原則とし、生産者、需要者又は其の團體において徒に商業者を排

除し資金及び勞力を新たに投下して配給部門に進出することはこれを避けしめ、生産者、消費者等については左記に依り措置すること

一、生産者について
(1)配給機構の整備せらるる物資については、生産者の卸賣又は小賣は原則としてこれを認めざることをし、已むを得ざる場合には卸賣業者又は小賣業者の團體に加入せしめたる上これを認むること
(2)生産者が自己の生産品のほか他より商品を生入れ之を販賣せる實績を有する場合は、右の實績につきこれを販賣業者として取扱ふこと。

二、購買組合、購買會等に依る物資の配給については、これらに依る配給が一般生活必需品の切符制度實施等に際し支障なき限りその實績を認め、新規配給は一般配給業者に依る配給を以て需要を充足し得ざる場合においてのみこれを認むること

町内會、部落會、隣保班等はこれを配給機構として認めざること

二、配給機構の整備に當りては、商業者又はその團體が生産者、需用者又はその團體と緊密なる連絡の下に、配給業務を遂行し得るやう連絡機關の設置等適當なる措置を考慮すること

三、重要原材料資材、國民生活必需品等適正價格の嚴守、配給の圓滑物資偏在の防止を特に緊要とする物資については、卸配給は原則として組合等に依る團體取引に依るものと爲すと共に、國民生活必需品については小賣段階においてもその仕入部面につき組合等に依る共同仕入を勸奨すること

四、配給機構整備上必要あるとき、又は物動計畫の改訂等に因る取扱商品の減少に對應する爲必要あるときは、商業者の企業合同又は共同經營を指導勸奨すること
(次官通牒「中小工業者の企業合同」(同指導勸奨に關する件)参照)

五、配給機構の整備については業種、業態生産者又は需用者側の事情等を參酌すること肝要なるも概ね左の方針に従ふこと
一、左の要領に依り配給段階を整備すること

(1)卸賣機
(イ)少數の大規模生産者に對し少數の大口需用者ある場合においては、中間配給機構を一段階に整理し、必要あるときは生産者團體と需用者團體との直接取引を認むること
(ロ)少數の大規模生産者に對し多數の小口需用者ある場合においては、元賣及

卸の段階を認め、必要あるときは元賣及卸を統合して一段階に整理すること
 (ハ) 多数の小規模生産者に対し多数の小口需用者ある場合においては、産地間屋及消費地卸の段階を認め、必要あるときは集散地間屋を認むること
 (ニ) 多数の小規模生産者に対し少数の大口需用者ある場合においては、産地間屋の一段階に整理し、必要あるときは生産者團體と需用者又は其の團體との直接取引を認むること

- (イ) 消費資材については小賣の段階を認むること
- (ロ) 必要ある場合は卸機關より購買會等の大口消費者に対する直接配給を認むること
- 二、左記要領に依り各段階毎に配給業者を組織化すること
- (1) 元賣業者又は集散地間屋については、全國單位又は經濟ブロック別に商業組合を設立せしむることとし、必要ある場合は會社に統合すること
- (2) 地方卸商又は産地間屋については、道府縣單位又は經濟ブロック別に商業組合を設立せしめ、必要ある場合は會社に統合すること
- (3) 小賣業者については
- (イ) 商品別に細別して組合を結成せしむるを避け、地方事情に應じ原則として包括的業種別組合を結成せしむること

むるを避け、地方事情に應じ原則として包括的業種別組合を結成せしむること
(商工次官通達「生活必需品供給機構整備に関する件」参照)
 (ロ) 小賣市場に付ては、一定の取扱品目を限定し都市別に小賣市場出店者をして市場商業組合を結成せしめ、物資別小賣商業組合聯合會に加入せしめ、右聯合會を通じて物資の配給を爲すこと
 (ハ) 百貨店に對しては原則として百貨店組合を通じて配給を爲すこと

- 六、三に掲げたる如き統制を必要とする物資に關する卸、小賣業者については、特に必要ある場合においては卸小賣の兼業を廢止することとし、卸小賣兼業を認むる場合においても卸賣についてはこれを組合等の團體取引に吸収せしめ、個人としての卸小賣の同時經營はこれを避けしむること
- 七、配給機構の整備は配給統制、物價統制等の必要上急務を要するものより着手し、漸次他の部門にこれを及ぼすこと

が、なかんづく轉業者の經濟的安定を期すためには、國民更生金庫の強力なる活動を促進することが最喫緊事である。
 右の如く個々の企業體の整理統合の場合において小賣商の整理と卸賣商の整理とはその目標方針を大部異にしてゐる。
 小賣商の場合、勞務動員の見地から必要數の小賣商の轉業が要請されてゐるが、これをその目標からのみ整理することは國民の消費生活の遂行に支障を生ずることとなるので最少限度の必需物資を以つて、最低の國民生活を維持するやう迅速圓滑に物資を配給するためには、最少限度の小賣業者の數はどうしても確保しなければならぬ。即ち小賣商面においては主として消費者との關係からその整理の目標が決定することとなるのである。従つてその整備の基準には「地域的」な要素が多分である。

これに對し卸業者の場合には「業種別」に計畫の線が建てられる。これは主として物資の需給の關係から、生産者との關係においてその整理目標が樹てられることを意味するのである。その具體的目標は發表されぬけれど、これも勞務動員との關係から相當數の整理が行はれる見込であり、關係當局ではこれ

組合、消費組合、百貨店等との關係についてもその限界を示すなど、抽象的に彈力性のある基本方針を定めたものである。こゝでは全般的に商業組合の組織による企業整備が基礎として置かれてゐることをうかゞふことが出来る。

然るに更に情勢は進み、中小商業者の轉業對策による整備統合を根本的に確立するたため、個々の企業體の横斷的整理について更にその方針を確立する必要にせまられて來たのである。八月二十日より三日間政府は各道府縣經濟部長を三班に分けて東京に招集し緊急經濟部長會議を開催、政府の轉業對策の根本方針を明瞭にした。その内容、整理の具體的目標については一般の公表が差控えられたが中央地方とも一丸となつて急速にその實現に邁進し、それによつて配給組織の臨戰態勢を整備するとともに、現に擴大強化を要請せられてゐる劃期的な勞務動員の圓滑なる遂行を期さねばならぬとの趣旨が述べられ、轉業問題に對する政府の斷乎たる決意が披瀝され、これに對する協力が要請された。地方側では各地方の實情に即應した具體的な實施要綱を提出することとし、更にこれを參酌して實施に移されることになつた。商工省ではそ

の會議終了後次のやうな談話を發表した。

政府は二十日より二十三日まで全國經濟部長會議を開催、配給機關の整理統合を促進すべき方針について協議せる結果、政府側よりは右についての具體的統合方針の指示を了した。これが内容を卸商面についていへば、現在までに相當統合の進捗せる部分もあるが、なほ未整理に残されてゐるところも多い。これについては現下の緊迫せる状態のもとにおいて、さらに徹底的に整備を要する部面について當局において急速に業種別の具體的計畫を樹立し、地方廳に指示するものである。
 地方廳においても小賣部面について將來の物資の需給の見通しを基準としてこれに物資の種類によりまた配給形態、小賣店舗ならびに消費者との地理的關係、その他各地方における實情などを加味せる、適切妥當なる整理統合計畫を地方廳ごとに樹立せしめ、急速に實行に移さしめるのである。
 以上今回の措置により急速に戦時配給體制の整備が行はれるとともに、一方整理統合によつて生ずべき餘剩人員は、勞働部面へ轉出が行はれることとなる結果、現在最重要なる勞務動員に資するところを占ぶる大なるものがある。しかして右の勞務轉換の圓滑を期するためには、國民職業指導所、國民勤勞訓練所、國民更生金庫など各種機關を總動員せねばならぬことは當然である

が具體計畫について社會問題を惹き起さぬやう慎重な考慮が進められたのである。
 民間からも日本商工會議所が十月六日時局對策委員會において左の如き「商業者整備に關する緊急對策に關する意見」を決定、關係省に對し建議するところがあつた。

- 一、緊急對策樹立實施は各府縣間においては固より府縣内においても地區を異にするに従ひ統一性を缺如し、業者の不安と實施の滯滞とを惹起しつゝある現状に鑑み、業種及び地區の實情に即したる統制對策基準を決定し、もつて將來の見通しを明確ならしめること
- 二、右對策に關する業者の決意と協力とを確保しその急速實施に遺憾なきを期するため中央並に地方の官民關係者をもつて適當なる審議機關を設立すること
- 三、緊急對策の實施により當然生ずべき轉失業者處理に關してもこれが困難性にかんがみ官民協議會を設置し各種の有効適切

なる具體的措置を講ぜしめること
小賣商の企業合同については、商業組合に
おいて次のやうな實施要綱を發表し、具體的
方針を記してゐる。

商店企業合同實施要綱

商店企業合同の一般的指針に就いては曩に
發表した「商店企業合同促進一般の方針」に
依るを適當とするが、尙業種態に依つてそ
の具體的措置に相異あるが故に、本要綱は便
宜上左の五種に分つて考究することとする。
一、第一次生活必需品小賣商店を合同する場
合

日常生活必需品にして地域的定量割當制を採用
し得る商品(米、味噌、醬油、酒、木炭、
生鮮食料品等)の小賣商店

二、第二次生活必需品小賣商店を合同する場
合

生活必需品にして前第一號に該當せざる商
品(呉服、雜貨、醫藥品、家庭用雜貨等)
の小賣商店

三、原材料の激減せる特殊技術商を合同する
場合(豆腐、自轉車、菓子、洋服、精肉、
時計等)

四、生活必需品を綜合して合同する場合

一、形態

整備せられたる商業組合を母體としその
指導の下に合同計畫を立案すべきである
が、その合同單位は必しも大地區劃を採
ることを要しない、寧ろ最寄りの數商店
を以て商業小組合か有限會社を設立する
ことが經營能率上効果的である。又必ず
しも組合の地區内の業者が一齊に之を行
ふことを要しない、纏つた所から順次合
同すれば足りる、但し地域内の消費者の
便宜を考慮して他の生活必需品商店と共
に商店街を構成するやう配給所の設置場
所に注意しなければならぬ。

一、手持品の處置
(一)手持商品は凡て組合が買取ること、
すること

(二)その評價委員會に於て行ふこととす
るも、一々評價し難い場合は一應全商品
を小賣價格で總計しその六〇%乃至八〇
%(小賣平均マーヂンを基準とするがそ
れよりも低くする)に評價すること

(三)右に依つて得たる評價總額を組合員
の割當出資の一部に振替へること但し若
しその額が割當出資額を超えるときはそ
の超過部分は組合の借入金として計上す
ること(この借入金は年賦償還とし、事
業開始の翌年度より之を支拂ひ尙適當な
る利子を付することが妥當である)
一、債權債務の處置

五、元賣又は卸賣商店を合同する場合
右の外、生産資材、農村專用資材の小賣商
等あるも之等に就いては生産者關係との關聯
あるを以て一應之を別に考慮することとす
る、尙その他の商品に就ては以上の各號の中
相類似するものに準ず。

第一項 合同準備委員會

一、商業組合等に於て企業合同の實施をなす
べく方針を決定した場合は、先づ合同準備
委員會を組織し、合同の具體的方法の研究
及び合同促進の諸施設を爲す

一、合同準備委員會の構成は組合の幹部(理
事又は部會長等)の關係業者(仕入先、原
料品、生産者團體等)の關係官公署係員、
學識經驗者又は消費者代表の中より理事長
(又は之に準ずる者)之を委嘱する。

一、合同準備委員會は本要綱に基き合同基礎
となるべき調査を行ひ合同後に於ける事業
目論見書及損益計算書等を作成し或は企業
合同を實施せるもの、實際を視察し、合同
の具體的計畫を立案して之を組合理事會に
提出する。

一、合同の具體的計畫は當該地方の物資配給
計畫と切離して考へ得ないものであるが故
に當該監督官廳と充分打合せを行ひ、その

本項に該當する商店に於ては、債權債務
の關係複雑なものが少なくないから、「一
般の方針」の趣旨に依り合同體が積極的
に解決に當ることが必要である

第四項 原材料の激減せる特殊
技術商を合同する場合

茲に言ふ商店は主として製造又は加工の設
備を有し特殊技術を有するものであるが、そ
の合同に當りては特に第一次生活必需品と相
異する諸點のみ擧ぐれば次の通りである。

一、形態

加工又は製造の能率を高めその動力、燃
料或は勞力の節約を合同の目的とするか
ら、なるべく多數商店を以て合同を實施
することが効果的である、從て商業組合
又はその部會を單位とするのが妥當であ
る。但し必しも全員参加を必要としない

一、製造又は加工設備の處置
(一)組合員の所有する設備の中、最も能
率高きものより順次必要なるだけ組合に
買取ること

(二)出來得れば能率優秀なる設備を新設
すること
(三)不要なる設備は之を國民更生金庫に
賣却すること
一、勞務の分擔

組合員の中、その技術經驗に依り製造加
工に従事する者、販賣又は配達に従事す

諒解を得ることが肝要である。

一、商業組合が企業合同を行ふ場合は、法に
別段の規定なしと雖も、事の重大性に鑑み、
總會の特別決議に依らねばならぬ。

一、本要綱は本會の「商店企業合同促進の一
般の方針」、「生活必需品配給率査定方針」
「臨戰體制確立を以てする生活必需品配
給機關整理統合方針」及び「商業者轉業指
導方針」と相關聯せるを以て必ず之を協せ
研究することが必要である。

一、合同準備委員會は關係商業組合又はその
他の團體及び商業報國會と協力して企業合
同促進を目的とする協議會講演會等を開催
して合同の精神的基礎を醸成しなければな
らない。

第二項 第一次生活必需品小賣
商店の合同(略)

第三項 第二次生活必需品小賣
商店を合同する場合

本項に該當する商品は生活必需品(定量割
當制之は除く)なるも必ずしも毎日之を購入
することを要しない、貸廻り品であつて商品は
比較的規格が複雑であり、選擇性を有し、業
者は商品のストックの多いことが特徴である
が、大體方針は前二項に依り、相異せる諸點
を擧ぐれば次の通りである。

一、轉業の斡旋
半工業的商業であり、且原材料が減少し
てゐるのであるから合同に依る經營の合
理化に依りなるべく多數の勞働力を他に
轉出せしめることが可能である、從つて
之を促進するため、附近の工場等と折衝
の上、取敢えず半日勞働或は隔日勞働等
の半轉業を斡旋することが必要である

第五項 生活必需品を綜合して
合同する場合

「生活必需品配給機構整備要綱」に基き生
活必需品を網羅して所謂生活必需品商業組
合を組織した地域に於ては、之を母體とし
て地域的綜合的契約を行ふことが最も合
理的である。但しこの場合は家族勞働の活
用、經營採算等について充分なる考慮をな
すことが必要である。又それ以前の地域に
於ても消費者の便宜のために綜合的契約を
行ふことは奨励すべきことである。この場
合に於ては第二、第三、第四の各項を綜合
して具體計畫を樹立すべきであるが、その
綜合性より來たる特殊性に鑑み、左の諸點
を考慮しなければならぬ。

一、出資割當の決定
 (一) 出資割當は關係市町村當局及警察署等の指導の下に、最近年度の營業稅を基準とし之に社會的考慮を加味して最高出資額及最低出資額を定めること
 (二) 特殊技術を有するもの(第四項に該當するもの)は從來比較的小資本を以て營業をしつゝあつたのであるから、之を他の營業者と出資口數の平衡を保たしめるため之等を部會單位に商業組合又は有限會社を組織せしめ、組合より適當なる貸付又は補助金の交付を爲すこと

一、配給所の配置
 此の種の合同は主として農村地區に行はれるものであるが、一配給所毎の採算上困難と思はれる箇所であつても配給上必要ある箇所には全組合の責任に於て之を設置することが必要である。

一、農業兼業者の處置
 農村地區に於ては牛農牛商の零細小賣商多く、之等を合同體に全部包含することは種々の困難がある故に農業を正業として商業は零細なる副業のものにし、なるべく組合に於てその手持商品を買上げると共に適當なる廢業手當を支給してその實績を放棄することが妥當である。この場合は第二項の出資不可能なる零細商店の處置と同様の措置を採る(最高五百圓より最低二百圓を以て足りるであら

二、餘剩勞働力の處置
 (一) 從來の家族從業員は優先的に組合の從業員として採用するが、餘剩勞働力は速に他の産業に就く様斡旋すること
 (二) 農村地區に於ては、特に町村當局と折衝の上、共同農耕地を設け之に餘剩勞働力を振り向けること
 (三) 又、農村に於て簡單なる生活必需品の加工設備を設けて家族勞働力の活用をなすこと

營業免許制

中小商業の整備をする上に、その前提としてどうしても實施しなければならぬのが營業免許制であるが、これについて商組中央會では免許制を施行しなければならぬ理由として
 一、免許制を施行せず、これを自由に放任した場合たとひ商業者が進んで時局の犠牲になるも、その後新規開業者が續出し、あるひは他の團體の配給分野進出の懸念が多分にあり、配給機構の完全なる整備をなす能はざること
 一、更に免許制施行に際して將來優先的に現業への復歸を容認する措置をとるならば、企業合同、職業轉換を助成し、配給機構の整備確立に資すること大なること

の二點を擧げてゐる。
 元來營業免許制については事變前にはその實施については賛否相半ばしてゐたが、中小商業の人口過剩が經濟再編成の途上において大きな弊害となることが明かとなつて來てから、その緊要性は動かすことが出来なくなつて來た。政府では昭和十五年の第七十六議會にこれが實施の法律案の提出を準備したが、これは産業團體令などと共に提出を見ずに了つた。その後國內情勢は益々その實施を要請して來たので、改正總動員法第十六條の三に基いて「商工業の許可に關する勅令」の制定について準備を進めた。その要旨は次の如きものである。

一、主務大臣の指定する商工業を新に營まんとする者は主務大臣の許可を要すること
 (具體的許可事務は地方長官に一任する豫定)
 一、事業の新設擴張設備の譲渡についても主務大臣の許可を要すること
 一、現に營業を行ふ者、または相續により營業を繼承せんとする者は届出により原則として許可を受けたものと看做す
 一、營業の許可を受けたものが消費者や同業者の正當な利益を害し、または法令に違反する時は主務大臣は營業の停止、制

限または許可の取消しをなし得ること
 一、許可を受けた者が正當の事由なくしてその營業を開始せず、または一定期間休業したる時は主務大臣は許可の取消しをなし得ること
 一、差當り飲食店、貿易業者は除外し行商人や露天商は必要ある場合にのみ適用を受ける

中小工業企業整備

大都市のみに局限せられることなく廣く中小都市並に隣接町村にも適用せられたく、なほ免許は實情に即し圓滑公平ならしむるためこれが關係事務を多年業者の指導機關として活動し、地方の實情に通曉せる商工會議所に委任し且つ許否に關する意見の副申権を附與せられんことを要望す

これに對し商業組合中央會でも「營業免許制要綱」を發表、當局に建議するところがあつたが、大體商工省案に近く、たゞ次のやうな點にその特色がある。
 一、免許は業者對消費者の分布狀態、その他の客觀的條件のほか、年齢、資産、經驗、技能、教育、健康など主觀的條件を考慮してこれをなすこと
 一、時局の要請により個人經營を合同經營に移し、または轉廢業をなしたるもの、將來原業に復歸せんとする者に對しては優先的に免許を與ふる途を拓くこと
 また日本商工會議所では、十月六日營業免許制の運用について左の如き建議を決定した。

中小工業企業合同の進捗狀態は、十六年二月商工省振興部より衆議院國民更生金庫法委員會に提出された資料によれば、
 二月十六日現在における事業設備費の補助申請をなしたる有限會社による企業合同總數二〇〇件、各道府縣廳より設立認可の報告ありたる工業小組合設立件數六四〇件、同じく商業小組合設立件數一二件、以上合計八五二件。然して道府縣別にみた主なる合同狀況は、有限會社において大阪府の二三件を筆頭に長野縣二一件、岐阜縣一七件、北海道一四件、新潟縣一二件、大分縣一〇件、東京、兵庫、廣島の各九件の順になつてをり、一方工業小組合においては長野縣九九件、岐阜縣八五件を筆頭に静岡縣二二件、愛知、群馬各二一件、東京、大阪各二〇件となり、商業小組合設立件數一二件の内譯は大分縣七件、富山縣四件、岡

山縣一件である。
 以上の如く有限會社及び小組合により企業合同は八五二件といふ微々たる數に止つてゐたのである。
 然るに十六年下半期より企業合同は急速に促進されることとなつた。前出の左近司商相談にも「從來の實績主義だとか、總花主義だとかの考へ方を一擲して、能率主義、重點主義といふか、すべて現有設備、材料の合理的活用を圖らねばならぬ云々」とあるやうに、確固とした方針の下に、生産力擴充に向つて企業整備が進められることとなつた。こゝに新しい意味の産業合理化が提唱され、先づ産業機構の再編成を以つて緊急事となし、縦に業種別の整備再編を進めるとともに、横にはわが國特有の中小企業の整理統合と關聯して大企業の調整が企圖されるに至つた。その編成について左近司商相は「中小商工業には中小商工業自體の使命があり、その或部分は大企業を中心として再編成し、或部分は中小企業だけを組織化し得るものもあるわけであるが、何れも生産能率の増強と配給の合理化、圓滑化を目標として、急速に合理的再編成を進めしことを述べてゐる。美濃部洋次氏は統制會との關聯に於て次のやうに説明してゐる。

統制會に屬する當該産業を営む企業全体の、一の企業體と見て、與へられたる原料資材、勞力、資金をもつて、その全生産設備をいかに利用することによつて、その最高能率を發揮し得るかを考究しなければならぬ。従つて當然優秀企業への、操業の集中が考慮せらるべきである。しかし優秀企業なりや否やの認定標準としては、

- (1) 生産設備の優秀
- (2) 立地條件の優秀
- (3) 技術の優秀
- (4) 經營の優秀
- (5) 能率の優秀
- (6) 原料の消費量の僅少
- (7) 生産費の低廉等

等が擧げられるべきであり、これら基準として、優秀工場として認定せられる工場、事業場に對し、操業集中が企圖せらるべきである。これが方法としては、企業の合同および經營の合同が考へられるが、このためには企業の合併のみならず、經營の委任共同經營等の方法が採用せられなければならないものと考へる。しかしてこれらの方法を通じ、當該産業の整備確立を實行し、もつて綜合國力を最高度に發揮し得るの體制を整備することこそ、最も至難なるテーマであるとともに、統制會の最大目標であるのである。

企業合同は纖維業界において十五年政府の方針が明にされたのを先頭にして次第に合成樹脂、硝子、纖維品等の各業界に及び、わが

業界にも石鹼において問題が提出され、十月三日には商工省振興部より、石鹼工業整備要綱が指示された。

石鹼工業整備要綱

石鹼工業の整備を圖るに當りては其の重點を原材料、燃料又は電力及勞働力の有効利用を圖り以て人的物的資源の最高効率を發揮せしむると共に經營の合理化に依る石鹼工業高度化への發足點を劃すること、置き、日本石鹼工業組合聯合會傘下工場を中心として左記方策に依り之を實施せんとす

方策

- 一、整備の範圍に付て
 - (一) 化粧石鹼
 - (二) 洗濯石鹼
 - (三) 粉末石鹼(粒、鱗狀石鹼を含む)
 - (四) 工業用石鹼(農薬用石鹼を含む)
 - (五) 油落石鹼(固型、練狀石鹼を含む)
 - (六) 加里石鹼
- 二、資材の配給に付て
 - (イ) 製品の所要生産高に見合せて各種原料料總量を規正すると共に之が配給に當りて

下に企業整備委員會をして之をなさしむること

- (ロ) 限界單位に達せざるものは限界單位に達せるものを中心として従來製造し來れる品種に付企業をなすべきこと、但し次の場合に該當するときは企業整備委員會よりの申請に依り商工大臣の認可を受けしめて特別の取扱をなすを得
- (一) 地域的事情又は其の他の事情に依り合同せざるを國家的に利なりと認められたる場合
- (二) 生産実績は多少限界單位に達せざるも生産能力大にして且設備技術共に優秀なる爲之を中心として企業合同をなすべきことと特に必要なりと認められたる場合
- (ハ) 石鹼に付多角經營を爲すものにして其の品種の一部、又は全部に付限界單位に達せざるものは、其の現行原材料割當実績を限界單位に達せざる品種に加算することに依り當該品種の生産を廢止するか、又は限界單位に達せざる品種中、主たるものに加算することに依り適當に品種を整理して限界單位に達せしむるを得るの外は當該品種又は之を整理せるものに付限界單位に達せるものを中心として企業合同をなすべき

は製品の種類別に適正なる限界經營單位(以下限界單位と稱す)を定め之に達せざるものには配給を爲さざるものとなすこと、限界單位としては昭和十四年度の生産実績に依り現在當該生産能力あるものは之を左の如く定む

- (一) 化粧石鹼 年産六百噸以上
- (二) 洗濯石鹼 年産千噸以上
- (三) 粉末石鹼 年産三百噸以上
- (四) 工業用石鹼 年産六百噸以上
- (五) 油落石鹼 年産五百噸以上
- (六) 加里石鹼 年産五百噸以上
- (ロ) 昭和十六年十一月三十日以後に於て原材料の配給を受くるものと雖も不正の行爲ありたる場合、又は正當の理由なくして通常豫想さるべき生産実績を示さざる場合等に於ては之に對する原材料の配給をなさざることを得るものとなすこと
- (ハ) 原材料配給の必要上昭和十六年十一月三十日以後に於ては石鹼の品種別生産額及品種の變更をなしたる場合には直に其の旨商工省に申告あるべきこと

三、整備の實施に付て

(イ) 中心企業の具體的指定其他企業合同の實施に付ては商工省並に地方廳の指導の

産業合理化實施のためには、弱少企業において、多かれ少なかれ犠牲者を生ずべきことは、資材、勞力、資金において、限定せられたる現狀にあつて、當然豫想し得るべきことであり、従つてこの整備確立を實施せんと欲せば、必ずやこの犠牲者に對する處理についての、何等かの對策を有しななければならぬ。

- こと
- (ニ) 合同體の組織は商法上の會社又は有限會社とし、其の何れとなすも現行原材料割當実績を既存設備中最優秀のものに集中して當該設備の全能力を發揮せしむる如く措置し新規設備は成可く之を避くべきこと、尙右に於ける優秀設備及之に關聯して必要なる一切の設備は必ず合同體の所有に係らしむべきこと、但し一時的過渡的には賃借に係らしむるを妨げず
- (ホ) 企業合同の手續は昭和十六年十一月三十日迄に之を完了し同日迄に其の旨商工省に申告あるべきこと
- (ヘ) 企業整備の實施に依りて生ずべき餘剰勞働力は成可く軍需關係産業に向はしむること、此の場合完全に他に轉業する者に對しては共助の途を講ぜしむるものとなすこと
- (ト) 企業整備の實施に依りて生ずることあるべき遊休設備は將來の増産に備ふるものを除き之を國民更生金庫又は同業者或は其の他の施設に依りて處分せしむるものとなすこと

轉失業對策

この對策として考へらるるところのものは、(1) 自己負擔 (2) 同種産業門における共助 (3) 國家負擔の三つである。しかし(1)の自己負擔は、むしろ對策として特に提起する能はざるものであつて、まづ第一の手段として、考慮せらるべきものは、同種産業内の共助の方法であると思ふ。この共助制については、臨時經濟對策として英、獨ともに採用せるところのものであつて、その具體的方法としては、例へば企業に對し一應一定比率をもつて生産の割當をなし、その操業に當つては、非優秀企業に對する割當分を優秀企業に對し委託せしめ、優秀企業の現在の割當規程による生産費、すなはち實費を支拂はしむることとするのである。

その結果は優秀企業はその設備を全運轉し得るため、生産費においてもこれを低下し得ることによつて利益を得るとともに非優秀企業もまた適正なる利潤の獲得は、これを確得し得るのである。しかも當該産業

全體として見るときは、資材、勞力、動力その他において著しき節減をなし得ることとなる。

また優秀企業に對し操業を集中するとともに、操業を集中せられたる企業の利潤中より、一定額を分擔金として統制會に納付せしめ、これをもつて未動設備、遊休設備を維持する方法も、また一つの考慮せらるべき方法であらう。しかし統制會はこの意味において、會員に對し分擔金を課することを得る規定を設けてゐるのである。現在わが國における未動設備および遊休設備の總額は、興銀の調査によれば、約百億圓にも及ぶといはれてゐる。しかしこの經濟界に及ぼす重壓は、金融の逼迫その他各種の問題を起してゐる。従つて經濟界をすみやかにこの負擔から解放することが、現下の急務である。この方法として、同一産業の連帶による方法が考慮せられるけれども、産業の種類によつては、とうてい同業のみをもつてしては、その負擔にたへ得ないものも少くないものと考へる。従つてかかる場合においては、國家すなはち全産業の連帶において、これが負擔を考慮しなければならぬ。

この點については、すでに先般閣議において決定せられたる「財政金融改革要綱」においても明記せられたるところであるけれども、各統制會よりそれ／＼一定の納付

金を徴し、これを基金として、これら遊休設備の處理を考慮することも、一つの方法として考慮せらるべきものと思ふ。

これは統制會の運用に關聯して、その企業整備の結果生ずる犠牲者の對策について美濃部洋次氏の述べたものであるが、こゝで第一部洋次氏の述べたものであるが、こゝで第一部に同種産業内の共助、第二に國家の負擔が擧げられてゐる。

中小商工業者の轉失業對策は昭和十五年十月二十二日の閣議において三機關、即ち

- 國民職業指導所
- 國民勤勞訓練所
- 國民更生金庫

の設置が決定され、國民更生金庫は十六年七月正式設立を見たのであるが、その轉業の進捗状況は現實問題として、米穀商の場合の如く外部的壓力の加はつた業種か、豆腐商洋服商の如く工業的色彩の濃い特殊な商業者にのみ限られ、一般商業者に關しては官民とも轉業の不可避性だけは感じてゐるものゝ、次に擧げるやうな原因によつていま一步といふところで逡巡してゐたといふのが十六年上半期における實狀であつたといへやう。

一、今後の民需用物資、勞働力のさらに逼迫すべきは當然としても、その限度に

對して確たる見透しがつかぬため、その減少の度合いにかんよつては、かならずしも轉業しないで済むのではないかと希望の觀測も行はれ、先に轉業したものが轉業せずに残つたものより非常に不利なる立場に立ちほしむかとの不安感の存したこと

一、轉失業對策の内、その資産評價處分などに關しては、轉業者資産評價委員會、國民更生金庫などの措置が確實に講ぜられてゐるが、具體的な業者自身の轉業先については、確たる指示が行はれ難く職業指導所のこときは、單に自由勞働市場を對象とする個人紹介にすぎず、過剩勞務の計画的な配分機構の確立をみてゐなかつたこと

一、合同後の企業體の收支が、工業者の場合のごとくに具體的明確に算出豫定し得ず、合同完了後においてはたして従前に比し利益、能率が向上するかどうかについて多大の疑問をもつて臨んでゐること
十六年二月における商工省調査によれば、七・七禁令に基く失業者は十五年十二月末日現在で業主にして千八百名（たゞし岩手、東京、岐阜、長野の四府縣を除く）を數へ、また事變關係による失業狀況は十五年九月末現在で失業のおそれあるものをも含めて十萬八千六百餘名と推計されてゐる。この後者の

數字は各地方廳の調査を中央集計したものであるが、この調査に當つた各地方廳の失業者に對する認定の基準は區々であつて、この如何によつてはこの數字には更に著しい變動を見るであらうと思はれる。その後九月に至つてやうやく商工省では國民更生金庫における取扱ひ上の必要もあつて、左の如く轉廢業者の範圍を決定するに至つたのである。

轉廢業者の範圍（昭和十六年九月）
大藏省商工省通牒

一、國民更生金庫において資産の引受をなすことを得べき轉廢業者の範圍は左の通りとす
（一）從來の營業を全く廢止し他の業務若しくは職業に従事しまたは失業の状態に在る者（全面的轉廢業）
（二）相當長期に亘り休業を餘儀なくせられしかも再開の見込立ち難く轉廢業と同様の事情に在る者（休業）
（三）業務縮小の結果既往一箇年の純益額（國民更生金庫引受資産等の評價方法基準第一總則第三號第二項の輸出方法による、以下同じ）即ち自家勞力に對する報酬をも加算差引いた場合）又は今後一箇年の純益見込額が昭和十二年以降における各年純益額の中最高のものの三分の一以下となり轉廢業と同様の事情に在る者（業務縮小）

（四）同業者が組合（小組を含む以下同じ）の共同施設を中心としてその企業を整理統合し之に依り物資の配給量の減少等の事態に對處し或は生産、配給等の機構の整備を圖る場合において左の何れかに該當する者
（イ）従前の營業を全く廢止して組合の従業員となる者（ロ）自己の設備により自己の計算においてなす營業を全く停止し且今後自己の設備により自己の計算において再び營業を開始することを全く豫想せられざる者（ハ）手持設備を保持し共同作業をなすものにして自己の設備による單獨作業（例小組合）は全くこれを廢止するもの

（五）同業者が會社を組織してその企業を整理統合しこれにより物資の配給量の減少等の事態に對處し或は生産、配給等の機構の整備を圖る場合において左の何れかに該當する者
（イ）會社の設立に當り從來の營業を全く廢止して會社の従業員となる者（ロ）會社の設立に當り出資者としてこれに参加し、自己の設備により自己の計畫においてなす營業を廢止し、且今後再び開業することを全く豫想せられざる者、但し設立後の會社の株式の過半を所有する等事實上個人企業の業種に等しき地位に在る者を除く

二、法人については前號に準ずるものとす
三、兼業者がその業務の一部門を廢止する場

合は原則として業務を縮小したるものと看做し、その業者の業務全體につき第一號（三）の規定を準用するものとす、但し特定の業種に關し、一般的に業者の整理統合が實施せられたる結果兼業者（米屋）がその業務中當該業種に屬する部門を廢止する場合に在りては、當該部門を獨立したる一營業と看做し前各號の規定を準用することを得るものとす
四、前各號の場合を通じ轉廢業者の範圍は原則として昭和十五年十月二十二日「中小商工業に對する對策」閣議決定以後において前各號の一に該當するに至りたる者に限るものとす

この轉廢業者に對する對策は前に掲げたやうに自己負擔の場合を除き（一）同種産業内における共助制と、（二）國家による施設とを擧げることが出来るのであるが、まづ第一にこの二つの間の關係について、政府は次のやうに基本方針を決定した。

共助の範圍（昭和十六年九月）
大藏省商工省通牒

一、轉廢業者の業務整理に當りては地方長官の指導幹旋の下に先づ同業者團體、合同企業、存続企業等をして相互共助の精神に則り可及的轉廢業者に對する援助施設を行はしむるものとす

二、特に左の何れかに該当する場合において、地方長官において同業者團體、合同企業、存続企業等をして轉廢業者に對し、いはゆる配給權實績權又は營業權の代償として相當の給附を爲さしむると共に、國民更生金庫の資産引受價額は右共助の程度、當該轉廢業者の資産、負債及収入の状況等を考慮し適宜斟酌減額してこれを決定するものとす

(イ) 轉廢業者のいはゆる配給權、實績權等を特定の同業者團體、合同企業等に於て承継したるとき

(ロ) 右の外同業者團體、合同企業、存続企業等において轉廢業者の營業の全部または一部を承継しこれがためその純益が著しく増加すべきものと認めらるるとき(米屋) または是等團體若くは企業において轉廢業者の營業の廢止の影響に因り、その純益が著るしく増加すべきものと認めらるるとき

三、前號の斟酌減額は國民更生金庫の資産引受價額の評價方針において所謂配給權、實績權又は營業權等の存在を考慮に加へられる關係上これを爲すものなるを以て、斟酌減額の程度は右に相應したる範圍内にこれを止むるものとし、なほ共助の額が比較的少額なるときはこれを爲さざることを得るものとす

同業内の共助制の實施に當つて第一に考慮されることは組合組織であつて、商業組合、

工業組合の機能を活用してゆくことであるが、その前提として考へられることは組合の統制機能を強行するとともに、その對策委員會を設けることである。例へば東京府では商業組合中央會との共同通牒により所管の商業組合に對して、經濟違反に關する組合制定規定を設定すること、轉廢業者對策委員會を設置することを指示し、定款を變更せしむるとともに、商業再編成を促進せしめるために商業報國會の結成を促した。また統制會の下部組織として統制組合の組織が決定されるとともに、商工省では商業、工業兩組合法の根本的改正により商工組合法を一本建とし、強制加入による組合組織を以て統制強化對策とすべく、第七十七議會へ提出が豫定されてゐる。

國家の負擔による施設としては、先に挙げた三機關があるが、この中更生金庫は財團法人組織によるものが十五年末應急直に設立され、その後議會を通過した國民更生金庫法が三月公布され(附則法令)、それによつて七月正式設立を見た。それが活動は轉廢業者對策方針の不徹底であつた、め見るべきものがなかつたが、對策の決定、實施の進捗とともに次第に多忙を増しつゝある。

また大政翼賛會では九月中小企業の對策參

考案を決定して政府に上申したことは既述したが、それに伴ふ更生委員會について次のやうな案を決定してゐる。

更生委員會設立案

目的 日本經濟の臨戰態勢に即應せしむるため中小企業の整理統合と共に職業轉換の積極的指導を圖ること

事業 一、中小企業部門の實情調査及び通報

二、中小企業の整理統合の勸奨三、營業免許制度の運営四、轉廢業者補償制度の確立(經濟的並に社會的措置)五、適限的經營規模の確立と實現六、補償金の査定及び交付七、その他目的達成に必要な事項

權限 一、行政權の一部代行(適限的經營規模の審査權、營業免許審査權、補償資金調達に關する權限その他) 二、行政廳の諮問に對する答申

組織 一、中小企業中央更生委員會△各府縣に於ける中小企業更生委員會を統轄し、政府と協力して中小企業再編成の中核的指導機關となる△地區内の中小企業更生委員會業者の組合聯合會又は全國的團體及び關係各種經濟團體、學識經驗ある者、商工省農林省その他の關係官を以て構成す。

二、中小企業地方更生委員會 △府縣を以て地區とす▽地方行政廳と協力し關係企業の整理統合、轉廢業者の補償等に關する企畫、執行及び指導監督に當る△地區内の中

小企業者、同業者の組合、地方聯合會又は團體及び關係各種經濟團體、學識經驗ある者、地方廳その他關係官を以てこれを構成す。

三、轉廢業者補償委員會△業種別別に設く△地區内の指定組合又は團體及び關係經濟團體、地方中小企業更生委員會、學識經驗ある者、地方廳その他の關係官を以て構成す△事業一、整理統合を爲すべき企業財産の評價査定二、整理統合を爲す者に對し貸付すべき金額の査定三、轉廢業者に對する交付金の査定

六月十三日の閣議において金光厚相は中小商工業者轉廢業者對策の施設状況を次のやうに報告してゐる。

轉廢業者問題は十五年度以來重大國策の一となつてゐる。政府は經營困難の中小商工業者を努めて維持育成する方法を講じて來た。これは確かに政策に人情味を盛つたものであるが、今日においてはむしろ根本的な救済策を講じた方が本人の將來のためにもなるので、維持育成には自ら限度があることを考慮して、轉廢業者の出來る人々には府縣當局と緊密な連絡をとつて萬全を期してゐる次第で、その施設は次のやうなものがある。

一、今春來四十一府縣に職業轉換協議會を設置、地方長官を會長に民間有力者が八〇

パーセント程度委員に参加して種々轉廢業者對策につくしてゐる。

一、職業指導員二千四百名が職業における方面委員の仕事をしてゐる。

一、職業指導所は既設百八箇所に新設六十五箇所を加へて合計百七十三箇所、年に二萬七千人位の指導を行ひ、旋盤工、製圖工等を養成してゐるが、入所希望者は常に定員の三倍強に上つてゐるから、これは擴大する必要がある。なほ入所者に對しては一日五十錢宛を支給してゐる。

一、國民職業指導所は三百七十五箇所あり轉廢業者の取扱数は一月から三月までに三萬二千人を算へてゐる。なほ週のうち二三日營業を其他の日は工場に働くといふ、いはゆる「半轉業」斡旋をも行つてゐるが、神奈川の如きはこれが五百人近くに上つてゐる。

一、國民勤勞訓練所は東京、奈良に目下建設中で、今秋十月には開所し、一度に一千名宛を收容、一箇月間猛訓練を行ふが、それまでの暫定措置として各府縣に委託訓練を去る二月より行つてゐる、その七十四パーセントは就職済みである。

一、内職を主眼とする授産施設については既設二萬人分に新たに三萬人分を擴大して都合五萬人分を斡旋し得る仕組となつてゐる。

この中にある所謂「半轉業」制が業者自身

によつて率先して實踐に移されつゝあることは注目に値する。

半轉業

この半轉業といふのは、純然たる轉廢業者ではなく、従来の商賣を続けながら今までの營業を週のうち三四日行ひ、その他の日は工場に出で働くといふもので、このやり方は祖先傳來の家業を棄てかゝる氣持の強い商人氣質には最もびつたりする一種の轉廢業者對策である。つまり商品或ひは原材料不足のために半休業状態にある業者が、従来の業種を繼續しつゝ一方その休閒勞力を勞力不足で悩む他の産業へ組織的に活用する制度で、隔日乃至半日工場に就業することによつて次第に工場勞働に對する認識と興味も深まり、つひには完全轉廢業に至らしめるところにも狙ひがある。この方法は一見甚だ迂遠の感があるが、勞務の需給逼迫状態、轉廢業者の現況などを顧ればこの價値は極めて高いものがあり、大政翼賛會でもこの問題を積極的採り上げ、全國的普及を目指して働きかけた。

この運動はその集團的に勤勞を行ふ點とその基本理念として勤勞報國の精神によつて指

導される點からして、勤勞報國運動と名づけられ、従来の「勤勞奉仕」に比して、更に勤勞報國の念を高度化し、團體の責任において長期の勤勞に従事し、實質的に生産力擴充の新職域に進出し、技術知識を習得して緊急の際には専門業者に代位し得る能力を養成するなど、積極的な意義を持つてゐる。政府では九月十一日の總動員審議會にこれが勅令案たる「國民勤勞報國隊に關する勅令案要綱」を提出可決されたが、それは次の如きものである。

國民勤勞報國隊勅令案要綱

第一 本綱による帝國臣民の勤勞報國を目的とする協力は隊組織(以下國民勤勞報國隊と稱す)によりこれを行はしむること
前項の協力をなさしむべき業務は國、地方公共團體又は主務大臣若しくは地方長官の指定する者の行ふ命令を以て定むる總動員業務とすること
第二 國民勤勞報國隊に参加せしむべき者は帝國臣民にして年齢十四年以上四十年未満の男子及び十四年以上二十五年未満の女子(配偶者ある者を除く)とすること但し學校在學者に關しては参加せしむべき者の範圍に付命令を以て別段の規定を設けることを得ること

前項該當者以外の者は志願に依り國民勤勞報國隊に参加せしむることを得ること
第三 國民勤勞報國隊に参加し第一の業務に従事せしむる期間は特別の必要ある場合を除くの外一年に付三十日以内とする
第四 國民勤勞報國隊の協力を受けることとする者は主務大臣又は地方長官に之を申請すべきこと
第五 主務大臣又は地方長官第四の規定に依る申請ありたる場合に於て國民勤勞報國隊の協力の必要ありと認むるときは市町村長其の他の團體の長又は學校長に對し作業の種類、期間、場所、要人員數其の他必要なる事項を指定して國民勤勞報國隊の編成を命ずるものとすること
第六 第五の規定に依り國民勤勞報國隊の編成を命ぜられたる者は國民勤勞報國隊に参加すべき者を選定し其の旨を本人に通知すべきこと
前項の選定を爲すに當りては作業の種類、時期、期間等に應じて参加すべき者の年齢、職業、身體の状態、家庭の状況、希望等を斟酌すべきこと
第七 國民勤勞報國隊に参加したる者は其の指導者の指示に従ひ規律を重んじ國民勤勞報國の實を擧ぐることを期すべきこと
第八 國民勤勞報國隊の協力を要する經費は其の協力を受くる者之を負擔すること
第九 左の各號の一に該當する者は國民勤勞

報國隊に参加せしめざるものとする
一 陸海軍軍人にして現役中の者(未だ入營せざる者を除く)及び召集中の者(召集中の身分取扱を受くる者を含む)
二 陸海軍學生生徒(海軍豫備練習生及び豫備練習生を含む)
三 陸海軍軍屬
四 徴用せられたる者
五 現に軍事上必要な總動員業務に従事する者
六 法令に依り拘禁中の者
第十 左の各號の一に該當する者は志願に依る場合を除くの外國民勤勞報國隊に参加せしめざるものとする
一、第九第五號に掲げる者を除くの外現に主務大臣の指定する總動員業務に従事する者
二、その他主務大臣の指定する者
第十一 主務大臣または地方長官は國民勤勞報國隊の編成または運用に關し市町村長その他の團體の長若しくは學校長または國民勤勞報國隊の指揮者に對し必要なる命令をなし及びこれを監督すること
第十二 本制度は前各號に準じ各外地にもこれを實施すること

勞務動員の強化

事變以來勞務の統制については、多くの法

令によつて、使用、雇入、時間の制限、賃金の統制等がなされて來た。更に十五年末より十六年の上半期にかけては、

從業者移動防止令
勞務者募集規則
國民勞務手帳法、同施行令
國民職業能力申告令改正
國民職業能力申告令改正

などの實施によつて一層強化されて來たが、その下半期において勞務動員計畫の擴大とともに、その統制は著しく飛躍したのである。

「從業者移動防止令」は、先に時局産業の熟練工が不足のために工場における争奪戦が演ぜられることを防ぐ目的で「從業員雇入制限令」が發動されたが、更にこの制限外の移動が増加する傾向にあつたのでその範圍を擴大したもので、十五年十一月から實施された。その改正點は適用される從業者の範圍を擴げたことと、雇入を勧誘することを禁止されたこととである。適用者の範圍は、年齢満十四年から六十年までの男子で、厚生大臣の指定した事業(化學工業、衛生材料製品製造業、造船業、造船修繕業、船舶修繕業)を行ふ工場などで一ヶ月以上勞務者として雇はれたもの全部で、これまでは國民能力申告令によつて指定された旋盤工とか鑄物工とかに限られてゐた

ものが、新たに職工、電工、運送從業員といふ風に、職業の如何を問はず勞務者として指定されたものは、雇入れることが出来ないばかりでなく、それを勧誘しただけでも違反となることになつた。

「勞務者募集規則」は十五年十一月二十日より實施されたが、それによつて當時十人以上の勞務者を使用する工場商店等では勞務者を新聞廣告などによつて無断で公募出来ないことになつた。たゞ勞務者が働く工場なり商店なりに募集文を掲げて募集するのはよいのであるが、その他の場合は地方長官の許可をうけなければならぬ。しかしながら、實際問題として平和産業部面への募集は殆んど許可されない。

「國民勞務手帳法」は十六年三月公布、十月一日以後實施されたが、それは年齢十四年から六十年までの者で、物の製造、加工、洗淨包装などに従事する勞務者或ひは技術者はすべて國民勞務手帳を持たなければ從業出来ぬこととなつた。使用する方では從業者から提出された手帳を保管しておき、退職の際にこれを返還する。これには兵役關係、學歷、職業、職名、就業場所、給料、それに國民職業能力申告令に基づく技能程度などが記入され

從業を開始と停止の場合は、これを國民職業指導所へ提出して報告しなければならぬのである。九月三十日まで現に工場で就業してゐるものは、使用者を通じて手帳の交付を申請するのであるが、先に國民登録によつて職業能力申告手帳を持つてゐるものは、これがそのまま國民勞務手帳となる。この手帳法によつて約六百萬の從業者が適用され、勞務の統制を受けるとともに、從業者の動態が明らかになることとなつた。

八月二十九日の閣議は「昭和十六年度生産力擴充計畫」とともに「勞務緊急對策要綱」を決定した。これに關して鈴木企畫院總裁は左の如く語つてゐる。

現下の緊迫せる時局に對處する勞務緊急對策の要點は、刻下の勞務需給の状況に鑑み、この際國民の勤勞報國精神を昂揚し、速かに勤勞總動員態勢を整備強化するにある。よつて本日閣議において左記事項に關し政府の方針を決定し、これに基づき急速に具體的措施を講ずることとした云々
一、勤勞報國精神の昂揚 一、勞務配置の調整 一、職業轉換の促進 一、國民登録制度の擴充 一、勞務管理の刷新強化 一、勤勞奉仕の組織化 一、勞務者住宅の充足 一、民間團體の協力

次いで九月十二日には定例閣議において、「昭和十六年度勞務動員實施計畫要綱」を決

定。重要産業への勞務の重點的配置といふ從來の目標を強化するとともに、國民皆勞の臨戰態勢を達成するため、男女一般國民ならびに學生々徒を緊急の短期勞務に總動員しようとする目標を定めた。その具體的内容は明らかでないが、次に掲げた鈴木企畫院總裁談によつても明かなやうに中小商工業者の轉業對策とにらみ合せた調期的なものであることが伺ひ知れるのである。

昭和十六年度勞務動員については、物資動員ならびに生産擴充等に對應して各般の暫定的措置を講じて來たのであるが、國際情勢の推移に即應して、軍需の充足ならびに生産の増強を期するためには、勞務動員をその規模並びに程度において一層強化するの要があるため、政府はさきに勞務緊急對策を決定して、急速にこれを實施することとしたところ、すでに昭和十六年度の物資動員計畫、生産擴充計畫ならびに交通動員實施計畫等の決定を見たので、これら各種總動員計畫に照應して審議を遂げ、本日の開議において昭和十六年度勞務動員實施計畫の決定を見るに至つた次第である。本年度の勞務動員計畫設定に當り重點をおいた點は

- (一) 軍需産業、生産擴充計畫、運輸通信業および國防土木建築業に必要な要員の充足
- (二) 重要工場事業場への勞務の重點的配置
- (三) 勞務給與確保の

- 一、勞務の調整に關する勅令案
- 二、國民徵用令及び國民職業能力申告令中改正に關する勅令案
- 三、國民勤勞報國隊に關する勅令案(前掲)
- 四、重要事業場の勞務管理の監督に關する勅令案

第一の勞務調整勅令案は先に發令された青少年雇入制限令と從業者移動防止令とを一本建にし、その内容を整備強化したもので、第二は今後勞務の逼迫に對應して益々適用される徵用に備へ、總動員業務及び民間の管理工場のほか、新たに厚生大臣の指定する工場のために適用を認めることとし、一方被徵用者の本人又は家族に對して扶助制度を設けたことである。能力申告令の改正は從來男子のみを對象としてゐたのを女子にも適用して一朝有事の際に役立てようとするもので、今回の改正によつて技能登録と平行して一般登録制度が設けられ、これには十六歳から四十歳までの男子、十六歳から二十六歳までの女子が登録されることとなつた。第四の勞務管理の監督は勞務管理の適正を目指して勞務監督官制度を設け、これによつて從來の一律的な取締行政を是正しようとするものである。

大々國民勤勞總動員態勢の確立 (四) 女子の勤勞動員の擴充強化
等の諸點であつて、かくのごとき方策を圓滑迅速に實施するためには、從來の制度や行政手段のみでは目的を達することは困難であるため、勞務緊急對策の方針に基いて、急速に法制の整備その他方策の具體化を圖ることとした。
従つて商工業従事者の職業轉換の如きも官民一體となつてこれが促進を圖る必要がある現在の時局下においては、自己の自由を選択した職業にいそむることのみが眞の職域奉公ではなく、國民全般が一人の無業者もなく、國家の必要とする職場につき、その特質を發揮し、全能力を擧げることが國家總力發揮に絕對必要であるのである。なほ本年度計畫においては、短期の臨時要員について別に需給計畫を設定し農業、軍需産業、生産擴充産業、國防土木建築業、災害復舊事業等の臨時的季節的の勞務の要員については、學生生徒並に一般國民の勤勞奉仕の組織化を圖り、これが供給に充つることにした。これによつて當時要員のみをもつては充し得ざる時局下必要なる産業要員の充足に資するとともに、一般國民ならびに學生生徒の、勤勞報國態勢を確立した次第である。
これに先立つて十一日總動員審議會では次の四つの勞務關係の勅令案を可決した。

物價政策の推移

昭和十五年夏以來、經濟界に澎湃として起つて來た生産停滯の問題とからんで、物價政策は所謂「生産力擴充と低物價政策の矛盾」の問題として、十六年度前半期中の政治上の中心に立ち現はれて來た。物價は國民經濟の動向を綜合的に表現するものであるから、戰時經濟の各構成要素が複雑な様相を帯びるに従つて、價格形成の體系は絶えず新しい動搖と不安にさらされて來たのである。
以下その物價政策推移の跡を追つて見よう。

議會の物價論議

先づ第七十六議會において物價問題が登場し、華々しい論戰の中心となつた。小林商相星野令畫院總裁に對する質疑の中に、物價引上論が執拗に繰り返されたのである。

一月二十四日の豫算總會の席上櫻井兵五郎木暮武太夫兩氏と小林商相との間に交された問答は次の通りである。

櫻井氏 低物價政策と生産力擴充問題とは

矛盾しないか、政府の取つて居る補助金政策は再検討を要すると思ふ、物價政策にもつと弾力性をもちたせるべきではないか。
小林商相 政府としては櫻井氏の懸念されて居ることが起らぬやうに努力してゐる。物價は少しも釘づけにはしてゐない。生産擴充をやるためには値を上げて他に害のない品物をとつて物價を公定してゐるのである。生産も増加し物資も豊富になりつつある。世間は低物價政策を政府が堅持してゐるやうに思つてゐるが、この點を明かにしておきたい。
木暮氏 英米依存經濟から自給自足經濟に移つて行つた結果、物資増産の見地から從來の物價政策を再検討すべき時期となつてゐる。今後起つて來る生産費の昂騰を如何にかばいするか問題である。コスト高を企業家に負擔させる餘地は無く、補助金政策もインフレを助長させるのみである。勿論物價引上げは極めて慎重でなければならぬ。何等かの新しい方策を考慮すべきではないか。
小林商相 政府は低物價政策を堅持する方針は少しも變らぬ、唯低物價で釘づけにしてゐるのでなく、その時々種々の事情によ

つて上げたものもある。先に櫻井氏に對する答辯に誤解があつてはならぬからこゝで明かにしておきたい。私は物を増加する方法を併行してやること、今日低物價政策を維持する第一の條件であると思ふ。輸出品の材料となる物資を増加することが最も必要である。日滿支を一體とする石炭の増産計畫を實現して物資を豊富にし物價を構成する要素とした。これが出來れば低物價政策は維持出来る。私としては石炭と鐵の増産に全力を注いで居る。
超えて廿九日の同豫算總會では松村光三氏と小林商相との間に次の如き應答があつた。
松村氏 經濟新體制中價格は中庸生産費、適正利潤を以つて定めるといふが、價格によつて生産擴充が出來ないとなればどうする積りか。
小林商相 中庸生産費に適正利潤を加へて適正價格を考へるといふ時の中庸生産費は國家が必要とする數量を獲得するに足るもの、生産費であつて、この意味で減産は來さない。適正價格の決定と共に企業の合理化、技術の進歩によつて的確な價格が出て來るものと思ふ。
松村氏 減産になつた場合どうするか。
小林商相 さういふ場合はプール計算で原價の適正を期し又一方で補助金等で助成することゝ考慮する。
松村氏 石炭について例をみれば、業者の

七割以上は生産費を切つてゐる。日本石炭會社は少くとも三割の炭價値上をしなければ増産出来ないといつてゐる。銅についても輸入價格よりも非常に安いから引合はな

小林商相 私としては日本石炭株式會社と只今話合つてゐる最中である。事實石炭買取補助金の運用よろしきを得ること、又獎勵金助成金その他において生産業者にも適當に値をあげるべきものは値をあげ、必ずしも押へてゐるばかりではないと確信してゐる。しかし乍ら今日なほそれ以上の増産を必要とする時代であるから、更に助成金を考慮しプール計算の中でも努めて公平に價格の訂正をする必要のあるものは漸次その方向に向つて整理しつゝあると承知してゐる。

以上の如き「必ずしも低物價に釘づけない」といふ商相の見解に對し、二月十四日の衆議院豫算總會で星野企畫院總裁は西川貞一氏の質問に「今日最も大切なことは低物價政策をとることである」と言明したのである。

西川氏 價格の作用が經濟の本質とみるか星野總裁 いかなる形態となつても價格が經濟の基底となつてゐると思ふ。
西川氏 それでは價格と計畫經濟との關係はどうか。

が、今後ますます「公定價格規正の擴充を圖る必要がある」と考へる。同時に重要物資の増産、配給機構の整備改善、消費の規正等についても、更に適切な對策を講じ、物價政策の圓滑なる遂行を期する方針である。

と語り、また鈴木企畫院總裁も物價問題はまづ現下の經濟實情に照して検討を進めて成案を得たい。と物價修正について今後の施策をほのめかして注目を惹いた。

五月九日の閣議において政府は物價對策の基本方針を決定、事變勃發以來常に戰時經濟運営上の重大課題とし、また國民生活安定の基礎たる低物價維持の具體的方策を急速に、且つ責任を以て遂行することとなつた。その物價對策方針は主として物價對策機關の擴充整備を目的としてゐるものであつて、その一つは物價行政機關を統一的に綜合化することであり、他の一つは民間知識の參與に關し、米内内閣以來全く閉店休業の状態にあつた物價對策審議會を改組復活せしめたことである。

特にこの物價對策機構の整備に關しても注目すべき點は、従來ともすれば物價問題の困難性によつて、その對策の責任が物價對策審

星野總裁 今日目的は現下に對應する物資、事業の必要といふことであり、この直接關係あるものについて價格を考へてゆくのが原則である。

西川氏 然らばある時機が来れば價格を自然に放任するののか。
星野總裁 物價については生産消費の重要な鍵をなしてゐるものである。停止令を出したのはその循環をひき起す状態を断ち切るに必要からやつたもので、全く非常の措置であつた。種々缺點もあつたが國民に安定感を與へたことは事實である。今日最も大切なことは低物價政策をとることである。

西川氏 適正物價を決定する方法はどうか。
星野總裁 物價の値上りは投機心が出て來ると國民の間に不安が起ることになるので、抑制せねばならぬが、全體の釣合から順調に上つてゆくことはよい。しかし今日の様に物との不釣合が大きいときにはこれを自然の儘に値上りを放任するわけには行かないと思つてゐるのである。

綜合物價對策

議會を通じて物價政策改訂の大勢は決したかに見え、物價問題はやがて政治上の表面に立現はれるに至つた。四月二日小倉正恒氏の

議會と行政官廳に分離し、殆ど不明であるかの如き觀を呈した弱點を改め、物價對策に關する全責任を政府が擔當し、その責任の所在を明確ならしめたことである。従つて物價對策審議會は全く經濟界並に一般有識者の知識經驗を政府が聴取する機關とし、純然たる委員會化し、委員もまたかかる機關に適當なる人物を網羅することとなつた。

物審改組方針要旨

第一方 針 現在の物價對策に關し特に重要と認めらるゝは

- (イ) 生産、配給、消費、資金、勞力、運輸等各般に互る綜合的物價對策の樹立
 - (ロ) 物價對策の實施に關する各廳事務の綜合調整
 - (ハ) 物價對策の樹立及び實施に對する民間の知識經驗の活用並に民間各層の組織的なる協力
- の三點なり、しかして右(イ)及び(ロ)は當然政府機關の職責に屬するをもつて、これに關する政府の態度を積極化するとともに、民間の職能たる(ハ)に關する體制を整備し、兩々相俟つて、物價對策の強力完備なる遂行を期せんとす

無任所大臣親任、四日には小林商工大臣、星野企畫院總裁の退場、入替つて豊田海軍次官の商工大臣、鈴木陸軍中將の企畫院總裁の登場となつたのである。

新任西下の車中で小倉國務相は物價政策について、大要次のやうな談話を發表して注目を惹いた。

物價政策はインフレ回避のため低物價政策の堅持を絶対に必要とするが、この低物價政策維持のために價格の適正化が必要である。即ち國內狀勢の變化に適合して、商品別の均衡といふことを一つ一つの物資について考へなければならぬ。軍需が大部分を占めるものは、價格問題が直接國民生活に影響するところ少いから、増産獎勵のために利潤を大ならしめる必要があるとともに、米穀石炭の如き國民生活に影響のあるものは、補償政策をとるといふ政策も必要となつてくる。

豊田商工大臣も

物價政策に付いては今後とも低物價政策を基調とし、これを強力に遂行して行く方針で特に戰時經濟の基礎的重要資材並びに國民生活必需物資については、低物價政策を徹底して行く方針である。而して政府はこの方針の下に適正價格の形成を目的とする公定價格の設定に努めて參つたのである

第二要 領

- 一、政府機構の整備
 - (1) 綜合的物價對策の樹立及びこれが實施に關する各廳事務の綜合調整に當るべき企畫院の機構を強化充實す
 - (2) 企畫院主管部と各省主務部局との連絡を一層緊密化する
 - (3) 民間の知識經驗の活用
- 二、企畫院制度を活用し企畫院にける物價政策に關する調査立案に參畫せしむ
- (2) 必要に應じ物價關係委員を以つて事實上委員會を組織せしむ
- (3) 委員は各界層より適任者を選任す
- 三、民間指導者の協力組織
 - 大組織としては現在の物價對策審議會を改組してこれに充つ
- 第三 物審の改組
 - 一、審議會の權限は現行官制通りとす、但し政府の物價政策に對する民間指導者の協力組織體たらしむるが如く運用す
 - これがため政府の諮問事項は従來包括的なりしを改め具體的ならしむ
 - 二―五(略)

會長には近衛首相、副會長には小倉國務相鈴木企畫院總裁、委員には民間經濟界の有力者を網羅した。かくて改組物審によつて官廳側の意圖するところは次の諸點にあつた。

- (1) 公定物價の再検討 (2) 購買力と物

供給力の均衡(3) 潜在購買力の吸収
(4) 生産合理化による物資供給力の増強
(5) 補助金政策の検討

この物價審議會の改組に伴つて、商工省では價格形成中央委員會の機構を一部改革することになつた。

即ち、價格形成委員會は從來、纖維、燃料、金屬品、化學工業品、食料品、農林水産品、雜品の七部會、及び石炭特別部會の外、一般部會があり、一般部會では利潤、原價計算等に関する事項その他各部に共通する事項につき協議することになつてゐたが、今回物價審議會が全般的物價政策を取扱ふこととなつたので、一般部會を總務部會と改稱し、一般物價政策には觸れず、物資別各部會の共通事項のみを取扱ふことになつた。

九・一八廢止問題

昭和十四年秋以來商工省は、物價昂騰を阻止するために九・一八停止令を施行し、物價の基準を一應同年九月十八日に釘付し、應急的措置を施すと、爾來公定價格を織雜品、金屬品、化學工業品、食料品、燃料、雜品等の各主要品目につき個別的に設定して

來たのであつた。昭和十六年四月末日現在、價格形成中央委員會で設定された公定價格設定品目は四萬七千六百七點に達した。しかし公定價格と九・一八停止令との間には次のやうな矛盾を含んでゐる状態であつた。

一、九・一八停止令で物價が抑へられ、更に主要商品につき公定價格が設定されたが、公定價格は九・一八以後の物價基調全般の昂騰を反映して、九・一八當時の價格よりも高く制定され、一方、公定價格のない商品は九・一八の低價格で抑へられ、その間に矛盾を生じてゐる。
二、しかも九・一八以後に公定價格の設定された品目の間においても、總じて遅く公定されたもの程價格が高くなつてゐる。

この時に當り、五月二十九日全國經濟部長會議において、牧物價局長官は次の如くその物價對策方針を全面的に明かにし、九・一八價格の廢止を聲明して注目をされた。
一、九・一八停止價格は十六年十月をもつて廢止する、公定價格はさらに廣く、且速かに決定する
二、公定價格の設定については特別の理由なき限り、依然として九・一八の停止價格を最高基準とする

低物價と生産増強との調整に関する件
米價對策に関する件
鐵鋼價格に関する件
の三件が即ちそれである。

低物價と生産増強との調整に関する件
わが國現下の物價對策の根幹は低物價政策堅持の方針に基き

- 一、價格構成の基礎たる主要生活必需物資價格、基礎生産資材の價格動力運賃並に労働賃金に付現在の水準を嚴に確保すると共に進んで之が低下を圖り
 - 二、生産、配給の各部面に互り徹底せる合理化を行ふと共に重要物資の生産に付ては之を積極的に助成し以て生産の増強と生産費及び配給費の低下を圖り
 - 三、國民消費生活の合理化を促し消費規正を一層強化すると共に適正なる戰時生活の最低限を確保し
 - 四、購買力發生の根源を能ふ限り規制すると共に浮腫購買力を吸収し以て低物價と生産増強との調整を圖るに在り
- 以上の中生産の増強及生産費配給費の低下並に國民消費生活の合理化に關し差當り左記事項を實施せんとす
- 一、各種産業の經營を合理化し生産費の引下を圖ること
 - (一) 統一的なる原價計算制度を確立勵行す
 - (二) 高能企業を中心とする企業の整理統合

- 一、生産増充の遂行のため低物價政策地業論は成立しない
 - 二、軍需物資ならびに生活必需品は、生産を不可能に陥れざる點に主眼をおき、物價行政を行ふ
 - 三、他の物價に影響を及ぼすものは補助金政策による
 - 四、七・七禁令物資の強化説があるが、商工省ではその方針をまだ決定してゐない
 - 五、不急用品の販賣禁止は擴大する
 - 六、規格を強化し、規格外品の販賣禁止取締りを徹底せしめる
- これが新聞紙上に公表せられると、「九・一八停止價格は十月を以て廢止する」といふことは低物價政策の根本に關する問題であるだけに、各方面に與へた反響は大きく、企畫院ではその影響を重視して、左の如く物價局長の眞意を究明した。

一、物價局では殘された有効期間内に極力全面的に公定價格を決定して停止令を廢止する意向であると云ふが、事實問題として全物資の價格を公定することは不可能であり、廢止の結果一定商品の價格が暴騰した場合商工大臣がその商品名を指定し該商品の公定價格發表まで右商品の取引を禁止する方法もあると云ふが一旦騰貴した商品の價格を公定によつて暴騰前の價格にまで引下げることば技術的に

- を促進し各企業の技術、經營を我國最高水準に引上げ、これがため勞力、原材料等の重點的配給を行ふは固より發註廳においても十分なる協力を行ふ
 - (三) 各産業の未働設備及遊休設備の整理及活用を圖る此の場合企業相互の共助に依らしむるも必要に應じ政府に於て適當なる措置を講じ
 - (四) 技術者及勞務者或は工場、事業場の能率増進に對し特別賞與、表彰其の他積極的な獎勵施設を講ず
 - (五) 各企業に於ける原材料消費及動力使用の合理化、勞務管理の改善及冗費の節約を徹底し優良企業及其の經營者等に對し報償の途を考慮す
 - (六) 製品の規格統一及單純化の實施を徹底す
- 二、勞務管理を強化し勞務者の移動、賃金の昂騰を抑止すること
- (一) 勞務者移動の防止を徹底す
 - (二) 緊急産業部面に對する勞務の補給に萬全を期すると共に労働時間の制限に關し特例を認む
 - (三) 不急事業に對する勞務供給の阻止を一層強化す尙之に關聯し土木工事等は緊急捨て置き難きものを除くの外之を停止す
 - (四) 自由勞務者及日傭勞務者の賃金統制を強化す
 - (五) 賃金支拂形態の適正化を圖る

物價對策の確立

以上述べ來つた如く、物價政策の動搖は、七月獨ソ開戦による國際情勢の緊迫に對處して、第三次内閣の成立とともに、一應の結論に達したかの觀がある。八月十二日の改組物價審議會第二回總會に於て可決された

三、輸送力の増強を圖りかつその效率的運営に依りて輸送費の低下を圖ること
(一) 近海運賃は原價計算を基礎とする基準備船料に基き輸送力の確保を考慮し各物資別負擔力を勘案して定むる方針の下に之が適正化を圖る

(二) 遠洋運賃中輸入運賃は極力之が抑制を圖る
(三) 港湾荷役關係事業に於ける經營合理化及作業の能率化を徹底せしめ港湾荷役諸掛の低下を圖る
(四) 配給統制に即應する出荷の統制を行ひ其の計畫化を圖る
(五) 陸上小運送の能率向上を行ひ料金の抑制を圖る

四、配給機關の整理統合を行ひ配給の適正と配給費の引下を圖ること
(一) 整理統合の範圍は消費物資のみならず生産基礎資材の配給機關にも及ぼしむ
(二) 所謂賤り口錢制度は之を廢止する方針の下に適切な措置を講ず

五、生産の確保増強を緊要とする重要物資にして如上の合理化を行ふもなほ現行價格の据置が生産に支障を來すこと明なるものある場合においては左の措置を講ずること
(一) 當該物資の値上が一般物價に悪影響なきものに付ては適當なる範圍及方法に於て價格の是正を認む
(二) 其の他のものに付ては補助金の交付

其の他適當なる方法により之が採算を可能ならしめ價格の引上げを抑制す
以上の場合に於ては配給機構の整備を行ひ能ふ限りプールの標準價格を設定す
六、生活必需物資價格の低下を圖ること
(一) 販賣業者の口錢及配給幹旋機關の手數料を壓縮す
(二) 生産者及出荷機關の販賣價格を公定す

(三) 季節に依り價格の調整を行ふ
七、生活必需物資の消費規正を強化すると共に之が必要量の配給の確保を圖ること
(一) 消費者組織を強化し配給機關と消費者との連繫を合理化す
(二) 生活必需物資の重點配給を徹底す
(三) 不要不急品等の製造販賣の禁止範圍を擴張す

(四) 切符制採用範圍を擴張すると共に之が内容の改善を圖る
(五) 府縣間に於ける物資移動の制限に付て之を統制計畫化す
八、最高販賣價格の設定方法及之が勵行に付改善を行ふこと
(一) 最高販賣價格相互間の不均衡を是正する措置を講ず
(二) 最高販賣價格の範圍内に於て規格、品質等に照應せる價格を勵行せしむる措置を講ず

米價對策に関する件

現下内外の情勢に鑑み食糧の自給強化並に低物價水準確保のため政府は此際米穀生産者に對し奨励金を交付すると共に、政府の買入價格を引上ぐることにし他方消費者に對する販賣價格は現在の程度に之を据置かんとす

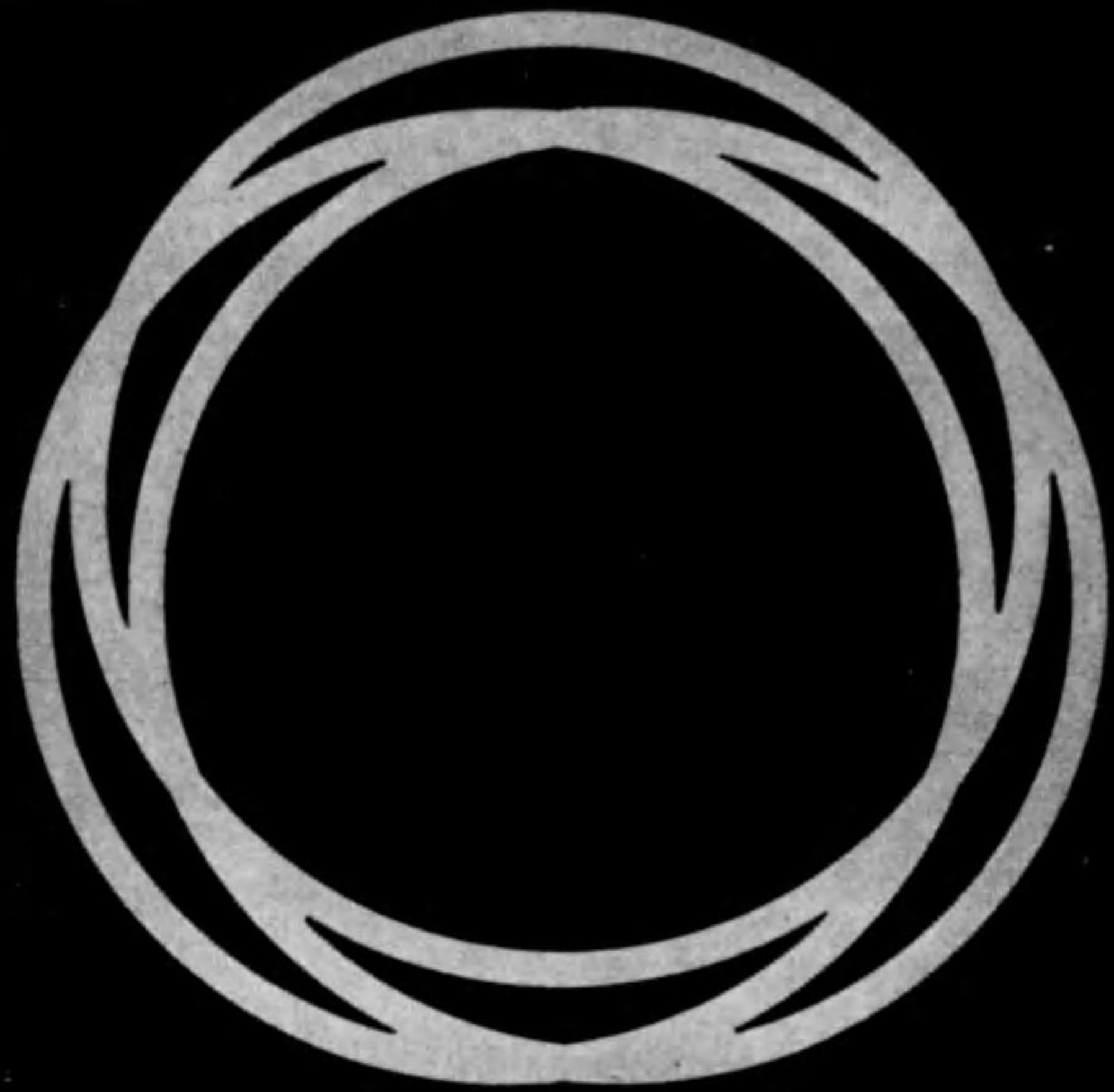
鐵鋼價格に関する件
現下の情勢に鑑み鐵鋼の急速増産を圖るの要いよ、緊切なるものある處これがために鐵鋼製造事業の採算より見て鐵鋼價格に關し特別の考慮をなすの要あり、然れども鐵鋼價格の引上げは一般物價に影響する所著大なるべきに鑑み政府はこの際各般の措置を講じ鐵鋼製造事業の採算を可能ならしむると共に鐵鋼價格は現在の程度に之を据置かんとす

昭和十五年夏以來、低物價政策と生産力増強との問題は永らく混迷を續けて來たのであるが、この「低物價と生産増強との調整策」では、まづ物價問題の根本を掘り下げて生産と物價とを一體緊密なるものとして、これが調整を企圖するとともに、價格の凸凹是正に當つては從來の如くに高價格のものゝ水準に他の低價格水準のものを引上げ接近させて調整するといふ考へ方を廢し、逆に高物價水準のものを他の低物價水準の價格の同位に引下げるといふ政府の低物價政策堅持の決意を明確にした點において注目される。これの綜合的方策としては、

純粹 椿製
すき油 びん附
井筒ポマード
イツツコスメチツク
イツツ養毛トニツク
井筒艶出し香油



本舖株式會社井筒屋商店
東京日本橋人形町



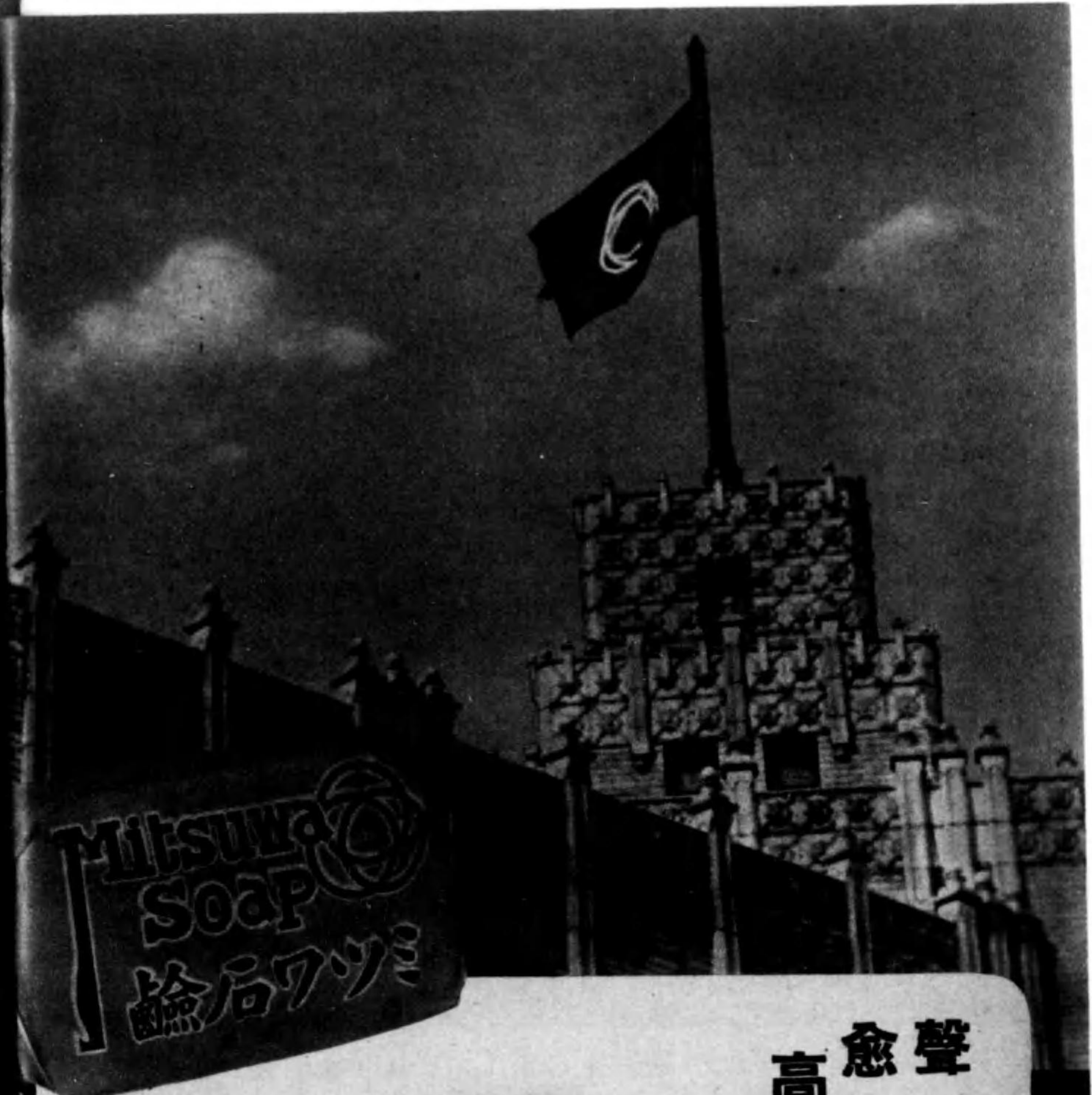
「絶大の信用」の表徴です！

此の商標は「最高の品質」と

主要製品	
石鹼	ミツワ石鹼
ミツワ	ミツワ・フレータシャンプー
薬劑品	ゼオラ薬用歯磨
	ミツワ肝油ドロップス
	ミツワ濃厚肝油
	ミツワビタミン肝油球
化粧品	ミツワ家庭薬
サワー固形白粉	サワー固形白粉
サワー固形白粉	サワー固形白粉
醸造品	ミツワブランデー
	ミツワ生葡萄酒
	ミツワ規那鐵葡萄酒
	ミツワ人參葡萄酒
化學品	アロート・7(輕金屬接合劑)
泡沫消火劑	泡沫消火劑
人造香料	人造香料
人造香料	人造香料

店商屋見丸 舗本鹼石ワツミ

○ 二 國 兩 橋本日 京 東



聲價
愈々
高し！

定價 廿五錢

ゼオライト
新基礎劑の偉力に依り
むし歯と齒槽膿漏を同
時に防ぎ、咀嚼力を倍
加する劃期的な齒磨！

ゼオラ 齧齒磨

最高の原料と完璧の工
程に依り、依然石鹼界
の王座を占む！一箇一
箇に良心を籠めた製品

○ ミツワ石鹼

定價 一〇錢

店商屋見丸 舗本鹼石ワツミ

○ 二 國 兩 橋本日 京 東

MARUZEN MARUZEN MARUZEN MARUZEN MARUZEN MARUZEN
 MARUZEN MARUZEN MARUZEN MARUZEN MARUZEN MARUZEN
 アテナ自動研安全剃刀器具
 アテナ替刃
 香水ゴヤ
 メロールローション
 丸善モルサップ
 丸善ベークラム
 アテナ歯刷子
 丸善藥齒磨



發賣元・東京日本橋
 丸善商事株式會社

ゆ

お風呂に入る時、さつぱり汗や汚れを去るばかりでなく、色黒ニキビ顔もめさく、色白な健康肌にするレオンの科學的効果を是非お試しください

ムーリク顔洗ンオレ

(品外部藥賣) 錢八十七圓一〇・會商ンオレ 社會式株・田神東京・舖本

ナビル化粧料

久しい経験 新しき研究

自信を以てつてお奨め出来る製品です。



發賣元
鈴木福次郎商店

東京市日本橋區鬘町二ノ五
電話場(66)三六七三番 振替東京三二五番

日本の誇る代表的
化粧品遂に完成!

研究なされるお店にだけ

しか解つて戴けますまい

この品質と匂ひや感觸は

化粧品製造の有名な先生が

お創りになつた品なんです

東京市豊島区千川一ノ十四

ピオネ特殊化粧品本舗

ピオネ



香料

石 鹼・化粧品
製薬用・食料品

人造並天然香料
有限會社 宮坂商店

東京市日本橋區本町三丁目
電話日本橋 (24) 二七五番
二七六番

ローレル化粧品料

素晴らしい
化學の精果
撓ゆまぬ
努力を拂ふ
良心的製品



國産の粹

ブライジヤン化粧品

ローレル化粧品料 本舖
太田榮治郎商店 株式會社
東京市淺草區柳橋二ノ一
大阪市東區淡路町二ノ五



朝日堂株式会社

化粧品と石鹼
 マイスキン栄養クリーム
 マーセラソ化粧料
 ピカソ化粧料
 本舗

本社 大阪市東區南久寶寺町四
 出張所 東京市小石川區西江戸川町三一
 工場 阪急沿線 豐中市刀根山
 工場 阪神沿線 濱甲子園



クキクヨ番一

金鳥渦巻の香

名譽第一日本一品!

効力、火井、特許製成品ゆゑ、絶對他の追隨を許さず

品妹姉大の香鳥金

殺虫剤	強力キンチョール
國産の	
家庭薬	ペルメル

社會式株菊蟲除本日大

大阪工場 長崎工場 高崎工場 所務出 店安

2602

の代表品

標商錄登

化粧用雜貨	■楠公印靴クリーム	■ピクトリー靴クリーム	サイレン歯ブラシ	ピクトリー歯ブラシ	カプト印歯ブラシ	齒ブラシ各種
-------	-----------	-------------	----------	-----------	----------	--------

一目丁二町喰馬區橋本市京東

鳥飼商店

資合社

番四三七二二京東替振 番八九五二の花浪話電

ふ匂く高品香
品名の堂官孔



舖本

堂官孔

目丁二上江老海區川淀西市阪大 店本
地番五目丁二町橋區橋京 所張出京東
番二六〇五(56)橋京話電

モマスニオキル

専賣特許

ニッサン
洗剤

泡立ちよくて
もちのよい

ニッサン
化粧石鹼

日本油脂株式会社

産額東洋一

化粧石鹼
洗濯石鹼
洗剤

油脂工業

ミール(当社魚粉登録名)
有機肥料として稲麥
果樹、桑園、蔬菜に最適
魚油、魚粕、飼料、餌料

水産工業

ニツサンペイント
ニツサンラッカー
高田船底塗料
タセト電気熔接棒

塗料工業

膠筒ダイナマイト
明安ダイナマイト
明安爆薬
無煙火薬
導火線

火薬工業

アルソ製品
團造用アルソ大豆
アルソ完全配合飼料
大豆油、レンチン
カゼイン、豆 雪

農林工業

航空用
高級潤滑油
軽油、ガソリン
脂 肪 酸

油化工業

ステープルファイバー
蛋白質纖維
其他纖維類

纖維工業

資本金 六千七百萬圓

日本油脂株式会社
東京・芝・田村町・日産館

強い洗滌力と
豊富な栄養
分と更にニキビ
シミ、ソバカス
などに適切な薬
効を現し健全な
素肌美を創る！

合配ニイパバ

顔洗用薬 **ニミス**
ムリク



舗本料粧化一ミス
社 圭 三
九二二町原向區墨目市京東
番〇六七七 原花 話電



株式會社 花生堂取扱品目

(イロハ順)

井筒養髮料	トイホー洗クリーム	月の友化粧料	マーナベニール化粧料	ミステック化粧品
イースト整髮料	千代花香油	ライオン齒磨	マイヤーボマード	ミツワ石鹼
ロダン化粧品	リールガル化粧品	ライオン齒刷子	フレックル化粧品	ミツワ家庭藥
ハトムギ洗粉	リリス化粧品	ラ・ルーナ美爪料	フレックルベース	みづほ家庭染料
ハニローション	ルーフ化粧品	ランラン油粧品	國產カツビー	御園石鹼
パバヤ洗粉	オシドリ香油	ウテナ化粧料	エキセリン	仁丹齒磨
パバイロン	大島椿	ノビルスキン	テクノクリーム	ジユジユクリーム
バラデント	ワカミツ	クリソン化粧品	アモレ化粧品	ジヨアン化粧品
パリーラン化粧品	花王石鹼	クラブ化粧品	アツキ洗粉	庄慶ボマード
巴里院化粧品	花王クリーム	クラブ齒磨	アモンババヤ	美顏化粧品
白美液	花王シャンプー	クラーン化粧品	あかのはね美容料	ビイース
ニツサン石鹼	加美乃素	クモ印整髮料	サーワ化粧品	ビタオール整髮料
ニトド洗粉	加美美容水	クルミオイル	キューテックス美爪料	ビジョン化粧品

ホワイトハニー	ヨウモトニツク	黒	若	ユニオン香水	モンココ洗粉
ホルタミン	タカネ洗顔クリーム	クロイギン	ユニーク香水	モンココクリーム	
ポントリオ	ダイナー化粧品	クラブ糊	ユニス化粧品	モダンシャンプー	
ヘチマコロ	タンゴドーラン	クレオ化粧品	明色化粧品	モテナ	
ヘチマクリーム	レオン洗顔クリーム	柳屋整髮料	メグミ液	ゼオラ藥用齒磨	
ベジリン香水	レイト化粧品	マー化粧品	メルシー化粧品	スチルマン化粧品	
トイホー香水	レボスキ	丸善化粧品	ミゴト整髮料	墨染ボマード	



石鹼・齒磨・藥品 化粧品雜貨問屋

花生堂

株式會社

東京市日本橋區横山町

電話浪花 (67)

八〇八番
八〇〇番
八〇〇番

振替口座東京八〇〇〇番

ノ粉白粉美鮮新いなら散び飛

ンラードゴンタ^{固形}

料粧化代近の力魅と美
リア色七

ンラードゴンタ

ンラードゴンタ粉

ブルース

白粉下の要らない
エリ化粧料ノ

風鳥化粧料



ナゴン

近代人の老らが染



社會式株 元賣發
會商助之達野宇

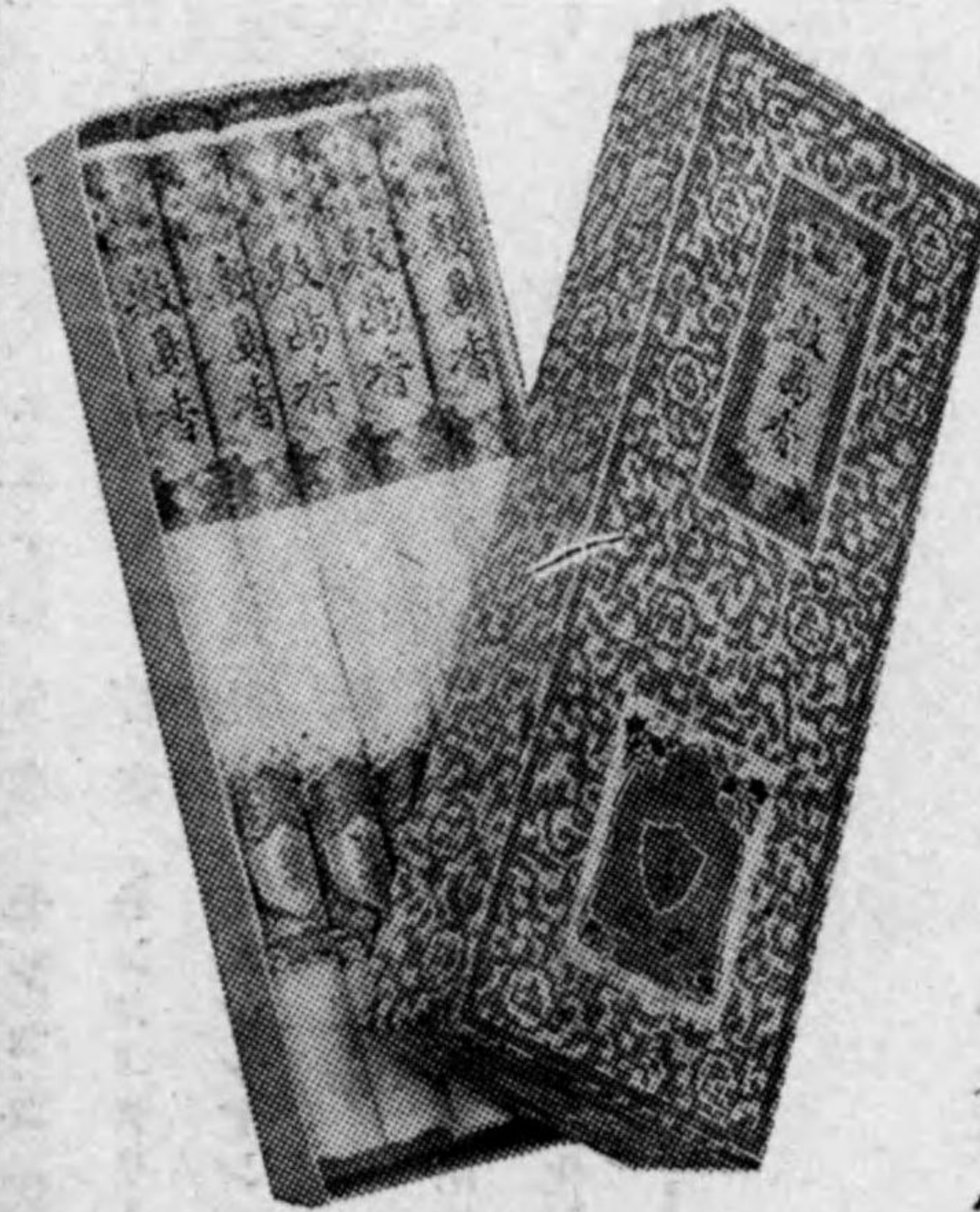
番九五一五三阪大替振・三町寺寶久南區東市阪大
番一一九二・五五一五・五〇八一場 船・話 電

名 香

敷島香

姉妹品

松葉香



會 島 敷 京 東
堂 正 安 川 津 舖 本

特製銘香

銘香

日陽香

中寸線香

勤皇香

短寸線香

六大洲

香水線香「月待ち雲」



薰明堂

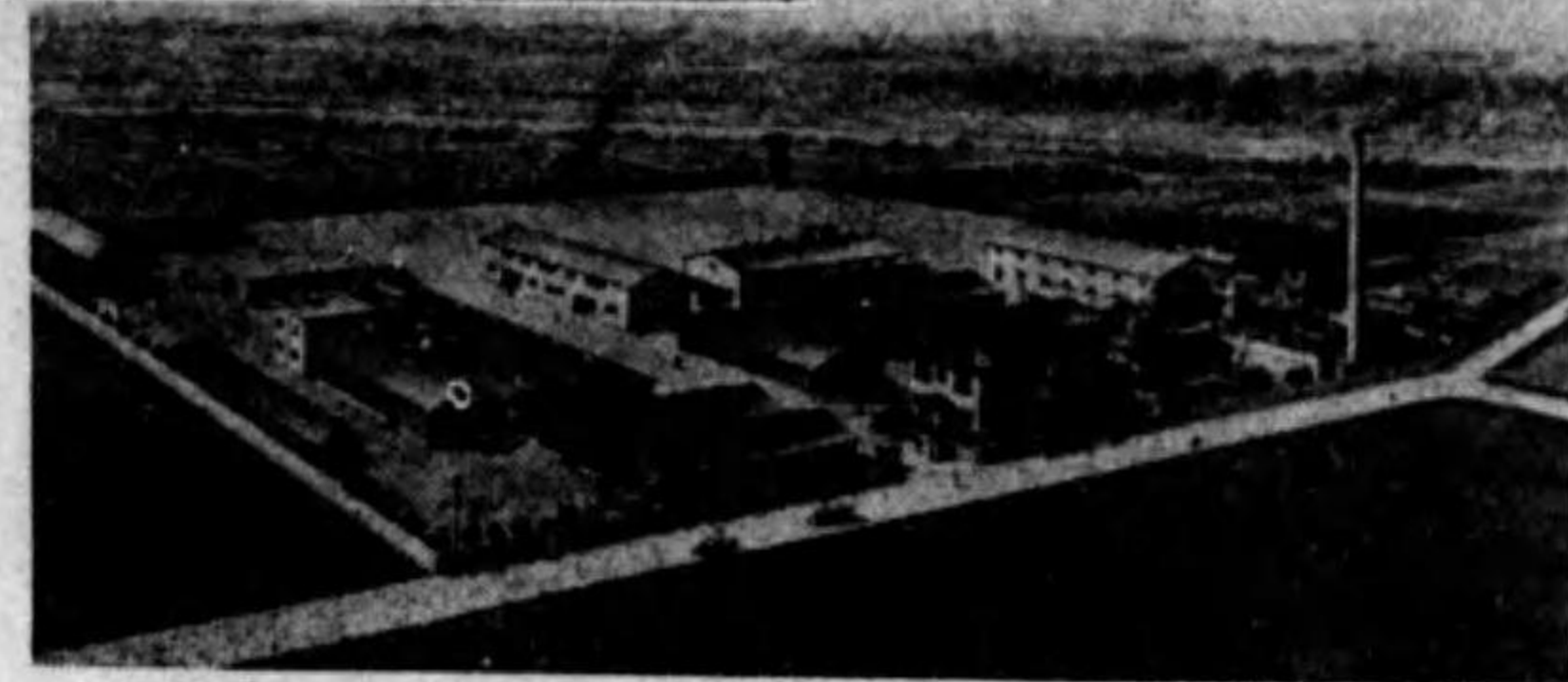
堺市材木町西二丁目
電話堺五二五番

營業品目

蚊取線香（渦巻及棒形）
 菊牡丹印、菊印
 除蟲菊粉末（のみとり粉）
 印、月鹿印、菊牡丹印
 農薬用ピレオール
 殺蟲劑ピレサイド
 インビレス殺蟲劑
 殺蟲原液ピレトキシ
 殺蟲劑
 印薄荷腦、薄荷油、薄荷白油
 除蟲菊干花、輸出絲瓜
 輸出干生姜、薬用人蔘
 サフラン、其他天産物
 除蟲菊ノエキス



中田工場



山土工場



長岡驅蟲劑製造株式會社

東京營業所

本社

東京市神田區鎌倉二丁目

神戸市戶區二丁目七ノ二セレクトンビル

電話神田四〇三八

電話三宮二五七三・二九七三
 電略（カナ）又ハ（ナ）振替大〇二〇九

各地營業所（横濱 松本 笠井 尾道 川島 寄名 輕遠 野付 和寒 臺北 松江 上海）

アモパンヤ 薬用ムレク

賣薬法で調製される**専賣特許**

薬用 **アモンパヤ**

薬用 **パヤ化粧水**

薬用 **パヤ洗粉**

特殊強力な薬効の外に化粧用としても一般に賞用される高級パニンゲです。南洋の名果パヤから採るパイン酵素とアルモンド應用の専賣特許品。ゆかしい薫香を秘めた淡肌色でいよく好評。主治効能の外に色白用や白粉下としても高度の薬粧性能が誇り。

にきび
そばかす
しみ取り

品妹姉
アモンパヤと
同じ主剤による
高級三大姉妹品
で専賣特許製

東京市四谷區花園町
株式会社 杉田商
電話 四谷 三一三一
振替東京七八六一番

ゴマタゴマタ



薬効 **ゴマタ洗粉**

タマコ洗粉

美香園 東京 古居屋 大阪

國產香料



一般化學合成香料
果實エッセンス香料
國產天然香料

豐玉化學工業所

東京市芝區西芝浦四丁目一番地
電話 三田 (45) 一七七八番
振替口座東京六五三八九番
受信略號シバカオリ

第二工場 東京市本所區江東橋三丁目九
電話本所(73)六八〇七番

興津工場 靜岡縣興津町
電話興津 二五〇番

滿洲工場 滿洲國奉天市大和區浪速通
電話 (三) 八四〇一番

乳液とフニージの持徴を兼ねた



洗顔の後に、ヒゲ剃り後に
ニキビ・吹出物の豫防に
お化粧下り・白粉落しに

オカツプ 乳状 クリーム

舖本料粧美フツカオ

東京店商郎三喜尾平阪大

薬用

タイナークリーム

色	ソバカス	ニキビ
黒		

一年中手放せぬ
 効め本位の薬用クリーム

薬用タイナーは強力賦活酵素配合の高級パニシングで
 ベトつかず、サラリと溶込み、芳香よく朝夕御使用下
 されば知らず識らず美しくなります。



◎定価内地一圓十三銭 朝鮮一圓十八銭
 東京・築地 株式 会社
 タイナー本舗

フェイス・歯ブラシ アカネ 絹 歯磨

フェイス・マート・歯ブラシ 本舗
 アカネ 歯磨 東京日本配給元
 やや黒砂糖化糖料

友成堂

東京市 安橋区 下湯合二丁目六〇七
 電話 着信長崎三〇三八番
 振替東京三六七四七番



賣薬之部

ツバカス・ニキビ・シミトリ・薬用クリーム新軟膏
 フレッククル シングル 弱性中 一、五〇
 フレッククル 同 大 二、五〇
 フレッククル ダブル 強性中 一、八〇
 フレッククル 同 大 三、〇〇
 フレッククル 同 試用 三、七五

若返り・しわ延し・ホルモンクリーム薬

ノビルスキン シングル

同 ダブル

薬用ニキビ・アセモ・個性皮膚洗療薬

薬用フレッククルベース ダブル 二號

同 シングル 一號(品切)

薬用クリームベース

同

同

同

同

三、八五
七、七〇
一、五〇
一、〇〇
一、五〇



新薬之部

乳幼児の皮膚疾患に
 ズルフオンアミド主劑の薬用クリーム軟膏
 ドクターマイヤー ダブル 一、八〇
 アミド錠劑 二十錠入 一、五〇
 二十錠入 二、五〇
 一基マイヤー 二十錠入 二、五〇
 二基マイヤー 二十錠入 二、五〇
 肺炎治療と豫防の薬
 エルモン 大人用 三、五〇
 小人用 二、五〇

スチルマン製薬株式会社

東京市麻布區筭町六一
 東京市赤坂區溜池町二
 電話赤坂(48)〇五九七番
 振替東京二一七五八番

賣薬部外品之部

マイヤー 黒ホマード
 フレッククル 薬用洗顔クレーム

化粧品之部

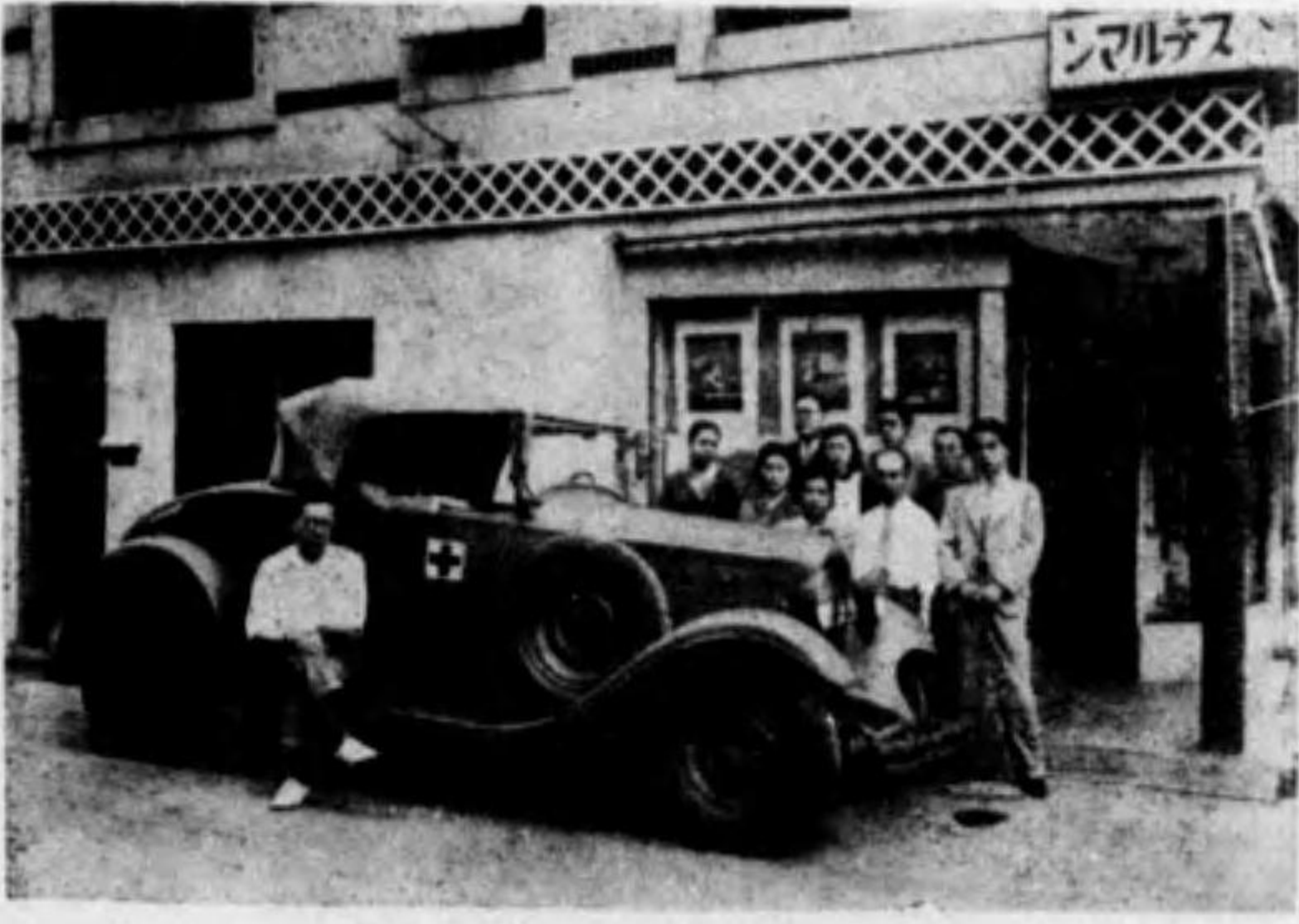
フレッククル ローション 一、〇一
 フレッククル アストローション 一、一三
 フレッククル パニンククレーム 一、七八
 フレッククル コールドクレーム 一、七八
 フレッククル 洗顔パウダー(洗粉) 一、五三
 フレッククル めか 七袋入 一、五八
 薬用シャンプー 三、三七
 マイヤー 液體ホマード 一、一三
 マイヤー パニンククリーム 一、〇〇
 マイヤー コールドクリーム 一、〇〇
 マイヤー セットローション 一、四九



スチルマン本舗

株式會社 河田商會

東京市麹町區有樂町一ノ二
 電話銀座(57)七〇四七番
 振替東京三六七七二番





る誇を譽聲きしら新と史歴きしか輝

資生堂製品

資生堂化粧品
香水 ローション
頭髪香水 化粧水
クリーム 白粉 頬紅
口紅 眉墨 美爪料
香油 煉香油 洗顔料
洗髮料 其他

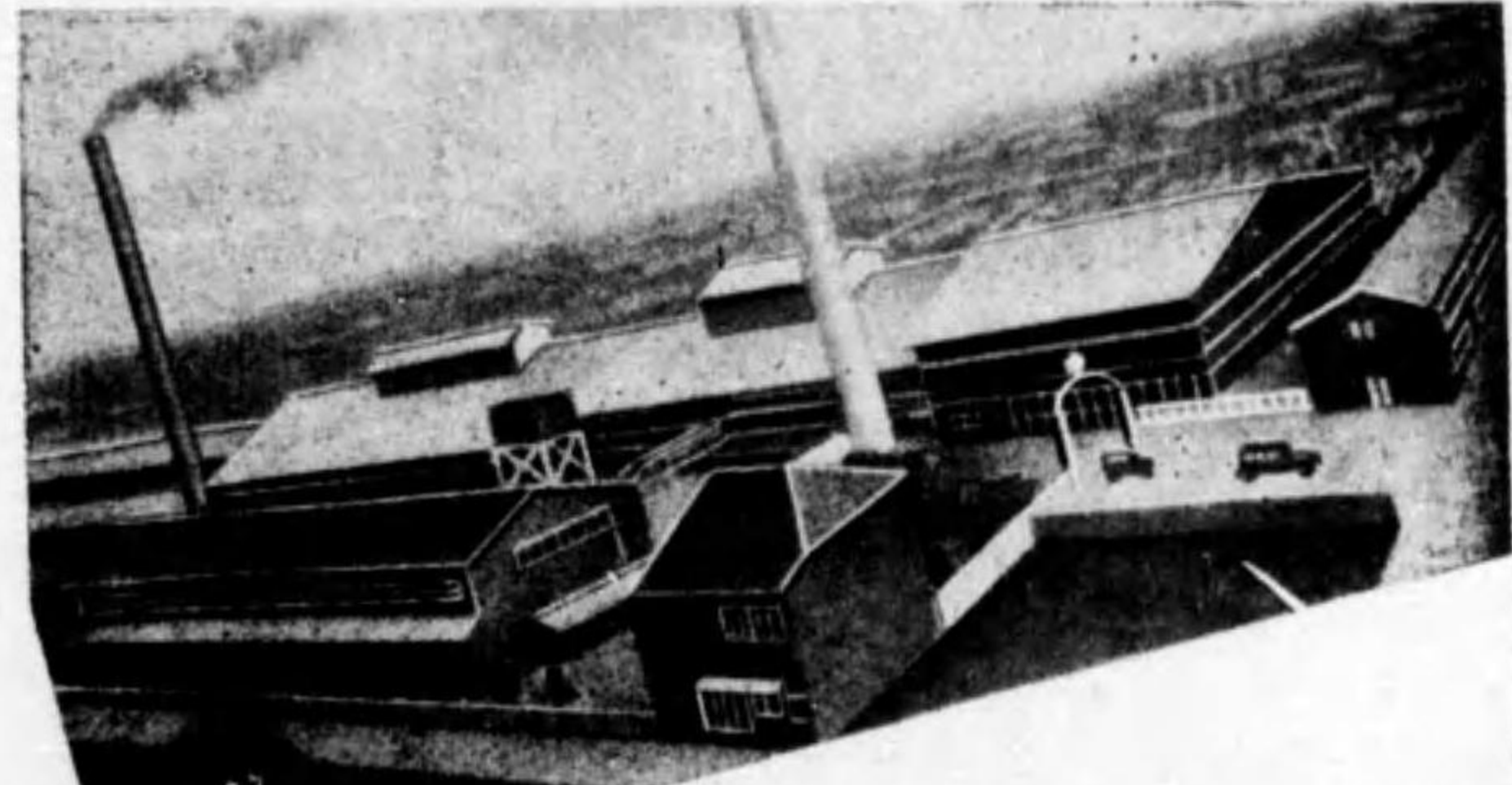
資生堂中煉齒磨
資生堂齒刷牙
資生堂銀座石鹼
資生堂せんたく石鹼
資生堂セントックス
資生堂クリーナー
資生堂クレンザー
資生堂せんたく糊
スベビーパウダー

度みて皇紀二六〇二年を迎ふ！

橋本硝子瓶の本稿

公益優先！
職域奉公！

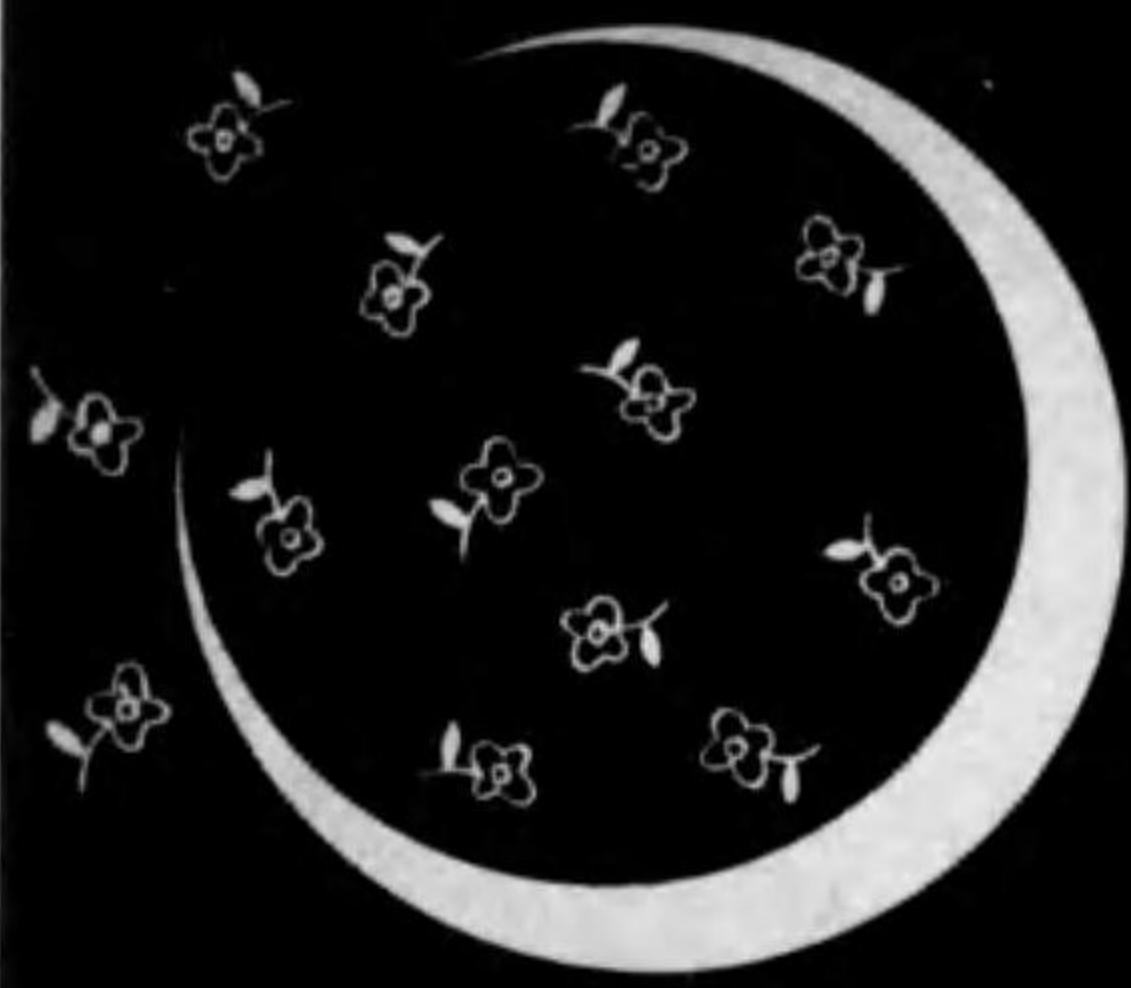
工場完備・
技術優秀・
品質卓越・



橋本硝子瓶各種製造
化粧瓶・各種硝子瓶製造所



資生堂
東京市東區戸町一ノ五五
電話田(74)一〇一・五七五番
振替口座東京一五七六五番



僅か一滴數日かほる

月の友五百番香水

戦時化粧に好評

ミトセ海綿白粉



月の友五百番香水

本舗

京東 月の友化粧園 大坂

EIKODO

香料



永廣堂本店 合名會社

大坂市南區堂寺橋通一丁目

永廣堂 合名會社

東京市日本區本町二丁目

▽生産の合理化▽労務管理の強化▽輸送力の増強▽配給機關の整理
などの諸點が強調されてゐるのであるが、物價局としては具體的に次のやうな諸對策を考究することゝなつた。

一、公定價格制(價格統制)と停止價格制(同令第四條)の擴大

二、規格單純化の徹底と不用不急品の販賣禁止

三、物資別原價計算制の採用

四、マーシンの可及的抑制

五、物價調整官(新)の設置

六、生産縣と消費縣との物價の凹凸並に一縣單位の小アロツク制打破を圖り、併せて諸物價の不均衡を調整するため本制度を設置する

六、價格形成中央委員會の改組
七、價格査定委員會の擴充

應戰價格統制

以上の價格體制の確立と呼應して、國家總動員法の發動により、應戰價格統制は更に前進した。八月十一日の第十七回總動員審議會において左の四勅令案要綱が可決され、それら公布された(「法規法令」)

▽會社所有株式評價臨時措置令▽株式價格統制令△價格等統制令中改正▽海運統制令中改正

株式市場に對しては事變以來今日まで四箇年の日時を経ながら、全然統制外に放置されて、戰時統制から取り残された唯一の自由市場であつたが、國際情勢の緊迫ととも、今後の發展如何は全く豫測を許さぬ情勢に至つた。政府は協同證券會社を通じて市場の安定措置を講じて來たが、將來の國際情勢の急變に伴ふこれが市場への影響を何等の法的根據を持たず、單に買支へ工作以外の手段のない協同證券の方によつて回避しようとする事の困難な事は明かであり、緊急時における市場の混亂は勿論これに伴ふ信用の收縮を通じて

て國內經濟に及ぼす影響は測り知られぬものがある。よつて政府はかかる緊急事態に備へるために、總動員法に基き株式價格統制會を發動、國民經濟の運営を阻害するが如き株式市價の著しい低落を招いた時には、株式の銘柄を指定し、その最低値を決定する權限を商工大臣に附與することになつたもので、いはゞ政府が株式市場統制の非常權限を獲得したわけである。その目標とするところは

一 この措置は今直ちに實施するものではなく、株式の低落が國民經濟の運営に至大の惡影響を及ぼす如き事態の發生した場合といふ條件つきもので、萬一に備へての政府の非常措置で、傳家の寶刀ともいふべき性質のものである。

二、從つてこの非常權限を政府が獲得したとはいへ、株式市場の安定には從來通り協同證券が主動する。しかし、この非常權限を政府が握つた關係上、今後の協同證券の市場安定方は、法的な擁護を得たと同様で、協同證券の市場政策はこれによつて飛躍的に強化されたことは注目すべきである。

三 この措置によつて政府の市場安定に對する斷乎たる決意は具體的に表明されたわけ



日本で生れた本當の化粧下
ロダンパウダーファンデーション



1 水 白 粉 (9色)	15 ハニー サツクル
2 メイクアップブレンダー	16 ハニー ミルク
3 粉 白 粉 (9色)	17 アルモンド クリーム
4 フェースバクト (9色)	18 アルモンド レモン
5 パウダーファンデーション (9色)	19 ミルク ローション
6 リキッド クレンジング	20 ホ ー 紅 (9色)
7 パニシング クリーム	21 日 紅 (9色)
8 コールド クリーム	22 日 露
9 スキン クリーム	23 ヘヤー オイル
10 チツシュ クリーム	24 ブリアンチン
11 アストリンゼント	25 ウェーブ ローション
12 ナリシング ローション	26 ブリアンチウツク
13 スキン フレッシュナー	27 洗 ブリアン
14 スキン ローション	28 香 水 (9種)



これはロダンが完成した劃期的化粧下



粉白粉と同色のものをお用ひ下さい



驚く程粉白粉の色を生かし 粉白粉を完全に吸着し 化粧崩れを防ぎます 46



本舗 大阪市東區北新町一 岡田化學研究所
東京市本郷區湯島新花町九三 東京出張所

て株式保有者にも心理的好影響を與へ、いはゆる特殊筋の賣抜け操作などは相當緩和されるものと見られる。

會社所有株式評價臨時措置令は、株式市場が相當大幅の低落を演じてゐるのみでなく、前述の株式價格最低値の決定は萬一の場合に備へるもので直ちに發動するものでない關係上、將來なほ市價のある程度の低落はこれを阻止することは困難な事性が發生しないとも限らない。かくては株式市價の低落に伴つて株式を所有する會社は決算上苦境に立ち、延いては生産擴充、資金の調達は勿論、財界に不必要なる波紋を誘致する危険さへある。よつてこの際臨時措置として會社が決算に當つて所有株式を評價するとき、それが前事業年度の帳入價值より低落してゐても、前事業年度の帳入價值を認め、またその事業年度内に取得した株式に就ては取得價格を以つて記帳することを特に認めるの措置をとつたものである。その指摘すべき點は

一、これは國債の評價について既に昭和七年標準發行價格によることを認めてゐると同様、會社が決算に當つて現行商法はその有價證券の評價は取引所の相場あるものについては決算期前一ヶ月の平均價額、なきものは時

價を以つて評價することを命じてゐるが、株式市場の情勢に鑑みて特にこの規定を排除して、評價上の非常措置をとつたものである。これによつて會社經理を通じて示現する財界の不安を一掃することに眞の効果を收めようとするものである。

一、更に評價上の臨時措置によつて會社は安心して株式を保有し、且つ割安とみれば積極的に景氣をさへ誘致する點は、この措置の看過し得ない狙ひの一である。

一、この他注意すべき諸點は、會社が保有株式を評價する際に、この臨時措置の恩典に浴するか否かは會社の自由選擇であるが、所有株式の一部について臨時措置に基く評價方法をとつた場合でも、當該期に於ける評價益の計上は許されなないことになつてゐること。こゝにいふ株式とは國內企業株式は勿論、滿洲國その他の外國法人の株式も當然含まれること。また臨時評價をなした場合には、その評價が直ちに課税標準となること、等である。

價格統制令の改正

昭和十六年春以來問題となつて來た九・一

八停止令を存続するや否やといふことも、九月三日から實施された價格統制令の改正によつて、當分存続することに決定したのである。價格統制令今回の改正の要點は左記の三點である。

一、修繕料、請負料等の中、一定期日に於いてストップすることが適當であり、また必要であるものについては、昭和十六年八月十一日における取引金額を以つてそれらの財産的給附に對する最高の價格とし、その後の値上げを防止することにし、漸次協定制度又は公定制度に移してゆくこと(八・一停止令)。

二、その他の料金についても、別に新たな協定制度を採り、それから公定制度に移してゆくこと。

三、昭和十六年十月十九日が効力期限であつた九・一八の停止規定を、當分の間延長すること。

等であるが、右の中第一の八月十一日を以つてストップされる修繕料等は左の如く指定された。(昭和十六年九月三十一日商工)

- 一、自動車取締令第二條に掲ぐる自動車及其の部分品(附屬品を含む以下同じ)の修繕料
- 一、自轉車(リヤカー及サイドカーを含む)及其の部分品の修繕料
- 一、荷車及人力車並に其の部分品の修繕料

- 一、ラジオ受信機及其の部分品の修繕料
- 一、時計及其の部分品の修繕料
- 一、度量衡器及其の部分品の修繕料
- 一、靴の修繕料
- 一、古綿の打直料
- 一、クリーニング料(洗滌料、湯熨料及汚抜料を含む)
- 一、染色加工の取扱手数料
- 一、包装料及荷造料(運送業者又は運送取扱業者の荷造料を除く)
- 一、増設及接続電話の設備料並に維持料
- 一、船舶に施設する無線通信機器の装置料
- 一、宿泊料(附附下宿料及旅館の席料を含む)並に賄料
- 一、廣告料及廣告の取扱手数料
- 一、入場税法第三條第二項に掲ぐる入場料
- 一、不動産の賣買及賃貸の斡旋手数料(商工農林省告示二)
- 一、船舶の修繕料(逓信省告示一八八四)
- 一、船舶の運航手数料(同)
- 一、運送業者又は運送取扱業者の荷造料(鐵道省告示一七七)
- 一、勞務供給の請負料(派出婦派出料を含む)(厚生省告示三八一)
- 一、大工、左官、屋根職、墨職、建具職、鋳力職、塗裝職、植木職、鳶職、井戸職、石工、鋸工及木挽職の手間賃(同)

價格統制令の制定に先立ち、七月十五日より暴利行爲等取締規則の第六次改正が實施され、「買占め」「賣惜み」「抱合せ」「負擔附」の販賣、悪質プロカーの取締等が新たに取締られることになつた。物資の需給關係の窮屈化につれ、取引の實情に上述のやうな不徳販賣が横行して、物資の偏在を招來するとともに配給の公平を害し價格統制を紊すなど、種々の弊害を除くことを意圖し、これにより取引の明朗化を圖る一方、價格統制の完璧を期したものである。その改正要旨は左の如く非常に單純なものであるだけに、その取締に當つては「社會通念」を基にして判断しなければならず、仲々困難なものである。

改正要旨

一、從來暴利の目的がある場合にのみ買占賣惜を取締つて居たが、今回は廣く營利の目的があるか、業務に關するものなる以上、原則として物品の買占、賣惜を禁止した。たゞし主務大臣または地方長官の指示ある場合、その他正當な事由ある場合にのみこれを例外的に認める。

二、抱合販賣および負擔附販賣については從來取締法がなかつたが、今回新たに原則としてこれを禁止し、前項の例外と同様の場合にのみこれを認めることとした。

三、從來不當の報酬をうる悪質プロカーの取締は物品のプロカーのみに限定されてゐたが、今回は不動産の賣買斡旋にも擴大し、これを取締ることとした。

四、從來價格および〇等の表示義務除外の權限を、地方長官にのみ認めてゐたのを改め、主務大臣においてもまたなし得るものとしたこと。

以上の四點であつて、同時にこれが趣旨の徹底をはかるべくその改正内容及び今後の運用方針などにつき、商工、農林、内務次官の連名通牒を各地方長官宛に通達した。その運用方針は次のごとくである。

運用方法

特に注意すべきことは、抱合販賣等が許される正當の事由ある場合とはいかなる場合を指すかといふことである。これは諸般の事情を參酌し、社會の通念に照して慎重に決すべき問題であるが、大體次のとき場合が考へられる。

- 一、主務大臣や地方長官に準ずる行政官廳たとへば内務大臣、大藏大臣、地方專賣局長官等の指示のあつた場合。
- 二、行政官廳の指導にもとづく切符制施行の物品について、切符を提示しない者、または不正の切符を提示する者に對して販賣を拒絶する場合。

暴利取締の強化

三、不足物資を公平に配給するために、一日あるひは一人の販賣數量を限定する場合などは行政官廳の指示のあつた場合にはそのことを明かにするため、店頭などにその旨を揭示せしめ、また(三)のごとき場合においては、個人で判断せずあらかじめ行政官廳の指導をうけ組合等で統一的行ふか、直接に行政官廳の指示をうけるやうにさせる。

また組合せ物、詰合せ物についても、従来長い間、例へば事變前から習慣として賣られてきたものは(組合せ文房具のごときもの)一應正當の事由あるものと認めるが、近頃むやみに出てきた全く關係のない物品を詰合せた物のやうなものは、正當の事由あるものとは認めない。長年慣行として賣られてきた詰合せ物等についても物資の活用と配給の公平を期する見地から今後漸次廢止せしめる。

買占、賣惜、抱合販賣、負擔販賣に關する規定は小賣業者は勿論、生産者、卸賣業者その他物品の取引を業とする者すべてに適用があり、不動産の不當周旋料取締の規定は、周旋業者に限らず、一般人にも適用がある。しかしこれら以上の者が以上の改正規則に違反した場合には三箇月以下の懲役または百圓以

給消費との關聯、物價協力會議の機能の擴充について述べた。

物價問題の根本的調整は單なる公定價格協定價格などの設定とこれが履行のみによつて解決出来ない、物價は本來生産、配給、消費など經濟各分野に於ける活動の總括的現象であり、したがつてその統制はこれら經濟各分野における規正と表裏の關係をもつて生産、配給、消費あるひは更に勞務、輸送などに關する諸統制と緊密に照合せしめつつ處理するの要がある、これら各般の事項に關する綜合對策として初めて物價問題を處理することが可能なものであり物價のみを切離して考へることは出来ない。したがつて物價政策は價格の公定ならびにその動行に重點を置くのみでは不十分だ

下の罰金に處せられる。

低物價政策と公價

前述の如く政府は、低物價政策の強行に堅い決意を持してゐると、公定價格制の自己運動とから、今後公定價格の設定が急速に進捗することは明かなところであり、従つて文字通り公定價格を全面的に實施して、各商品價格の騰貴を抑制しておき、前掲の如き低物價政策の構想を迅速に實施して行つて、低物價政策の再建を圖るといふことにならう。

六月十一日、商工省並びに農林省では牧物價局長官、周東總務局長の連名通牒を發し、「公定價格」の觀念を「最高價格」の觀念に是正した。公定價格が制定されてから、それまで公定價格以下であつた商品までが一齊に公定價格まで跳ね上り、低物價政策上面白からぬ傾向にあつたのである。元來公定價格は當初から最高價格として指定されたもので、これより高い値段で「契約、支拂、受領」を爲すことを禁じ、それ以下で賣買することを禁ずるものではないにも拘らず、一般には公定價格以下で賣買すると價格統制令違反になるかの如き間違つた考へが行はれてゐた。し

かし低物價政策完遂のためには公定價格以下の額で賣買されることが望ましいことを積極的に表現するため、今回の措置がとられたのであつた。

昭和十四年九月十八日に價格停止令が公布實施され、自來公定價格は各種商品別に設定されて來たが、昭和十六年七月末現在において、中央で設定されたもの九萬三千四百五十六點、地方で設定されたもの四十五萬四千四點といふ多數に上つてゐる。これを商品別に挙げれば次の如くなる。(商工省測)

公定品目數	中央	地方
纖維商品	一六、六一	三三〇、八三
機械金屬品	三、四九	一三、七六
化學工業品	二、四九	一六、〇五
燃料品	七三三	三〇、〇一
飲食料品	三、五七三	三〇、九五
農林水産品	一三、九五四	—
農業用資材	五、七九	—
雜品	三九、〇八	一七、八三
計	九三、四五六	四五四、〇〇

十月東條内閣成立後、二十三日の中央物價統制協力會議常任委員會において、神田總務局長は次の如く綜合物價政策について強調し流通面のみならず、生産面に踏み込んで、配

次いで政府は十一月十五日より五日間の期日を以つて開催された第七十七臨時議會に臨むに當り、十月三十一日情報局發表の形式を以つて物品稅の増徴を折込む酒稅等の増徴等に關する法律案の日程を發表、十月末斷行された煙草の値上とともに、實質的一般物價の吊上げを容認した。而してこれを低物價政策との關聯に關しては、その増徴方針として購買力の吸収にその主眼を置くことを強調し、

- 一、購買力の吸収、消費の抑制を圖るとともにこの際増加せんとする歳出の財源の一部に充つるため、差當り間接稅を中心とする臨時増稅を行ふこと
 - 二、國民精神の緊張、生活態様の刷新を圖るの必要及び負擔力の關係等を考慮し奢侈的消費に對して可及的高率の課稅をなすとともに、國民生活上比較的不急と認められる消費の方面に對する課稅に付き稅率の引上げ又は課稅範圍の擴張を行ふこと
 - 三、今次増稅の對象となる間接稅の課稅物件に對しては増稅額に相當する價格の引上げを認むること
- 等の方針を示し、政府の堅持する低物價政策に背馳せざることを明示した。
- これに對して商工省も稅額轉嫁を率直に認め、前年に於ける増稅の際の如く大藏、商工兩省の措置に喰ひ違ひを生ずることばなかつ

た。即ち十一月十八日開催された臨時議會の衆議院增稅委員會に於いて、委員の一人である田川大吉郎氏より増稅と物價との關係に就いて質したるに對し、商工省石黑物價局長官は一、小賣公定價格のあるものは増稅または増徴部分を加算する。

- 一、製造課稅の場合には、製造業者の販賣價格に増稅部分を加算する。
 - 一、九・一八停止價格のあるものは増稅部分を加算する。
 - 一、協定價格は九・一八停止價格の中に包含されてゐるわけで、同様な措置を講ずる。
- 以上の説明を爲して増徴分の全額轉嫁を認めた。而してこれが爲の公定、協定、停止價格の改訂に關しては、議會終了後商工省より地方長官宛て内示が行はれ、十二月一日の増稅實施期の事前に於いて萬全の方策がとられ、物品稅課稅商品の全面的價格改訂が行はれるに至つた。即ち十一月二十四日政府は今回増稅された物品にして公定價格のあるものに就いては、増稅額を加算した公定價格を發表して從來のこれに代へ、又停止價格協定價格品に就いても、同二十九日それぞれの價格に増徴分を加算することを認めると云ふ告示を出して稅額に相當する引上げの趣旨を明かにした。

物資統制

原材料統制の強化

臨戦態勢下における原材料の統制はいよいよ重点主義の強化に拍車し、前掲の十六年度物動計画にも明かなる如く、民需用平和産業の資材難は更に急迫を告げて来た。國民生活の必需物資においても、消費規正の強化とともに、その最低線にまできりつめる一方、不急物資の回收が遂に實施されるに至つたのである。今、これらの個々の物資に就いて検討を試みよう。

四月に開催された全國地方長官會議において、豊田商相は次のやうな注目すべき訓示をなした。

今後輸入に困難を生ずる物資の範囲はますます増加することが豫想されるので、國內における物資の需給はいよいよ逼迫し、物資の統制は更に一層強化を餘儀なくせらるゝことを覚悟せねばならぬ。しかし乍ら他面また長期戦下の今日、國民生活の最低限は何としてもこれが維持保障の途を講ぜ

ねばならぬと考へるので、本年度においては特に新に生活必需品について、これが物動計画を設定し、右の趣旨達成を圖る方針である。

生産の擴充に關しては事變以來、官民の不斷の努力に依り、相當見べき成績を擧げてきたが、原材料、機械等所要物資の補給難、勞働力の不足等、計畫遂行に至大の影響を及ぼすに至り、この際産業別、生産者別に重点主義の強化その他の施策に依り、生産力擴充の促進を圖らねばならぬ。

物資統制諸法令

いまこれを法規の發令に従つて見てゆけば、まづ第七十六議會に通過した「國家總動員法中改正」が三月發令され、その中第八條の總動員物資の需給調整に關する戰時規定が「總動員」なる字句が削られて、單に「物資」と改められた。これは總動員物資に限定されてゐた物資統制が、全面的に必要物資に擴大して適用されることとなつたものであり、これによつて統制物資の範圍擴大の基本法がまづ設定されたのである。

これに先立ち物資の回收、統制の前觸れとして、

醫藥品その他の衛生用物資現在高調査規則
查規則

商工省所管重要物資現在高調査規則*
[*印印のものは「法規法令」欄に全文掲載しあり以下同じ]

の二省令が二月實施され、後者においてはその調査物資として鐵丸釘、針金、鐵線と亞鉛メッキ鋼板との二物資のみが指定されたのであるが(商工省告示)、超えて九月には更に四十七物資に擴大、その中には新たにグリセリン、石鹼の業界關係の物資が含まれ(商工省告示第七八)、生産業者、卸賣業者、倉庫業者等はす

べて現在高を申告しなければならぬことになつた。

次いで四月には國家總動員法の發動により生活必需物資統制令*

が實施された。この目的とするところは切符制度に確固たる法的根據を與へようといふのであつて、言ひかへれば、生産、配給、消費の三部門を通じてその圓滑を期し、國民生活の確保を期するにある。同時にこれが適用を受けることとなつたのは、鮮魚介類と醫藥品及び衛生材料とであり、引續き

鮮魚介配給統制規則
醫藥品及衛生材料生産配給統制規則*

の二省令、七月と八月には

小麥粉等製造配給統制規則*
青果物配給統制規則

がそれ／＼公布された。前者の小麥粉の統制は、先に輸出入品等臨時措置法に基いて發令されたものであるが、今回生活必需物資統制令に基いて改正強化されたもので、その變更された主要點は左の如くである。

製造統制

直接生産者は原則として一貫作業を禁じられ、又製造設備の新設、増設、改訂は、

すべて農林大臣の認可制とした。

配給統制

一、中央配給統制を強化するため、從來二百パーセント以上の生産工場十五を中央の統制下においたが、今回は五十パーセント以上の八十七工場を指定製造業者として中央の統制下におく

二、中央の配給統制機關たる全國製粉株式會社の樹立する小麥粉の配給計畫に對し、農林大臣は必要に応じて變更を加へうる

三、地方配給統制としては二パーセント以下の工業が從來統制外におかれたのを今回全面的統制下におく

九月の總動員審議會において、

物資統制令

の發動が可決されたが、これは生活必需物資統制令を擴大して、一般物資の統制の基本勅令としようとするものであり、これまで物資の統制の多くが「輸出入品等臨時措置法」を中心にして發令されてゐた不備を補ひ、一元的に總動員法に基くやうに意圖されたものである。以下商工省當局談によれば、この法令の狙ひは物資の計畫的貯蔵にあり、物資統制に關するあらゆる政策が臨戦時期において到達すべき最後の段階、すなはちあらゆる重

要物資、生活必需物資に對する國家管理の段階に至つたことを意味するのである。本令の内容は大體、従前の「輸出入品等に關する臨時措置に關する法律」とほぼ同様なものである。従つて今後優秀生産設備に資材を集中して高度の生産能率の發揚を期し、あるひは配給統制を強化して時局下緊急部門への資材の補給を確保し、また更にこれと關聯して不急不要方面における資材の使用消費の抑制を徹底せしむべき諸般の措置は本令により運用されることになる。なほ特に將來における物資の供給力の減少を避けるため、物資の計畫的貯蔵を實施して在庫品の増強をはかり、その管理の徹底を圖ることも本令において始めての重要な狙ひである。本要綱によれば生産、配給、消費の各分野にわたる綜合的統制を完遂し得るのであり、物資統制令は戰時經濟下における物資統制の根本法規たるべきものとなり、従つて生活必需物資統制令は本令に統合される。物資統制令が臨時措置法に比し強化された點は左の通りである。

一、物資の生産、修理、讓渡、配給、使用、消費に關する命令のほか、政府は物資の寄託、保管保有等に關する命令をも發し得ること

- 二、主務大臣が指定したものは、物資所有者に對し讓渡請求の権限を付與されること
- 三、主務大臣は物資の統制について個人、法人その他の團體に對し協力せしめることが出来る
- 四、措置法には補償に關する規定が全然ないが、政府の命令により通常生すべき範圍で損失の補償を行ふこととなつたこと
- 五、統制命令を發せられた物資が擔保に入つてゐる場合は讓受人が一定の金額を供託することにより、物資に對する擔保権は消滅し、擔保権者は供託金に對し權利を行使する
- 六、罰則は當然總動員法による

資材の海外依存を放棄し、共榮圈内の自給自足の確立以外に途なき情勢においては、國內における遊休資源を活用することの重大なる使命については言ふまでもないが、その具體案として重要物資の回收が開始された。八月、國家總動員法に基いて發動された。

金屬類回收令*

がそれで、これによつてまづ鐵、銅、黃銅、青銅、その他の銅合金の回收が實施されることになつた。四月一日より實施の官廳公共團體の鐵鋼製品の特別回收工作、及び六、七月にわたり全國的に實施された工場、事業場の

休眠金屬類清掃運動と併行して、回收運動を徹底し、更に一般家庭にも實施するが、その趣旨とするところは、國民の愛國精神に訴へ、政府の勸奨に應じて自發的供出を期待するものが根本精神で、強制的回收については企業の操業を不能ならしめるが如き物件及び一般私生活の必需品には及ぼさぬことが建前となつてゐる。

動力關係では國家總動員法に基いて八月が發動された。十五年九月閣議において決定された電力國策要綱に基き、その要綱の趣旨を實現するため、配電管理法案、配電特殊會社法案、社債處理に關する改正法律案その他の法案提出を第七十六議會に提出すべき筈であつたが、當時の情勢から議會へ提出が見合され立消えとなつてゐたもので、今回總動員法によつて發令されるに至つたのである。

配電統制令

この配電統制令は全國を八區域に劃し、差し當り當該區域内の主要配電事業（公營事業を含む）を統合して特殊會社を設立せしめ、自後の配電事業は可及的速かに特殊會社をして統合せしめるものである。その方法として

- 一、通信大臣は各地區内の主要配電事業者に對し之を統合して一定の期間内に新配電會社特殊會社を設立すべきことを命ずること
- 二、受命者は設立委員を選定して通信大臣の認可を受けること
- 三、設立委員は通信大臣の指導監督の下に會社設立及び開業準備に關する一切の行為を爲すものとし、之に必要な權限を附與する
- 四、統合の方法は合併又は出資の何れかの方法（或は兩者併用）を選ぶものとし通信大臣は合併命令又は出資命令を發すること
- 五、受命事業者に依る新配電會社の設立が指定の期間内に完了の見込みないときは通信大臣に於いてその設立に關し必要な處分を爲すこと
- 六、合併又は設備出資の場合に於ける資産價格の算定は設立委員をして之を行はしめる

右の方法を以て設定される新配電會社の機構は大體において日本發送電會社と同様であると見てよいが、異なるのは經濟新體制要綱等の趣旨に則り、すべて民間の總意と責任においてこれを行はせることに改正されたものでこの點に期待されるものがある。

次に運輸關係について記せば、この部面においては物資動員計畫との密接な關聯の下

に、その重點主義をまぬがれず、不急物資への統制は益々強化せられつゝある。

陸運統制令第二條の規定による指定*
海運統制令中改正

前者は八月二日鐵道省告示により、後者は九月二日勅令によりそれぞれ公布せられたものである。前者においては貨物自動車運送業者に對して、トラックによる貨物の引受制限と運送順序とを指定したもので、これによつて遠距離輸送の制限（五十軒以内）、不急不要物資の輸送停止が八月十日より實施されることとなつたのである。海運統制令の改正は價格統制令の改正との關聯の下に、輸送費の昂騰を抑制することを目的としたのである。以上の外「輸出入品等臨時措置法」、「生活必需品統制令」等に基く個々の物資統制規則の中、業界關係のものを挙げれば

- 植物油脂及植物油原料種實配給統制規則（十五年十一月）*
- 用紙規格規則（同）*
- 石油配給統制規則改正（同十二月）
- 洋紙配給統制規則（同）
- 大豆及大豆油配給統制規則改正（十六年一月）
- 硝子屑配給統制規則（同二月）
- 硬化油等配給統制規則（同五月）*

小麥粉等配給統制規則（同七月）*
鐵製品製造制限規則（同九月）*
等であるが、これらについては次の業界關係物資の中で、それ／＼解説を加へることとする。

七・七禁止令

十五年七月七日の事變記念日をトして施行された「奢侈品等製造販賣制限規則」は、販賣禁止品目の多數包含されてゐた點と、その禁止制限の範圍が所謂奢侈品といふ戰時下の精神的要素を以て規定したために何處まで擴大されてゆくかといふ前途への不安の大きかつた點とで、業界に與へた打撃には實に深刻なものがあつた。この禁令は贅澤品の製造販賣の禁止を命令し、その目標とするところは有閑階級のインフレによつて膨脹した生活に向けられた消費規正にあり、一つの痛棒であつたのだが、實際に打撃を受けた中心は、中小製造業者及び中小業者であつたといふ、特異な結果を生じたのであつた。現にその八月の調査において業界品の禁止死蔵を餘儀なくせられるもの百萬圓以上と算定された。最も打撃を受けたものは絹織物關係で、その手持

品二三億に上るといはれ、その年末にかけて京阪神の間屋筋の危機が相當喧傳されたものである。

このやうに特異な、しかも深刻な結果を生じたため、その後當局においても「特免」などの例外措置を認め、實質上の緩和を施さざるを得ないこととなつた。また卸小賣業者の救済を指して、販賣面の緩和策として、十五年九月二日には商工省告示をもつて子供用品にして刺繡費五十錢以下のものには特免品として製造販賣を許可し、同時に刺繡費一圓以下の半襟、帶締、袋物、テーブル掛等の製造販賣も特免品として許可されることになつた。しかしこれのみでは未だ七・七禁令の緩和とは云ひ得ないが、次いで十月七日の猶豫販賣期限を前にして、内務省に開催された全國經濟保安課長會議において販賣期間一ケ年延長の方針が漸く決定、禁止令緩和の第一歩が踏み出されたわけである。七月七日の商工省告示によつて「銅、皮革、鐵、纖維製品等の製造制限規則により製造を禁止されたる物品又はその中古品を賣渡す場合」は物品が奢侈品でない認定によつて「特免品」としての許可が得られることとなつた。特に纖維品については在庫品たる禁制纖維品處理に關する

件」といふ次官通牒によつて、その處理方法が指示された。即ち

纖維禁制品の在庫品の中比較的奢侈的ならざるものにつき、業者の團體をして業者(團體員)を代理して販賣許可の申請を爲さしめ、その際奢侈的ならざることの認定料を團體員より徴せしめ、かくして得たる収入をもつて、業者に對する金融、或いは純粹奢侈品の買上、業者の相互救済を爲さしむ

といふのであり、この認定はその後三回にわたつてその範圍が擴大され、結局彌地以外は全部認定の範圍に繰り入れられ、その販賣は限界價格以内で許容されることとなつてゐる。

かくして販賣猶豫期間が一ヶ年延長されたが、その満期たる十六年十月六日を前にして商工省では更に一ヶ年の延長を決定、これが延期上の取締運用に關し、左の注意事項を附して全國道府縣經濟部長宛通牒を發した。

- 七・七禁令品販賣猶豫に關する注意。
- 一、禁制在庫品につき第七項及び第九項の場合を除き昭和十七年十月六日まで滿一ヶ年間販賣猶豫期間を延長すること。
- 二、右の販賣許可をなすは物資の活用を圖るともに將來の關製作を不可能ならしめるやう措置するを趣旨とする所以は前回の通牒と同様なるを以て今回販賣猶豫期間を延長して許可をなすべき物品は、現在既に販賣を許可されてある旨の證紙または證印を押捺せられたるものに限り、現在までに許可せられたる物品に對する新規の許可はこれをなさざること。

製造製限に關する件並に鋼製品の製造制限に關する件に依り指定せられたる物品以外のもの(の本年十二月二十五日現在の在庫品處理に關しては別途通牒をなす)

販賣禁止品目

- (一) 鉄鐵を主要材料とせる左の物品
門扉、溝蓋、格子、床下換氣口金物、戸及扉(金庫扉を除く)、棚、シャッター椅子類、火鉢、煙草用器具
- (二) 鋼を主要材料とせる左の物品(略)
- (三) 銅を主要材料とせる物品(略)

これを要するに兼に七・七禁令品の特免をうけたものは全面的に一ヶ年販賣を延長されたが、新たに特免をうける製品はないことになる。鐵製品製造制限規則によつて十六年十二月二十五日まで販賣を延長されたものについてはその期限満了を目前してその處置が行はれることになり、今回の延長とは關係なく別箇に取扱はれるのである。

業界の統制物資

叙上の如き物資統制の強化は當然わが業界にも反映強く、化粧品といはず、小間物といはず、十五年後半期より十六年へかけて最も

の通牒と同様なるを以て今回販賣猶豫期間を延長して許可をなすべき物品は、現在既に販賣を許可されてある旨の證紙または證印を押捺せられたるものに限り、現在までに許可せられたる物品に對する新規の許可はこれをなさざること。

三、許可をなすべき物品の數量は地方長官及び所轄警察署長において判明し居るものなるにより右の正當なる數量以外のものに許可を與へざるやう注意せられたし

四、各道府縣において本年十月六日以前に許可をなしたる物品にして當該道府縣以外の地域に賣渡され販賣され居るものに付ては現に當該物品の存する道府縣において便宜許可して差支へなくこの場合において便宜許可をなすことなきやう注意せられたること

五、販賣許可物品については昨年十月七日次官通牒三の「イ」に準じその在庫數量及び販賣數量を地方長官並に所轄署長に届出でしむること

六、證紙を附したる物品を販賣する場合必ず證紙を附したるものを販賣せしめこれを取離してほかの物品に流用するが如きことなく嚴に注意すべきことは昨年十月七日次官通牒三ノ「ロ」備考「ロ」の通りなるも、證紙を取離して他の物品に流用し弊害を生じたる向も有之やに就ては

憂慮されたものは原料問題であり、苦心の存するところまた原材料對策であつたのである。工業組合の活動も亦原材料の確保と配給に集中され、眞剣なる業者の叫びは幾度かの陳情となり、原材料問題の飛躍するところ、四月には東京化粧品工業組合の部制の設置あり、次いで五月には東京、大阪、兵庫、和歌山の四化粧品工業組合の發起の下に日本化粧品工業組合聯合會(略稱化粧品工聯)の設立を見ることとなつたのである。化粧品工聯がその統制原材料として定款に掲げたものは左の二十七品目である。

- グリセリン、パラフィン、流動パラフィン、脂肪酸、蓖麻子油、亞麻仁油、荳油、麻實油、棉實油、胡麻油、芥子油、落花生油、椰子油、大豆油、菜種油、重合油、亞鉛華、澱粉、小麥粉、アラビアゴム、タラカントゴム、硼砂、硼酸、薄荷、(以下昭和十六年十一月六日閣議の決定に於いて追加) 蜜蠟、エチレングリコール、乳酸ソーダ

この化粧品工聯が各統制機關の下にあつて第二配給機關に指定され、割當を實施してゐるものは、グリセリン、ステアリン酸、蓖麻子油、大豆白絞油、落花生油、タラカントゴムの六品目であり、東京工業組合が府縣單位の配給物資について直接第二配給機關に指定

今後一層この點留意し正札ケースなどに證紙を貼付することなく必ず當該物品そのものに貼付せられたること

七、配給統制の整備せる物品(五ガロン罐の如きもの)および古物商にて販賣する物品にして中古品たること明らかなる物品については一年間の有効期限を限らざることと致すべきも取締の便に資するため貴官において六ヶ月又は一年の有効期間を附して許可し期限満了のものには之を更新せられたる場合に於ては消費規正上必要なりと認めたる場合は許可を取消することあるべき旨の條件を許可のものに限らず附すること

八、昭和十六年十月六日まで有效なる旨記載しある販賣許可の證紙及證印は貴官において便宜昭和十七年十月六日までと訂正し又は證紙および證印を更新すること

九、昨年の次官通牒をもつて許可を留保すべく申しすめたる物品は依然として許可を留保すべきは勿論なるも金屬品の回收その他諸般の情勢に應じて行後さらに物品を指定して許可を留保又は取消すべき旨關係部局より通知致すべきことあるをもつて御諒知相成度し、なほ次の物品については何分の通知あるまで許可を差控へられたし

十、鐵製品製造制限規則に依り新に指定されたる製造禁止物品(従前の鉄鐵鑄物の

され配給を實施してゐる原料は、亞鉛華、小麥粉、馬鈴薯澱粉、甘薯澱粉、アラビヤゴム水晶油、釘の商品目である。

その他化粧品容器の材料、小間物關係にも幾多の統制物資があり、殆んど身動きも出来ない状態になつてゐる。まづ金屬關係では唯一のアルミニウムがあるのみで、頼みの綱であつた鐵もつひに絶望の餘儀なきに立ち至つてしまつた。合成樹脂、セルロイド等の代用品がまた窮屈となつて代用品のまた代用品をさがさねばならなくなつて来た。以下これらの原材料物資についてもその需給關係、統制の様態等を略記して見よう。

① 植物油脂

植物油脂をその乾燥時間の遲速に順つて、次のやうに分ける。

- 一、乾性油 桐油、亞麻仁油、荳油、麻實油等
 - 二、半乾性油 大豆油、胡麻油、菜種油、棉實油、糠油等
 - 三、不乾性油 落花生油、オリブ油、蓖麻子油等
 - 四、脂 バーム油、椰子油、カカオ脂
- この中業界では髪油用としては桐油を除き不乾性油を第一として、半乾性油、乾性油を

重要原料としてをり、また椰子油は石鹼の重要原料である。

最近大豆油、菜種油、蓖麻子油を始め植物油の不足は著しいものがある。菜種油は殆んど内地産であるが大豆の原料である大豆は全部満洲から来てをり、霜害その他の關係で原料穀物が減産を餘儀なくせられたに加へ、満洲における集荷の不圓滑が大きな原因となつて、大豆の供給は激減してゐるのである。加ふるに一方では、一般食料用とか、工業用に使用される量は益々増大し、油に製する大豆の量は減少したため、需給の關係は一層不調を呈した。その他、胡麻油、落花生油、綿實油等についても、いづれも原料たる穀實は満洲、支那から来てゐたのであるが、事變以來、各産地で食料とか、その他に用ひられる量が増え、または減産したこともあり、内地との値の開きや運送力など、種々の原因が重り合つて、供給は減つてゐるのである。更に従來は主として食用油として考へられてゐた植物油などにおいても、動物油脂の代用として人造バター、製菓、水産罐などの食料工業に使用され、塗料、石鹼、薬用、重工業等にまで使用の範圍が擴大してゐるので、こゝにも需給のバランスはますます均衡を失するに至つてゐる。

蓖麻子油はボマード等の必須原料であることはいふまでもないが、事變以來軍需用、重工業用に使用量が増大し、爲に民需用としては極度の逼迫を告げた。加ふるに満洲産は急激な收穫減に遭ひ、印度は輸出を縮減しつゝあり、たゞ南米よりの輸入は現在のところ常態を保つてはゐるが、日米關係の悪化によつては何時これが杜絶されるかも知れないのである。従つて國內においては嚴重な消費規定を行ふ一方、大豆等とともに満洲産のもの、増收に拍車をかけつゝある。化粧品關係の本舖等でも北海道、小笠原諸島等に、原料たる唐胡麻の栽培をし、各地に小規模の栽培をするなど積極方策を建て、豫期以上の成績を擧げて注目されてゐる。

この需給の調整を期し、政府では十五年十二月一日より、輸出入品等臨時措置法に基き農林省令第一〇六號「植物油脂及原料種實配給統制規則」を實施した。(注：現法令の稱に全文掲載)これは輸移入され又は内地において生産される植物油脂—即ち亞麻仁油、荏油、麻實油、桐油、棉實油、胡麻油、芥子油、落花生油、蓖麻子油、椰子油その他農林大臣の指定した油脂—及びその原料の配給統制を規定したもので

その統制機關として日本油料統制會社(資本金四千萬圓)が指定された。

次いで三月十一日には植物油脂の配給統制に關する下部組織の整備について、農林次官通牒を以てその要綱が各府縣に當て傳達され、更に十七日にはその細目に亙る指示事項が各地方長官宛傳達された。

右の植物油の外、大豆油は最初日本大豆製品共販株式會社が統制機關として指定され、十五年十月より大豆及大豆油配給統制規則が實施されて來たが、十六年一月には日本大豆統制株式會社と日本大豆製品との統合が行はれ、大豆糖をも含めて、一元的に日本大豆統制會社で統制することゝなつた。

また菜種油の工業用のものは、日本輸出農産物株式會社が統制機關に指定され、これが直接各地區卸組合を通じて指定配給を續けて來たのであるが、六月よりその配給経路が變更され、各道府縣毎に配給割當數量を決定、地方長官の指示によつて配給が行はれることとなつた。

糠油、椿油、山茶花油等は、現在未だ統制物資に指定されてゐない。

植物油の配給は、化粧工聯に對し年四回の割當があるが、昭和十六年度第一・四半期に

は、蓖麻子油、大豆白絞油の配給が少量ながらあり、一時愁眉をひらいたのであつたが、

第二・四半期には大豆白絞油だけの配給となつた。第三・四半期分としては落花生油、大豆白絞油の配給があつた。しかしながら、これらの配給物資はいづれも業界の實績に對して極めて少量に過ぎず、殊に蓖麻子油に至つては第二・四半期以後杜絶し、その後も配給の見透しはない有様であつた。そこで化粧工聯又は東京化粧品工業組合髪油部としては蓖麻子油の代用として、重合油又は落花生油・棉實油等を希望し、農林省その他の機關に對して運動を行つた。元來落花生油は蓖麻子油と同様に不乾性油であり、吸濕性に富んでゐるため大部分の髪油に使用して工合がよい。

② パラフィン及び流動パラフィン

昭和十五年十二月、石油配給統制規則が改正され、新たに石油の副生物である礦物油にもその統制が實施されることになつた。その指定された石油副生物は

- 一、石油アスファルト中、ブロンアスファルト、ストレイトアスファルト、アスファルト乳劑

二、石油ピッチ

三、パラフィン(流動パラフィンを含む)

業界にとつての問題はこの第三項のパラフィン中、流パラを含むとあるのがそれで、業界において流パラ及び固型パラを主要原料とするものには、クリーム、頭髮香油、チツク、化粧下等がある。この改正強化によつて、パラフィン及び機械油の配給體系が整備されるとともに、それまで石油製造業者がやつてゐた販賣業者と談合の上勝手に加工し、種々の名稱を附して販賣する方法が禁ぜられ、加工の範圍については工業組合が主體となつて認可を受け、それに従つて油に手を加へることしか許されないことになつた。但しこの加工といふのは、石油製造業者が統制の油を販賣するに當つて勝手に加工することを禁じたのであつて、それを買ひ入れた消費者が、その使途に應じて加工することを禁止する意味ではないのである。

その配給の機構は、石油共販株式會社の下について、各府縣の配給割當を行ふ地方の石油共販會社が地方長官の監督の下に實際の配給を行ふもので、その徑路として、例へば東京府では東京府資材統制課と東京府石油共販會社とが幹線として統制油の配給組合を作り、

これが配給の衝に當ることになつて、先づ機械油にこの制度が採られた。パラフィンについても同様のことが豫想せられ、その際の取引の筋道は配給組合員から普通の問題に廻し、それから需要家が個々に買ふことになるか、或ひは工業組合等の手を通じてそこから需要家に配給する仕組を採用するか、その何れも

の體制に應じ得られるやう、東京化粧品工業組合では準備を進め、豫め最近三年の月毎のパラフィン使用実績を調査した。

然るにその後、パラフィンについては輸送の關係等よりして、朝鮮石油、日本石油等のものが非常に配給困難となつたので、化粧工聯としても黙視出來ず商工省油政課において情報を確めたところ、未だ統制の實施が緒につかず、なほ業者の取引關係によつて自由に購入して支障ないことが判明したのであるが事實上は品物拂底で、入手困難といふ現状である。

③ グリセリン

業界におけるグリセリンの用途は、先づバニシングクリームを筆頭に、クレレンジングクリーム、煉白粉、水白粉、クリーム白粉、化粧液、化粧水、セツトローション等を擧げ

ることが出来るが、これらの使用量は、事變前までは全グリセリン使用量の約一五%を占めてゐた。その他は約半數の五〇%がダイナマイト原料、瀧腸その他の醫藥用として五%煙草製造用として約一二%、製革、繊維、ゴム、寫眞、製紙、印刷、金屬等の工業用に供されるものが約一五%、その他菓子類、飲料の製造等に使用されてゐた。ところが事變とともにその消費分野も著しい變化を見せて來た。まづダイナマイト製造に重點が一層加はつたこと、誰しも豫想されるところで、それも直接戦争に使用するよりも、建設的方面に使用されることが多い。例へば地下資源の開発増産には、まづ山から掘り出す際に、更にその輸送道路、鐵道等の建設に、その需要は滿洲に、北中南支にいよゝ多きを加へてゐる。更にグリセリン水溶液が凝固點の低い性質を利用して、極寒の地において自動車、航空機等のラヂエーター冷却用に使用することも激増してゐる。

このやうに戦時下のわが國においてグリセリンの消費分布に變化を生じた際、一般民需殊に平和産業たる業界品の製造に供せられるグリセリンが激減することも止むを得ないが一方この生産方面を見ると、グリセリンの原

料たる油脂そのものが、軍需の増大と魚油、大豆油等の生産減とによつて著しい減少を見せてゐる状態なのであるから、この點からも樂觀は出来ない。

従つて残された問題はグリセリンの代用品を見出すこととなるが、この試みは第一次歐州大戰以來多くの研究が爲されて來たが、いづれもグリセリンの或る特定の性質に對する代用品であつた。近來わが國でもエチレングリコール、ダイエチレングリコール等が工業的に製造され、業界品にも試みられてゐるが收濕性が充分でないため、なほ研究の餘地が残されてゐる。日本油脂株式会社も研究が進められてゐるが、東京帝大農學部の藪田研究室においても農産廢物からのグリセリン代用品が完成し工業化されたといふとである。グリセリンの統制は十六年六月一日より商工省令第四十九號の「硬化油等配給統制規則」によつて實施されてゐる。(法令は法務省)これは四月十八日油脂關係十二社出資のもとに設立された

日本硬化油統制株式会社
(硬化油、硬化蠟及び脂肪酸についての統制機關、資本金五十萬圓)
 日本グリセリン統制株式会社
(グリセリン水、粗製グリセリン及び精製グリセ

リンについての統制機關。資本金三十萬圓)をして、それ(左)如き要旨により一元的に統制せしめるものである。

- 一、硬化油、硬化蠟、または脂肪酸の製造、輸入を業とする者はその製造、輸入した硬化油、硬化蠟、脂肪酸を日本硬化油統制株式会社に譲渡すること
- 一、グリセリン水(石鹼廢液を含む)粗製グリセリンまたは精製グリセリンの製造輸入を業とする者は、その製造輸入したグリセリン水、粗製グリセリン精製グリセリンを日本グリセリン統制株式会社に譲渡すること
- 一、日本硬化油統制株式会社および日本グリセリン統制株式会社は一定の配給計畫を定め、商工大臣の承認を受けて硬化油、硬化蠟、脂肪酸、グリセリン水、粗製グリセリンまたは精製グリセリンを販賣すること

即ち、グリセリンに關しては商工省化學局有機課の管轄の下に第一配給機關として日本グリセリン統制株式会社が指定されたもので、その後七月には業界の配給機關として日本化粧品工業組合が第二配給機關に指定され、傘下の化粧品工業組合が第三配給機關となつたのである。七月以降化粧工聯においては割當量をプール計算により算出して配給してゐる

るが、八月以降自家用配給が停止され、一元的に化粧工聯を通じて行はれるやうになり、業界より實績調査を遂げ、漸くその配給が軌道に乗つたかの感がある。しかし乍らその配給數量は大體實績の五%に達するに過ぎず、將來ますます樂觀すべからざる情勢にある。

④ステアリン酸、脂肪酸

パニンダ及びクレンジングクリーム、クリーム白粉等の原料であるステアリン酸は、その動物性のものについては殆んど入手の見込がないが、植物性のものについては、商工省有機課の管轄の下に、日本硬化油統制株式会社が第一配給機關に指定されてをり、配給状態は前記のグリセリンに比してやゝよく、業界としても僅かに耐得るものである。七月以來化粧工聯が第二配給機關となり、東部及び西部植物性ステアリン酸配給協議會の意見を徴して行ふことになつた。

日本硬化油統制株式会社の統制品目は、以上のステアリン酸の外、工業用硬化油、食用硬化油、脂肪酸、高度ステアリン酸、ニステアリン酸、ゴム用ステアリン酸、オレイン酸、及び硬化蠟の品目があるが、化粧工聯に對し、この中

より希望品及び代替品を希望するやう申越しがあり、化粧工聯よりは食用硬化油、脂肪酸、硬化蠟を申請した。

⑤アルコール

事變前まではアルコールは臺灣の糖蜜のみを原料として製造され、それで需要に充分であつた。事變後その需要は頓に軍需始め工業方面に増大してゐるが、その需給關係は逼迫してゐない。それは事變後内地においても甘薯馬鈴薯等を原料として製造されるに至り、需要に應ずる程の増産をみるやうになつたためである。従つて將來において燃料として使用される時代が到來すればいざ知らず、近い將來にはそれほど圓滑を缺くとは考へられぬ。勿論アルコールにおいても重點主義が採られ、化粧品を始め一般民需用は最少量を配給されるに過ぎぬであらうが、全然配給が停止されることはあるまいと推料される。

業界では頭髪用香水、化粧水、クリーム製造助劑等に使用するが、その種類は無水アルコール(未變性)、普通アルコール(含水未變性)、ローション・アルコール、局方アルコール、變性アルコール等がある。この中ローション・アルコールと局方アルコールを除いて

は大藏省專賣局で取締つてをり、アルコール販賣會社を通じて入手する。その配給制度は次の如くなつてゐる。

- 一、一ヶ月平均一石(百八リットル)以上使用する大口需要家は、その需要量を所轄の地方專賣局に申告する。地方專賣局では過去の實績と能力を考慮して、これに査定を加へ、本局ではこれを更に検討して申告書は販賣會社へ回附される。
- 一、一石以下の小口需要家は販賣會社の出張所を通じて會社に申告する。會社ではこれを査定の上供給高を決定する。
- 一、配給は一年を四期に分つてをり、申告書は毎期その前々月十五日までに提出する。

一、需要者の申告書が販賣會社へ回附されると同時に、專賣局本局から販賣會社に對しその期間内に供給し得るアルコールの量が示されて來るので販賣會社ではその數量と先の査定數量とをならみ合せた上その比率を出し、配給數量を決定需要者に通告する。

なほ專賣局の係は、東京でいへば東京地方專賣局專賣部アルコール係が擔任してゐる。東京化粧品工業組合では、小口需要者のために、それを取纏めて一括申請し、十一月配給を願ひ出した。これはアルコール需要者團體承認申請書を所轄の東京地方專賣局に提出、

これについて査定の上許可されることとなつてゐるのであるが、需要者團體としての認可はなか／＼困難な模様である。

⑥ 亜鉛華

亜鉛華の配給統制は十四年八月より實施され、商工省鑛産局産銅課の指令の下に、日本鉛亜鉛アンチモン統制組合の査定を経、日本鉛華工業組合が配給することになつてゐる。申込は前々月の二十日までにすることになつてゐる。十一月分より申請様式が變り、全國組合のあるものはそれに據ることになつたので、十二月分より化粧品業界では十五年一月から毎月配給を受けて來た工業組合に代つて化粧工聯がこれに當ることとなつた。この申請様式の改正點は

- 一、亜鉛華の配給申請は從來は各組合單位に品種別に申請して來たが、今回より地域別(仕向)、最終消費先別(注文)に分類して申請することとした。
- 二、最終消費先別は
 - (イ)軍需用(ロ)官需用(ハ)計畫産業用(鐵鋼、石炭、輕金屬、非鐵金屬、石油、船舶、車輛、電力、セメント、自動車、砲安、バルブ、工作機械、曹達の十四部門(ニ)團體用(任意組合、工業

組合等)(ホ)一般民需用
〔註〕(1)右の内前掲四部門に對する當業界の需用は實際上殆どないものと思はれるが調査の對象がかく區分されてゐる爲掲記したること(2)同一部門中需用のあるものでも製品そのものが直接生産用若くは營業用に供せらるゝもの以外は一一般民需用に記入のこと。例へば鐵道省購買會よりの注文のものは鐵道省の職員及びその家庭用に供せらるゝにつき鐵道省の直接の營業用ではないので、官需用とせず一般民需用とすること。又任意組合又は工業組合よりの共同購入に依る注文は用途が販賣の目的にあり、その組合の生産用に供せられるのではないから、これも團體用とせず一般民需用とすること(3)軍需用、計畫生産用も同様直接生産原料用として使用せらるゝもの以外の職員又は家庭用に供せられるものは、軍需用計畫産業用ではないこと

三、地域別は内地向、臺灣向、樺太向、朝鮮向、滿洲向、北支向、中支向、南支向、蒙疆向に區別する
以上の如き申請様式により、化粧工聯では組合員より亞鉛華月別所要量の調査をなし、一括して日本鉛華工業組合經由日本鉛華アンチモン統制組合へ申請、十六年十二月分よりこれを基準にして配給割當がされることとなつた。

⑦ 小麥粉・澱粉

洗粉、シャンブー等の原料である小麥粉、洗粉、シャンブー、打粉、白粉等に使はれる澱粉、いづれも戦時下日本の主要代用食料として、これまた業界の困窮する原料の一つである。

小麥粉の配給統制は十五年八月より小麥粉等配給統制規則が實施せられ、各府縣單位に例へば東京ならば東京府臨時生活必需品配給部の指令によつて、各府縣の小麥粉卸商業組合(以前は小麥)が配給することになつた。東京化粧品工業組合では大體實績の割ほどの配給を受けて來た。十六年度一、二月には東京府の總消費料三十萬袋位、その中約百袋ほどが化粧品に向けられた。十六年七月には既述の如く「小麥粉等製造配給統制規則」に改正強化され、次いで八月十六日には公定價格の改正によつて從來各社の商品別に指定され

たものを整理して規格によつて、指定されることとなつた。この規格による強力粉はねばり強いが業界には色の白い薄力粉が歡迎されてゐる。ところが今回の規格改正を機會として、小麥粉は漂白せぬこととなつたため、業界品の洗粉シャンブー等に色つきのものが出現することになるであらう。

澱粉の配給統制は十五年八月の澱粉類配給統制規則が定められ、農林省特産課の下にこれが統制機關として日本澱粉株式會社が指定された。この時指定された澱粉は、
一、甘藷澱粉(馬鈴薯澱粉、芋澱粉)
二、馬鈴薯澱粉(未熟を含む)
の二種であつたが、十六年五月十六日附農林省告示によつて更に追加され

- 三、タヒオカ澱粉
 - 四、アロールート澱粉
 - 五、前各項の澱粉類を精製し又は混合したるもの(例へば甘藷澱粉)
 - 六、前各項の澱粉類に葛粉、蕨粉その他の澱粉類を混入したるもの
- これによつて七月官民の協議會が開かれ、聯合會ある業界に對しては聯合會へ配給することとなり、業界では十六年度は化粧工聯から申請された。

澱粉は大體年三回に割當られ、十五年度には二回及び三回の配給があつた。十六年度は増産の見込であるが、化粧品關係への配給はあまり期待出來ぬとしても少くとも、十五年度の配給が豫想されてゐる。
コーンスターチ、ライススターチについても業界にはかなりの實績があるが、現在未統制とはいへ殆んど入手困難の状態にある。
澱粉から製した餡が煉齒磨の原料に使用されることがあるが、これも自治統制されることになつた。これは東京水飴商業組合へ申請する。

⑧ アラビヤゴム・タラカントゴム

齒磨原料であるアラビヤゴム、クリーム、化粧液、クリーム白粉、化粧水、齒磨、頬紅、眉墨、セツトローション等に使用するタラカントゴム、いづれも近東を産地とするもので十六年に入つて獨ソ開戦以來、歐洲大戦は近東に擴大したため、その入手は一層困難となり、殆んど絶望視されるに至つたのである。
いづれも商工省化學局有機課の管轄下であり、アラビヤゴムは日本アラビヤゴム統制會配給部(東京事務所は株式会社、社小西安兵衛商店)において行ひ、大體

年四回の配給があるが、十六年度前期には二回の配給があつた。
タラカントゴムは日本タラカントゴム配給會社において統制され、化粧品關係では全國化粧品組合タラカントゴム配給統制會があつたが、配給の事實は單に名目にすぎなかつた。十六年に至つて化粧工聯がこれを受繼いだ。前後を通じて十四年度に一回の配給を受けたに過ぎなかつたが、十六年度六月に至つて、十六年度第一・四半期分として少量の配給があつたのである。

⑨ 硼砂・硼酸

クリーム、化粧水、洗粉、シャンブー、打粉、ローション等使用する硼砂は、早くから日本硼砂統制會が自治統制を行つて來た。これは硼砂の原礦が北米から輸入されてゐたものが、事變以來杜絶したことによるもので、爲に南米からの輸入に頼つて來たのである。ところが十六年八月以來船腹の關係から遂にこれも杜絶を餘儀なくせられ、國內の需要はストツクを喰ひのぼしてゆくより、仕方なく、こゝに極端な重懸主義が敢行されるに至つた。情勢が是の如く逼迫するにつれ、自治統制の域を脱することを餘儀なくされ、商

工省有機課の指令によつて十六年四月、前記の統制會を改組して、日本礬砂統制組合(東京本郷區本町小西)を設立して強力な統制を實施することゝなつた。

この礬砂を原料として製造する礬酸についても、當然統制は強化されてゐる。業界ではクリーム、齒磨、化粧水、洗粉、シャンプー打粉、ローション等々に使用され、その用途も多様であるが、薬局などで少量ならば入手出来る。統制は日本工學用礬酸統制會(大阪市野田區)に於て行つてゐる。

⑩香 料

香料について最も力強いことは、所謂香料の三大原料たるシトロネラ油、芳油、レモングラスが全部國産で出来ることである。即ちシトロネラ油は從來ジャバで主として産したものであるが、現在は臺灣で豊富に出来ることは周知のとほりであり、芳油も臺灣の樟から採れるもので、しかも世界唯一の産地として知られてゐる。レモングラスも臺灣を始め八丈島、小笠原島などから産出される。これらの原料からスタートして合成される人造香料といふものは、量的にいつて先づ香料の三五乃至四〇%を占めてゐるといつてもよい。

あらう。たゞこれを合成する際使用する助劑は時局柄やはり相當入手が困難ではあるが、十五年設立された東京合成香料工業組合、また近く認可となる大阪合成香料工業組合を通じてこれが大部緩和され、大體順調に進んでゐるやうである。

輸入香料はすでに事變以來輸入は杜絶されてゐることは申すまでもないが、たゞ一部輸出石鹼、化粧品用としてのみ輸入を許可されてをり、これは總て日本輸入香料統制會を通じて行はれることになつてゐるのである。元來香料は國産品と輸入品とを適宜に配合することが常套となつて來たのであるが、輸入品の杜絶によつてこれが不可能となり、従つて國內用香料は從來のものと同じくても多少變つてくることを免れないのである。といふと、これは一應日本の技術が外國のものに比して劣つてゐるかの感をも與へるのであるが、他の國々においても同様日本の香料が入手出来ぬために困つてゐるのであり、これは技術の問題ではないのである。従つて大體の傾向としては、日本で將來需給し得るもののみを使用する結果、また一方石鹼等の公定價格に無理があるため、高價の香料を使用出来ぬので、現在は本舖によつては何程かのストラク

があり直ちに變ることはないとしても、やがては矢張りその個々の香りを變へなければならぬものと豫想されるのである。

香料の公定價格は、商工省化學局のもの、中でも必需品の順位ではかなりの上位にある關係から、年内には公定が出来の見込である。一體香料は溶劑とその構造が接近してゐるために、化學工業用の溶劑の増産計畫による餘剰が香料にまわることもあるし、その他洗劑、醫藥品等ともきりかへられるものが多い關係から、香料自身は不要不急品視され勝ながら、これを少し用途を變れば香料にもつて來られるといふことがある。

香料の需要方面では、最近内地の石鹼、化粧品の生産數量は縮少してゐるが、これに反し圓域方面からの需要が非常に増加してゐる。これは現地で石鹼、化粧品の製造をする場合現地に適當な香料がないことに起因するものであるが、貿易調整等の關係からその數量は一定限度しか許可されぬし、内地の需要に支障を來すやうなことはない筈である。

香料の統制は他業界に比してあまり強化されないで、十四年設立された前述の日本輸入香料統制會が唯一の機關であつたが、臺灣シトロネラ油輸出組合が設立されて、臺灣全

島のシトロネラ油を統制し、内地へ移入されるものはすべてこれを通すこととなつたので、これに對照して内地にも、東京香料商業組合、大阪香料商業組合が設立され、こゝで内地需要者に對して配給することゝなつてゐる。

もともと香料關係の業者は東京大阪を合せて七十店位に過ぎず、纏まりが付き易いので、やがてがつちりした統制が出来上るものと豫想されてゐる。以下比較的需給關係の圓滑でないものについて少し記して見よう。

ワニリン香料は臺灣の樟腦油からスタートする合成香料で、從來英、佛から輸入を仰いでゐたのであるが、最近高砂香料でこれをつくるやうになり、化粧品、ワニラの香りの菓子などの需要を充たしてゐるが、電力制限などの關係から充分といふわけにゆかぬ。芳油もやゝ少い。臺灣の事賣局で扱つてゐるが從來第三國向を主としてゐる内地の需要は少量であつたが、資金凍結などの關係から、内地に流れるやうになつて來た。また凡ゆる化粧品香料に用ひられるリナリール・アセテートも最近醋酸が入手出来るやうになり、需要に應じられるやうになつて來た。イオノンは口の中に入れるもの以外の石鹼化粧品には何んでも使用できる人造ヴァイオレットであるが、

これはレモングラスからスタートした合成香料で、助劑が入手困難なので、充分に出來ず、ひつぱりだこになつてゐる。以上の合成香料の外、天然香料としてはパッチンリがある。これは非常に豊富で、内地の需要を充して輸出するほどである。その他黒文字油、オレンジ、ボンカンなどがある。ラベンダー、ゼラニウムは内地に誠實的に栽培を始め、北海道あたりでは良好な成績を擧げてゐる。

⑪その他の化粧品原料

ベアラム、ヘヤトニツク、特殊ポマード、クリームなどの原料となる薄荷は、國産品に恵まれてゐるため、未だ統制されてゐない。日本薄荷卸商組合において配給を取扱つてゐる。

木蠟はやがて統制されることにならうが、目下のところ、輸出用のものが止つたために、國內にかなりダブつてゐるやうである。チツクなどの原料となる蜜蠟は商工省有機課の指令の下に、日本蜜蠟組合(大阪市東區)において自治統制が行はれてゐる。蘭印、支那、朝鮮等を主産地とするが、産額は少い。重に軍需に使用され、その他醫藥、電線、スキーワツクス等の關係に配給がある。化粧工聯として

も商工省有機課に配給を申請中であるが、少量のものが配給される見込である。

⑫ガ ラ ス

硝子はその主要原料である工業鹽の輸入減曹達灰の生産減に起因して、十六年度初頭よりいよゝ統制が強化され、屑硝子の處理に關しても統制會社を通じての回收一元化が實施されることゝなつたのみではなく、製品としての硝子壘に對しても嚴重に規正を行ひ、そのためには硝子工場に對する石炭制限にまでも及んだのである。即ち十六年二月、商工省令によつて「硝子層配給統制規則」を公布硝子製造の副原料又は代用原料である硝子屑の需給を調整するため、硝子屑の配給を日本硝子工業組合聯合會並に板硝子協議會に一元化し、五月一日より切符制が實施されることゝなつた。

これと同時に日本硝子工聯では計畫生産專門委員會を設置し、商工省の指令に基き硝子製品の計畫生産について努めることゝなつたが、四月には化粧品瓶について東京化粧品工業組合に對し協力並に調査資料の提出方を求めて來た。その結果、瓶形品種の整理によつてその單純化を圖ることに意見の一致を見、

東京、大阪兩工業組合においては十四、十五年
年度の使用量調査をした結果、三割方の自肅
によつて計畫生産に順應することを申合せ
た。然るにその後硝子工聯においては、周囲
の情勢より見て、品種の三割單純化のみでは
到底押しきれず、これを離れて化粧品の内容
と罐の目方とを基準にした規格の設定に方針
をおき、生産數量の緩和に努めることとなり
左の如き規格基準答申案を決定した。その規
格は

透明生地(廣口、細口)、玉生地(細口)
アラバスター生地(細口)のものは、二十
五入の化粧品に對しては十入の瓶、三十入
入のものは十三入の瓶を使用、以下二百瓦
入のものは十五入の瓶使用まで十二段階を設
ける。玉生地、アラバスター生地の廣口も
のものは二十五入のもの十四入瓶、三十入入
のものは十七入瓶を使用、以下同様にして二
百瓦のものに至るまで十二の段階を設ける。

以上の如きものであつたが、その後七月二
十六日東京化粧品工組と硝子工聯との聯合協
議會において、化粧品業者側としても大體こ
れに同意を表した上、更に左記の如く化粧品
の各品種毎に何種かの規格罐を使用すること
となつた。これは化粧品自體の規格にも關聯
を及ぼすものであるが、その後物價局よりの

指示により整理した上、次の通り東京工組の
案を決定した。

- クリーム・クリーム白粉
三〇瓦、五〇瓦、七〇瓦、一〇〇瓦
ボマード 三〇瓦、五〇瓦、七〇瓦
香油類 三〇瓦、五〇瓦、七〇瓦
ヘヤトニック及びローション
五〇瓦、一〇〇瓦、一五〇瓦
プリランチン 三〇瓦、五〇瓦
ペーラム及びキニー 一〇〇瓦、二〇〇瓦
煉白粉 四〇瓦、五〇瓦
水白粉 五〇瓦、一〇〇瓦
矜白粉及び固型白粉 二〇瓦、三〇瓦
化粧水、化粧液及び乳液
五〇瓦、七〇瓦、一〇〇瓦、一二〇瓦

この規格案は商工省に提出され、検討が重
ねられてゐる中、一方硝子業界には急速に企
業整備問題が進められ、この規格問題は一應
保留の形となつて了つた。この硝子業界の企
業整備問題は、十月三日商工省より「硝子工
業企業整備要綱」が發表され、それによつて
整備方針が進められることとなつたのである
が、その全文は次の通りである。

硝子工業企業整備要綱

硝子工業の整備に當りては原材料、燃料
及労力の節減、有効利用に其の重點を置き
企業の組織化及合理化を図る爲、板硝子製

造工業を除きたる硝子製品工業につき差當
り左記方針に依り資材の重點的配給、製品
の規格統一、企業の間共同販賣制を實
施せんとす。

一、資材の重點的配給

資材の配給に就ては單なる實績主義に依ら
ず緊要なる製品に對する資材を確保すると
共に時局上不要不急なる製品に對する資材
の配給を停止する方針の下に計畫生産を實
施すること

二、製品の規格統一

企業經營の合理化を促進し併せて物價統制
を容易ならしむる爲急速に製品の標準化又
は單純化を図ること、規格の設定に當りて
は努めて削肉に留意すること

三、企業の間

(一)左に掲ぐる罐類の製造業者(コ
ーックス案に依る製罐業者を除く)にして自
働製罐機械を有せざるものをして其の所有
に係る全設備を現物出資(併せて現金出資
するを妨げず)せしむるとともに遊休自働
製罐機械を有する罐類の製造業者をして現
金出資又は當該遊休設備の現物出資を爲さ
しむることに依り合同體を組織せしむるこ
と

和洋酒場、醬油場、酢場、清涼飲料水場、
牛乳場(哺乳場を含む)食料用場(罐詰
代用場、調味料用場を含む)文房具用場、
藥場(但し藥局共口場を除く)工業用諸場

化粧罐、貯藏用場(陳列場用を含まず)

(ロ)本合同體をして遊休自働製罐機械を
活用せしむること、之が爲遊休自働製罐機
械の所有者が當該遊休設備の現物出資を爲
すものに非ざる場合は合同體をして遊休自
働製罐機械の所有者より當該機械設備の賃
借を爲さしむること
(ハ)現物出資したる設備にして優秀なる
ものは自働製罐機械に非ざるものと雖も之
が活用を圖り非能率設備は之を休止せしむ
ること

(三)合同體の規模は各組織者に對する昭
和十六年八月分資材配給の實績に基きて算
定し一日生地熔融量一萬貫以上とすること
(二)(一)に掲ぐる罐類を除きたる製品の
製造業者に就ては同種の製品の製造に従事
し且地域的に近接する者毎に全設備の現物
出資(併せて現金出資するを妨げず)を爲
さしむることに依り合同體を組織せしめ合
同體内部に於て優秀設備に生産を集中し非
能率設備を休止する等經營の合理化を図ら
しむること

右に因る合同體の規模は各組織者に對する
昭和十六年八月分資材配給の實績に基きて
算定し左に掲ぐる程度を以て一合同體の最
低基準とすること

品

(イ)罐類 (イ)コーックス窯製罐 二千貫
(ロ)醋酸罐一合同體とす (ハ)其他他

物 資 統 制

の罐類 二千貫

- (2)コップ 其他の食器用硝子器 (イ)コ
ップ 五千貫 (ロ)其他の食器用硝子
器 三千貫
(3)照明及機械用硝子器 (イ)照明用器
具(電球用ガラスを除く) 千五百貫(ロ)
照明用レンズ類 五百貫 (ハ)機械用器
具 千貫

- (4)電球用硝子 二千貫
(5)燈火用硝子 (イ)火舎 千貫 (ロ)
油壺、佛具、誘蚊燈 千貫

- (6)理化學醫療用器 千五百貫
(7)漁業用浮標 二千貫

- (8)硝子管 (イ)アンブール管 二千貫
(ロ)其他の硝子管 二千貫

- (9)眼鏡及時計硝子生地 各一合同體とす
(10)人絹用硝子 千貫

- (11)硝子鉤 一合同體とす
(12)魔法瓶、硝子腕環、光珠生地、人造眞珠
生地、硝子マール玉、各一合同體とす

(三)地域、組織者の數等に因り(一)及
(二)に依る合同體を組織し難きときは商
工省の承認を受け數品種に互る製品を製造
する合同體を組織する等適宜整備を図るこ
と

(四)特殊硝子製造業者に就ては商工省の
承認を受け適宜整備すること

(五)各製造業者は一定期間に於ける品種
の分量に應じ各品種毎の合同體に参加する

ことを得るものとする、但し商工省の
承認を受け各品種に對する分量を他の品種
に對する分量に換算し得るものとする
(六)合同すべき製造業者個人に對しては
合同の準備期間經過後は合同體に依り製造
すべき品種に對する資材の配給を爲さざる
ものとする

(七)製造業者の合同體組織は商法上の會
社又は有限會社とすること

(八)合同に依り從來の業務を廢止する事
業主は可及的に合同體の職員等として收容
すると共に此際完全に他に轉業する者に對
しては合同體をして共助の精神に則り相當
の給付を爲さしむること

(九)各合同體の組織完了したるときは工
聯及工組を改組し之等合同體を以て全國的
單一工業組合を結成せしむること

(一〇)硝子加工業者に就ては生地製造及
製品加工を一貫的に行ふを適當とするもの
に在りては關係製造業者と共に合同體を組
織せしむるの外加工業者間のみにも可及
的に企業の間を圖らしむること

(一一)企業合同に依りて生ずる遊休設備
は國民更生金庫をして引受けしむること

四、共同販賣制度の實施

硝子製品の需給調節を圓滑ならしむるため
共販會社を設置し共同販賣制度を確立する
こと

⑬ コルク

歐洲大戰の激化と共に海上輸送の困難は益々加はり、ポルトガル等を主要産地とするコルクも亦輸入不可能となり、入手は仲々むづかしい。大體化粧品関係でコルクを使用する場合といへば次の通りである。

- 塙栓(化粧水、水白粉等)
- 孔明き塙栓(ペーパー等の振り出し塙)
- バツキング(化粧水、香水、ローション等のキャップの内側に貼つてあるもの)

などで、これには屑コルクを凝固した壓縮コルクではどうしても内容物の蒸發を防ぐことが出来ず、天然コルクを是非必要とするものである。商工省無機課の監督の下に、日本コルク工業組合聯合會があるが、化粧品工業組合でも、天然コルクを絶対必要とする種類用途、最近一ケ年間の実績等について報告を提出、最低限の確保に努めてゐるが、今後ますます入手困難を豫想せねばならぬであらう。塙栓などのコルク製品の公定価格は十六年二月十九日商工省告示第百三十四號で公布されたが、これはコルクの寸法、厚さ、直径等の要素による規格によつてその製造並に販

賣價格を指定したものである。

⑭ 合成樹脂

一般に合成樹脂と呼ばれてゐるものには、次のやうな種類がある。

- 石炭酸樹脂(フェノールレジン)、尿素樹脂、カゼイン樹脂、グリブタル樹脂、ヴィニル樹脂、ステロール樹脂、アクリル樹脂、等を擧げることが出来る。石炭酸樹脂は石炭酸とフォルマリンから造り、尿素樹脂は尿素とフォルマリンの縮合から得られる。アクリル、ヴィニル、ステロールの各樹脂はカールバインドからアセチレンを造つて、これを種種反應化合させて造る。しかしその中で一番知られてゐるのは石炭酸樹脂であり、これに亞ぐものは尿素樹脂である。その他の樹脂は比較的新しい研究であるのと、その用途が特殊の方面に多い關係から、一般にはあまり知られてゐない。これらの合成樹脂はすべて石炭を原料とするものである。

先づ石炭からコークスを取つた残りのコークスからベンゾールを造り、これを化學的に處理して、石炭酸を得る。一方石炭から一酸化炭素を取りメタノールを作り、これを酸化して水溶すればフォルマリンが出来るか

ら、これと石炭酸を作用させれば石炭酸樹脂となる。また石炭から炭酸瓦斯を取り、アンモニアと一緒にして尿素を作り、フォルマリンを作用させれば尿素樹脂が出来、石炭からカールバインドを造つてこれを水と作用させればアセチレンが出来、これからヴィニル樹脂その他を造ることが出来る。

ベークライトなども石炭酸系の合成樹脂に屬するもので業界では化粧品容器のキャップに主として使用されてゐるが、その原料となる石炭酸は従前から國內で自給出来たがフォルマリンは今回の歐洲戦争前までは、獨逸から相當の輸入を仰いでゐたもので、戦争勃發と共に獨逸からの入荷は全く絶え、これに代つて輸入の手段となつてゐたアメリカ物も、獨逸の開戦以來全く杜絶、昨秋以來極端な逼迫を告げ始めた。加ふるに消費の方面においては、軍需の増大著しく、平和産業たる業界品はいよ／＼窮屈になつて來た。同じ石炭酸樹脂でもテツソライトの方はまだしもでもある。

このやうに合成樹脂殊に石炭酸系樹脂の主要原料の供給が一層不圓滑となつたため、合成樹脂工業界では昭和十四年來各種の統制を實施し、先づ商工省の唱道により「合成樹脂

統制協議會」の構成を見るに至つた。次いで

製品の供給確保を圖るため、商工省の提案に基づいて「合成樹脂製品受註承認制度」を實施することゝなつた。この制度は特に合成樹脂製品の觀點から國防上重要な産業に對し優先供給を目的とし、これに必要な原材料を優先確保し、「特別配給」として、合成樹脂製造業者に割當を行ふことを主眼してゐる。従つてこの特別配給を受ける需要家といふのは商工省の指定した需要者團體に加入してゐる者に限られ、指定需要者以外では、用途がこの制度の趣旨に合致してゐると認められた場合だけ特別配給を受けることが出来る。この特別配給以外の「一般配給」においては、特別配給の残りが配給されることゝなるので獨ソ開戦以來とみに逼迫を上げつゝある情勢において、この一般配給の範圍はますます縮小されつゝあり、化粧品關係への配給は遺憾ながら困難といはざるを得ない。化粧品工業においてはこれが獲得のために東部合成樹脂製品工業組合に對し、實績調査書を提出これが配給方を申請したが、後記の如く既に合成樹脂界そのものが企業整備に努めつゝあるの秋として、その効果は期し難いものがある。また諒つて假りに指定需要者團體たる「代用品協會」に

參加することが出来たとしても、配給については絶望であらうと豫想されるのである。

合成樹脂材料の統制は日本合成樹脂統制會社の設立によつて、受註、生産、配給の一元的統制が行はれ、その設立に伴ひ企業形態の根本的合理化が促進されることゝなつた。合成樹脂成型材料製造業者から統制會社に参加する希望者については、九月末を以つて正式申込を締切つたが、總數二〇七社の中一三四社が參加することゝなつて、結局七三社が轉廢業を餘儀なくされるに至つた。

一方加工製品部門においても七月全國合成樹脂製品工業組合會が設立されて、一元的に製品の統制をして來たのであるが企業整備については商工省から正式に整備要項が通牒され、全國工聯の自治的統制を以つて着手された。まづ十月中旬工聯内に委員會を設置して具體的方針の決定が行はれ、十六年度中には完了する豫定で整備が促進されることゝなつたが、基準案數二十案として、總業者數八〇〇餘を二〇乃至三〇〇に減少させるものと豫想される。

⑮ セルロイド

金屬の代用品として小間物雜貨類の重要原

料であるセルロイドは、十五年八月その生地層生地及び故生地の公定價格が決定、その十二月にはセルロイド製品の公定價格が決定して業界の安定を齎したのであるが、十六年に入つてから、セルロイドの原料たるアルコールの配給難のために、漸減の傾向を見せ始め一抹の不安を漂せた。然るに十六年度上半期を過ぎ臨戰體制下に入つてから、俄然セルロイドの副原料たる硝酸の拂底を告げ始め、セルロイドの製造は殆ど生産停止の状態に陥つて了つた。各業界とも相當量のストツクを有するため、今直ちに販賣面までの打撃はないとはいふものゝ、新興製品として既に代用品の域を脱しつゝある主要材料であるだけに、各方面に與へた衝撃は相當大きかつたのである。しかしながら、このストツクといへども恐らくは十七年初頭には拂底して了ふものと豫想される。今回の生産停止状態に對する見通しとして一説には樟腦の餘剩處分のためと硝酸の増産計畫の實施とによつて十七年四月頃には再び生産が開始されるものといはれてゐる。然しながらセルロイドの配給は後記の如くその順位を設けられてゐる關係から、個々の製品に對する配給は殆んど絶望視されてゐる。それは軍需産業、工作機械、鐵

山用具、農具等々の増産計畫用資材への極度なる重點主義が實施されるものと見なければならぬからであつて、従つて木製品、竹製品への轉換が要望される所以である。屑、故セルロイドについてもその回收數量が極端に減少するため、自然それもまた絶望である。

セルロイドは商工省化学局有機課の管轄下にあり、セルロイド生地商業組合によつて加工業者への配給が行はれてゐるが、十六年十月設立を見た日本セルロイド生地統制會社によつて生産と配給の計畫統制が一元的に實施されることゝなつた。同社の業務はセルロイド生地の需給調整、買入並に販賣、品質並に規格の改善等であるが、以下その業務規定によればその需給調整については、生地の製造、輸入、移入の各業者はすべてその製品を全部この統制會社に買上げられ、その配給は次の區分に従つて行はれる。

- 一、軍官需向
 - 一、第三國輸出向
 - 一、圓アロツク向
 - 一、一般加工(生産補充用品、生活必需品、代用品その他)向
 - 一、その他向
- 右の區分によつて生地配給割當を受けるも

のは左の通りである。

- 一、軍官需向、代用品向、圓アロツク向はそれ〴〵その事實を證する證明書等の所持者(代用品は協會の認定による)
- 一、第三國輸出向はセルロイド振興株式會社
- 一、一般加工品(代用品を除く)向は加工業組合又は加工業團體
- 一、その他向は同會社において承認したるもの

以上の中代用品向及び輸出品向についてはその使用する生地の所要量につき、更に所屬組合の證明書を添付しなければならぬ。生地の配給割當希望者は、毎月五日までにその翌月における生地の所要數量、種類、加工品の品種、その他同會社において必要とする事項を明記した申込書を提出することになつてゐる。同社の業務運営は第一部新製生地、第二部再生生地の二部制によつて行ふが、第一部には混製並にチツソロイドを含んでをり、チツソロイドについては別に特別の機構が考慮されてゐる。

⑩鐵 鋼

今車變の勃發と、もに逸早く鐵鋼が統制を

より、臨時措置法に基く省令で

鐵製品製造制限規則が實施された。(法規法令)これによつて新たに追加せられたもの百五十品目に及び、身の廻り品は勿論、日常生活からは殆んど鐵製品が一掃されることゝなつたのである。この規則で制限される鐵の種類は

鐵鐵(ニッケルを含有するものを除く)
普通鋼及び特殊鋼(ニッケルの含有量千分の四以上のものを除く)
以上のもの、屑及び故
てあり、この中除外されたニッケル含有の鐵はそれ〴〵「ニッケル使用制限規則」(八・二〇商工省令六二號)によつて別に取締られるので、事實上は全面的な制限である。(第一條)
指定品目の中業界關係品として左の如きものが包含されてゐるが、これらは何れも昭和十六年九月二十五日以後は鐵を使つて製造することは出来なくなつたのである。(第二條)然しながらその手持品の販賣については三ヶ月の猶豫期間が設けられ、十六年十二月二十五日まで賣ることが出来る(商工省令八四九)但し現に製造中の仕掛品は九月二十五日から一週間に一定の書式に従つて(第四條)許可申請書を工業組合又はその聯合會を通して地方長官へ提出して許可を受ける(第三條)。この外特別

うけたことは、鐵と油の戰爭といはれる近代戰の特色として當然のことであつた。車變前の昭和十一年においては鋼材は大體自給自足を保つてゐたのであるが、同年末より戰時體制の時代に入り、既に昭和十二年の春には鐵飢饉の叫ばれる状態となつたが、その夏支那事變の勃發によつて需給のバランスは完全に破壊され、昭和十二年には巨額の輸入を仰がなければならなかつた。そこで政府は先づ海外よりの鐵鋼輸入の確保に努めると、國內の鐵鋼の増産を圖るため

製鐵事業法(昭和十二年八月)を施行。次いで十月には消費制限を意圖し鐵鋼工作物築造許可規則によつて特定の工作物以外の建築物に鐵鋼を使用することを制限せしめた。更に翌十三年四月には、

鐵鐵鑄物の製造制限に關する件なる商工省令によつて、鏡臺、煙草セット、鉄等の業界關係品をも含む七十一目について鐵鐵の鑄造を禁止したのであるが、次いで八月十五日より、

鋼製品製造制限に關する件が實施され、バンド用金具、煙草セット、シガレットケース、ライター、鏡、コンパクト

の事情により地方長官の許可を受けた場合は鐵の使用が許されるが、この場合も一定書式(第四條)の許可申請書を提出するのである。

業界關係指定物品

▽安全剃刀のホルダー及容器▽インク壺及インクスタンド▽給具容器及給具皿▽帶留及帶挾▽鏡及鏡臺▽カード立及カード差金具▽カフスボタン▽髪飾品▽蚊遣器(蚊遣線香臺を含む)▽カラー止及カラーボタン▽喫煙用具▽霧吹器(香水吹、金具を含む)▽鎖(工鏡業用、漁業用又は船舶用のものを除く)▽靴篋▽頭飾▽化粧品又は齒磨用品の容器(蓋を含む)▽コルセット用金具▽コンバクト▽シガレットケース▽燭臺▽狀差▽寫眞器用三脚及雲臺▽寫眞立▽スライドフラスナー▽石鹼入▽袖丸み型板▽煙草セット▽茶濾▽調味料容器▽貯金箱▽圖畫用水筒及油壺▽灰皿及同臺▽齒ブラシ入▽パレット▽ハンドパツァ金具▽バンド及バンド用金具▽尾錠▽ブローチ▽機寸容器▽指輪▽ライター▽左に掲ぐる物品又は其の部分品を製造する専用機械器具

▽香水▽石鹼▽ブラシ及刷毛
大體以上の如きものが包含されるが、これが個々の製品の適用については種々疑問の點が多く、當局としてもその態度を明かにし得ないものが多かつた。例へば、髪飾品の項においても花簪のやうに裝飾的要素の多いも

石鹼箱、化粧箱等の業界品と、香水、石鹼、刷毛、刷子、セルロイド及同製品等を製造する機械又は部分品等百三十三品目の製造が禁止され軍需方面への重點主義が強化されることになつた。また一方配給統制の面においても、十三年六月、輸出入品等臨時措置法に基く省令鐵鋼配給統制規則を制定、配給統制は鉄鐵、屑鐵、鐵鐵石及び鋼材より、更に進んで鐵鋼第二次製品たる空罐、五ガロン罐、磨帶鋼、鑄造品、亞鉛鐵板、釘、針金、鐵線にまで及んだのである。

かくの如く生産、消費、配給の三部面に亘つて統制を強化されて來た鐵鋼は、十五年十月以降實施されたアメリカの屑鐵禁輸によつていよゝゝ生産を減少するの止むなきに至つた。こゝにおいて鐵製品は既述の「金屬回收令」によつて遂に回收が實施され、まづ官廳團體會社より各家庭に至るまで、愛國精神にうつたへて鐵鋼の回收が行はれるに至つたのである。

この回收指定品目の中の製品の中で、先に公布された鋼製品製造制限に關する件と、鉄鐵鑄物の製造制限に關する件との二規則中に包含されてゐない製品の製造を禁止するため、この二規則を統合して、十六年九月二十五日

の、又は代用品のあるものは不可であるが、ビン類のやうな結髪用品はその無地ものの製作は支障ないといふ見解であり、その個々の製品についての運用は今後具體的問題の提起によつて解決さるべき點が多いやうである。

17 非鐵金屬

非鐵金屬中わが業界の對象となるものは、鋼を始め、鉛、亜鉛、錫、ニッケル、等の多アンチモン、アルミニウム等から金、白金種類に亘つてゐるが、この中使用制限を受けてゐないのは、僅にアルミニウムと少量磁給による真鍮だけである。即ち

- 鋼は「鋼使用制限規則」
- （昭和一三・一八・一商工省令二八）鉛、亜鉛、錫、アンチモンは「鉛亜鉛錫等使用制限規則」
- （昭和二三・七・九商工省令五二）ニッケルは「ニッケル使用制限規則」
- （昭和一一・五・八・二〇商工省令六二）金は「金使用規則」
- （昭和一一・二・二八大藏省令六〇）白金は「白金使用制限規則」
- （昭和一一・二・二八商工省令三六）

などの使用制限

「銅、鉛、錫等配給統制規則」

（昭和一一・四・七・一五商工省令三四）などの配給統制が實施せられ、事實上平和産

業への使用は禁止されてゐるのである。唯一の残された資材アルミニウムも軍需品としての重要資材であり、配給統制の強化によつて、民需用への割當は極めて限定され、平和産業への配給は殆んど絶望に近い。アルミニウムの地金は七月一日より實施された左記要綱に従つて帝國アルミニウム統制會社において直接配給されることとなつた。

帝國アルミニウム統制株式會社アルミニウム配給統制要綱

- 第一章 總則
- 第一條 本要綱は帝國アルミニウム統制株式會社（以下會社と稱す）の取扱に係るアルミニウム地金（以下地金と稱す）の中軍需を除く官公需用、生産補充用、充足軍需用輸出用及一般民需用（家庭器物用を除く以下同じ）の配給統制に付之を定む
- 第二條 會社の管轄區域は會社業務規程第十二條の規定に従ひ本邦一圓（内地及外地）とする
- 第二章 品 種
- 第三條 會社取扱の地金には品位別に第一表の色別標識を附す

第一表	
特別 色別	アルミニウム地金品位
特一號 黃	九九・八%以上
特二號 黑	九九・七%—九九・八%
一號 白	九九・五%—九九・七%

一〇六	
三號 青	九九・五%—九九・五%
三號 赤	九九・〇%—九九・三%
四號 ナシ	九九・〇%—九九・〇%
格外品 茶	九九・〇%未満

- 第三章 申込者の資格
- 第四條 地金の配給を申込み得る者は左の通り
 - 一、直接左のものを使用する者
 - （イ）板（ロ）管、棒、線（ハ）條（ニ）箔（ホ）電線（フ）スパーを含む以下同じ
 - 二、前號以外の者にして原料地金を直接使用するもの
 - 三、會社の指定したる者
- 第五條 前條の外輸出のものに付ては日本貿易振興株式會社又は政府より指定ありたる者とする
- 第四章 申込方法
- 第六條 地金の申込を爲さんとするものは會社所定の申込書に該當事項を記載の上第二表の期間に従ひ會社宛四部提出すべし但し急を要するもの又は已むを得ざるものについては此の限に在らず

（第二表）

期間	所 要 月	申 込 月
第一期	四月乃至 六月	二月
第二期	七月乃至 九月	五月
第三期	十月乃至 十二月	八月
第四期	翌年一月乃至三月	十一月

第七條 地金の申込経路は左の通り

- （イ）板及管、棒、線を素材として使用するものに付ては其の所屬工業組合（聯合會を含まず）を経由の上日本アルミニウム板工業組合又は管棒線工業組合を経て會社に申込みものとす、前項の場合所屬工業組合なきものに付ては直接日本アルミニウム板工業組合又は管棒線工業組合を経て申込みものとす
- （ロ）箔用に付てはアルミニウム箔統制協議會を経て會社に申込みものとす
- （ハ）條用に付ては條の製造業者を経て會社に申込みものとす
- （ニ）電線を使用する者は電線製造業者を経由の上電線素材製造業者を経て會社に申込みものとす
- （ホ）鑄物用に付ては鑄物業者は其の所屬する鑄物工業組合（聯合會を含まず）を経て會社に申込みものとす、前項の場合所屬する工業組合なきものに付ては直接會社に申込みものとす
- （ヘ）電氣抵抗合金用に付ては電氣抵抗合金統制會を経て會社に申込みものとす
- （ト）製鋼脱酸用に付ては鐵鋼統制會を経て會社に申込みものとす
- （チ）輸出振興用のものに付ては日本貿易振興株式會社より直接會社に申込みものとす
- （リ）對滿支向のものに付ては對滿支向のものは對滿事務局又支那向のものは興亞院の

- 夫々證明書を添付の上直接會社に申込みものとす
- （キ）右に掲ぐるものの外は直接會社に申込みものとす
- 第五章 配 給
- 第八條 會社の給配計畫の設定は毎年左記期間に付之を行ふものとす
 - 第一期 自四月一日至六月三十日
 - 第二期 自七月一日至九月三十日
 - 第三期 自十月一日至十二月三十一日
 - 第四期 自翌年一月一日至三月三十一日
- 第九條 會社は申込書に基き地金の配給に付査定を行ふものとす前項の査定に付ては會社は政府の承認を受くるものとす會社は申込者の所屬工業組合又は統制團體をして假査定を行はしむることを得
- 第十條 會社は査定を終りたるときは申込者及左の團體に對し査定を爲すものとす
- （イ）板、管、棒、線の申込に對しては日本アルミニウム板工業組合又は管棒線工業組合
- （ロ）其他に對しては本要綱の定むる申込經由團體
- 第十一條 會社は直接會社に對する申込を爲したるものに付ては申込者に其の他のものに付ては査定通知を受けたる團體に地金を配給するものとす
- 第十二條 會社より配給を受けたる地金は査

- 定以外の用途に使用し又は轉賣若は死蔵することを不得
- 第六章 消費報告其他
- 第十三條 會社より地金の配給を受けたる者は必ず會社所定のアルミニウム地金消費報告書該當事項記載の上會社に提出すること
- 第十四條 會社は地金の配給統制に關し其適正を期せんが爲配給先に對し隨時之に關する實情を聴取し若は其の消費実績又は其他必要な事項の調査を行ふものとす
- 第十五條 地金の配給を受けたる者本要綱の定むる所に違背したるときは會社は政府の指示を受け其の者及關係人又は關係組合若は團體に對し配給の停止其他の適當なる措置を講ずるものとす
- 第十六條 地金の取引に關しては本要綱に定むる外會社業務規程に依るものとす
- 第十七條 本要綱は昭和十六年七月一日より之を實施するものとす但し會社の都合により其の全部又は一部の實施を延期することを得

百七十億貯蓄！

國民一人一人の義務だ！

生産販賣

生産販賣界の一年

昭和十六年の生産販賣界を鳥瞰して、そこに映る事象を拾ひ上げて見れば、先づ第一に浮び上るのは、生産界の不自由に反して販賣界は例年と變りなく好況のうちに終始し得たことである。例へば小間物界に於ける鐵製品製造制限、セルロイド生地の窮乏等、それが波及して製造部を壓迫せることは並々ならず、辛うじて手持材料の總動員及び代用品の眞摯な研究等によつて局面を切抜け得たかの如き觀がある。更に小間物雜貨の範圍は非常に廣くあるものを求めてこれを自己の商品として賣り得る融通性に富んでゐるため、他の業種に比すれば行詰りを感ずる店が少く、これが當業界唯一の強味であつた。また化粧品

界に於いても各種主要原料が何づれも統制物資に編成され、工業組合聯合會を通じて然るべく配給割當は續いたけれども、その量たるや所要實績に比して殆ど問題とならず、そのみに頼つて居ては到底業覺なき有様であつた。これに對しても前から用意の原料が強力な支持となり、外に代用新原料を活用して、市場に商品拂底を告るほどの悲運は露呈せず済んだが、有力本舗の一部商品にあつては相當品不足の聲が高かつたこともある。然しながらこれまたその賣行に於いてはインフレ景氣に助けられて、新春の豫想を裏切り平均して好調を辿ることも忘れなかつた。殊に十二月一日より實施の化粧品五割課税直前

の賣行たるや物凄く、三割と云ふ大幅の増徴であつただけに小賣業者はもとより一般消費者の買漁りが旺盛を極め、本舗への注文申込みひきも切らず、問屋また出荷に寧日なき有様であつた。その上今増税が業界を勇氣づけた要因は、増徴分の即時轉嫁を公定、協定停止の各價格に適用されたことである。

停止價格、協定價格の轉嫁に就いては今次増税の三割の外に、昭和十五年度の増税に於いて製造業者の負擔とした五分までも引上げて宜しいとなつたから、豫想外の好結果にその方途を決しかねるやうな氣配がないでもなかつた。

しかしその背後には硝子工業の企業整備、陶磁器の計畫生産實施から豫想される容器難或ひは貨物自動車、汽車、船舶の一切を通じての輸送難等が追々その魔手を伸しつつかあるかの如くに見え、目先の好況を喜ぶ心の底には來るべき難關を憂慮する暗い蔭がひそんでゐた。化粧工聯の結成、東京工組の部制設置をはじめ、業界内部機構の整備に就いてもこの年は目覺しき進歩をとげたが、これも畢竟すると内外情勢の緊迫に基因する壓迫に抗するための自衛手段の現れと云ふべく、その眞價が表れるのはこれから先の問題である。

小間物界の情勢

昭和十五年の七・七禁令公布當時が小間物雜貨業界に取つては最も大きな衝撃の時であつた。その後世間の氣分も落著き法令の目標に就いての理解が増すとともに、商品製造の技術が長じて許された範圍の資材を驅使して實用品の供給に専念するに至るや販賣部門に於いても商品の取扱ひに積極的となり、昭和十六年は年初から順調な足取を示して一般に考へられてゐたほど悪くなかつた。この様相は中だるみの一時期もあるにはあつたが、概して好調のまゝ年末に近づいた。品物の捌け具合も従つて悪いことはなく何によらず不足づくめの年であつただけに、商品としての形を整へてゐるものがあれば仕入れて置きたいと云ふ氣持が強く働くのは人情の自然であり、それにインフレの浸潤が相重なつて掛賣の勘定なども減切り早くなつて取引上は甚だ好都合であつた。確に購買力に底力が着いてゐると云ふ點では見るべきものがあつた一年である。在來から商品としての價値を認めら

れてゐたものは種類を問はずよく賣れた。昨年からの引續いての業者團體の努力により殆どすべての取扱品に協定價格又は公定價格が設定されて、賣買の間に於ける不安を一掃したことも與つて力あるであらうが、季節を選ぶ日本髪用のものから祝ひの際に使用するものまで活潑な動きを見せた。

然しながら物資統制の強化により原料資材は日毎に逼迫するばかりであつたので、これまでは廢品として捨ててゐたやうなものまで無駄にせず、更に手を加へてそれを生かして使用することを心掛けるやうになつたのは、時代の然らしめるところと言ひ轉換期に備む業界の大きな變化であつた。最も窮屈を覺えてゐた眞鍮及び鐵に就いては所謂少量配給が東京府より廻つて來たのでそれをうまく切廻して少い材料を百パーセントに活用することに心を砕いてゐた。また小間物雜貨の重要資材として業界のホープであつたセルロイド生地が原料關係からその製造量が減退した結

果業界に對する配給が杜絶の状態に瀕し前途甚だ悲觀すべき見透しが一時大勢を支配したのが秋日に及んで製造業者團體の間に増産計畫とともに生地配給統制會社の設立が計畫されるに至り、新機構の成立次第業界にも配給されるものとの期待が湧いた。

しかし實際は手持の生地を使用してゐたので日々の營業に支障を來すほどの窮狀を見るまでにはなほ距離があつた。それはそれとして昭和十六年度に於いて小間物界が最も痛烈な打撃を蒙つたのは實に九月二十五日より實施の鐵製品製造制限の出現であつた。これによつて飾りのある所謂頭飾品は業界から影を潜めることを餘儀なくされたわけだ、専ら飾り氣のない整髪用具及び理容器具の一部の製造に當ることになり、商工省及び東京府の諒解を得ることにも成功した。その區別を例示すると鬘形、鬘髮卷具等が理容器具で、鬘止、鬘止、毛止、後毛止、針金の櫛等が整髪具に屬する。なほそれらのものの上に花や石をつけて飾り立てたのが即ち頭飾品で、禁制品に指定された以上統制物資を用ひることは許されないが、業界として必要なものは製造業者と販賣業者とがともに力を合せて代用品を考慮し竹や木を素材として見本の試作に努

力中であつた。
 今年は旺盛な購買力に乗じて、いままでの手持品を切り廻しながら何と云つても暢びやかに過すことが出来た。しかしこれから先の業界は何うなるか、これが業界人のすべてが頭を悩ましてをった重大問題であり、九月十八日第三次近衛内閣に代つて東條内閣が成立するや革新のテムボが急激に早くなつて懸案の解決は著るしく促進せられ、業界の前途も又容易ならざるものが見受けられたので、業者は機会あるごとに對策を協議し、全國商工聯盟の結成などもその一つの表現であるが、何しろ世界情勢が今日あつて明日を知らぬ激動の中にある關係上業界だけの對策を樹てるといふわけにも行かず、迫り来る企業の整理統合問題その他を控へて業界は日増しに深刻さを加へて来た。

大勢の歸するところ悲觀も樂觀も禁物、大きな流れに即應する構えを以つて日日の職務に精勵するのが結局残された道である云ふことに意見は一致してゐた。

服飾雜貨

昭和十三年七月八日公布同八月十五日より實施の鋼製品製造制限規則及び昭和十三年四

月二十五日公布同月十五日より施行の銑鐵鑄物製造制限規則によつて煙草セツト、シガレットケース、コンパクト、石鹼箱、化粧箱、鏡臺等の鐵製品が製造禁止となつてから、小間物雜貨部門の商品に鐵を使用することは何となく窮屈になつてゐたのであるが、それでも部分品として肝要なところに、鐵線或ひは鐵板を用ひることは許されてゐた部分もあつたわけである。然るに昭和十六年九月一日金屬類回收に關する勅令に基づいてその指定物件が發表されるやその効果を一層適切ならしめるため、鐵製品制限に關する前の二規則を統合し、併せて禁止品目を百五十品目も追加した鐵製品製造制限規則が九月二十二日に公布となり二十五日實施になつた。この追加品目の中には業界關係品として

髮飾品、帶留及び帶挾、蚊遣器(蚊遣線香臺を含む)カラー止及びカラーボタン、霧吹器(香水吹金具を含む)頭飾、化粧品又は齒磨用品の容器(蓋を含む)コルセット用金具、齒刷牙入、ハンドバック金具、尾錠、ブローチ、襟寸容器

等が含まれ、小間物界に鐵を使ひ得る餘地は殆どなくなつて了つた。この中でとりわけ問題になつたのは髮飾品でどこまでを髮飾品

と認めるかに就いては業者側に取つても大問題であるので、その範圍を究明すべく業界の代表者が商工省を訪ひ専任係官の意見を徴したところ、花簪の如く裝飾的分子の多いものは不可ないがピン類の如き無地ものの製造は許可する旨の解答があつた。そこで小間物雜貨卸商業組合ではその要旨を早速組合員に傳達したが、製造業者の團體である金屬小間物工業組合でも所屬組合員に對して「鐵鋼製品にして飾りなきものは從來の通り製造して差支へなき旨商工省より回答がありました。飾りあるものに就いては追つて通知致します」と云ふ通知を出して業者の見解を明かにしたのであつた。業界では小間物のうち頭に關するものを分けて理容器具、整髮具及び頭飾品の三部にしてゐる。右のうち理容器具は結髪に用ひる用具であり整髮具には髮の形の崩れたものを直すもの、髮の形を作るために使用するもの、髮の形を崩さぬやうに使用するもの三種類があるが、これ等は何づれも裝飾的な意味を持つものではないから大體製造しても可と云ふ解纏の成立つ部類に入ると業界では見て居る。最後の頭飾品は讀んで字の如く飾り付けを主眼としたものであるからこれは當然鐵との絶縁を宣告されたわけであつて

摘み花簪などに鐵氣のあるものは使へなくなつて了つた。

そこで鐵線使用の道を塞がれた業界では、造花ピンや摘み花簪の軸と足とに何を使用しよと良いか當惑した結果、全智全腦を傾けて漸くその代用品を考案することに成功した。即ち軸の種類は荷造紐使用のもの、セロファン紙で代用せしめたもの、アケビの蔓を用ひたもの、藤蔓を工夫したものなど、多種多様であるが、ともかくこれまで考へても見なかつたものが手を加へれば使ひ物になると云ふ自信だけは附いたので、業界ではこれに力を得ていかなる統制に遇つても驚かない肚を極めて居るやうである。簪の足になる代用品は竹に加工した竹ライトピンと稱するもので苦心の結果は竹で以つてパネを作り出すことさへ成功してゐる。これ等の代用品が本當に新裝を凝して市場に出て来るものはこれからの問題であらうが、値段は従來のものとは大差ないらしく、臨戰體制下に於いては小間物界の取扱ふ商品も徐々に本質的の變化をなして行くのもこれまた止むを得ない仕儀であつた。

鐵に關するものは以上のやうなわけであるが、鐵以外のものはどうかと言ふに小間物界に於いて非鐵金屬として取上げ得るものは第

一にアルミニウムで、次に些かながら配給のある眞鍮がある。しかしアルミもその配給を日本アルミニウム工業組合の統制に抑へられて業界に對する供給は樂觀を許さず、その配給権が帝國アルミニウム統制會社の手に移つてから事情は一層急迫した。かやうにして使用制限こそ受けてゐないが、十分と云ふわけにはゆかず必要な箇所へ少量づつ使用する程度であつた。眞鍮となるこれは昭和十三年八月十五日より實施の鋼使用制限規則によつて殆ど全面的の使用禁止を受けてしまつたもので、特別の事情による少量配給だけを頼みの綱に簪、ブローチその他の緊要な部分に極く僅かに使用することにした。

かうした金屬類の類勢に乗じて頭を擡げて来たものに何があるかと云ふとそこに身邊裝飾用細貨類に於ける木彫品をあげることが出来る。絶えず新味を求め變化を追つてゐるこの種の商品にあつては、目先を變へると言ふことが全部であるから金屬製のものが可能であつた事變前に於いても金屬のブローチが受けてゐるかたわら木彫があり、硝子製があり、陶器があり、ペークライトがあると云ふ具合に變化の多いのを以て誇りとしてゐたのであつたが、重要物資の統制強化に伴ひ使用禁

止の資材が増加するに従つて自由に使へる木製品が表面に浮び上つて来た。

かやうな意味合から代用品として登場したと見るよりはむしろ時世時節に恵まれて成長したのが今年の木彫品であるとするのが至當である。前から眞鍮のコンパクトに平行して木のコンパクトもあればペークのコンパクトさへあつたことに變りはない。ただ種々の點で目立たなかつたのが、相手の没落とともに光りを増して来たのである。木彫品の缺點は蓋付きなどにする場合開閉の裝置に苦心すること、金屬製に比べて締め難く開き難いためパツとした存在にならなかつた。ところがこの統制時代に際會して見ると材料が無限にあると云ふことは何んとしても強味であるから益々活用されるばかりである。木地に彩色を施して反つて効果を減じてセルロイド並の安物と見られたと云ふやな失敗を経て、木地をそのまま露出して重厚味を持たせることに成功した側もあり、今日の域に達するまでには相當の苦心が伴ひ、なほ過渡期の懐みから完全に抜け切つてゐないが、身邊裝飾品の世界に於ける木彫品の位置は今や不動のものとなつた。ただこれだけ苦心するのはブローチ等の場合に於いてその脚を何によつてつくる

かと云ふ問題である。これだけではどうしても金屬でなければ役に立たないから鐵製造制限規則の影響はここにも及んでゐるわけ、猶豫期間内は手持材料を使用して間に合せることが出来るが、その先の處置に就いては何とか思案せねばならず、こんなところに新興商品の前途を阻む大きな問題があつたわけである。アルミニウムにたよる方法もあるが、當局の方針としては従來鋼線や板金の配給を受けてゐた二十數種の組合を一つの團體に纏めその團體に一元的に配給し、そこから各組合別に配給させるやうな計畫を樹て、その實現を急いでゐたから細々ながらも配給は今後も續くだらうと云ふ希望を持つことが出来た。木彫品の標準は金屬製のそれに比して安價でブローチ等に於いては五十錢から八十錢前後のものが最も販ばれ、意匠は動物又は花果實等をあしらつたものが一般的である。木製品に次いで硝子製のものが市場の人氣に投じ、竹も見込のある材料であるが、滋味が勝ち過ぎて派手なものに向かないと云ふ難があつた。

次に業界の布帛製品として代表的な裾除、腰巻、腰紐、袖口、丸衿紵紙、半襟、帶揚、腰帶、角かくし等は事變以來の統制で生地に

制限が加へられ、規格及び價格も他の纖維製品と同様單一化に向ひつゝあつたが、昭和十六年の十月纖維製品の配給機構に大變革が加へられることになり、小間物業界の取扱品もその渦中にあつて取引系統の一元化が具體的に進行中であつた。なほ商品種類の減少に伴ひあり来りのものを扱つてゐたのでは商賣にならないところから、扱ひ品が雜貨方面に擴がつて賣値の安い一般向きのするハンケチであるとか、割烹着であるとか、婦人用の前掛け、防水袋等にまで業界の觸手は及んで来た。

しかし纖維に關するこれらの商品は、最も先に統制を受けた部類のものであるから生地にも制限があり、實情はストツクのあつた物が持廻りに流れて居るに過ぎない状態である。その大部分の値段は公定價格の一部に協定價格が残つてゐるがそれは前からの残り品に多く、新しく出て来る規格品は全部公定價格品であつた。布帛品に對する景氣にしても他の商品と同じく本年度は悪い方である、農村及び時局産業等に潤ふてゐる地方の購買力には侮り難いものがあり、都會地方の別なく取引は順調であつた。尤も獨ソ開戦後一時的の變調があり八月は動きが停止したが

徐々に小康を得て十月に入つてどうやら元に戻つた。商品を出来るだけ確保して置かうとする意氣組が各方面に溢れてゐたことは本年の特色で、従つて販賣方面には何の心配もないが資材關係で取扱ひ品の種類が少しづつ狭ばまつて来つたので、一般向きのする手堅いものならば何でも手掛けるやうになつてゐた。これが雜貨業者の強味で一つの商品に停滞せず關聯性のあるものを次から次へと取入れて、取扱品に融通性を持たしめて行くところにこの業界の特色がある。これが専門となればその専門品が行詰まればそれで駄目になるのであるが範圍を廣く消化してゐると道は何か拓けて行く。これが云はば有力な一つの武器である。ここを見込んで地方の種々の商品を一緒に扱つてゐる業者は、近來殊に小間物雜貨に力を入れる傾向があり、これによつて品物の廻らない部門の不足を補はうとしてゐる氣配が見受けられる。

小間物業界の大きな分野を占める頭のものに就いて言へば、セルロイド製のものにも本年は大きな變化がある。即ち以前は黒色のものは殆ど顧みられず甲斑や黄揚地が眞物と類似してゐる點を買はれ寧ろ販ばれたのであつたが、本年に入るや目立たないやうに飾り度い

氣持が進んで黒生地のもが出るやうになつた。一方生地の製造業者にしても班の味は上等の材料でないとなつて來ないのに反して、黒色は混ぜ物があつても間に合ふところから材料不足の時勢に於いて販賣側の註文が製造業者側の希望と偶然一致すると云ふ現象が起つたと言へる。櫛の型は峰の狭いのが流行し出した。これは目立たないやうにと云ふ氣持からの必然的な要求でせめてもの望みは影に氣の利いたのが欲しいと云ふ程度であつた。本年の傾向としては何でも材料の消費が儘量で済み、實質的に目立たないものと云ふことになつて來つた。

鐵の使用禁止のためばかりでなく必要材料の窮乏は日とともに目立つて、公定價格で購ひ得る統制外の物資までその量は益々心細くなるばかりであり、それを補ふために今までも考へても見なかつた代用品の研究が眞剣に開始された。來春にはそれらの新しい考案品が市場に出初めることも期待されるが、それにしても手持材料のある處にはそれを活用する頭腦がなく、頭腦のあるところには材料が足りぬと云ふ惱みがつきまとい、業界の再出發のためその缺陷を矯正しようてはないかと云ふ聲が漸く高くなつて來た。

ゴム製品

ゴム業界の昭和十六年度に於ける問題は企業の整備合同である。即ち六月十一日商工省は化學局長名を以て右の如き整備要綱を日本ゴム工聯及び日本再生ゴム工聯宛通牒して來た。

- 一、整備實施方針に關する事項
 - ①整備に當りては設備完備せるものにして技術優秀なる一貫作業可能工場を中心として一貫作業不可能工場を統括若しくは合同せしめ、能率的生産の可能な状態とすること
 - ②設備の不完並びに一貫作業の能否に關する認定は別に定めたる考査機關に於いて行はしむる
 - ③統合若しくは合同の條件は當事者間の合意とするも合意成難き場合はその設備の評価額及び營業權等に關する評價額は概ね轉廢業中央委員會の答申に依り決定を見たるものに準據すること
 - ④統合者は合同せる工場に對する原材料配給統制は一應現行實績比率を認め、第二次的に製品品質、數量、原價等よりする適否の考査を徹底せしめて重點的配給に移行せしむること

⑤後掲實施期間内を経過して尙且つ一貫作業不可能なる工場に對しては以後の原材料の配給を減配するなど適宜措置するものとす

- 二、生産分野の劃定に關する事項

ゴム工聯傘下工場の生産分野の劃定は製品用途の外作業工程をも考慮し適當に決定するものとす
- 三、實施の時期に關する事項

①實施は可及的速かなることを要す

②實施期間は三ヶ月間とすること
- 四、實施並びに考査の機關に關する事項

ゴム工聯内に企業整備中央委員會を組織すること
- 五、再生ゴム工聯に關する事項

再生ゴム工業の整備に就いては再生ゴム工聯の整備案要綱に従ひ實施し、適正企業單位は月産二十萬以上を基準となし實施に當つては可及的高度生産能力化を目標とする。工聯はゴム産業刷新委員會と連絡してこれを行ふ。

以上により九月半ばまでには整備を完了すべき筈であつたが、要綱それ自體具體的なことは何も瞭然と明示してゐないので、本格的な研究に入つたのは七月から八月に入つてから

のことであり、その期限も延期されて十一月十五日までに完了すべしと云ふことになつた。この要綱の示す方針に従へば全国に千三百からある業者が、たゞの三百単位ぐらゐに整理される予定である。業者の数はそれぐらゐになつても全體の生産額は一割しか減退しないと云ふ計算から見ても千軒の業者が集まつて一割のものを生産してゐたと云ふ見方が成立する。然も後に残つた三百の業者が一杯に能力を發揮すればこれまでの生産額通りのものは十分間に合せ得る見込である。この整理のために各地方に委員会が設けられて七、八月にわたつて連日の會合を開き要綱の規定に合致する中心工場の選定をやつて来たのであるが、その基準となるものは各工場の設備したそれも單なる設備でなく優秀なる技術を伴つた設備に重點が置かれてゐた。

そこで製品をタイヤ、ホース、ベルト、醫療用品、工業用品、防水用品等十三の部門に分け、委員もその部門によつて選任してそれぞれの基準を設け、第一に中心工場選定を完了しそれに洩れたものを中心工場に合同せしめるか、左もなければ轉業を促すかの段階にまで進んだ。かうして十一月十五日までにはともかく三百工場が残ると云ふことにな

る。従つてその後は原料の配給もこの三百工場に對してのみ爲されるわけだ、従來は昭和十三年の二三四ヶ月間の使用実績を基準として配給されて来たが、これは曖昧でもあり不公平であつたので整備統合完了後はその製造すべき製品と工場の設備とに應じて重點的に配給されることになる。既にタイヤ、ゴム靴、地下足袋等に對する分は所謂指定配給で、これこれの原料を配給するからタイヤを何萬本、靴を何萬足つくれといふことになつてゐる。しかしここに云ふ指定配給は必需品に限り、軍需及び官の使用するものはそれ以前から指定配給が行はれてゐた。これまでは配給を受けた原料で醫療用品でも水枕でも月經帶でも業者が勝手につくつたが、指定配給となればそれは出来なくなり、物品を指定する標準は昭和十五年の製造実績によることになつてゐる。

例へば昨年水枕を一萬打つくつた工場に對してはその実績に應じてこれこれだけつくれと云ふやうな指示が與へられる。

右の統制に任ずるものは企業合同後新たに設立される日本醫療ゴム統制會社でその構成員には残存工場となり、厚生省からの命令を受けて水枕を何打、オシメカバーがどれだけ

と云ふやうに日本全體の供給數量を決め各工場に對して製造方を指示するわけである。これを受けてその配給を掌るのはこれも新たに設立を見る配給統制會社が當ることになつてをり、東京では醫療品卸商業組合所屬の百五十軒が十軒に整理され、地方では總數三百に達する業者が三十軒に壓縮され、製品は配給統制會社を通じて各府縣別に小賣商業組合に割當てられる。

即ち工場から消費者まで一貫した流れを辿る仕組みが出来上るわけだ自由販賣は全く不可能となる。

小間物に關係のある月經帶、コルセット等の業者に就いてもその数が整理され、加工工業組合を通じて各製造工場から材料の配給を受け、これに手を加へてそれ／＼の製品に仕上げた上でそれを配給統制會社に戻すと云ふ委託製造に近い形が取られる。

袋物

袋物の材料のうち皮革に關する分は袋物工業組合を通じて豚皮、鯨皮等の配給が九月頃まであり、それによつて製造加工を繼續してつたところ十月以後になつてその配給も次第に怪しくなり皮革の前途に對する見込は

立たなくなつた。また代用の擬革にしてからが袋物への配給までは廻り兼ねる有様で、本物がなければと擬革に頼つて行くわけにもゆかず、餘すところは裂地を材料とする布帛製品に専念することだけであつた。これならば四方八方からあるもの、目に留まつたものを集めて來ればどうにか間に合ふし活用し得る範圍も廣いから二年三年のことにはことかかすにすむ。しかし配色となると時局柄國防色系統に統一される傾向があるので、業者側及び一般購買者側の好みの色に應じて商品を調整することは不可能である。

かやうな事情からこちらの注文にはめてハンドバッグなり何なりを造ることは難しく、従來の行き方とは全然反對に先づ材料に基づいてこの裂地ならばどうすればよいかと云ふところからスタートして、その材料が最も効果的に生きるやうに考へて行かねばならぬ。

そのため新型を希望されても、その通りに従ふことが出来ず、材料に適當した型を造つて賣ることが專一となる。また口金となるとハンドバッグ用のものを鐵を用ひて製造することは禁止せられ、ただ囊口の分はまだ許されてゐるものの配給の量を壓縮されて自由が

利かず、口金なしの舊式の單純な型か又は提げ手のついたものに戻らざるを得ない情勢にあつた。なほ袋物の價格は七月十八日全國一本建の公定價格が價格形成中央委員會を通過し、告示は少し遅れて十一月八日の官報紙上に發表され十一月二十日から實施と云ふことになつた。これが對策として業界では日本袋物統制聯盟なる團體を組織し、その下に東京、大阪、京都、名古屋、神戸、横濱の六支部を設け、現に市場にあるもの、問屋の手持となつてゐるもの等に就いて公定價格の規格に合せた査定を行ひ全國一律に價格を統制することにした。これによつて問屋及び小賣商の利潤がある一定限度に制限された結果中間問屋と云ふもの存在は許されなくなつて來るが、これも時勢の影響で致方のない仕儀である。價格の公定に當り業界では、政府の低物價政策に協力する具體的現れとして例へばハンドバッグの如きは七・七禁令に於いて一箇賣三十圓までは認められてゐるのを遠慮して二十五圓の線に自發的に切下げ、價格の點に於て自肅の誠意を示すとともにこれまで裝飾品視されて來たハンドバッグを實用品の域に引上げるべく業者が一致して努力研究することを申合せた。賣買の一番早いところは免稅

點の五圓以下で、業者側も進んでその邊に重點を置くことによつて消極的な面からも時代色を明瞭ならしめることを怠らなかつた。囊口その他の小物にあつては一圓前後のものが數知れず動いた。前にも述べた如く配給材料の道が塞がれてしまつたに等しい情勢に對處して行くには、あらゆる資材を拾ひ上げてそれを商品化することに専念する外道がなく、かうなると皮革の分野よりも裂地の部門の方が融通の餘地が残つてゐる關係上業界の中心が今までの皮革品萬能を去つて徐々に新興品たる布帛製品に傾く形勢にあるのも一に時代の勢ひである。

味に終ると云ふのがその解釋であつた。今後業界が撰ぶ材料は勿論政府の統制下にある重要物資でなく、あるものを拾ひ上げて商品化してゆくのであるから不急品と見られて正規の配給は停止しても業界側の工夫によつては、まだ需要に應じて行くことが出来る。と肚を極め、業界を守らうとする意氣は強く各方面に反映してゐた。一方全般の取引状況は、公定価格が實施となれば價格の引下がある。と云ふ警戒氣分から積極性を缺き昨年と比べると劣るやうな觀があつた。それに郵便制度の改正により代金引換や宅扱ひの廢止となつたことも、從來その恩恵に與つてゐた問屋には大きな打撃であつた。また滿洲向けの輸出は實績の掣肘を受け朝鮮へは一時輸送が困難なために移出が思ふやうに叶はなかつたと云ふやうな種々の事情が業界に重苦しい負擔としてのしかかつてゐた。公定決定後に造られるものは黙つてゐても規定通りのものになり、種類及び値段も單純化されて色彩の華麗型の斬新その他獨特の魅力等を賣物とする手段が影をひそめたのも十六年度の著るしい動きの一つである。なほ十一月に入るや臨時議會に提案されることになつた間接税の大増税案の中に物品税の増徴問題があり、その第一種乙類に

屬するハンドバック袋物も税率が從來の一割より二割に引上げられると云ふ説が確定的となつて傳はつたためそれに伴ひ免稅點の引下げ等のこともあるのではないかと業界は年末に近づくに従つてますます多難を思はしめる空氣を漂はせてををつた。

造花その他

造花、リボン等の類も他の商品と同じく五月頃までは順調であつたが、その後次第に動きから活氣を失ひ始めた。かうした變化は毎年周期的に來るものであるが、今年のそれは特に變り方が目立つてゐた。造花には裝飾り用のものと枝物とがあり、小さな花は引續いて賣れてゐることは事實であるが、一般に自肅の氣分が響いて不急不用品は遠慮すべしと云ふ時局柄頭髪にけはしい飾りを附けるのはどうかと懸念する心が、この造花界の不振をもたしたのであらうと見られてゐた。普通の年であれば派手な宣傳工作によつて不況を打開する術を打つことも考へられるが、今日に於いてはさうしたことは思ひも密らず業者としては成行に任せるばかりであつた。一説には整髪樣式が簡單なパーマネット風で、まとまりがないところからピンを挿す

すべがないので賣足が鈍つたのではないかと見る向きもあつた。しかしこの傾向も九月十月の仕入期が近づくに従つて明朗化の萌しに向つて來たので暮に入れば何とかなるだらうと業者側は季節の動きに期待をかけてゐる。何にしても身を飾り度いと云ふのは女性の本能であつて見れば、金屬類の裝飾品がいけなく、セルロイド製品に望みをつなぐことの至難な時勢に照して簡單な小花は、七・七禁令直前のやうな好景氣は望み得ないにしても、全然動きが止ると云ふやうな心配がなく、ポツポツ來る注文を頼りに廻り來る商賣の春を待つてゐる形であつた。大型のものは服飾品に、小型のものが頭飾品に使用される不文律はこの年に於いても同様で、直徑四分と云ふ超小型造花さへ試験的に現れたのもかうした時勢を反映した業者側の新しい試みである。なほ平常自肅して質素な身なりをしてをるだけに正月とか祭りとかにはせめてもの心が働いて際物のリボンや摘まみは、必ず出るに違ひないと見込んでかその時節が近づくに従つて仕入の氣分が次第に動き出すかに見えたのは心安さを覺える景況である。摘まみは殆ど正月用として賣れるのが大體の慣例であり、リボンは子供用が大部分で大人が用ひるとして

もそれは極く幅の狭いものだけになつた。色彩は割に派手な明るいものが散ばれ、型は小さくても色だけは愛らしいものと云ふところに消費者のせめてもの願望が生きてゐると見ることも出来る。

材料の點に就いては今まで使ひなれた正規のものがないければ何を使つても結構間に合ふものであるから、重要資材一本槍の商品の困り方に比較すれば遙かに荷が軽く、然も十六年度に於いては概して不況であつたので材料の點では結局これが幸して甚しく困窮に當面するやうなことはなかつた。鐵製品製造制限規則の結果頭飾品に針金を使用することは罷りならぬとなつたので、造花業者は針金を使はずにすむ工夫をなし、代用品を使用した見本の作製に没頭したところその效が報ひられてこれならばと云ふ見本が出来上つた。そこで業者一同の會合の席上に於いてその見本を示し、今後は全部針金を使はずに行かうてはないかと云ふ決議をなして國策に協力する決意をしたのも時局柄らしい業界の話題である。

かうなれば從來通りのやり方では賣行にも關することにならうから、勉めて新型を考察して馴れない資材を活用することを考へねば

ならず、これが造花の業界に課せられた明日の宿題である。花舞用の絹布は裏縮子にして人も人絹フラッシュにしても品薄ではあるが、造花に使ふぐらゐは知れたものであり、かつまた需要のあまり起らないために間に合つてゐると言ひたいところである。この國內の不況をカバーするに可成り役立つ望みのある註文が米國から入つて來て、業者の意氣を引立てさせたが、例の七月中旬の資産凍結令によつてそれもお流れとなり、圓プロック向けの強力な統制と相俟つて販路を外に求めることも難しく要するに重苦しい一年であつた。

アメリカから相當量の註文があつたと云ふのは彼等の今までの仕入先であるチエツコが獨逸に併合された結果商品輸入の道が絶えたので、その候補として日本を選んだのであつて豫め、見本を送附したところ大變好評を博してこれならばチエツコ品に劣らないと云ふ見込みから、本式の註文を受取ると時を同じうして資産凍結令の實施があり待望のチヤンスを失つてしまつたと云ふ経緯が秘められてゐる。頭飾用の造花が可成りの不況に陥つてゐるのに反して枝花の方は比較的よく賣れてゐる。これは食糧増産その他の關係で生花の出廻りが薄く然もその値段が高いのでその不

自由を補ふために枝花の需要が湧いて來たのであると見るべきで、花籠の賣行も枝花に劣らず玩具問屋方面へはその小型のものが可なり流れて行つた。なほ頭飾品としての造花を作る場合は針金の使用が禁止となるが、單に造花として枝花などを作るのにはこの禁止令は適用されない解釋になつてゐる。その理由として考へられる點は、その考へは女の手内職でつくられるものであり、それに對して針金使用を禁止するのは社會政策上の見地から見て面白からざるものがあるとともに將來に備へて輸出保護と云ふやうな建前から技術を保持して行くために右のやうな措置が取られたのであらうと見られてゐた。

セルロイド

他の業界の統制が着々進捗して來たにも拘らずセルロイド業界に於いてはその點が非常に遅れてゐた傾きがあつた。それは原料が國産であると云ふ安心からであつたらうが當局自身としてもセルロイドを物動計畫の中に織込んでゐなかつたと云ふやうな話である。業者側では原料國産の優位を種に事變以來代用品の資材には何でも可でもセルロイドを使用せよと宣傳これ勉めて來た過去を持つて

るるのであるが、臨戦態勢の聲が上るとともにセルロイド業界の内面にも色々の波瀾が生じて来た。

先づ原料關係に就いて考へて見ると主要原料たる樟腦は堂々たる國産品であり、同時に專賣品である。しかし買上げ專賣品であるためその買上げ値段が容易に上げられないのに痺れを切らした採取業者達が股販産業に走つたりした結果勢ひ減産となり、それを取戻すべく遅れ馳せながら値上げとなつたと云ふやうな事情がある。もう一つの主要原料である綿ポロに就いても事變この方の繊維の統制で非常に大切な資材となり、以前に比べればその出廻り量に雲泥の差があることは、われわれの日常生活に於いていかに木綿物に渴えてゐるかを反省すれば十分納得出来る筈である。又アルコールは飲料に燃料に夥しい量のものが廻り、硝石は多く輸入に仰いでゐたのであるが、それも特別の管理の下に置かれる形になつて原料資材の八方塞りがやつて来たと云へる。セルロイド生地の生産不足は第一にこの硝石の少いたためであるが、傳へられるところによれば國內に於いて増産計畫が着々進捗中であると云ふことであり、これが完成すれば相當量のものが確保されると云ふこと

である。その曉に於いて國際情勢のためその吐け口を求めることが出来ない云ふと、硝石は貯蔵の利かないものであるからその大部分がセルロイド業界に廻つて来はしないかと云ふ希望の觀測もある。

しかし現在に於いてはセルロイド生地は非常な減産であつて、大日本セルロイド會社に就いて見ても堺本社の附屬工場も東京志村の工場も休み、最も生産能率のある網干の工場すら半分の操業に過ぎないと云はれる。

この状態に就いてはいろいろ問題もあるが結局商工省當局がセルロイドの統制に對してどう云ふ見解を抱いてゐるかとその方針が判然とするのを待つてゐたのである。

生地の生産は五十萬キロ計畫であると云はれる。これは國內の消費をさう見ての計畫であるがこの中軍需に向けられるものが漸次増加して、民需向けのもはその何分の一かになつてゐた。又第一四半期頃までは輸出が盛んに出て外貨獲得の花形商品となつてゐたものであるが、アメリカ通商路の閉鎖以來セルロイドは國內消費が主たるものとなつた。これによつて、セル生地の配給が停止の形にあるつた小間物雜貨界ではやがてその配給が来るものと増産計畫に合せてこの情勢變化に期待

をかけてをつたのである。

なほ當局では本年の十月にセル生地統制會社及びセル屑統制會社の設立に着手してそれを以つてセルロイド業界企業整備の側面的任務を果さしめることになり、十月二十日その發起人會を開催した。政府はこの生地統制會社に對して原料の配給を行ふものであるが、この會社の構成分子には生産業者、加工業者、卸業者がともどもに入り、原料の配給方法としては軍需は別格として、その製造は是非セルロイドでなくてはならないものが第一に擧げられ、次いで生活必需品がこれについてゐるがその内でも不急の程度によつて仕分けされ、それに各會社の生産設備と能力とに應じて配給される。しかしセルロイドでなくてはならないものと云ふ限界は非常に難しく、急不急の限度も劃然と分けることは、なかなか望めないが、かうした方向に沿つて計畫生産が實施されようとしてゐることは確實である。一方屑統制會社の方もそれによつて再生セルの統制に乗出すわけで第一に屑の買集めから始まる。従つてその運営はなか／＼複雑であるが、とにかく業務は開始すると云ふことであるから再生セルと雖も自由に使へなくなる譯である。次に企業整備の問題も徐々に

重大化してゐるが當局はまだ十月頃ははつきりした意圖を示してゐなかつた。合成樹脂或ひはゴムの整備要綱に似たものに據つて企業

の整備が行はれるのではないかと見られてゐる。生地製造會社はともかくとして、加工工場と小賣とが同居してゐると云つた風の難多な組織を持つてゐるセルロイド加工界としては容易ならざる困難が伴ふものと豫想される。前にも述べた通りセルロイド生地の生産量は非常に減つてゐるので生地會社、加工業者、販賣業者ともに餘剰人員と遊休設備を生ずることになるのは限に見えてゐる。なほセルロイド業界企業整備の前提工作としてその設立を要請されてゐた前記日本セルロイド生地統制會社(資本金五十萬圓)及び日本セルロイド屑統制會社(資本金二十萬圓)の創立總會は月を超えて下記の如く十一月五日六日にわたつて開催された。而してこれに伴ひ日本セルロイド聯では全國約二千の加工業者の整備に就いて慎重な研究を開始したが、その大多數が中小業者であるため他の業界とは全く趣きを異にしてゐるので全國を地方別ブロックに大別し且つそのブロック毎に製品別ブロックを作り、中小業者は原則として一製品ブロックのみに包含し、加工業者の専門化を目標と

して製品ブロック毎に企業統合を行ふとともにこれまでの製品別組を解消して地方別ブロックに編成替へを行ふことになるものと推測されてゐた。

即ち日本セルロイド統制株式會社の創立總會は十一月五日帝國ホテルに於いて開かれ、定款、事業計畫を承認、次いで役員選任を行つて完了した。

この會社は商工省のセルロイド生地配給統制規則によつて事業を開始することになつてゐるが、創立總會後暫くは事業開始にまで至らなかつた。なほ同社の役員は商工省の指名にもとづいて左の諸氏が就任した。

- ▽取締役社長 結城鐵雄(大日本セルロイド)
 - ▽専務取締役 齋藤和三郎(大日本セルロイド)
 - ▽取締役新製部長 河本定純(大阪生地組専務理事)
 - ▽同再製部長 久々湊幸七(再製生地組理事)
 - ▽同營業部長 奥野定一(大日本セル營業部長)
 - ▽同西田常藏(瀧川セル社長)
 - ▽同八木卯三郎(製品工聯理事)
 - ▽同赤坂二郎(日本窒素肥料取締役)
 - ▽監査役 藤本雅彦(東京新製生地組理事)
 - ▽同西本元吉(大阪再製生地組理事)
 - ▽同戸谷佐治(東京生地商組理事)
- 續いて翌十一月六日セルロイド屑統制の中

樞機關たる日本セルロイド屑統制株式會社の創立總會は丸の内の中央亭に於いて開催、これも商工省の指名によつて左の役員顔觸れが決定した。

- ▽社長 藤本雅彦(東京セル生地組理事)
 - ▽専務取締役 石原力兵衛(三浦商店専務)
 - ▽取締役 鎌田乙吉(東京セル井再工組理事)
 - ▽同八木卯三郎(大阪セル再工組理事)
 - ▽同永峰兼松(東京輸出セル玩具工組理事)
 - ▽同川上進一(日本セル再製生地組理事)
 - ▽同森居康(セル精洗原料商組理事)
 - ▽監査役 松井善治郎(大阪セル原料商組理事)
 - ▽矢崎包藏(東京セル原料商組理事)
 - ▽清水源治郎(大阪セル再生製工組理事)
- 以上を以つてセルロイド業界の統制機關は一應の整備をとげ、次に来るものは加工業者の分野をいかに再編成するかにあつた。

合成樹脂

電気器具、機械部分品、食器、什器、文具各種容器の部分品等として近來その用途が益々擴がつて来た合成樹脂は、輕くて堅牢で美麗で電気絶緣體であることなどの特徴が珍重がられてその應用は急速に進歩し、支那事

變以來高價な天然樹脂に比し廉價な原料でしかも簡単に生産されるところから金屬代用品として著るしい發達をとげ、すでに二百十餘の工場が新設されたが、未だ家内工業的色彩強く年産僅かに三千萬圓見當である。

その大部分はフォルマリンとクレゾール(または石炭酸)を約半々に混じたるものに少量のアンモニアまたは苛性曹達を加へて加熱、固化せしめた半透明色にしたもので、これが即ちベークライトとして人口に膾炙されてゐる石炭酸系合成樹脂であり、あくまでも代用品工業の域を出てなかつたものであるが、すでに獨米ではこれによる飛行機、列車並びに艦船の胴體、兵器の部分品として鐵鋼同様戦時下生産擴充の主翼をなしてゐると云ふことである。

従つてわが國に於いても今後の合成樹脂は金屬の代替品でなく、その固有の特質を十二分に活用して今日まで金屬に持ち得なかつた品位、用途に峻烈なメスを加へ、あげてこれを國防資材に轉用することが痛感されるに至つた。その特質として挙げられるところは

- 一、生産が極めて簡單であり製作能力が高いこと
- 一、本質的に軽く電氣絶緣力大で酸やアルカリに強く加熱するも溶解せず、混ぜ物な

すればするほど優秀な性質を現はし紙、織布、鋸屑の如き廢物を含ましめ幾重にも重ねて壓縮した積層品の如きは鑄鐵も及ばぬ硬さとなる

等々の諸點に鑑み商工省でも今後はこれまでのやうに茶碗容器の蓋、回覽板の如き生活物資の自由製造を認めず、昨年末から最終製品の重點主義に主力を置き原料の配給に萬全を期して來たが、昭和十六年九月からは、一般用の原料の減配を斷行する一方極力企業の整備を急ぎつつあり、大體現在の二百十餘工場を百二十單位見當に壓縮しその中でも更に重點主義を強化して、特色あるもの同志を糾合せプロック化させて生産の昂揚に努めるとともに製品の需給調整や生産割當等のために十月三十日資本金百萬圓の日本合成樹脂統制會社が新設され、左の役員が就任した。

- △社長 鹽原直三(日本ベークライト社長)
- △取締役 榎直三郎(日室専務) 龜山武雄(松下電器社長) 平井政一(日立製作所取締役) 兵頭勝(東京芝電囑託) 名越虎次郎(日本輪業ゴム取締役) 岡井一(リグナイト専務) 利倉駒二郎(利品工業社長) 鈴木與一(全國合成樹脂製品工聯理事長) 鈴木

齒 刷 子

傳次郎(日本ハインント常務) 鎌倉正幸(日本合成樹脂工組専務理事) △監査役 岡信吉(岡商行社長) 川瀬俊雄(江戸川工業所常務) 柴田楠三(石産精工常務)

しかしてこれが原料たるフォルマリン、クレゾール(或ひは石炭酸)等はいづれもそのまま軍需資材としての需要激増のため、今日では十分な入手が出来ず、これがため合成樹脂の産額が抑へられる形となつてゐるので當局としても新設の統制會を通じて極力これら原料資材の配給に努めることになつてゐるが業界關係品にまでそれが廻つて來るかどうかは甚だ心許ない情勢であつた。

齒刷子の柄は大體セルロイドが主體でそれに續いて牛骨、竹などがあり本年に入つては木の柄が出て來た。毛の方は大部分が豚毛で狸毛、羊毛、馬毛が僅かながらある。以上のうち規格の決定してゐるのは豚毛と狸毛だけである。牛骨と云へば材料の關係から海外からの輸入品を使用するものが多かつたのであるが、國際情勢の悪化で輸入が杜絶してしまつた。またセルロイドは原料の配給がない爲に生地が生産が減じた結果刷毛用の配給がな

くなり一時は可成り前途を悲觀された。

しかし實際は各刷毛製造業者が手持品を遺棄つて按配してゐたので需要に應じ兼ねると云つたやうな窮狀には至らなかつた。

九月以來セルロイドの増産計畫が促進されそれが圓滑に進行中であると云ふのでこれが實行に移されれば齒刷子業界にも配給が及んで來はしないかと大いなる望みを抱いてゐたが、セルロイド柄の將來に對しては悲觀意見がなかなか多い。既に軍部に納入するものは木や竹の柄で結構であるとそれが公然と實行されてゐるので牛骨並びにセルロイドを従前のやうに使用することが許されるかどうか甚だ難しいと云ふのも一理がある見方である豚毛は主として支那滿洲等大陸から入つて來るものが極上品で、内地品は並級と云ふことになつてゐた。ところが事變以來大陸からの輸入が切れて了つたので内地の豚毛を争つて使用するやうになつた。

この内地毛に手持の輸入毛を混じて賄つて來たのがこれまでのやり方であり、いよいよとなれば内地毛のみになるのも已むを得ないと見られてゐるところ、年末に及んで占領地區内の經濟的援助を目的に東亞豚毛輸入會社が設立されると云ふ計畫が持上つた。この會

社が出来れば果して何の程度輸入となるか判らないがとにかく希望を繋ぐことは許される。なほ資金統制令のため支那に於ける占領地區内の豚毛や滿洲の豚毛が第三國へ輸出が利かなくなつて多量のストックが出来てしまつた。これはどうしてもわが日本に於いて消化してやらねばならぬ性質のものであり主務省でもその意向の下に問題解決に臨んでゐるから豚毛に對する期待はある程度持つことが出来る。さうなると心配は矢張りセルロイド柄の供給如何にあるわけが悪くすると明年の下半年には木や竹の柄に上等の毛を植ゑた刷子が賣られるかも知れぬと云ふ見方もあつた。それから次に問題になるのは規格の改訂で、業者側では商工省が現行の規格並びに最高販賣價格の範圍をずつと狭ばめて男子用、女子用、子供用の三種ぐらゐに收縮するのではないかと危惧してをかつたところ十月二十五日齒刷子の最高販賣價格の一部が改正になつた。その内容は検査規定に關するもので十月二十五日以後の製造にかかるとは、日本刷毛工業組合聯合會の検査に合格することを要し同聯合會の定める證紙又は證印を得れば従前の公定價格通りに賣れるが、その検査に外れたものは公定の半額で賣らねばならない。

また十月二十五日以前に製造された手持品は來年の三月三十一日までこれまでの公定通りに賣ることを認められ、その後には半額に切下げとなることになつた。なほ官報告示の全文は左の通りである。

商工省告示第九百七十號

昭和十五年十二月商工省告示第八百五十二號(齒刷子販賣價格指定の件) 中左の通知正す

昭和十六年十月二十五日

商工大臣 岸 信 介

「八」を「一〇」とし以下順次繰下げ七の次に左の如く加ふ

八 前各表價格は日本刷毛工業組合聯合會の検査に合格し同聯合會の定むる合格證紙又は證印を貼附又は捺印したるものの價格とし、その他のものの價格は前各表價格の半額とす。但し錢に満たざる端數は之を切捨つるものとす

九 本表告示前の製造に係るものに付ては昭和十七年三月三十一日まで前項の規定は之を適用せず

以上によつて知らるる如く商業組合の査定品及び販賣業者の手持品は猶豫期間は甚だ不利な條件に置かれることになつたので業界で

は年末に入つてその対策に頭を悩まし始めた。要するに昭和十六年度はストックを動かして市場の要求に應へ、左程窮屈さも覚え過ぎることが出来たと云へる。しかしストックが出拂ふに従つて目先は内地の豚毛に頼らなければならぬ率が多くなつて来たので心細さは増してゐた。飼料の不足及びそれがあつても高價のために豚を飼ふことの利益が見られず、従つて規格に達する毛が剪れる頃になると屠殺して皮革を取る方に廻してしまふので内地毛に多きを望めなかつたのが本年の實情である。かうなると豚毛輸入會社に對する期待はいよいよ大きく、その活躍に俟たねば

化粧品界概観

昭和十六年度の化粧品界は、相次ぐ物資統制の影響をいよ／＼自分のものとして感じ始め、グリセリンの統制、動物油脂の缺乏その他原料に於ける入手難等製造部面は深刻なる打撃を受けて商品調整に一通りならぬ苦難を嘗め、有名品の品切れ、出荷制限は日常のことに過ぎなかつた。而もこれに對する需要

ならぬと考へてゐたわけである。事變以來支那毛の逼迫を補ふべく種々問題になつた人造毛は結局使用に耐へないと云ふ結論を與へられて表面からは姿を没し去つた形になつた。手持品の數量の先が見えて来るにつれてそれをどうにかして長い間食ひ延ばさうと云ふのが製販の立場を問はず業者が考へてゐる共通の問題である。それに呼應して業界内部の整理統合を云々する聲もあちらこちらに擧りその研究が寄々に開始されたが、本年はどうにか切抜けて来たにしても明年は必ず品不足が来るに違ひないと云ふのが一般の見透してあつた。

はインフレ景氣の餘勢を受けてあらゆる部門に於いて購買力が充實するため豫想外の活況を呈し、物さへあれば賣れると云ふ好調振りがあつた。しかしこれを細かく観察すると、六月下旬の獨逸開戦及びそれに續く日本の佛印進駐に相應じて行はれた英米蘭の日本資産凍結、八月半ばの増税氣構へ等の場合は市場

も警戒人氣を反映して一時沈滞氣味であつたが、業界品は根が文化生活の必需品でありそれなしには濟ませられぬ消耗品であるから、絶えず堅實な足取りを示して臨戦態勢下といへども極端なる悲境に沈淪することはなかつた。これはひとへにこれまでの實力が用意せしめたところの豊富なる蓄積の賜物であり、新に受ける原料の配給は少量取るに足らなかつたけれども、今日あるを見越してこれに備へた手持品が、地道な商取引に助けられて豫想外の延命策に役立ち、まづまづ他の業界に比すれば無難な一年を送ることが出来た。しかし十月十六日の近衛第三次内閣退陣の後について出現した陸軍大將東條英機を首班とする東條内閣は、文字通りの戦時内閣であつて、事變處理、東亞共榮圈の確立に缺くべからざる高度國防國家を完成するためには、鐵石の決意を以て勇往邁進、一度び政府の意見として口外せる以上は必ずこれを實踐に移すと約束しただけであつて、年來の懸案を解決すること頗る敏に、業界關係に於いても硝子工業企業整備、陶磁器の計畫生産等が相次いで發表せられ、主要原料の配給減に伴つて容器の前途もまた著しく憂慮すべき状態に陥り、現状維持の不可能を奪々と感じしめるものが

あつた。かかる折しも發表されたのは十二月一日よりの物品税の大増徴案である。即ち政府は十一月十五日より向ふ五日間、臨時議會を召集して浮動購買力の吸収を目的とする間接税の大増徴を斷行。業界關係にありては化粧品の五割をはじめ、洗粉シャンプーの二割、齒磨(粉を除く)の一割新規課税を實施して歳末の業界に衝撃を與へたが、今次の増税の特色は増税額の全額轉嫁を公定、協定、停止の各種價格を通じて至極簡明迅速に認めたとて、事務の簡捷を天下に公約した政府の處置だけであつてその決裁は極めて明瞭に取り運ばれ業界としてもこの點を大いに徳として納税の完遂を誓はざるを得なかつた。かうした外的諸原因に促されて業界内部の機構もこの年は面目を一新した観がある。その一は日本化粧品工業組合聯合會の結成があり、その二は東京化粧品工業組合内に於ける部制設置である。更に齒磨は化粧工組より分離して独自の工業組合設立の機運に向ひつゝあり、髪油業者は新たに東京頭髪油製造業協會を結成して工業組合とともに同業共通の問題に當るべき態勢を整へた。かくて次に來らんとするものを待たんとする業界の覺悟は、次々に新しい形となつて現はれたが、多くの悩みを包

藏しながら、無事に切抜けて来た昭和十六年を回顧するにつけ、憂ふべきは來年度である。業界を待つものは果して雨か風か。一方販賣界に於いては第二次公定待ちに鎮靜してをたつたが、その可能性が薄らぐや、東京業界ではその全部を協定價格に振替へ、二月十五日東京府公報により東京組合の第二次化粧品協定價格はその全貌が發表され、これが第一次公定價格に洩れた商品も價格上の根據が認められて業界はひとまづ安堵した。事變の長期化に伴ひ、原料難の波は遠慮なく業界にも押寄せて來たけれども、他の業種に比較すると思つたより商品の廻りが良好だつたので、その動きは平凡のうちに堅實さを示し差迫つた不安を感じるやうなことはなかつた。四月には東京化粧品卸商業組合の復活がありそれに續いて石鹼の配給機構整備問題から出發した東西兩商組の懇談は、東日本石鹼化粧品卸商組合聯合會の出現をもたらしかくして業界機構は外部からの壓力が加はれば加はるほど着々整備して來たのである。しかし本来の商況は晩春から夏にかけての長雨及びそれに伴ふ冷氣にたたられて地方向けが振はず、その上に獨逸開戦の影響からわが對外關係が非常に緊迫の形勢に迫込まれて來たため

人心とみに緊張を來して商取引もとぎれ勝であつたが、時の経過とともに人氣も安定して九月頃には再び前の好況を取戻すかに見えたが、續いて十月半ばに内閣の更迭があり、その後間もなく大増税案の發表が行はれたので、業界はあけてその對策樹立に狂奔する態であつたが、十一月十五日より五日間の臨時議會を無事終了して、十二月一日より化粧品五割課税その他がいよ／＼實施と決定するや、小賣商及び一般消費者は課税後の値上りを見越して小口ながら買置きの策に出たので市場はなか／＼活潑に動いた。しかし品不足の折柄供給が思ふに任せぬのでその忙しさは實質以上に派手に見えたが、商賣の内容としては小規模のものであつた。要するに昭和十六年は矢繼早々に突發した大事件によつて市場の動搖常ならず、何かある度にその衝撃を受けては一時はハタと鳴を鎮め、又暫くして刺戟が薄らぐにつれて取引が常道に復する頃合になると、次の新事態が展開して人心の緊張を促すと云ふことの連続であつた。そして十一月の増税問題を切掛けに最後の花が開いて、その後また直ぐに黙々として沈痛の表情に還つたと云へる。